

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	重事 00-02 <u>R 5</u>
提出年月日	令和3年9月15日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（重事）

（MOX燃料加工施設）

1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第30条 重大事故等対処設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第1回申請の対象、第2回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙3：基本設計方針の添付書類への展開
別紙2で第1回申請対象とした基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
 - 別紙5：補足説明すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙6：変更前記載事項の既工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

別紙

重事00-02 【基本設計方針、添付書類、補足説明への展開(重事)】

資料No.	別紙		備考	
	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	9/15	4	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	9/15	2	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	9/15	2	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	9/15	2	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	9/15	2	
別紙6	変更前記載事項の既工認等との紐づけ	9/15	2	

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (1/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(重大事故等対処設備) 第三十条 重大事故等対処設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。重①</p> <p>二 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。重②</p> <p>三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。重③</p> <p>四 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための検査又は試験及び当該機能を健全に維持するための保守又は修理ができること。重④</p> <p>五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。重⑤</p> <p>六 プルトニウムを取り扱う加工施設を設置する工場又は事業所(以下この章において「工場等」という。)内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。重⑥</p> <p>七 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。重⑦</p> <p>2 常設重大事故等対処設備は、前項に掲げるもののほか、共通要因(事業許可基準規則第一条第二項第七号に規定する共</p>	<p>第1章 共通項目 8. 設備に対する要求 8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備 8.1.1 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備 MOX燃料加工施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能を確保する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設は、設計、材料の選定、製作及び検査に当たっては、現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが、必要に応じて、使用実績があり、信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする</p> <p>安全機能を有する施設は、設計基準事故時において、敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講ずる設計とする。重①a</p> <p>重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統(供給源から供給先まで、</p>	<p>(2) 重大事故等対処施設(加工施設への人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等、監視測定設備及び通信連絡を行うために必要な設備は(1) 安全機能を有する施設に記載)</p> <p>【許可からの変更点等】 「工場等」については事業許可基準規則に基づく用語として許可の記載のとおりとした。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、重大事故等対処設備に対する一般的な要求事項を記載しており、設工認においても同様の記載が必要と判断し記載したため。</p> <p>MOX燃料加工施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講ずる設計とする。重①a</p> <p>重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統(供給源から供給先ま</p>	<p>(ハ) 重大事故等対処施設 (1) 重大事故等対処設備に関する設計</p> <p>MOX燃料加工施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講ずる設計とする。⊕</p> <p>重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統(供給源から供給先ま</p>	<p>5. 設備に対する要求 5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 5.1.1 通常運転時の一般要求 (1) 設計基準対象施設の機能 設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても発電用原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、発電用原子炉の反応度を制御することにより、核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有する設計とする。</p> <p>(2) 通常運転時に漏えいを許容する場合の措置 設計基準対象施設は、通常運転時において、放射性物質を含む液体を内包する容器、配管、ポンプ、弁その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合においては、系統外に漏えいさせることなく、各建屋等に設けられた機器ドレン又は床ドレン等のサンプ又はタンクに収集し、液体廃棄物処理設備に送水する設計とする。</p>	<p>備考</p>

下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)
 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分
 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項
 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所
 紫字：DB設備に関する記載
 〇：発電炉との差異の理由 □：許可からの変更事項等

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (2/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>通要因をいう。次項において同じ。)によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。重⑧</p> <p>3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 常設設備(プルトニウムを取り扱う加工施設と接続されている設備又はプルトニウムを取り扱う加工施設と短時間に接続することができる常設の設備をいう。以下この項において同じ。)と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。重⑨</p> <p>二 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(プルトニウムを取り扱う加工施設の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。重⑩</p>	<p>経路を含む。)にて構成する。重⑥b</p> <p>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。重⑥c</p> <p>重大事故等対処設備は、内の事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて、それぞれに常設のものと同搬型のものがあり、以下のとおり分類する。重⑥d</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であつて耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であつて常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。重⑥e</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。重⑥f</p> <p>また、主要な重大事故等対処設備の設置場所及び保管場所を第12図に示す。㉓</p> <p>① 重大事故等の拡大の防止等</p> <p>MOX燃料加工施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するための措置を講ずる。また、重大事故が発生した場合においても、当該重大事故の拡大を防止し、工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、重大事故等対処設備を設ける。これらの設備については、当該設備が機能を発揮するために必要な系統を含む。㉔</p>	<p>で、経路を含む。)で構成する。重⑥b</p> <p>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。重⑥c</p> <p>重大事故等対処設備は、内の事象を要因とする重大事故等に対処するものと外部からの影響による機能喪失の要因となる事象(以下「外的事象」という。)を要因とする重大事故等に対処するものについて、常設のものと同搬型のものがあり、以下のとおり分類する。重⑥d</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であつて耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であつて常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。重⑥e</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。重⑥f</p> <p>また、主要な重大事故等対処設備の設置場所及び保管場所を第12図に示す。㉓</p> <p>① 重大事故等の拡大の防止等</p> <p>MOX燃料加工施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するための措置を講ずる。また、重大事故が発生した場合においても、当該重大事故の拡大を防止し、工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、重大事故等対処設備を設ける。これらの設備については、当該設備が機能を発揮するために必要な系統を含む。㉔</p>	<p>で、経路を含む。)で構成する。④</p> <p>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。④</p> <p>重大事故等対処設備は、内の事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて、それぞれに常設のものと同搬型のものがあり、以下のとおり分類する。④</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であつて耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であつて常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。④</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。④</p> <p>主要な重大事故等対処設備の設備分類を添5第28表に示す。④</p> <p>また、主要な重大事故等対処設備の設置場所及び保管場所を添5第32図に示す。④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (3/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>三 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。重⑪</p> <p>四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。重⑫</p> <p>五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。重⑬</p> <p>六 共通要因によって、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。重⑭</p>					

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (4/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>8.1.2 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮</p>	<p>8.1.2 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮</p> <p>【許可からの変更点等】 「再処理事業所敷地又はその周辺において想定される」事象は自然現象と人為事象であることを記載。</p> <p>【許可からの変更点等】 「再処理事業所敷地又はその周辺において想定される」事象は自然現象及び人為事象、周辺機器等からの影響並びに設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象を考慮する。重⑧a, 重⑭a</p> <p>共通要因のうち重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。重⑧b, 重⑭b</p> <p>共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。重⑧c, 重⑭c</p>	<p>a. 共通要因故障に対する考慮等 (a) 共通要因故障に対する考慮</p> <p>【許可からの変更点等】 「周辺機器等」とは重大事故等対処設備に影響を与える機器の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点等】 再処理事業所の敷地周辺で想定される事象を冒頭で明確化したことを記載。</p> <p>重大事故等対処設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、重大事故等における条件、自然現象、人為事象及び周辺機器等からの影響並びに「六.ロ.(ハ)(1)①重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象を考慮する。重⑧a, 重⑭a</p> <p>共通要因のうち重大事故等における条件については、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。重⑧b, 重⑭b</p> <p>共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。重⑧c, 重⑭c</p>	<p>① 共通要因故障に対する考慮等 a. 共通要因故障に対する考慮</p> <p>【許可からの変更点等】 共通要因の特性を踏まえた設計については基本設計方針の後述P4(重⑧b、重⑭b、重⑧c、重⑭c)、P5(重⑧d、重⑭d、重⑧e、重⑭e、重⑧f、重⑭f、)にて述べているため、許可から展開しない。</p> <p>重大事故等対処設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、重大事故等における条件、自然現象、人為事象及び周辺機器等からの影響並びに「添付書類七 二.(イ)重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象を考慮する。Ⓐ</p> <p>共通要因のうち重大事故等における条件については、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。Ⓐ</p> <p>共通要因のうち自然現象については、地震、津波に加え、敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害等の事象を考慮する。その上で、これらの事象のうち、敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、Ⓐ地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。Ⓐ</p>	<p>5.1.2 多様性、位置的分散等 (1) 多重性又は多様性及び独立性 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」(解釈を含む。)は、当該システムを構成する機器に「(2) 単一故障」にて記載する単一故障が発生した場合であっても、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成できるように、十分高い信頼性を確保し、かつ維持し得る設計とし、原則、多重性又は多様性及び独立性を備える設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、共通要因として、環境条件、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(以下「外部人為事象」という。)、溢水、火災及びサポート系の故障を考慮する。</p> <p>【許可からの変更点等】 再処理事業所の敷地周辺で想定される事象を冒頭で明確化しているため。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象として、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。自然現象の組合せについては、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>【許可からの変更点等】 MOX燃料加工施設では、立地的特徴から津波の組み合わせは考慮していないため。</p>	<p>備考</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> サポート系の故障に対する考慮は、自然現象及び人為事象、周辺機器からの影響、設計基準において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象に対する設計の中で考慮できているため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理事業所の敷地周辺で想定される事象を冒頭で明確化しているため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では、高潮は考慮すべき自然現象としていない(立地的特徴)ため。</p>

(当社の記載)
<不一致の理由>
MOX燃料加工施設特有の設計上の考慮として、「設計基準において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象」を考慮しているため。

(当社の記載)
<不一致の理由>
「重大事故等における条件」(発電炉の「環境条件」に相当)を具体化したため。

(当社の記載)
<不一致の理由>
MOX燃料加工施設の設計上の考慮として、高温、塩害を考慮しているため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (5/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「近隣工場等」については事業許可基準規則に基づく用語として許可の記載のとおりとした。(以下同じ)</p>	<p>人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。重⑧d, 重⑭d</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 「周辺機器等からの影響」を明確化した。</p> <p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。重⑧e, 重⑭e</p> <p>共通要因のうち設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。重⑧f, 重⑭f</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設特有の設計上の考慮として、「設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象」を設計上考慮する必要があるため。</p> <p>建屋等については、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p>	<p>共通要因のうち人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。重⑧d, 重⑭d</p> <p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。重⑧e, 重⑭e</p> <p>共通要因のうち「六.ロ.(ハ) (1)①重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。重⑧f, 重⑭f</p> <p>【許可からの変更点等】 重大事故等対処設備を設置又は保管する建屋等に対して外部からの衝撃による損傷の防止に関する設計方針の記載の明確化。</p>	<p>共通要因のうち人為事象については、国内外の文献等から抽出し、さらに事業許可基準規則の解釈第9条に示される飛来物(航空機落下)、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。その上で、これらの事象のうち、敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。⇩</p> <p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。⇩</p> <p>共通要因のうち「添付書類七 二. (イ)重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。⇩</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 重大事故緩和設備は、発電炉とは異なり事業指定基準規則において定義されていない設備であり、MOX燃料加工施設では重大事故等に対処するための設備は全て常設重大事故等対処設備又は可搬型重大事故等対処設備として整理しているため。</p>	<p>外部人為事象として、飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。</p> <p>接続口から建屋内に水又は電力を供給する経路については、常設重大事故等対処設備として設計する。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設の重大事故等の対処においては接続口から水又は電力の供給する必要のない設計としているため。</p> <p>建屋等については、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む)、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <p>重大事故緩和設備についても、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性を確保し、位置的分散を図ることを考慮する。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では、立地的特徴から船舶の衝突は人為事象として選定していないため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (6/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉の技術基準規則と加工施設の技術基準規則の要求が異なるため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 内的事象を要因とした重大事故等へ対処する重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する設備は代替手段により必要な機能を確保する等の組合せによる設計を講じているため。</p> <p>【許可からの変更点等】 内的事象を要因として発生する重大事故に対する設計要求の除外方針に対する記載を適正化。</p> <p>【「等」の解説】 「関連する工程を停止すること等」が指す具体的な内容は設備によって異なり、保安規定に基づき策定する手順書において明確化するため、基本設計方針では等のままとした。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点等】 「核燃料物質等」については事業許可基準規則に基づく用語として許可の記載のとおりとした。(以下同じ)</p>	<p>a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保することにより、信頼性が十分に高い設計とする。重⑧g ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能が損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。その他の常設重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。重⑧gg なお、MOX燃料加工施設での重大事故は、「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり、同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない設計とする。 重大事故等における条件として常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。重⑧h 重大事故等における条件に対する健全性については、「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。重⑧hh 常設重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。重⑧i 設計基準事故において想定した条件より厳し</p>	<p>i. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保することにより、信頼性が十分に高い設計とする。重⑧g ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。その他の常設重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。重⑧gg なお、「六. ロ. (ハ) (2) ③ 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対処」に示すとおり、MOX燃料加工施設での重大事故は、「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり、同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない。 重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。重⑧h 【許可からの変更点等】 代替設備による対応及び修理の対応を行っても機能を確保できなかった場合に関連する工程の停止を行うことで機能を確保することを明確化。(以下同じ)</p> <p>常設重大事故等対処設備は、「イ. (イ) 敷地の面積及び形状」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対して常設重大事故等対処設備は、「ロ. (ホ) (2) 重大事故等対処施設の耐震設計」、「ロ. (ヘ) 耐津波構造」及び「ロ. (ニ) (2) 重大事故等対処施設</p>	<p>(a) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保することにより、信頼性が十分に高い設計とする。重⑧g ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。重⑧g その他の常設重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。重⑧gg なお、「添付書類七 ホ. (ロ) (5) 重大事故が同時に又は連鎖した場合の対処」に示すとおり、MOX燃料加工施設での重大事故は、「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり、同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない。重⑧h 重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。重⑧h 重大事故等における条件に対する健全性については、「イ. (ハ) (1) ③環境条件等」に記載する。重⑧hh 【許可からの変更点等】 (発電炉の記載) <不一致の理由> 当社の重大事故等の対処においてMOX燃料加工施設には常設重大事故防止設備がないため。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、「添付書類三 ロ. (ヘ) 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「イ. (ロ) (5) ②重大事故等対処施設の耐震設計」、「イ. (ロ) (6) 津波による損傷の防止」及び「イ. (ロ) (4) ①</p>	<p>a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故防止設備は、設計基準事故等並びに使用済燃料プールの冷却設備及び注水設備(以下「設計基準事故等」)の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。 ただし、常設重大事故防止設備のうち、計装設備について、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測が困難となった場合に、当該パラメータを推定するために必要なパラメータと異なる物理量又は測定原理とする等、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータに対して可能な限り多様性を有する方法により計測できる設計とするとともに、可能な限り位置的分散を図る設計とする。 【許可からの変更点等】 (発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測が困難となった場合には可搬型設備で対応することを基本としており、常設設備で主に対応する発電炉と方針が異なるため。 環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、常設重大事故防止設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。 風(台風)及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪、火山の影響並びに電磁的障害に対して常設重大事故防止設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。 常設重大事故防止設備は、「1. 地盤等」に基づく地盤に設置するとともに、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)及び火災に対して、「2.1 地震による損傷の防止」、「2.2 津波による損傷の防止」及び「3.1 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (8/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>ス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発における健全性については「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。重⑧n</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物に対して、<u>常設重大事故等対処設備は、回転羽根の損壊により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図る又は内部発生飛散物に対して健全性を確保する設計とする。内部発生飛散物における健全性については「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。重⑧t 重⑧q</u></p>	<p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では、自然現象における健全性については「8.1.5 環境条件等」に記載しているため。</p> <p>周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して、<u>回転羽の損壊により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし、常設重大事故等対処設備が機能を損なわない設計とする。重⑧q</u></p> <p>【許可からの変更点等】 30条の基本設計方針の文章構成に合わせ、記載の冒頭に常設重大事故等対処設備の記載を移動したため、記載を削除。</p> <p>環境条件に対する健全性については、「ロ.(ト)(2)②c. 環境条件等」に記載する。□</p>	<p>周辺機器等からの影響について、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。◇内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の回転羽の損壊により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とする。◇<u>または、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図る。①内部発生飛散物に対する健全性については、「イ.(ハ)(1)③環境条件等」に記載する。重⑧t</u></p>	<p>は、<u>避雷設備等により防護する設計とする。</u> 生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、<u>侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</u></p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では、クラゲ等の海生生物からの影響について考慮すべき自然現象としていない(立地的特徴)ことから、設計上考慮する必要がないため。</p> <p>生物学的事象のうちクラゲ等の海生生物からの影響を受けるおそれのある常設重大事故防止設備は、<u>侵入防止対策により重大事故等に対処するための必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</u> 高潮に対して常設重大事故防止設備(非常用取水設備を除く。)は、<u>高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。飛来物(航空機落下)に対して常設重</u></p>	

(当社の記載)
<不一致の理由>
事業変更許可申請書において、「周辺機器等からの影響」に対する設計方針を記載しているため。

(当社の記載)
<不一致の理由>
内部発生飛散物における健全性については「8.1.5 環境条件等」に記載しているため。

(当社の記載)
<不一致の理由>
MOX 燃料加工施設では、自然現象における健全性については「8.1.5 環境条件等」に記載しているため。

【許可からの変更点等】
30条の基本設計方針の文章構成に合わせ、記載の冒頭に常設重大事故等対処設備の記載を移動したため、記載を削除。

(発電炉の記載)
<不一致の理由>
MOX 燃料加工施設では、クラゲ等の海生生物からの影響について考慮すべき自然現象としていない(立地的特徴)ことから、設計上考慮する必要がないため。

(発電炉の記載)
<不一致の理由>
MOX 燃料加工施設では、高潮は考慮すべき自然現象としていない(立地的特徴)ことから、設計上考慮する必要がないため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (10/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「固縛等」が指す具体的な内容は設備によって異なり、添付書類において明確化するため、基本設計方針では等のままとした。(以下同じ)</p> <p>【「等」の解説】 「地中埋設構造物の損壊等」の指す内容は敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下などであり、添付書類で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>その機能を確実に発揮できる設計とする。重④i 重大事故等時における条件に対する健全性については「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。重④ii</p> <p>自然現象のうち地震に対して、屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。重④j</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の措置をするとともに、「3.1 地震による損傷の防止」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。重④k</p> <p>また、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大</p>	<p>その機能を確実に発揮できる設計とする。重④i</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「イ. (イ) 敷地の面積及び形状」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。重④j</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の措置をするとともに、「ロ. (ホ) (2) 重大事故等対処施設の耐震設計」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。重④k</p> <p>また、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大</p>	<p>その機能を確実に発揮できる設計とする。⇩重大事故等時における条件に対する健全性については、「イ. (ハ) (1) ③環境条件等」に記載する。重④ii</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「添付書類三 ロ. (ハ) 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」に基づく地盤に設置する燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋、再処理施設の制御建屋及び洞道に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。⇩</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の措置をするとともに、「イ. (ロ) (5) ②重大事故等対処施設の耐震設計」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響を受けない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。⇩</p> <p>また、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大</p>	<p>て、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻のうち風荷重に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、屋外に保管する設計とし、凍結、降水、積雪、火山の影響並びに電磁的障害に対しては、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震に対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「1. 地盤等」に基づく地盤に設置された建屋内に保管する。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の措置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する設計とする。</p> <p>地震及び津波(敷地に遡上する津波を含む。)に対して可搬型重大事故等対処設備は、「2.1 地震による損傷の防止」</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (11/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、「地震(周辺機器等からの影響)」に対する設計方針を記載しているため。</p>	<p>事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。重④1</p> <p>地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。重④ay</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する火災に対して可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。重④1</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する溢水、内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が</p>	<p>事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「ロ.(ト)(2)②e.地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「ロ.(ハ)耐津波構造」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「ロ.(ト)(2)②f.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。重④1</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設は可搬型重大事故等対処設備に対する火災の方針を「8.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点等】 火災に対する設計方針は、発電炉の基本設計方針の構成に合わせ、上述(P11重④1)にて述べているため、削除。</p> <p>溢水、火災、内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、</p>	<p>事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「イ.(ハ)(1)⑤地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「イ.(ロ)(6)津波による損傷の防止」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「イ.(ハ)(1)⑥可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。</p> <p>⇓</p> <p>地震、津波、火災、溢水、内部発生飛散物に対する健全性については、「イ.(ハ)(1)③環境条件等」に記載する。重④m</p> <p>溢水、火災、内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、</p>	<p>及び「2.2 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.1 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。</p> <p>重大事故等対処設備に期待する機能については、溢水影響を受けて設計基準事故等対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないよう、被水及び蒸気影響に対しては可能な限り設計基準事故等対処設備等と位置的分散を図り、没水の影響に対し</p>	<p>重④m(P12へ)</p> <p>重④ay(P43から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (12/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 位置的分散を図ること若しくは健全性を確保することを明確化。</p>	<p>損なわれるおそれがないよう、<u>位置的分散を図ること、溢水、内部発生飛散物に対して健全性を確保する設計とする。</u>重⑭n</p> <p>溢水、内部発生飛散物における健全性については「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。重⑭m</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では、溢水、内部発生飛散物における健全性については「8.1.5 環境条件等」に記載しているため。</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</u>重⑭o</p>	<p>位置的分散を図る。重⑭n</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、位置的分散以外の設計方針を記載しているため。</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</u>重⑭o</p>	<p>位置的分散を図る。⇩</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設は、「被水及び蒸気影響」及び「没水の影響」に対する考慮を「機能を損なわない高さへの設置、被水防護を行うこと」と整理しているため。</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</u>⇩</p>	<p>ては溢水水位を考慮した位置に設置又は保管する。</p> <p><u>地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。</u></p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 設計上の考慮の違いにより記載が異なる。(火災に対しては「9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。)</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では、立地的特徴から「船舶の衝突」を人為事象として選定しておらず、設計上考慮する必要がないため。</p> <p><u>風(台風)、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス及び船舶の衝突に対して、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とする。</u></p>	<p>重⑭m(P11 から)</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 防火帯の内側へ保管する方針については、「8.1.5 環境条件等」に記載しているため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (13/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設は信頼性(健全性)考慮した設計方針として いるため。</p>	<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から 100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。重⑫a</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対して健全性を確保する設計とする。重⑭p</p>	<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から 100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。重⑫a</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対して健全性を確保する設計とする。重⑭p</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では、高潮は考慮すべき自然現象としていない(立地的特徴)ことから、設計上考慮する必要がないため。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から 100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> サポート系の故障に対する考慮は、自然現象及び人為事象、周辺機器からの影響、設計基準において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象に対する設計の中で考慮できているため。</p>	<p>クラゲ等の海生生物の影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計とする。 高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに保管する設計とする。</p> <p>飛来物(航空機落下)及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故等対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋、常設代替高压電源装置置場、常設低圧代替注水系ポンプ室、格納容器圧力逃がし装置格納槽、緊急用海水ポンプピット、海水ポンプエリアから 100 m 以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故等対処設備等及び常設重大事故等対処設備から 100 m 以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>サポート系の故障に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故等対処設備等又は常設重大事故防止設備と異なる駆動源、冷却源を用いる設計とするか、駆動源、冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、水源についても可能な限り、異なる水源を用いる設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では、可搬型重大事故等対処設備が機能を損なわないための措置(予備)については「9.1.5 環境条件等」に記載しているため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (14/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、 位置的分散以外の設計方針を記 載しているため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では、可搬 型重大事故等対処設備と常設 重大事故等対処設備を接続し て水又は電力の供給する必要 のない設計としているため。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備を保管する外 部からの衝撃による損傷の防止が図られ た建屋及び屋外に保管する可搬型重大事 故等対処設備に対する健全性について は、「8.1.5 環境条件等」に基づく設 計とする。重②b</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重 大事故等対処設備の接続口 MOX 燃料加工施設における重大事故等 の対処においては、建屋等の外から可搬型 重大事故等対処設備を常設重大事故等対 処設備に接続して水又は電力を供給する 必要のない設計とする。重⑩a</p>	<p>環境条件に対する健全性については、 「ロ.(ト)(2)②c. 環境条件等」に記 載する。□</p> <p>iii. 可搬型重大事故等対処設備と常設重 大事故等対処設備の接続口 MOX 燃料加工施設における重大事故 等の対処においては、建屋等の外から可 搬型重大事故等対処設備を常設重大事故 等対処設備に接続して水又は電力を供給 する必要のない設計とする。重⑩a</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備を保管する外 部からの衝撃による損傷の防止が図られ た建屋等及び屋外に保管する可搬型重大 事故等対処設備に対する健全性について は、「イ.(ハ)(1)③環境条件等」に 記載する。重②b</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備と常設 重大事故等対処設備の接続口 MOX 燃料加工施設における重大事故 等の対処においては、建屋等の外から可 搬型重大事故等対処設備を常設重大事故 等対処設備に接続して水又は電力を供給 する必要のない設計とする。⇩</p>	<p>c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重 大事故等対処設備の接続口 原子炉建屋の外から水又は電力を供給 する可搬型重大事故等対処設備と常設設 備との接続口は、共通要因によって接続 することができなくなることを防止する ため、それぞれ互いに異なる複数の場所 に設置する設計とする。 環境条件に対しては、想定される重大 事故等が発生した場合における温度、放 射線、荷重及びその他の使用条件におい て、その機能を確実に発揮できる設計と するとともに、接続口は、建屋等内及び 建屋等壁面の適切に隔離した隣接しない 位置に複数箇所設置する。重大事故等時 の環境条件における健全性については、 「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とす る。風(台風)及び竜巻のうち風荷重、 凍結、降水、積雪、火山の影響並びに電 磁的障害に対しては、環境条件にて考慮 し、機能が損なわれない設計とする。 地震に対して接続口は、「1. 地盤等」 に基づく地盤上の建屋等内又は建屋等壁 面に複数箇所設置する。 地震、津波(敷地に遡上する津波を含 む。)及び火災に対しては、「2.1 地震 による損傷の防止」、「2.2 津波による 損傷の防止」及び「3.1 火災による損傷</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (15/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
				<p>の防止」に基づく設計とする。</p> <p>溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。</p> <p>地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、溢水及び火災に対しては、接続口は、建屋等内及び建屋等壁面の適切に離隔した隣接しない位置に複数箇所設置する。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他テロリズムに対して、接続口は、建屋等内及び建屋等壁面の適切に離隔した隣接しない位置に複数箇所設置する。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に設置する場合は、開口部の閉止により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <p>高潮に対して接続口は、高潮の影響を受けない位置に設置する。</p> <p>また、一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。同時に使用する可能性がある場合は、合計の容量を確保し、状況に応じて、それぞれの系統に必要な容量を同時に供給できる設計とする。</p> <p><i>((2) 単一故障の項は省略)</i></p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (16/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>8.1.3 悪影響防止 (1)内部発生飛散物による影響 安全機能を有する施設は、MOX 燃料加工施設内におけるクレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物（以下「内部発生飛散物」という。）によってその安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物から防護する施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出し、内部発生飛散物により臨界の防止、閉じ込め等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その他の安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 内部発生飛散物の発生要因の選定 MOX 燃料加工施設における内部発生飛散物の発生要因を以下のとおり分類し、選定する。 ただし、通常運転時以外の試験操作、保守又は修理並びに改造の作業においては、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ポンプの使用により内部発生飛散物が発生し、安全上重要な施設の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画書に基づき作業を実施することから、内部発生飛散物の発生要因として考慮しない。</p> <p>(a) 爆発による飛散物 爆発に起因する内部発生飛散物については、「第1章 共通項目 5.火災等による損傷の防止」に示す通り、水素を取り扱う焼結炉等において爆発の発生を防止する設計であること及び水素・アルゴン混合ガス（水素濃度 9.0vol%以下）に空気が混入した場合の爆発圧力により炉殻が損傷せず、閉じ込め機能を損なわ</p>			<p>5.1.3 悪影響防止等 (1)飛来物による損傷防止の項は省略)</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (17/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>い設計であることから、内部発生飛散物の発生要因として考慮しない。</p> <p>(b) 重量物の落下による飛散物 重量物の落下に起因して生ずる飛散物（以下「重量物の落下による飛散物」という。）については、通常運転時において重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器からのつり荷の落下及び逸走によるクレーンその他の搬送機器の落下を内部発生飛散物の発生要因として考慮する。</p> <p>(c) 回転機器の損壊による飛散物 回転機器の損壊に起因して生ずる飛散物（以下「回転機器の損壊による飛散物」という。）については、回転機器の異常により回転速度が上昇することによる回転羽根の損壊を内部発生飛散物の発生要因として考慮する。</p> <p>b. 内部発生飛散物防護対象設備の選定 安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。内部発生飛散物防護対象設備としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を選定する。ただし、安全上重要な構築物、系統及び機器のうち、内部発生飛散物の発生要因となる機器と同室にあり、内部発生飛散物によって、当該施設の安全機能を損なうおそれがあるものを内部発生飛散物防護対象設備とする。</p> <p>c. 内部発生飛散物の発生防止設計 (a) 重量物の落下による飛散物の発生防止設計 イ. 重量物を積載して搬送する機器は、積載物の転倒及び逸走を防止するための機構を設ける設計とし、積載物の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>ロ. 重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器は、つりワイヤ等を二重化する設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>ハ. つり上げ用の把持具又はフックに</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (18/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>は、つり荷の脱落防止機構を設置する又はつかみ不良時のつり上げ防止機構を設ける設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>ニ. 重量物を搬送する機器は、逸走を防止するための機構を設ける設計とし、機器の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>ホ. 重量物を搬送する機器は、搬送するための動力の供給が停止した場合に、取扱中の重量物の落下を防止する機構を設ける設計により、重量物の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>なお、MOX 粉末を取り扱うグローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により安全機能に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(b) 回転機器の損壊による飛散物の発生防止設計</p> <p>i. 電力を駆動源とする回転機器は、過電流遮断器等を設置することに加えて、誘導電動機による回転数を制御する機構又はケーシングを有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>イ. 電力を駆動源とする回転機器は、過電流遮断器等を設置することに加えて、誘導電動機による回転数を制御する機構又はケーシングを有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>ロ. 電力を駆動源とせず、駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器は、調速器により回転数を監視し、回転数が上限を超えた場合は回転機器を停止する機構を有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>d. 内部発生飛散物に係るその他の事項 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ボ</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (19/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、竜巻により飛来物となる影響に対する方針を記載しているため。</p>	<p>ンプを使用した作業を行う場合に、内部発生飛散物の発生により安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(2) 共用 安全機能を有する施設のうち、再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものは、共用によって MOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。また、公衆への放射線被ばくを防止するための安全機能が期待されている安全上重要な施設については、原則として他の原子力施設と共用しない設計とする。 安全機能を有する施設のうち、MOX 燃料加工施設内で共用するものは、MOX 燃料加工施設内の共用により安全性を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、MOX 燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p> <p>(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。重⑥a</p> <p>他の設備への影響としては、重大事故等</p>	<p>【許可からの変更点等】 重大事故等対処設備から他の設備への波及的影響に関する方針を明確化。 (以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点等】 悪影響防止に対する共用対象の設備の設計方針について明確化。</p> <p>【許可からの変更点等】 重大事故等における条件に対する考慮については「8.1.5 環境条件等」に記載するため。</p> <p>(b) 悪影響防止</p> <p>重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。重⑥a</p> <p>重大事故等対処設備は、重大事故等に</p>	<p>【許可からの変更点等】 重大事故等における条件に対する考慮については「8.1.5 環境条件等」に記載するため。</p> <p>重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。Ⓐ</p> <p>重大事故等対処設備は、重大事故等に</p>	<p>① から</p> <p>内部発生飛散物による影響に対しては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発並びに重量機器の落下を考慮し、重大事故等対処設備がタービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(2) 共用 重要安全施設は、東海発電所との間で原則共用しないものとするが、安全性が向上する場合は、共用することを考慮する。</p> <p>なお、東海発電所と共用する重要安全施設は無いことから、共用することを考慮する必要はない。</p> <p>安全施設（重要安全施設を除く。）を共用する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備の各機器については、一部の敷地を共有する東海発電所内の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。ただし、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、東海発電所内の発電用原子炉施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、東海発電所内及び東海第二発電所内の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、共用できる設計とする。</p> <p>((3)相互接続の項は省略)</p> <p>(4) 悪影響防止</p> <p>重大事故等対処設備は、発電用原子炉施設（隣接する発電用原子炉施設を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設及び当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>他の設備への悪影響としては、重大事</p>	<p>① (P21 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (20/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「弁等」の指す内容は手動弁、ダンパなどであり、系統図でしめすため当該箇所では許可の記載を用いた。 (以下同じ)</p> <p>【「等」の解説】 「弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。重⑥c</p> <p>【「等」の解説】 「破損等」とは、溢水の起因となり得る機器の状態の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電氣的な影響を含む。)、内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。重⑥b</p> <p>系統的な影響について、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。重⑥c</p> <p>地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、また、地震起因により発生する火災又は溢水により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。常設重大事故等対処設備については耐震設計を行い、可搬型重大事故等対処設備については、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>おける条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電氣的な影響を含む。)、内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。重⑥b</p> <p>系統的な影響について、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。重⑥c</p> <p>【許可からの変更点等】 兼用時の容量に関する悪影響については「8.1.4 個数及び容量」に記載しているが、悪影響の観点から、「8.1.3 悪影響防止」にもその旨の記載を明確化した。</p>	<p>おける条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電氣的な影響を含む。)、内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。Ⓐ</p> <p>系統的な影響について重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。Ⓐ</p>	<p>故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電氣的な影響を含む。))並びにタービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>系統的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>⑪ から</p> <p>5. 1. 5 環境条件等 (4)周辺機器等からの悪影響 (中略) 地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、また、地震により火災源又は溢水源とならない設計とする。常設重大事故等対処設備については耐震設計を行い、可搬型重大事故等対処設備については、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>⑫ から</p> <p>5. 1. 5 環境条件等 (4)周辺機器等からの悪影響 (中略) 地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事</p>	<p>⑪ (P47 から)</p> <p>⑫ (P48 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (21/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>その他、重大事故等対処設備に考慮すべき設備兼用時の容量に関する影響については、「8.1.4 個数及び容量」に示す。</p> <p>可搬型放水砲については、燃料加工建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。重⑥e</p> <p>竜巻による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。風(台風)及び竜巻に対して健全性を確保するための設計方針については、「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。重⑥f</p>	<p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設の建屋名称を明確化しているため。</p> <p>また、可搬型放水砲については、燃料加工建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。重⑥e</p> <p>重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。□</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では、風(台風)及び竜巻における健全性については「8.1.5 環境条件等」に記載しているため。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 自然現象による他の設備への悪影響について、発電炉は「5.1.5 環境条件等」にて記載しているが、MOX燃料加工施設は前段にて記載しているため。</p> <p>また、可搬型放水砲については、燃料加工建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。Ⓛ</p> <p>竜巻による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。風(台風)及び竜巻に対する健全性については、「イ.(ハ) (1) ③環境条件等」に記載する。重⑥f</p>	<p>故等対処設備の破損等により生じる溢水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 その他、重大事故等対処設備に考慮すべき設備兼用時の容量に関する影響、地震、火災、洪水、風(台風)及び竜巻による他設備への悪影響については、これら波及的影響により他設備の機能を損なわないことを「5.1.4 容量等」及び「5.1.5 環境条件等」に示す。</p> <p>放水砲については、建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>①へ</p> <p>内部発生飛散物による影響に対しては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発並びに重量機器の落下を考慮し、重大事故等対処設備がタービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>屋内の重大事故等対処設備は、竜巻による風圧力による荷重を考慮して他の設備に悪影響を及ぼさないよう、重大事故等対処設備を内包する施設により防護する設計とする。 屋外の重大事故等対処設備は、竜巻による風圧力による荷重に対し、防護対象施設に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>①(P19)へ</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (22/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「進展等」とは事象の特徴の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「消火剤量、蓄電池容量、タンク容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等」の指す内容は、仕様表で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「設備の機能、信頼度等」の指す内容は、添付書類で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。 (以下同じ)</p>	<p>8.1.4 個数及び容量 (1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統又はこれらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。重①a</p> <p>「容量」とは、消火剤量、蓄電池容量、タンク容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。重①b</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する設計とする。重①c</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。重①d</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。重①e</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち、再処</p>	<p>b. 個数及び容量 (a) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統又はこれらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。重①a</p> <p>「容量」とは、消火剤量、蓄電池容量、タンク容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。重①b</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する。重①c</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。重①d</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。重①e</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち、再処</p>	<p>② 個数及び容量 a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。⊕</p> <p>「容量」とは、消火剤量、蓄電池容量、タンク容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。⊕</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する。⊕</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。⊕</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。⊕</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち、再処</p>	<p>5.1.4 容量等 (1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統の組合せにより達成する。</p> <p>「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、伝熱容量、弁吹出量、発電機容量、蓄電池容量、計装設備の計測範囲、作動信号の設定値等とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち設計基準対象施設の系統及び機器を使用するものについては、設計基準対象施設の容量等の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量等に対して十分であることを確認した上で、設計基準対象施設の容量等の仕様と同仕様の設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち設計基準対象施設の系統及び機器を使用するもので、重大事故等時に設計基準対象施設の容量等を補う必要があるものについては、その後の事故対応手段と合わせて、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では、設計基準対象施設と兼用する常設重大事故等対処設備であつて、重大事故等への対処の観点で容量等の変更が必要となる設備がないため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (23/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、計測器の計測範囲等」の指す内容は、仕様表で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>理施設と共用する常設重大事故等対処設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。重①f</p> <p>(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。重①g 「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、計測器の計測範囲等とする。重①h 可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する設計とする。重①i 可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。重①j 可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する設計とする。重①k</p>	<p>理施設と共用する常設重大事故等対処設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。重①f</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、再処理施設との共用を考慮した方針を記載しているため。</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。重①g 「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、計測器の計測範囲等とする。重①h 可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する。重①i 可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。重①j 可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する。重①k</p>	<p>理施設と共用する常設重大事故等対処設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。⚡</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。⚡ 「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、計測器の計測範囲等とする。⚡ 可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する。⚡ 可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。⚡ 可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する。⚡</p>	<p>(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せにより達成する。 「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、蓄電池容量、ポンベ容量、計装設備の計測範囲等とする。 可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保することにより、必要な容量等に加え、十分に余裕のある容量等を有する設計とする。 可搬型重大事故等対処設備のうち複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量等を合わせた容量等とし、兼用できる設計とする。 可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要となる容量等を有する設備を1基当たり2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で予備を確保する。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉が想定している重大事故の事象と、MOX燃料加工施設が想定している重大事故の事象が異なっていることから、設計の方針が異なる。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (24/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 30条の基本設計方針の文章構成に合わせて記載。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、再処理施設との共用を考慮した方針を記載しているため。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備のうち、閉じ込める機能の喪失に対処する設備は、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。重①mただし、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。重①n</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。重①p</p>	<p>閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。重①m</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。重①p</p>	<p>閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。⇓ただし、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。重①n</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。⇓</p>	<p>また、可搬型重大事故等対処設備のうち、負荷に直接接続する高圧窒素ポンベ(非常用窒素供給系)、逃がし安全弁用可搬型蓄電池等は、必要となる容量等を有する設備を1基当たり1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で予備を確保する。</p> <p>上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量等を有する設備を1基当たり1セットに加え、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (25/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 「8.1.2 共通要因故障に対する考慮」で想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を「重大事故等における条件」として整理しているため、明確化した。</p> <p>【許可からの変更点等】 当社は重大事故時の環境条件として設計基準において想定した条件より厳しい条件の要因も考慮していることから記載。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因を記載しているため。</p>	<p>8.1.5 環境条件等 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量、荷重、自然現象、人為事象及び周辺機器等からの悪影響の環境条件において、その安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、内の事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して、<u>重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。重②a</u></p> <p>重大事故等時の環境条件としては、<u>重大事故等における条件に加えて、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響、周辺機器等からの影響及び設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因を考慮する。重②b</u></p> <p>荷重としては、<u>重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。重②c</u></p> <p>自然現象については、<u>重大事故等時における敷地及びその周辺での発生が可能</u></p>	<p>c. 環境条件等 (a) 環境条件</p> <p>重大事故等対処設備は、内の事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。重②a</p> <p>重大事故等時の環境条件については、<u>重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。重②b</u></p> <p>荷重としては、<u>重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。重②c</u></p> <p>自然現象については、<u>重大事故等時における敷地及びその周辺での発生が可能</u></p>	<p>③ 環境条件等 a. 環境条件</p> <p>重大事故等対処設備は、内の事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。⚡</p> <p>重大事故等時の環境条件については、<u>重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。⚡</u></p> <p>荷重としては、<u>重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。⚡</u></p> <p>自然現象の選定に当たっては、地震、津波に加え、敷地及びその周辺での発生</p>	<p>5. 1. 5 環境条件等 安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線、荷重、屋外の天候による影響(凍結及び降水)、海水を通水する系統への影響、電磁的障害、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、<u>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所(使用場所)又は保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</u></p> <p>重大事故等時の環境条件については、<u>重大事故等における温度(環境温度及び使用温度)、放射線及び荷重に加えて、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響(凍結及び降水)、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、自然現象による影響、外部人為事象の影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状(冷却材中の破損物等の異物を含む。)の影響を考慮する。</u></p> <p>荷重としては、<u>重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境圧力、温度及び自然現象による荷重を考慮する。</u></p> <p>自然現象については、<u>重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれ</u></p>	<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、冷却材からの影響は考慮していないため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (26/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、高温、落雷、生物学的事象、森林火災及び塩害に対する方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、人為事象に対する方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設特有の設計上の考慮として、「設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象」を設計上考慮しているため。</p>	<p>性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。重②d</p> <p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。重②e</p> <p>人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害を選定する。重②f</p> <p>設計基準事故において想定した条件よ</p>	<p>性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。重②d</p> <p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。重②e</p> <p>人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害を選定する。重②f</p> <p>重大事故等の要因となるおそれとなる</p>	<p>実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害等の事象を考慮する。その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。⚡</p> <p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。⚡</p> <p>人為事象としては、国内外の文献等から抽出し、さらに事業許可基準規則の解釈第9条に示される飛来物(航空機落下)、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダム崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。⚡その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害を選定する。⚡</p> <p>重大事故等の要因となるおそれとなる</p>	<p>がある事象として、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪及び火山の影響を選定する。これらの事象のうち、凍結及び降水については、屋外の天候による影響として考慮する。</p> <p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>これらの環境条件のうち、重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響(凍結及び降水)、重大事故等時の放射線による影響及び荷重に対しては、重大事故等対処設備を設置(使用)又は保管する場所に応じて、「(1)環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響(凍結及び降水)並びに荷重」に示すように設備分類ごとに必要な機能を有効に発揮できる設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 後述の(1)の読み込み(宣言)であるため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (27/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、「周辺機器等からの影響」に対する設計方針を記載しているため。</p>	<p>り厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。重②g</p> <p>周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。 また、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による影響についても考慮する。重②i</p> <p>(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、自然現象、人為事象による影響、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件並びに荷重 a. 安全機能を有する施設 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、通常時及び設計基準事故時における設備の設置場所の環境条件の変化（圧力、温度、放射線量及び湿度の変化）を考慮し、設備に期待される安全機能が発揮できるものとする。なお、必要に応じて運転条件の調整、作業時間の制限等の手段により、環境条件の変化に対応し、設備に期待される安全機能が発揮できるものとする。</p>	<p>「六. ロ. (ハ)(1)①重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。重②g</p> <p>周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。 また、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による影響についても考慮する。重②i</p>	<p>「添付書類七 二. (イ) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。⚡</p> <p>周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。 また、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による影響についても考慮する。⚡</p>	<p>(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候等による影響並びに荷重 安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重を考慮しても、安全機能を発揮できる設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (28/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>b. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。重②j</p> <p>閉じ込める機能の喪失の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。重②l</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。重②ai</p>	<p>i. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。重②j</p> <p>閉じ込める機能の喪失の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。重②l</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。重②ai</p>	<p>(a) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。Ⓛ</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 地震による荷重を考慮した設計方針は後述(P29 重②n)で記載しているため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 操作に関する記載については、「8.1.6 操作性及び試験・検査性」にて記載していることから、ここでは発電炉特有の記載としている。</p> <p>閉じ込める機能の喪失の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。Ⓛ</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。Ⓛ</p>	<p>⑧へ</p> <p>原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、想定される重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。原子炉建屋原子炉棟内の重大事故等対処設備は、想定される重大事故等時における環境条件を考慮する。</p> <p>また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備は、必要により当該設備の落下防止、転倒防止及び固縛の措置をとる。操作は中央制御室、異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所内で可能な設計とする。原子炉建屋附属棟内(中央制御室を含む)、緊急時対策所建屋内、常設代替高圧電源装置置場(地下階)内、格納容器圧力逃がし装置格納槽内、常設低圧代替注水系格納槽内、緊急用海水ポンプピット内及び立坑内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>②から</p> <p>(2) 海水を通水する系統への影響 海水を通水する系統への影響に対しては、常時海水を通水する、海に設置する又は海で使用する安全施設及び重大事故等対処設備は耐腐食性材料を使用する。常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。</p> <p>また、使用時に海水を通水する重大事</p>	<p>⑧(P37 へ)</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 操作に関する記載については、「8.1.6 操作性及び試験・検査性」にて記載していることから、ここでは発電炉特有の記載としている。</p> <p>②(P46 から)</p>

(当社の記載)
 <不一致の理由>
 事業変更許可申請書において、MOX 燃料加工施設特有の重大事故に対する設計方針を記載しているため。

(当社の記載)
 <不一致の理由>
 操作に関する記載については、「8.1.6 操作性及び試験・検査性」にて記載していることから、ここでは発電炉特有の記載としている。

(当社の記載)
 <不一致の理由>
 操作に関する記載については、「8.1.6 操作性及び試験・検査性」にて記載していることから、ここでは発電炉特有の記載としている。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (29/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設特有の設計上の考慮として、「設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象」を設計上考慮しているため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、「周辺機器等からの影響」に対する設計方針を記載しているため。</p>	<p>自然現象のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。重②n</p> <p>設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。重②na</p> <p>周辺機器等からの影響のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。重②o</p>	<p>地震に対して常設重大事故等対処設備は、「ロ. (ホ) (2) 重大事故等対処施設の耐震設計」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。重②n</p> <p>また、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「ロ. (ト) (2) ②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。重②na</p> <p>また、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。重②o</p>		<p>故等対処設備は、海水の影響を考慮した設計とする。</p> <p>(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候等による影響並びに荷重 ⑤から (中略)</p> <p>また、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、積雪及び火山の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、地震後においても機能及び性能を保持する設計とする。</p> <p>⑨へ</p> <p>また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備は、必要により当該設備の落下防止、転倒防止及び固縛の措置をとる。</p>	<p>⑤ (P31 から)</p> <p>⑨ (P38 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (30/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、内的事象を要因として発生する重大事故に対する設計要求の除外方針を記載しているため。</p>	<p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。重②ah</p> <p>常設重大事故等対処設備の操作は、燃料加工建屋の中央監視室又は設置場所で可能な設計とする。重②p</p> <p>周辺機器等からの影響のうち溢水に対して常設重大事故等対処設備は、想定する溢水量に対して、機能を損なわない高さへの設置、被水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。重②an</p> <p>周辺機器等からの影響のうち火災に対して常設重大事故等対処設備は、「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とすることにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②ap</p>	<p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。重②ah</p> <p>溢水に対して常設重大事故等対処設備は、想定する溢水量に対して、機能を損なわない高さへの設置、被水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。重②an</p> <p>火災に対して常設重大事故等対処設備は、「ロ. (二) (2) 重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止」に基づく設計とすることにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②ap</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、火災による損傷及び内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。□</p>	<p>常設重大事故等対処設備の操作は、燃料加工建屋の中央監視室又は設置場所で可能な設計とする。重②p</p>	<p>操作は中央制御室、異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響 (中略) ③から 溢水に対しては、重大事故等対処設備は、想定される溢水により機能を損なわないように、重大事故等対処設備の設置区画の止水対策等を実施する。</p> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響 (中略) ④から 地震による荷重を含む耐震設計については、「2.1 地震による損傷の防止」に、津波（敷地に遡上する津波を含む。）による荷重を含む耐津波設計については、「2.2 津波による損傷の防止」に、火災防護については、「3.1 火災による損傷の防止」に基づく設計とし、それらの事象による波及的影響により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>③ (P47 から)</p> <p>④ (P48 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (31/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 自然現象のうち津波については、「3.2 津波による損傷の防止」に記載しているため。</p>	<p>自然現象のうち津波に対して常設重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。重②ar</p> <p>自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置し、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②q</p> <p>自然現象のうち風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。重②r</p>	<p>津波に対して常設重大事故等対処設備は、「ロ. (へ) 耐津波構造」に基づく設計とする。重②ar</p> <p>屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋、再処理施設の制御建屋及び洞道に設置し、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②q</p> <p>屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。①</p>	<p>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発に対して常設重大事故等対処設備は、建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。◇</p> <p>風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。重②r</p>	<p>⑩へ</p> <p>屋内の重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による影響に対し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた施設内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>インターフェイスシステムLOCA時、使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれのある事故又は主蒸気管破断事故起因の重大事故等時に使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。</p> <p>特に、使用済燃料プール監視カメラは、使用済燃料プールに係る重大事故等時に使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。</p> <p>主たる流路に影響を与える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。</p> <p>屋外及び常設代替高圧電源装置置場(地上階)の重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作は中央制御室、離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>⑤へ</p> <p>また、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、積雪及び火山の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、地震後においても機能及び性能を保持する設計とする。</p>	<p>⑩ (P39 へ)</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> インターフェイスシステムLOCAは、発電炉特有の事象であるため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 操作に関する記載については、「8.1.6 操作性及び試験・検査性」にて記載していることから、ここでは発電炉特有の記載としている。</p> <p>⑤ (P29 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (32/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、凍結、高温及び降水に対する設計方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、内的事象を要因として発生する重大事故に対する設計要求の除外方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、落雷に対する設計方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、落雷に対する設計方針を記載しているため。</p>	<p>自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、機能を損なわない設計とする。重②t</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。重②h</p> <p>自然現象のうち落雷に対して外部電源系統からの電気の供給の停止及び非常用所内電源設備からの電源の喪失(以下「全交流電源喪失」という。)を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。重②y</p> <p>直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②z</p>	<p>凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②t</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。重②h</p> <p>落雷に対して外部電源系統からの電気の供給の停止及び非常用所内電源設備からの電源の喪失(以下「全交流電源喪失」という。)を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。重②y</p> <p>直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②z</p>	<p>凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (33/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、落雷に対する設計方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、内的事象を要因として発生する重大事故に対する設計要求の除外方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、生物学的事象に対する設計方針を記載しているため。</p> <p>【「等」の解説】 「離隔距離の確保等」とは防火帯の設置、建屋による防護などであり、添付書類で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、森林火災に対する設計方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、内的事象を要因として発生する重大事故に対する設計要求の除外方針を記載しているため。</p>	<p>間接雷に対して、雷サージによる影響を軽減することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②aa</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。重②ah</p> <p>自然現象のうち生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②ab</p> <p>自然現象のうち森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②ac</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車により事前に散水することを保安規定に定めて延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。重②ad</p>	<p>間接雷に対して、雷サージによる影響を軽減することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②aa</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。重②ah</p> <p>生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②ab</p> <p>森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②ac</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。重②ad</p> <p>【許可からの変更点等】 事前に散水することについて保安規定に定めることを明確化したことを記載。</p>	<p>生物学的事象に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。◇</p> <p>森林火災に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (34/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、塩害に対する設計方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、敷地内の化学物質漏えいに対する設計方針を記載しているため。</p>	<p>自然現象のうち塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系への除塩フィルタ及び粒子フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。重②ae</p> <p>また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。重②af</p> <p>【「等」の解説】 「塗装等」とは防食処理対策の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。(以下同じ)</p> <p>人為事象のうち敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。重②ag</p> <p>人為事象のうち電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。重②aj</p>	<p>塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。重②ae</p> <p>また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。重②af</p> <p>【許可からの変更点等】 常設重大事故等対処設備が塩害に対して機能を損なわないために設ける設備を具体化。</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。重②ag</p> <p>電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。重②aj</p>	<p>塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>航空機落下については、三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定した防護設計の有無を踏まえた航空機落下確率評価の結果、MOX燃料加工施設への航空機落下は考慮する必要がないことから、航空機落下に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、設計上の考慮は不要とする。◇</p> <p>有毒ガスについては、MOX燃料加工施設周辺の固定施設で発生する可能性のある有毒ガスとしては、六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする六ふっ化ウランが加水分解して発生するふっ化ウラニル及びふっ化水素を考慮するが、重大事故等対処設備が有毒ガスにより影響を受けることはないことから、有毒ガスに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、設計上の考慮は不要とする。◇</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいについては、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>近隣工場等の火災、爆発については、石油備蓄基地火災、再処理施設の還元ガス製造建屋の水素ボンベ及び低レベル廃棄物処理建屋のプロパンボンベ庫のプロパンボンベの爆発を考慮するが、石油備蓄基地火災の影響は小さいこと、再処理施設の還元ガス製造建屋及び低レベル廃</p>	<p>⑦から</p> <p>(3) 電磁波による影響 外部人為事象のうち重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として選定する電磁的障害に対しては、重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p>	<p>⑦(P46 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (35/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>棄物処理建屋のプロパンボンベ庫からの離隔距離が確保されていることから、近隣工場等の火災、爆発に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、設計上の考慮は不要とする。◇</p> <p>自然現象及び人為事象に対して内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、当該設備が地震、風（台風）、竜巻、積雪、落雷、火山の影響、凍結、高温、降水及び航空機落下により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。◇</p> <p>地震に対して常設重大事故等対処設備は、「イ．（ロ）（５）②重大事故等対処施設の耐震設計」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>また、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「イ．（ハ）（１）⑤地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。◇</p> <p>津波に対して常設重大事故等対処設備は、「イ．（ロ）（６）津波による損傷の防止」に基づく設計とする。◇</p> <p>落雷に対して外部電源系統からの電気の供給の停止及び非常用所内電源設備からの電源の喪失（以下「全交流電源喪失」という。）を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。◇</p> <p>直撃雷に対して、当該設備は当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置す</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (36/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより機能を損なわない設計とする。重②ak</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事</p>	<p>周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより機能を損なわない設計とする。重②ak</p>	<p>る。間接雷に対して、当該設備は雷サージによる影響を軽減できる設計とする。⚡</p> <p>電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。⚡</p> <p>周辺機器等からの影響について、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。 また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。重②aka</p> <p>想定する溢水量に対して常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被水防護を行う。⚡</p> <p>火災に対して常設重大事故等対処設備は、「イ.(ロ)(4)①b. 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計」に基づく設計とする。⚡</p> <p>ただし、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、火災に対して、これら事象による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程の停止等の手順を整備する。重②aq</p> <p>内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とする。または、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図る。⚡</p>		<p>重②aka (P7 へ)</p> <p>重②aq (P37 へ)</p>

(当社の記載)
 <不一致の理由>
 事業変更許可申請書において、周辺機器等からの影響の内部発生飛散物に対する設計方針を記載しているため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (37/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、火災による損傷及び内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。重②aq</p> <p>常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。重②aw</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設の特徴として、敷地内に他の事業の施設(再処理施設)があるため。</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。重②j</p> <p>閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。重②l</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。重②ai</p>	<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、内的事象を要因として発生する重大事故に対する設計要求の除外方針を記載しているため。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。重②aw</p> <p>ii. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。重②j</p> <p>閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。重②l</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。重②ai</p>	<p>常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。Ⓡ</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。Ⓡ</p> <p>閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。Ⓡ</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。Ⓡ</p>	<p>重②aq(P36 から)</p> <p>(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候等による影響並びに荷重 ⑧から (中略) 原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、想定される重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>②から (2) 海水を通水する系統への影響 海水を通水する系統への影響に対しては、常時海水を通水する、海に設置する又は海で使用する安全施設及び重大事故等対処設備は耐腐食性材料を使用する。常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。</p>	<p>⑧(P28 から)</p> <p>②(P46 から)</p>

(当社の記載)
<不一致の理由>
事業変更許可申請書において、MOX燃料加工施設特有の重大事故に対する設計方針を記載しているため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (38/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設特有の設計上の考慮として、「設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象」を設計上考慮しているため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、「周辺機器等からの影響」に対する設計方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設は可搬型重大事故等対処設備に対する火災の方針を「8.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に記載しているため。</p>	<p>【許可からの変更点等】 可搬型重大事故等対処設備の耐震設計の条件を明確化するために記載。</p> <p>自然現象のうち地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。重②n また、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</p> <p>設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。重②ax</p> <p>また、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。重②oo</p> <p>周辺機器等からの影響のうち溢水に対して可搬型重大事故等対処設備は、想定する溢水量に対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行う設計とする。重②an</p> <p>周辺機器等からの影響のうち火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「8.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。重②ap</p>	<p>地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。重②n</p> <p>また、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「ロ. (ト) (2) ②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。重②ax</p> <p>また、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。重②oo</p> <p>【許可からの変更点等】 火災に関する設計方針は、30条の基本設計方針の文章構成に合わせて後述にて記載。</p> <p>溢水、火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、溢水に対しては想定する溢水量に対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行うことにより、重②an 火災に対しては、「ロ. (ト) (2) ②f. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②ap</p> <p>【許可からの変更点等】 火災に関する設計方針は30条の基本設計方針の文章構成に合わせて記載。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備の操作は、設置場所で可能な設計とする。④-1</p>	<p>る。また、使用時に海水を通水する重大事故等対処設備は、海水の影響を考慮した設計とする。</p> <p>⑨から</p> <p>(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候等による影響並びに荷重 (中略) また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備は、必要により当該設備の落下防止、転倒防止及び固縛の措置をとる。</p> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響 (中略) ③から</p> <p>溢水に対しては、重大事故等対処設備は、想定される溢水により機能を損なわないように、重大事故等対処設備の設置区画の止水対策等を実施する。</p>	<p>⑨(P29 から)</p> <p>③(P47 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (39/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 自然現象のうち津波については、「3.2 津波による損傷の防止」に記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点等】 位置的分散の具体として、同じ機能を有する重大事故等対処設備間の離隔距離を100mとすることで同時に機能喪失しない設計とすることを明確化。</p>	<p>自然現象のうち津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。重②ar</p> <p>自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に保管し、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②q</p> <p>自然現象のうち風(台風)及び竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じる、又は位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。重②s</p> <p>位置的分散については、竜巻によって全数が損傷し、機能が損なわれることはないよう、同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と100m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することを防止する設計とする。重②</p>	<p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「ロ. (へ) 耐津波構造」に基づく設計とする。重②ar</p> <p>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に保管し、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②q</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻に対して風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。重②s</p> <p>【許可からの変更点等】 30条の基本設計方針の文章構成に合わせて記載。</p> <p>【許可からの変更点等】 竜巻による風荷重に対して位置的分散も考慮して機能を確保する旨を明確化。</p>	<p>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発に対して可搬型重大事故等対処設備は、建屋等に保管し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。Ⓐ</p> <p>風(台風)及び竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。Ⓐ</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では、「同じ機能を有する他の可搬型重大事故等対処設備がない設備」に該当する施設がないため。</p>	<p>⑩から</p> <p>(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候等による影響並びに荷重(中略)</p> <p>屋内の重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による影響に対し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた施設内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>⑬から</p> <p>屋外の重大事故等対処設備については、風(台風)及び竜巻による風荷重の影響に対し、風荷重を考慮すること、又は位置的分散を考慮した設置若しくは保管により、機能を損なわない設計とする。</p> <p>位置的分散については、同じ機能を有する他の重大事故等対処設備(設計基準事故対処設備を兼ねている重大事故等対処設備も含む。)と100m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することの防止を図る設計とする。</p> <p>ただし、同じ機能を有する重大事故等対処設備がない設備については、竜巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれないよう、予備も含めて分散させるとともに、原子炉格納容器、使用済燃料プール及びこれらの設備が必要となる事象の発生を防止する設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備を内包する原子炉建屋等から100m以</p>	<p>⑩(P31 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (40/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 外部からの損傷を防止できる建屋内に配備することを明確化。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、凍結、高温及び降水に対する設計方針を記載しているため。</p>	<p>また、竜巻が襲来して、個々の設備が損傷した場合の運用として、工程の停止を含めた対応を速やかにとることを MOX 燃料加工施設保安規定に定めて、管理する。重②</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、浮き上がり又は横滑りによって、設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。重②</p> <p>悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。</p> <p>なお、固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、耐震設計に影響を与えることがないよう、固縛装置の連結材に適切な余長を持たせた設計とする。重②</p> <p>自然現象のうち積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重を考慮し、外部からの損傷を防止できる建屋等内へ配備することで、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。または、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重に対して除雪及び除灰することを保安規定に定めて、管理する。重②u</p> <p>自然現象のうち凍結、高温及び降水に</p>	<p>【許可からの変更点等】 屋外の重大事故等対処設備が風荷重によって他の設備に影響を与えない設計とすることを明確化。</p> <p>【許可からの変更点等】 屋外の重大事故等対処設備が風荷重によって他の設備に影響を与えないよう、固縛による運用で対応する設計とすることを明確化。</p> <p>積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重を考慮し、損傷防止措置として除雪、除灰及び屋内への配備を実施することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわないよう維持する。重②u</p> <p>【許可からの変更点等】 積雪及び火山に対する方針について保安規定に定めることを明確化。</p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対</p>	<p>積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰及び屋内への配備を実施する手順を整備する。◇</p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対</p>	<p>上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管する設計とする。</p> <p>運用として、竜巻が襲来して、個々の設備が損傷した場合は、発電用原子炉の停止を含めた対応を速やかにとることとし、この運用について、保安規定に定める。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し浮き上がり又は横滑りによって、設計基準事故対処設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。</p> <p>悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とするとともに、重大事故等発生時の初動対応時間を確保するために、固縛装置の設置箇所数を可能な限り少なくする設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。</p> <p>なお、固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、耐震設計に影響を与えることがないよう、固縛装置の連結材に適切な余長を持たせた設計とする。</p> <p>積雪及び火山の影響については、必要により除雪及び降下火砕物の除去等の措置を講じる。この運用について、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時において、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるよう、位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の安全施設及び重大事故等対処設備は、設計基準事故等及び重大事故等時に想定される圧力、温度等</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 本内容は、位置的分散に関する内容であることから別項目「9.1.2 多様性、位置的分散等」にて記載することとしたため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では、該当する施設がないため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (41/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、生物学的事象に対する設計方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、森林火災に対する設計方針を記載しているため。</p>	<p>対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②t</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、落雷に対する設計方針を記載しているため。</p> <p>自然現象のうち落雷に対して全交流電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計を行う。重②y</p> <p>直撃雷に対して、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②z</p> <p>自然現象のうち生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②ab</p> <p>自然現象のうち森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②ac</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。重②ad</p>	<p>策、高温防止対策及び防水対策により、<u>重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②t</u></p> <p>落雷に対して全交流電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、<u>直撃雷を考慮した設計を行う。重②y</u></p> <p>直撃雷に対して、<u>構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②z</u></p> <p>生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、<u>鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②ab</u></p> <p>森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、<u>防火帯の内側に保管することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。重②ac</u></p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、<u>離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。重②ad</u></p> <p>塩害に対して屋内の可搬型重大事故等</p>	<p>策、高温防止対策及び防水対策により、<u>機能を損なわない設計とする。◇</u></p> <p>生物学的事象に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、<u>鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入重②ab</u>を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。◇</p> <p>森林火災に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、<u>防火帯の内側に保管することにより、機能を損なわない設計とする。◇</u></p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、<u>離隔距離の確保等により、機能を損なわない設計とする。◇</u></p> <p>塩害に対して屋内の可搬型重大事故等</p>	<p>に対して、格納容器スプレイ水による影響を考慮しても、その機能を発揮できる設計とする。</p> <p>安全施設及び重大事故等対処設備において、主たる流路の機能を維持できるよう、主たる流路に影響を与える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設では、系統的な影響の観点は「9.1.3 悪影響防止」に、規格の統一の観点は「9.1.6 操作性及び試験・検査性」に展開しているため。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (42/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>自然現象のうち塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系への除塩フィルタ及び粒子フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。重②ae</p> <p>また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。重②af</p>	<p>対処設備は、換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。重②ae</p> <p>また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。重②af</p> <p>【許可からの変更点等】 可搬型重大事故等対処設備が塩害に対して機能を損なわないために設ける設備を具体化。</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。重②ag</p>	<p>対処設備は、換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>航空機落下については、三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定した防護設計の有無を踏まえた航空機落下確率評価の結果、MOX燃料加工施設への航空機落下は考慮する必要がないことから、航空機落下に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計上の考慮は不要とする。◇</p> <p>有毒ガスについては、MOX燃料加工施設周辺の固定施設で発生する可能性のある有毒ガスとしては、六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする六ふっ化ウランが加水分解して発生するふっ化ウラニル及びふっ化水素を考慮するが、重大事故等対処設備が有毒ガスにより影響を受けることはないことから、有毒ガスに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計上の考慮は不要とする。◇</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいについては、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>近隣工場等の火災、爆発については、石油備蓄基地火災、再処理施設の還元ガス製造建屋の水素ボンベ及び低レベル廃棄物処理建屋のプロパンボンベ庫のプロパンボンベの爆発を考慮するが、石油備蓄基地火災の影響は小さいこと、再処理施設の還元ガス製造建屋及び低レベル廃棄物処理建屋のプロパンボンベ庫からの離隔距離が確保されていることから、近隣工場等の火災、爆発に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計上の考慮は不要とする。◇</p> <p>地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。</p> <p>また、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重</p>		

(当社の記載)
＜不一致の理由＞
事業変更許可申請書において、塩害に対する設計方針を記載しているため。

(当社の記載)
＜不一致の理由＞
事業変更許可申請書において、敷地内の化学物質漏えいに対する設計方針を記載しているため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (43/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、 周辺機器等からの影響の内部発生 飛散物に対する設計方針を記載 しているため。</p>	<p>人為事象のうち電磁的障害に対して可 搬型重大事故等対処設備は、重大事故等 時においても電磁波により機能を損なわ ない設計とする。重②aj</p> <p>周辺機器等からの影響のうち内部発生 飛散物に対して当該設備周辺機器の回転 機器の回転羽の損壊による飛散物の影響 を考慮し、影響を受けない位置へ保管す ることにより機能を損なわない設計とす る。重②ak</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設の特徴として、敷 地内に他の事業の施設（再処理施 設）があるため。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、同時に</p>	<p>電磁的障害に対して可搬型重大事故等 対処設備は、重大事故等時においても電 磁波により機能を損なわない設計とす る。重②aj</p> <p>周辺機器等からの影響について可搬型 重大事故等対処設備は、内部発生飛散物 に対して当該設備周辺機器の回転機器の 回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮 し、影響を受けない位置へ保管すること により機能を損なわない設計とする。重 ②ak</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、同時に</p>	<p>大事故等に対処するために重大事故等時 に機能を期待する可搬型重大事故等対処 設備は、「イ. (ハ) (1) ⑤地震を要因 とする重大事故等に対する施設の耐震設 計」に基づく設計とする。Ⓢ</p> <p>津波に対して可搬型重大事故等対処設 備は、「イ. (ロ) (6) 津波による損 傷の防止」に基づく設計とする。Ⓢ</p> <p>落雷に対して、全交流電源喪失を要因 とせずに発生する重大事故等に対処する 可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を 考慮した設計を行う。直撃雷に対して、 構内接地網と接続した避雷設備で防護さ れる範囲内に保管する又は構内接地網と 接続した避雷設備を有する建屋等に保管 することにより、重大事故等に対処する ための機能を損なわない設計とする。Ⓢ</p> <p>電磁的障害に対して可搬型重大事故等 対処設備は、重大事故等時においても電 磁波により、機能を損なわない設計とす る。Ⓢ</p> <p>周辺機器等からの影響について、地震 に対して可搬型重大事故等対処設備は、 当該設備周辺の機器等からの波及的影響 によって機能を損なわない設計とする。 また、当該設備周辺の資機材の落下、 転倒による損傷を考慮して、当該設備周 辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛 の措置を行う。重④ay</p> <p>想定する溢水量に対して可搬型重大事 故等対処設備は、機能を損なわない高さ への設置又は保管、被水防護を行う。Ⓢ</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設 備は、「イ. (ハ) (1) ⑥可搬型重大事 故等対処設備の内部火災に対する防護方 針」に基づく火災防護を行う。Ⓢ</p> <p>内部発生飛散物に対して可搬型重大事 故等対処設備は、当該設備周辺機器の回 転機器の回転羽の損壊による飛散物によ り設計基準事故に対処するための設備の 安全機能と同時にその機能が損なわれる おそれがないよう、位置的分散を図る。 Ⓢ</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、同時に</p>	<p>⑦から</p> <p>(3) 電磁波による影響 外部人為事象のうち重大事故等対処設 備に影響を与えるおそれがある事象とし て選定する電磁的障害に対しては、重大 事故等対処設備は、重大事故等時におい ても電磁波により機能を損なわない設計 とする。</p> <p>重④ay (P11 へ)</p>	<p>⑦ (P46 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (44/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。重②aw	発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。重②aw	<p>発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。◇</p> <p>(c) 重大事故等時における環境条件◇ 重大事故等時の温度、圧力の影響として、以下の条件を考慮しても機能を喪失することはない、必要な機能を有効に発揮することができる設計とする。重大事故等時の環境条件は以下のとおり。重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度及び放射線を添5第29表に示す。</p> <p>i. 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 火災の発生による温度、圧力の上昇を考慮し、以下を使用条件とする。</p> <p>(i) 温度 グローブボックス内：16℃～450℃ 工程室内：16℃～100℃ 工程室外：5℃～45℃</p> <p>(ii) 圧力 グローブボックス内：-400Pa～600Pa 工程室内：-160Pa～200Pa 工程室外：-100Pa～大気圧</p> <p>(d) 自然現象等による条件 自然現象及び人為事象（故意によるものを除く。）に対しては以下に示す条件において、機能を喪失することはない、必要な機能を有効に発揮することができる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震については、「イ. (ロ) (5) ②重大事故等対処施設の耐震設計」に基づく地震力を考慮する。また、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する重大事故等対処設備は、「イ. (ハ) (1) ⑤地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく地震力を考慮する。 津波については、津波による影響を受けない標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの位置に設置、保管することから、設計上の考慮は不要である。 風（台風）については、最大風速41.7m/sを考慮する。 竜巻については、最大風速100m/sを考慮する。 凍結及び高温については、最低気温 		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (45/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(-15.7℃)及び最高気温(34.7℃)を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降水については、最大1時間降水量(67.0mm)を考慮する。 ・積雪については、最深積雪量(190cm)を考慮する。 ・落雷については、最大雷撃電流(270kA)を考慮する。 ・火山の影響については、降下火砕物の積載荷重として層厚55cm、密度1.3g/m³を、また、降下火砕物の侵入による閉塞を考慮する。 ・生物学的事象については、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮する。 ・森林火災については、敷地周辺の植生を考慮する。 ・塩害については、海塩粒子の飛来を考慮するが、再処理事業所の敷地は海岸から約4km離れており、また、短期的に影響を及ぼすものではなく、その影響は小さいと考えられる。 <p>自然現象の組合せについては、風(台風)及び積雪、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響、風(台風)及び地震を想定し、屋外に設置する常設重大事故等対処設備はその荷重を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有毒ガスについては、MOX燃料加工施設周辺の固定施設で発生する可能性のある有毒ガスとしては、六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする六ふっ化ウランが加水分解して発生するふっ化ウラニル及びふっ化水素を考慮するが、重大事故等対処設備が有毒ガスにより影響を受けることはない。 ・敷地内における化学物質の漏えいについては、再処理事業所内で運搬する硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えいを考慮する。重大事故等対処設備が化学物質により影響を受けることはないが、屋外の重大事故等対処設備は保管に際して漏えいに対する高さを考慮する。 ・電磁的障害については、電磁波の影響を考慮する。 ・近隣工場等の火災、爆発については、石油備蓄基地火災、再処理施設の還元ガス製造建屋の水素ボンベ及び低レベル廃棄物処理建屋のプロパンボンベ庫のプロパンボンベの爆発を考慮するが、石油備蓄基地火災の影響は小さいこと、再処理施設の還元ガス製造建屋及び低レベル廃棄物処理建屋のプロパンボンベ庫か 		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (46/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>らの離隔距離が確保されていることから、重大事故等対処設備が影響を受けることはない。</p> <p>・航空機落下については、三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定した防護設計の有無を踏まえた航空機落下確率評価の結果、MOX燃料加工施設への航空機落下は考慮する必要がないことから、重大事故等対処設備が航空機落下により影響を受けることはない。</p>	<p>②へ</p> <p>(2) 海水を通水する系統への影響 海水を通水する系統への影響に対しては、常時海水を通水する、海に設置する又は海で使用する安全施設及び重大事故等対処設備は耐腐食性材料を使用する。常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。 また、使用時に海水を通水する重大事故等対処設備は、海水の影響を考慮した設計とする。</p>	② (P28, P37 へ)
			<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 重大事故等対処においてMOX燃料加工施設は、海水を通水することがないことから、発電炉特有の記載としている。</p>	<p>原則、淡水を通水するが、海水も通水する可能性のある重大事故等対処設備は、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への海水の影響を考慮する。また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>⑦へ</p>	⑦ (P34, P43 へ)
			<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 本記載については、「8.1.3 悪影響防止」にてそれぞれの事象に対して記載していることから、ここでは発電炉特有の記載としている。</p>	<p>(3) 電磁波による影響 外部人為事象のうち重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として選定する電磁的障害に対しては、重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響 安全施設は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により、発電用原子炉施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、事故対応のために配置・配備している自主対策設備を含む周辺機器等からの悪影響により機能を損なわない設計とする。周辺機器等からの悪影響としては、自然現象、外部人為事象、火災及び溢水による波及的影響を考慮する。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (47/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 本記載については、「8.1.2 共通要因故障に対する考慮等」にてそれぞれの事象に対して記載していることから、ここでは発電炉特有の記載としている。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 本記載については、「8.1.2 共通要因故障に対する考慮等」及び「8.1.3 悪影響防止」にてそれぞれの事象に対して記載していることから、ここでは発電炉特有の記載としている。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 本記載については、「8.1.2 共通要因故障に対する考慮等」及び「8.1.3 悪影響防止」にてそれぞれの事象に対して記載していることから、ここでは発電炉特有の記載としている。</p>	<p>このうち、地震以外の自然現象及び外部人為事象による波及的影響に起因する周辺機器等からの悪影響により、それぞれ重大事故等に対処するための必要な機能を損なうおそれがないように、常設重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備と位置的分散を図り設置する。また、可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図るとともに、その機能に応じて、全てを一つの保管場所に保管することなく、複数の保管場所に分散配置する。</p> <p>重大事故等対処設備及び資機材等は、竜巻による風荷重が作用する場合においても、重大事故等に対処するための必要な機能に悪影響を及ぼさないように、浮き上がり又は横滑りにより飛散しない設計とするか、当該保管エリア以外の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させない位置に保管する設計とする。位置的分散については「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す。</p> <p>③へ</p> <p>③ (P30, P38 へ)</p> <p>⑩へ</p> <p>⑩ (P20 へ)</p>	<p>③ (P30, P38 へ)</p> <p>⑩ (P20 へ)</p>
				<p>溢水に対しては、重大事故等対処設備は、想定される溢水により機能を損なわないように、重大事故等対処設備の設置区画の止水対策等を実施する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、地震の波及的影響により、重大事故等に対処するための必要な機能を損なわないように、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、その機能に応じて、すべてを一つの保管場所に保管することなく、複数の保管場所に分散配置する。また、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、油内包機器による地震随伴火災の影響や、水又は蒸気内包機器による地震随伴溢水の影響によりその機能を喪失しない場所に保管するとともに、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する設計とする。</p> <p>⑩へ</p> <p>⑩ (P20 へ)</p>	<p>⑩ (P20 へ)</p>
				<p>地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他の設備に悪</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (48/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
				<p>影響を及ぼさない設計とし、また、地震により火災源又は溢水源とならない設計とする。常設重大事故等対処設備については耐震設計を行い、可搬型重大事故等対処設備については、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">⑫ へ</p> <p>地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">④へ</p> <p>地震による荷重を含む耐震設計については、「2.1 地震による損傷の防止」に、津波（敷地に遡上する津波を含む。）による荷重を含む耐津波設計については、「2.2 津波による損傷の防止」に、火災防護については、「3.1 火災による損傷の防止」に基づく設計とし、それらの事象による波及的影響により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>⑫ (P20 へ)</p> <p>④ (P30 へ)</p>
	<p>(2) 設置場所における放射線</p> <p>a. 安全機能を有する施設</p> <p>設計基準事故に対処するための機器を設計基準事故の発生を感知し、自動的に起動する設計とすることにより、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設の設置場所は、通常時及び設計基準事故が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で設置場所から操作可能、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又は中央監視室若しくは制御室から操作可能な設計とする。</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備の設置場所</p>	<p>b. 重大事故等対処設備の設置場所</p>	<p>(5) 設置場所における放射線</p> <p>安全施設の設置場所は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (49/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>b. 重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。重⑦</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。重⑩</p>	<p>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。重⑦</p> <p>【「等」の解説】 「遮蔽の設置等」とは放射線の影響対策の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。重⑩</p>	<p>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置、放射線防護具類等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。◇</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備の設置場所</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置、放射線防護具類等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。◇</p>	<p>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、放射線量の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、放射線量の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (50/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「体制、管理等」とは、保安規定に定めて管理する対象の総称として示した記載であり、詳細は保安規定で明確化するため、基本設計方針では「等」と記載する。</p> <p>【許可からの変更点等】 30条の基本設計方針の文章構成に合わせて記載。</p>	<p>8.1.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、配管、弁、盤に対して系統による色分け、銘板取り付け、機器の状態や操作禁止を示すタグの取付け、操作器具の色、形状の視覚的要素による識別、警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行い、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置を行うとともに、計器表示、警報表示により MOX 燃料加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。また、設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。</p> <p>安全上重要な施設は、設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、容易に操作ができるよう、中央監視室、制御第1室及び制御第4室の監視制御盤や現場の機器、配管、弁、盤に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡潔な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。</p> <p><u>重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業変更許可申請書「六 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ロで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、MOX 燃料加工施設保安規定に定めて、管理する。重③</u></p> <p>a. 操作の確実性 <u>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。重③b</u></p> <p><u>重大事故等対処設備は、操作する全て</u></p>	<p>d. 操作性及び試験・検査性 (a) 操作性の確保</p> <p>【許可からの変更点等】 想定される重大事故等が発生した場合における重大事故等対処設備の設計については、事業変更許可申請書「七 変更後における加工施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書」ハに基づく設計とすることを明確化。</p> <p>i. 操作の確実性 <u>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。重③b</u></p> <p>操作する全ての設備に対し、十分な操</p>	<p>④ 操作性及び試験・検査性 a. 操作性の確保</p> <p>(a) 操作の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時における環境条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。◇</p> <p>操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作</p>	<p>5. 1. 6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保</p> <p><u>重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、設置変更許可申請書「十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて管理する。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時の環境条件を考慮し、操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備は、操作する全て</u></p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (51/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「車両等」とは重量物を取り扱う機器の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「固定等」とは設置を確実に行うための手段の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「より簡便な接続方式等」とはボルト・ネジ接続、フランジ接続以外の接続方式の手段の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>の設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。重③c</p> <p>現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実にできるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。重③d</p> <p>現場の操作スイッチは、非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。重③e</p> <p>現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。重③f</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。重③g</p> <p>現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。重③h</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央監視室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。重③i</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。重③j</p>	<p>作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。重③c</p> <p>現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実にできるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。重③d</p> <p>現場の操作スイッチは、非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。重③e</p> <p>現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。重③f</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。重③g</p> <p>現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。重③h</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央監視室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。重③i</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。重③j</p>	<p>ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。◇</p> <p>現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実にできるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。◇</p> <p>現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。◇</p> <p>現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。◇</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。◇</p> <p>現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。◇</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央監視室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。◇</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。◇</p>	<p>の設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。</p> <p>現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実にできるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>現場の操作スイッチは運転員等の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。</p> <p>現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。◇</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は運転員の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器については、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p>	<p>備考</p>

(当社の記載)
<不一致の理由>
事業変更許可申請書において、誤操作防止のための識別表示の設置を記載しているため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (52/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「内部流体の圧力及び温度等」とは内部流体の特性の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「流量に応じて口径を統一すること等」とは同一ポンプを接続する接続方式を示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>【許可からの変更点等】 事故時に実施するアクセスルートの確保(運用)と、設計の内容を明確化したことを記載。</p>	<p>b. 系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途(安全機能を有する施設としての用途等)以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能となるように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。重⑤</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また、同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。重⑨</p> <p>d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保するとともに、アクセスルートは以下の設計とする。重⑬a</p> <p>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含めて自然現象、人為事象、溢水、火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する設計とする。重⑬b</p>	<p>ii. 系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途(安全機能を有する施設としての用途等)以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能となるように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。重⑤</p> <p>iii. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また、同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。重⑨</p> <p>iv. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして以下の設計により確保する。重⑬a</p> <p>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。重⑬b</p>	<p>(b) 系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途(安全機能を有する施設としての用途等)以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能となるように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。◇</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また、同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。◇</p> <p>(d) 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして以下の設計により確保する。◇</p> <p>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する。◇</p>	<p>重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能となるように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続できるように、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式等を用い、配管は配管径や内部流体の圧力によって、大口径配管又は高圧環境においてはフランジを用い、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続方式等を用いる設計とする。窒素ポンプ、空気ポンプ、タンクローリ等については、各々専用の接続方式を用いる。 また、同一ポンプを接続する配管は口径を統一することにより、複数の系統での接続方式の統一も考慮する。</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備が移動・運搬できるため、また、他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。</p> <p>屋外及び屋内において、アクセスルートは、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>なお、想定される重大事故等の収束に必要な屋外アクセスルートは、基準津波の影響を受けない防潮堤内に、基準地震動Ss及び敷地に遡上する津波の影響を受けないルートを少なくとも1つ確保する設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設の屋外アクセスルートは、基準地震動に対し迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計としているため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (53/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 人為現象のうち、アクセスルートに影響を与えない事象を除外したうえで、アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象が何かを記載。</p>	<p>アクセスルートに対する自然現象については、洪水は立地的要因により影響を受けることがないこと、落雷によって道路面が直接影響を受けることがないこと、生物学的事象は阻害要因を容易に排除可能であることから、重⑬e アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、火山の影響及び森林火災を選定する。重⑬c</p> <p>【許可からの変更点等】 自然現象のうち、アクセスルートに影響を与えない事象を除外したうえで、アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象が何かを記載。</p> <p>アクセスルートに対する人為事象については、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により影響を受けることがないこと、電磁的障害によって道路面が直接影響を受けることがないことから、重⑬e アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。重⑬d,</p> <p>【「等」の解説】 「周辺構造物等」とは、地震の影響により損壊し屋外のアクセスルートを阻害しうる構築物の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>屋外のアクセスルートに対する地震の影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、その他自然現</p>	<p>アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。重⑬c</p> <p>【許可からの変更点等】 アクセスルートに影響を与える自然事象の抽出を行った結果を踏まえ、基本設計方針では影響を与える対象となる自然事象のみを記載。</p> <p>アクセスルートに対する人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。重⑬d</p> <p>【許可からの変更点等】 アクセスルートに影響を与える人為事象の抽出を行った結果を踏まえ、基本設計方針では影響を与える対象となる人為事象のみを記載。</p> <p>屋外のアクセスルートは、「ロ、（ホ）（2）重大事故等対処施設の耐震設計」にて考慮する地震の影響（周辺構</p>	<p>アクセスルートに対する自然現象については、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）に加え、敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害等の事象を考慮する。◇その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。◇</p> <p>アクセスルートに対する人為事象については、国内外の文献等から抽出し、さらに事業許可基準規則の解釈第9条に示される飛来物（航空機落下）、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。◇その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。◇</p> <p>なお、洪水、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。◇</p> <p>屋外のアクセスルートは、「イ、（ロ）（5）②重大事故等対処施設の耐震設計」にて考慮する地震の影響（周辺</p>	<p>屋外及び屋内アクセスルートに影響を与えるおそれがある自然現象として、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する外部人為事象については、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、その他自</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (54/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ MOX燃料加工施設の立地的特徴から津波の影響が考えられる範囲が取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに限定されることに加え、重大事故等対処の特徴としてこれらの場所で要員が活動するため。</p>	<p>象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して設ける設計とする。重⑬f</p> <p>【許可からの変更点等】 語尾の統一。</p> <p>地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。重⑬g</p> <p>敷地外水源の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて、管理する。重⑬h</p> <p>屋外のアクセスルートは、地震の影響</p>	<p>造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。重⑬f</p> <p>【許可からの変更点等】 30条の基本設計方針の文章構成により、削除。</p> <p>屋外のアクセスルートは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。重⑬g</p> <p>敷地外水源の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避する手順を整備する。重⑬h</p> <p>屋外のアクセスルートは、「ロ、</p>	<p>構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。◇</p> <p>屋外のアクセスルートは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。◇</p> <p>敷地外水源の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避する手順を整備する。◇</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ MOX燃料加工施設は海岸約5km、標高約50mに位置することから、の影響について考慮する必要がないため。</p> <p>屋外のアクセスルートは、「イ、</p>	<p>然現象(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)による影響を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なホイールローダを2台(予備3台)保管、使用する。</p> <p>なお、東海発電所の排気筒の短尺化及びサービス建屋減築等によりアクセスルートへの影響を防止する設計とする。</p> <p>また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>津波の影響については、敷地に遡上する津波による遡上高さに対して十分余裕を見た高さに高所のアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>また、高潮に対しては、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートは、自然現象のうち凍結、森林火災、外部人為事象のうち飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス及び船舶の衝突に対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>落雷に対しては、道路面が直接影響を受けることはないため、さらに生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートは、地震の影響に</p>	<p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 東海発電所特有の事情による方針であるため</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ MOX燃料加工施設は海岸約5km、標高約50mに位置することから、津波の影響について考慮する必要がないため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (55/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「タイヤチェーン等」とは凍結又は積雪時の車両の通行性を確保するための手段の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 融雪剤の配備は運用のため、保安規定に定めて、管理することとすることを明確化した</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、化学物質の漏えいに対する方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、森林火災及び近隣工場等の火災に対する方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、火災に対する方針を記載しているため。</p>	<p>による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり で崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールロードにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を整備することで、通行性を確保できる設計とする。</p> <p>また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールロードによる復旧を行うことで、通行性を確保できる設計とする。重⑬i</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、車両はタイヤチェーン等を装着することにより、通行性を確保できる設計とする。また、道路については、融雪剤を配備することを保安規定に定めて、管理する。重⑬j</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対しては、薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。重⑬k</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて、管理する。重⑬l</p> <p>屋内外のアクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止対策（可燃物を収納した容器の固縛による転倒防止）及び火災の拡大防止対策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定め、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。重⑬mm</p>	<p>(ホ) (2) 重大事故等対処施設の耐震設計」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり で崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールロードにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する。また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールロードにより復旧する。重⑬i</p> <p>【「等」の解説】 「不等沈下等」の指す内容は敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下などであり、添付書類で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。重⑬j</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。重⑬k</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行う手順を整備する。重⑬l</p> <p>【許可からの変更点等】 地震発生時においては屋内外のアクセスルートに対して設計を行う旨を記載。</p> <p>【許可からの変更点等】 屋内外のアクセスルートに対して、複数ルート設けていることを明確化。</p>	<p>(ロ) (5) ②重大事故等対処施設の耐震設計」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり で崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールロードにより崩壊箇所を復旧するか又は迂回路を確保する。また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールロードにより復旧する。◇</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。◇</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。なお、融雪剤の配備等については、「添付書類七 ハ. (イ) (1)②アクセスルートの確保」に示す。◇</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行う手順を整備する。◇</p> <p>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる大規模損壊時の消火活動等については、「添付書類七 ハ. (ロ) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」に示す。◇</p> <p>屋外のアクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止対策（可燃物を収納した容器の固縛による転倒防止）及び火災の拡大防止対策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。重⑬mm</p>	<p>による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり で崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールロードによる崩壊箇所の復旧又は迂回路の通行を行うことで、通行性を確保できる設計とする。</p> <p>また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策等を行う設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートは、自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (56/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、地震に対する方針を記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点等】 機器からの溢水に対してアクセスルートを確認するために防護具を配備・着用することを保安規定に定めることを記載。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、被ばくに対する方針を記載しているため。</p>	<p>屋内のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。重⑬m</p> <p>屋内のアクセスルートは、津波による影響を受けない建屋等に複数確保する設計とする。重⑬n</p> <p>屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。重⑬o</p> <p>屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水に対してアクセスルートにおける非常時対策組織要員の安全を確保するため防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。重⑬p</p> <p>また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。重⑬p</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の</p>	<p>屋内のアクセスルートは、「ロ。(ホ) (2) 重大事故等対処施設の耐震設計」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。重⑬m</p> <p>【許可からの変更点等】 津波に対する設計を明確化したため。</p> <p>屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。重⑬o</p> <p>屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水に対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全を考慮した防護具を着用する。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。重⑬p</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の</p>	<p>屋内のアクセスルートは、「イ。(ロ) (5) ②重大事故等対処施設の耐震設計」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。◇</p> <p>屋内のアクセスルートは、津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。重⑬n</p> <p>屋内のアクセスルートは、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。◇</p> <p>屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水に対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全を考慮した防護具を着用する。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。万一通行が阻害される場合は迂回する又は乗り越える。◇</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の</p>	<p>⑥から</p> <p>屋内アクセスルートは、自然現象として選定する津波(敷地に遡上する津波を含む。)、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮による影響に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>⑥へ</p> <p>屋内アクセスルートは、自然現象として選定する津波(敷地に遡上する津波を含む。)、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮による影響に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>屋内アクセスルートは、外部人為事象として選定する飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス及び船舶の衝突に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>屋内アクセスルートの設定に当たっては、油内包機器による地震に伴う火災の影響や、水又は蒸気内包機器による地震に伴う溢水の影響を考慮するとともに、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。</p>	<p>⑥(P56 から)</p> <p>⑥(P56 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (57/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等」が指す具体的な内容は設備によって異なり、保安規定に基づき策定する保全計画において明確化するため、基本設計方針では等のままとした。</p> <p>【「等」の解説】 「保守等」が指す具体的な内容は設備によって異なり、保安規定に基づき策定する保全計画において明確化するため、基本設計方針では等のままとした。</p>	<p>配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定め、管理する。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備し、アクセス性を確保する設計とする。重⑬q</p> <p>(2) 試験・検査性 安全機能を有する施設は、通常時において、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験ができる設計とするとともに安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。重④a</p> <p>試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。重④b また、保守及び修理は、維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。)、取替え、保守等が実施可能な設計とする。重④b</p> <p>重大事故等対処設備は、原則系統試験及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p>	<p>配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備する。重⑬q</p> <p>【許可からの変更点等】 屋内外のアクセスルートの移動時及び作業時の状況に応じて放射線防護具を着用することを保安規定に定めることを記載。</p> <p>【許可からの変更点等】 実施する目的の明確化及び語尾の統一</p> <p>重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。重④a</p> <p>試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。重④b また、保守及び修理は、維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。)、取替え、保守等が実施可能な設計とする。重④b</p> <p>【「等」の解説】 「自主検査等」とは技術基準規則要求以外に係る機能維持の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>配備を行い、◇移動時及び作業時の状況に応じて着用する。◇また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備する。◇</p> <p>重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。◇</p> <p>試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。◇ また、保守及び修理は、維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。)、取替え、保守等が実施可能な設計とする。◇</p>	<p>(2) 試験・検査性 設計基準対象施設は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検(試験及び検査を含む。)が可能な構造とし、そのために必要な配置、空間等を備えた設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とし、そのために必要な配置、空間等を備えた設計とする。また、接近性を考慮して必要な空間等を備え、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする。</p> <p>試験及び検査は、使用前検査、施設定期検査、定期安全管理検査及び溶接安全管理検査の法定検査に加え、保全プログラムに基づく点検が実施できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、原則系統試験及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。系統試験については、テストラインなどの設備を設置又は必要に応じて準備することで試験可能な設計とする。また、悪影響防止の観点から他と区分する必要があるもの又は単体で機能・性能を確認するものは、他の系統と独立して機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>発電用原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的な試験又は検査が実施可能な設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (58/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、待機除外時のバックアップに対する方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は令和2年9月30日の規制委員会文書(試験研究用等原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査並びに使用前確認等の進め方について)を踏まえて、一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針を記載するため。</p>	<p>多重性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。重④c</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。重④d</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うことを保安規定に定めて、管理する。重④e</p> <p>(3) 維持管理 加工施設の維持管理にあたっては、MOX燃料加工施設保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。</p>	<p>多重性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。重④c</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とする。重④d</p> <p>【許可からの変更点等】 事業変更許可申請書の内容に加え、分解・開放が不要なものにおいても外観確認が可能な設計である旨を記載。</p> <p>【許可からの変更点等】 待機除外時のバックアップに対する方針を保安規定に定めることを記載。</p> <p>【「等」の解説】 「通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等」とは一般産業用工業品を取り扱う設備の総称として示した記載であることから記載した。</p>	<p>多重性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。◇</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とする。◇</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うものとする。重④e</p>	<p>また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>代替電源設備は、電気系統の重要な部分として、適切な定期試験及び検査が可能な設計とする。</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX燃料加工施設では、該当する施設がないため記載しない。(MOX燃料加工施設の代替電源は可搬型設備として整備するため、他記載方針に含まれる)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (59/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、 基準地震動を超える地震動に対 して機能維持が必要な重大事故 等対処設備の耐震設計方針を記 載しているため。</p> <p>【許可からの変更点等】 事業変更許可時の内容を具体化 した記載とした</p>	<p>8.1.7 地震を要因とする重大事故等 に対する施設の耐震設計 (1) 地震を要因とする重大事故等 に対する施設の耐震設計の基本方針 基準地震動を超える地震動に対し て機能維持が必要な設備について は、重大事故等対処施設及び安全 機能を有する施設の耐震設計に おける設計方針を踏襲し、重大 事故等対処施設の構造上の特徴、 重大事故等の状態で施設に作用 する荷重等を考慮し、基準地震 動の1.2倍の地震力に対して必 要な機能が損なわれるおそれが ないことを目的として、以下の とおり耐震設計を行う。重震①a</p> <p>a. 重大事故等の起因となる異常 事象の選定において基準地震動 を1.2倍した地震力を考慮する 設備は、基準地震動を1.2倍 した地震力に対して、露出した 状態でMOX粉末を取り扱い、さ らには火災源を有するグローブ ボックスはパネルに亀裂や破損 が生じないこと及び転倒しない こと、当該グローブボックスの 内装機器の落下・転倒防止機能 の確保にあたっては、放射性物 質(固体)の閉じ込めバウン ダリを構成する容器や放射性物 質そのものを保持する設備の破 損により、容器、設備が落下又 は転倒しないことにより、必要 な機能が損なわれるおそれがな い設計とする。重震①b、重震①d</p> <p>b. 地震を要因として発生する重 大事故等に対処する重大事故等 対処設備は、基準地震動を1.2 倍した地震力に対して、重大事 故等に対処するための機能を有 効に発揮するための火災の感知 機能、消火機能や外部への放出 経路の遮断等の重大事故等に対 処するために必要な機能が損 なわれるおそれがないように設 計する。重震①c</p>	<p>e. 地震を要因とする重大事故等 に対する施設の耐震設計 (a) 地震を要因とする重大事故 等に対する施設の耐震設計の基 本方針 基準地震動を超える地震動に対 して機能維持が必要な設備につ いては、重大事故等対処施設及 び安全機能を有する施設の耐 震設計における設計方針を踏襲 し、基準地震動の1.2倍の地震 力に対して必要な機能が損な われるおそれがないことを目的 として、以下のとおり耐震設計 を行う。重震①a</p> <p>i. 重大事故等の起因となる異常 事象の選定において基準地震動 を1.2倍した地震力を考慮する 設備は、基準地震動を1.2倍 した地震力に対して、必要な 機能が損なわれるおそれがな いように設計する。重震①b</p> <p>ii. 地震を要因として発生する重 大事故等に対処する重大事故等 対処設備は、基準地震動を1.2 倍した地震力に対して、重大事 故等に対処するために必要な 機能が損なわれるおそれがな いように設計する。重震①c</p> <p>【「等」の解説】 「火災の感知機能、消火機能や 外部への放出経路の遮断等」と は重大事故等に対処するに必 要な機能の総称として示した 記載であることから許可の記 載を用いた。</p>	<p>⑤ 地震を要因とする重大事故等 に対する施設の耐震設計 a. 地震を要因とする重大事故 等に対する施設の耐震設計の基 本方針 基準地震動を超える地震動に対 して機能維持が必要な設備につ いては、重大事故等対処施設及 び安全機能を有する施設の耐 震設計における設計方針を踏襲 し、基準地震動の1.2倍の地震 力に対して必要な機能が損な われるおそれがないことを目的 として、以下のとおり耐震設計 を行う。◇</p> <p>(a) 重大事故等の起因となる異常 事象の選定において基準地震動 を1.2倍した地震力を考慮する 設備は、基準地震動を1.2倍 した地震力に対して、必要な 機能が損なわれるおそれがな いように設計する。◇</p> <p>(b) 地震を要因として発生する重 大事故等に対処する重大事故等 対処設備は、基準地震動を1.2 倍した地震力に対して、重大事 故等に対処するために必要な 機能が損なわれるおそれがな いように設計する。◇</p> <p>b. 地震力の算定方法 耐震設計に用いる地震力の算 定方法は、以下のとおり適用 する。 (a) 動的地震力 地震を要因とする重大事故等 に対する施設は、「イ.(ロ)(5)① d.(b)動的地震力」に示す基準 地震動を1.2倍とした地震力 を適用する。 c. 荷重の組合せと許容限界 荷重の組合せと許容限界は、 以下によるものとする。</p>		<p>重震①d(P62 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (60/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(a) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>i. 建物・構築物 (i) 通常時の状態 「イ. (ロ) (5) ①e. (a) i. (i) 通常時の状態」を適用する。 (ii) 重大事故等時の状態 MOX燃料加工施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。 (iii) 設計用自然条件 「イ. (ロ) (5) ①e. (a) i. (ii) 設計用自然条件」を適用する。</p> <p>ii. 機器・配管系 (i) 通常時の状態 「イ. (ロ) (5) ①e. (a) ii. (i) 通常時の状態」を適用する。 (ii) 設計基準事故時の状態 「イ. (ロ) (5) ①e. (a) ii. (ii) 設計基準事故時の状態」を適用する。 (iii) 重大事故等時の状態 MOX燃料加工施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。</p> <p>(b) 荷重の種類 i. 建物・構築物 (i) MOX燃料加工施設のおかれている状態にかかわらず通常時に作用している固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 (ii) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (iii) 積雪荷重及び風荷重 通常時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。 ii. 機器・配管系 (i) 通常時に作用している荷重 (ii) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (iii) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 各状態において施設に作用する荷重には、通常時に作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。 また、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準ずる。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (61/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(c) 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せは、以下によるものとする。</p> <p>i. 建物・構築物 (i) 重大事故の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、通常時に作用している荷重(固定荷重, 積載荷重, 土圧及び水圧), 積雪荷重及び風荷重と基準地震動を1.2倍した地震力を組み合わせる。 (ii) 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、通常時に作用している荷重(固定荷重, 積載荷重, 土圧及び水圧), 積雪荷重及び風荷重と基準地震動を1.2倍した地震力とを組み合わせる。 (iii) 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、通常時に作用している荷重(固定荷重, 積載荷重, 土圧及び水圧), 積雪荷重, 風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は、その事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力)と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的, 総合的に勘案の上設定する。なお, 継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>なお, 通常時に作用している荷重のうち, 土圧及び水圧について, 基準地震動による地震力, 弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は, 当該地震時の土圧及び水圧とする。</p> <p>ii. 機器・配管系 (i) 重大事故の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備に係る機器・配管系については、通常時に作用している荷重と基準地震動を1.2倍した地震力とを組み合わせる。 (ii) 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備に係る機器・配管系については、通常時に作用している荷重と基準地震動を1.2倍した地震力とを組み合わせる。 (iii) 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備に係る</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (62/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>る機器・配管系について、通常時に作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>iii. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>(i) ある荷重の組合せ状態での評価が、その他の荷重の組合せ状態と比較して明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>(ii) 重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備分類に応じた地震力と通常時に作用している荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p>(iii) 積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、通常時に作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組み合わせを考慮する。</p> <p>(iv) 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組み合わせを考慮する。</p> <p>(v) 重大事故等の状態で施設に作用する荷重は、「イ.(ハ)(1)③a (c) 重大事故等時における環境条件」に示す条件を考慮する。</p> <p>(d) 許容限界</p> <p>地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、以下のとおりとする。</p> <p>i. 重大事故の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備◇</p> <p>露出したMOX粉末を取り扱い、さらに火災源を有するグローブボックスはパネルにき裂や破損が生じないこと及び転</p>		<p>重震①d(P59～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (63/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>また、a. 及びb. の設備を設置する建物・構築物は、基準地震動を1.2倍した地震力に対し、重大事故等に対する対処が成立することを確認することを目的として、重大事故等対処の実施に対して妨げにならないこと、重大事故等対処設備が倒壊等することなくMOXの過度の放出防止機能を確保する設計とする。</p> <p>具体的には、MOX燃料加工施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのあるMOX粉末の特徴を踏まえ、建物・構築物自体が倒壊せず、壁、床、天井に多少のひびが発生したとしても、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひびみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、建物の構造が維持される設計とする。重震①e</p> <p>(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措</p>		<p>倒れないこと。当該グローブボックスの内装機器の落下・転倒防止機能の確保に当たっては、放射性物質(固体)の閉じ込めバウンダリを構成する容器等を保持する設備の破損により、容器等が落下又は転倒しないこと。重震①d</p> <p>上記の各機能について、基準地震動の1.2倍の地震力に対し、「イ.(ロ)(5)①e.(d)i.(i)(i)-1基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」にて確認した上で、それ以外を適用する場合は各機能が維持できることを個別に示す。◇</p> <p>地震に対して各設備が保持する安全機能を添5第30表に示す。◇</p> <p>ii. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備 地震を要因として発生する重大事故等の対処に必要な常設重大事故等対処設備は、基準地震動の1.2倍の地震力に対し、「イ.(ロ)(5)①d.(d)i.(i)(i)-1基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」にて確認した上で、それ以外を適用する場合は、設備のき裂や破損等に対する放出経路の維持等、重大事故等の対処に必要な機能が維持できることを個別に示す。重震①c</p> <p>対象設備は、添5第28表に示す重大事故等の要因事象のうち、外的事象に係る常設重大事故等対処設備に示す。◇</p> <p>iii. i. 及びii. に示す設備を設置する建物・構築物 i. 及びii. に示す設備を設置する建物・構築物は、基準地震動を1.2倍した地震力に対する建物・構築物全体としての変形能力について、「イ.(ロ)(5)①d.(d)i.(i)(i)-1基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」の許容限界を適用する。重震①e</p> <p>d. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措</p>		

【許可からの変更点等】
許可の内容を具体化した記載とした

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (64/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれない設計とする。重震①f</p>		<p>措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。重震①f</p> <p>対象設備は、添5第28表に示す重大事故等の要因事象のうち、外的事象に係る可搬型重大事故等対処設備に示す。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (65/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>8.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、事業許可基準規則の第二十七条第3項第六号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを求められている。</p> <p>MOX燃料加工施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。重火①a</p> <p>(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、発火源に対する対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。重火①b</p> <p>(2) 不燃性又は難燃性材料の使用</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。重火①d</p> <p>(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。重火①e</p>	<p>f. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針</p> <div data-bbox="1071 405 1433 699" style="border: 2px solid orange; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を記載しているため。</p> </div> <p>(a) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、発火源に対する対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。重火①b</p> <p>(b) 不燃性又は難燃性材料の使用</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。重火①d</p> <p>(c) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。重火①e</p>	<p>⑥ 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、<u>事業許可基準規則の第27条第3項第六号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを求められている。</u></p> <p>MOX燃料加工施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。重火①a</p> <p>a. 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、発火源に対する対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>b. 不燃性又は難燃性材料の使用</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。◇</p> <p>c. 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (66/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「ネズミ等」とは重大事故等対処設備の小動物からの影響を総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「消火器等」とは火災時に消火する設備の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>風(台風), 竜巻及び森林火災は, それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように, 自然現象から防護する設計とすることで, 火災の発生を防止する。重火①f</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては, 侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。重火①g</p> <p>津波, 凍結, 高温, 降水, 積雪, 生物学的事象及び塩害は, 発火源となり得る自然現象ではなく, 火山の影響についても, 火山から MOX 燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると, 発火源となり得る自然現象ではない。重火①h</p> <p>したがって, MOX 燃料加工施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として, 落雷, 地震, 竜巻(風(台風)を含む)及び森林火災によって火災が発生しないように, 火災防護対策を講ずる設計とする。重火①i</p> <p>(4) 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については, 可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し, 早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに, 火災の発生場所を特定するために, 固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。重火①j</p> <p>消火設備のうち消火栓, 消火器等は, 火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。重火①l</p> <p>消火設備は, 可燃性物質の性状を踏まえ, 想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。重火①m</p> <p>火災時の消火活動のため, 大型化学高所放水車, 消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。重火①n</p>	<p>風(台風), 竜巻及び森林火災は, それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように, 自然現象から防護する設計とすることで, 火災の発生を防止する。重火①f</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては, 侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。重火①g</p> <p>津波, 凍結, 高温, 降水, 積雪, 生物学的事象及び塩害は, 発火源となり得る自然現象ではなく, 火山の影響についても, 火山から MOX 燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると, 発火源となり得る自然現象ではない。重火①h</p> <p>したがって, MOX 燃料加工施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として, 落雷, 地震, 竜巻(風(台風)を含む)及び森林火災によって火災が発生しないように, 火災防護対策を講ずる設計とする。重火①i</p> <p>(d) 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については, 可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し, 早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに, 火災の発生場所を特定するために, 固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。重火①j</p> <p>消火設備のうち消火栓, 消火器等は, 火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。重火①l</p> <p>消火設備は, 可燃性物質の性状を踏まえ, 想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。重火①m</p> <p>火災時の消火活動のため, 大型化学高所放水車, 消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する設計とする。重火①n</p>	<p>風(台風), 竜巻及び森林火災は, それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように, 自然現象から防護する設計とすることで, 火災の発生を防止する。◇</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては, 侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。◇</p> <p>津波, 凍結, 高温, 降水, 積雪, 生物学的事象及び塩害は, 発火源となり得る自然現象ではなく, 火山の影響についても, 火山から MOX 燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると, 発火源となり得る自然現象ではない。◇</p> <p>したがって, MOX 燃料加工施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として, 落雷, 地震, 竜巻(風(台風)を含む)及び森林火災によって火災が発生しないように, 火災防護対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>d. 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については, 可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し, 早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに, 火災の発生場所を特定するために, 固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。◇</p> <p>消火設備のうち消火栓, 消火器等は, 火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。◇</p> <p>消火設備は, 可燃性物質の性状を踏まえ, 想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。◇</p> <p>火災時の消火活動のため, 大型化学高所放水車, 消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条 (重大事故等対処設備) (67/67)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「現場盤操作等」とは中央監視室から現場盤までの経路の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「地震等」とは火災感知設備及び消火設備に影響を与える自然現象の例示として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。重火①o</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。重火①p</p> <p>消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。重火①q</p> <p>(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。重火①r</p>	<p>重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。重火①o</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。重火①p</p> <p>消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。重火①q</p> <p>(e) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。重火①r</p>	<p>重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。◇</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。◇</p> <p>消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。◇</p> <p>e. 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。◇</p>		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第三十条（重大事故等対処設備）					
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
重 ①	重大事故等対処設備の基本方針	—	—	—	a
重 ②	個数及び容量に関する設計方針	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針	1項一号	—	b
重 ③	使用条件に関する設計方針	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針	1項二号	—	a
重 ④	操作性の確保に関する設計方針	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針	1項三号	—	a
重 ⑤	試験、検査に関する設計方針	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針	1項四号	—	a
重 ⑥	系統の切替性に関する設計方針	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針	1項五号	—	a
重 ⑦	悪影響防止に関する設計方針	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針	1項六号	—	a
重 ⑧	設置場所に関する設計方針（重大事故等対処設備の操作・復旧）	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針	1項七号	—	a
重 ⑨	共通要因を考慮した機能維持に関する設計方針（常設重大事故等対処設備）	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針	2項	—	a
重 ⑩	容易かつ確実な接続、二以上の系統の相互使用に関する設計方針	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針	3項一号	—	a
重 ⑪	接続口の設置場所に関する設計方針	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針	3項二号	—	a
重 ⑫	設置場所に関する設計方針（可搬型重大事故等対処設備の据付、常設設備との接続）	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針	3項三号	—	a
重 ⑬	可搬型重大事故等対処設備の保管場所に関する設計方針	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針	3項四号	—	a
重 ⑭	アクセスルートに関する設計方針	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針	3項五号	—	a
重 ⑮	共通要因を考慮した機能維持に関する設計方針（可搬型重大事故等対処設備）	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針	3項六号	—	a
重 ⑯	地震を要因とする重大事故等に対す	技術基準規則（第三十条）に	1項二号	—	a, c

設工認申請書 各条文の設計の考え方

震 ①	る施設の耐震設計の基本方針	基づく共通設計方針			
重 火 ①	可搬型重大事故等対処設備の内部火 災に対する防護方針	技術基準規則（第三十条）に 基づく共通設計方針	1項二号	—	a, d
2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
㊦	重複記載	前後述の本文に重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	—		
㊧	他条文との重複記載	第三十条以外の基本設計方針にて重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	—		
㊨	表等の呼び込み	呼び込み場所の記載であるため、基本設計方針に記載しない。			
3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
㊩	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）又は添付書類内の記載と重複する内容であるため、記載しない。	—		
㊪	他条文との重複記載	第三十条以外の基本設計方針にて重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	—		
㊫	事業変更許可申請で明確化	考慮不要である旨を上流の事業変更許可申請で明確にしているため、記載しない。	—		
㊬	環境条件の具体化	環境条件については重②⑦⑩で説明しており、詳細は添付書類にて記載する。	a		
㊭	大規模損壊の記載	大規模損壊は技術基準の要求にないことから、これを呼び込む記載はしない。	—		
㊮	保安規定以外に定める運用	保安規定以外に定める運用は記載しない。	—		
㊯	表等の呼び込み	呼び込み場所の記載であるため、基本設計方針に記載しない。	—		
4. 添付書類等					
No.	書類名				
a	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書				
b	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書				
c	III-6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書				

設工認申請書 各条文の設計の考え方

d	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書
---	--------------------------

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針			要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
1	DB1	—	8. 設備に対する要求 8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備 8.1.1 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備 MOX燃料加工施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とする。	定義	基本方針	基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 別紙 安全上重要な施設の説明書	【1.概要】 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書の概要について記載する。 【2.基本方針 2.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 ・MOX燃料加工施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。 ・安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。 ・安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとする。 【別紙 安全上重要な施設の説明書】 ・安全上重要な施設の種類を示す。 ・安全上重要な施設の選定の具体化に当たっての主要な考え方を示す。 ・安全上重要な施設の一覧を示す。 ※各回次にて安全上重要な施設が申請される毎に一覧を拡充する。	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 基本方針 2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 別紙 安全上重要な施設の説明書	【1.概要】 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書の概要について記載する。 【2.基本方針 2.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 ・MOX燃料加工施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。 ・安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。 ・安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとする。 【別紙 安全上重要な施設の説明書】 ・安全上重要な施設の種類を示す。 ・安全上重要な施設の選定の具体化に当たっての主要な考え方を示す。 ・安全上重要な施設の一覧を示す。 ※各回次にて安全上重要な施設が申請される毎に一覧を拡充する。
2	DB2	—	また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。	定義	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	
3	DB3	—	安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	
4	DB4	—	MOX燃料加工施設は、設計、材料の選定、製作及び検査に当たっては、現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが、必要に応じて、使用実績があり、信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	本文 別紙Ⅱ 個別施設 ハ、成型施設 2. 準拠規格及び基準 等		—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	本文 別紙Ⅱ 個別施設 ハ、成型施設 2. 準拠規格及び基準 等
5	DB5	—	安全機能を有する施設は、設計基準事故時において、敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 基本方針 2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【2.基本方針 2.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 ・安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 基本方針 2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【2.基本方針 2.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 ・MOX燃料加工施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。 ・安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。 ・安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
6	MOX燃料加工施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するため、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書の概要について記載する。 1. 概要 2. 基本方針 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 共用 4. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【1.概要】 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書の概要について記載する。 【2.基本方針】 2.2重大事故等対処設備 ・MOX燃料加工施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講ずる設計とする。 ・重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統(供給源から供給先まで、経路を含む。)で構成する。 ※1.2Ssに関する記載は、「4.地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」及び添付書類「Ⅲ-6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書」に示す。	○	基本方針	-	Ⅲ-別添-3-1-2 機器の基準地震動を1.2倍した地震力に対する耐震計算方針(案) 1. 概要 2. 耐震設計の基本方針 3. 地震力の算定方法 4. 荷重の組合せと許容限界	【1.概要】 【2.耐震設計の基本方針】 【3.地震力の算定方法】 【4.荷重の組合せと許容限界】 静的地震力、動的地震力に対する設計の考慮及び重大事故等対処施設に適用する荷重の組合せと許容限界に対する設計の考慮について説明する。	第1回申請と同一	-	-	-	-
7	重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能が発揮するために必要な系統(供給源から供給先まで、経路を含む。)で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			○	基本方針	-		【1.概要】 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書の概要について記載する。 【2.基本方針】 2.2重大事故等対処設備 ・MOX燃料加工施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講ずる設計とする。 ・重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統(供給源から供給先まで、経路を含む。)で構成する。 【4.地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 ・基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な設備については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、	第1回申請と同一	-	-	-	-
8	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 共用】 重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	○	基本方針	-							
9	重大事故等対処設備は、内の事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて、それぞれに常設のものと可搬型のものがあり、以下のとおり分類する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【2.基本方針 2.2重大事故等対処設備】 重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて、それぞれに常設のものと可搬型のものがあり、以下のとおり分類する。	○	基本方針	-							
10	常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。	定義	基本方針	基本方針		【2.基本方針 2.2重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。	○	基本方針	-							

項目番号	基本設計方針			要求種別	第3回申請						第4回申請					
					説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	—	SA1	MOX燃料加工施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一							第1回申請と同一		
7	—	SA2	重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が達成できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統(供給源から供給先まで、経路を含む。)で構成する。	冒頭宣言			第1回申請と同一							第1回申請と同一		
8	—	SA3	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針				V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 共用 【3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 共用】 重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。				第3回申請と同一		
9	—	SA4	重大事故等対処設備は、内の事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて、それぞれに常設のものと同型のものがあり、以下のとおり分類する。	冒頭宣言			第1回申請と同一							第1回申請と同一		
10	—	SA5	常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。	定義			第1回申請と同一							第1回申請と同一		

項目番号	基本設計方針			要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
11	-	SA6	8.1.2 共通要因故障に対する考慮 (1) 共通要因故障は、共通要因として、重大事故等における条件、再処理事業所敷地又はその周辺において想定される自然現象及び人為事象、周辺機器等からの影響並びに設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（共通要因故障に対する考慮等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象 (2) 人為事象 (3) 周辺機器等からの悪影響	【3.1.1 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備は、共通要因として、重大事故等における条件、再処理事業所の敷地周辺等から想定される自然現象及び人為事象、周辺機器等からの影響並びに安全機能を有する施設の設計において想定した規模より大きい規模(以下「設計基準基準事故において想定した条件より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。	○	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象 (2) 人為事象 (3) 周辺機器等からの悪影響	【3.1.1 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備は、共通要因として、重大事故等における条件、再処理事業所の敷地周辺等から想定される自然現象及び人為事象、周辺機器等からの影響並びに安全機能を有する施設の設計において想定した規模より大きい規模(以下「設計基準基準事故において想定した条件より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。	○	基本方針	-	第1回申請と同一
12	-	SA7	共通要因のうち重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、濃度、放射線及び荷重を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（共通要因故障に対する考慮等）	【3.1.1 重大事故等対処設備】 重大事故等における条件として、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、濃度、放射線及び荷重を考慮する。	【3.1.1 重大事故等対処設備】 重大事故等における条件として、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、濃度、放射線及び荷重を考慮する。	○	基本方針	-	【3.1.1 重大事故等対処設備】 重大事故等における条件として、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、濃度、放射線及び荷重を考慮する。	○	基本方針	-	第1回申請と同一	
13	-	SA8	共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、霧霜、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。自然現象による積雪の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（共通要因故障に対する考慮等）	【3.1.1 重大事故等対処設備(1)自然現象】 重大事故等対処設備の共通要因のうち、自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、霧霜、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。	【3.1.1 重大事故等対処設備(1)自然現象】 重大事故等対処設備の共通要因のうち、自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、霧霜、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。	○	基本方針	-	【3.1.1 重大事故等対処設備(1)自然現象】 重大事故等対処設備の共通要因のうち、自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、霧霜、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。	○	基本方針	-	第1回申請と同一	
14	-	SA9	人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発を考慮する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可換型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（共通要因故障に対する考慮等）	【3.1.1 重大事故等対処設備(2)人為事象】 重大事故等対処設備の共通要因のうち、人為事象については、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。	【3.1.1 重大事故等対処設備(2)人為事象】 重大事故等対処設備の共通要因のうち、人為事象については、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。	○	基本方針	-	【3.1.1 重大事故等対処設備(2)人為事象】 重大事故等対処設備の共通要因のうち、人為事象については、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。	○	基本方針	-	第1回申請と同一	
15	-	SA10	共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（共通要因故障に対する考慮等）	【3.1.1 重大事故等対処設備(3) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備の共通要因のうち、周辺機器等からの影響については、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	【3.1.1 重大事故等対処設備(3) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備の共通要因のうち、周辺機器等からの影響については、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	○	基本方針	-	【3.1.1 重大事故等対処設備(3) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備の共通要因のうち、周辺機器等からの影響については、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	○	基本方針	-	第1回申請と同一	
16	-	SA11	共通要因のうち設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（共通要因故障に対する考慮等）	【3.1.1 重大事故等対処設備(1) 自然現象】 設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象として、外的事象として地震を考慮する。	【3.1.1 重大事故等対処設備(1) 自然現象】 設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象として、外的事象として地震を考慮する。	○	基本方針	-	【3.1.1 重大事故等対処設備(1) 自然現象】 設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象として、外的事象として地震を考慮する。	○	基本方針	-	第1回申請と同一	
17	-	SA12	建屋等については、地震、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（共通要因故障に対する考慮等）	【3.1.1 重大事故等対処設備】 建屋等については、地震、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	【3.1.1 重大事故等対処設備】 建屋等については、地震、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	○	基本方針	-	【3.1.1 重大事故等対処設備】 建屋等については、地震、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	○	基本方針	-	第1回申請と同一	
18	-	SA13	常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものとする。外的事象を要因とする重大事故等に対処するものとする。また、機能が確保できない場合における環境条件に対して健全性を確保することにより、信頼性が十分に高い設計とする。 ただし、内的事象を要因とする重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。その他の常設重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。 なお、MOX燃料加工施設での重大事故は、「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり、同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の活用は行わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものとする。外的事象を要因とする重大事故等に対処するものとする。また、機能が確保できない場合における環境条件に対して健全性を確保することにより、信頼性が十分に高い設計とする。 ただし、内的事象を要因とする重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと等を保安規定に定めて、管理する。その他の常設重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものとする。外的事象を要因とする重大事故等に対処するものとする。また、機能が確保できない場合における環境条件に対して健全性を確保することにより、信頼性が十分に高い設計とする。 ただし、内的事象を要因とする重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと等を保安規定に定めて、管理する。その他の常設重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。	○	基本方針	-	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものとする。外的事象を要因とする重大事故等に対処するものとする。また、機能が確保できない場合における環境条件に対して健全性を確保することにより、信頼性が十分に高い設計とする。 ただし、内的事象を要因とする重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと等を保安規定に定めて、管理する。その他の常設重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。	○	基本方針	-	第1回申請と同一	
19	-	SA14	重大事故等における条件として常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、濃度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。 重大事故等における条件に対する健全性については、「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備	【2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備は、重大事故等が発生した場合における温度、圧力、濃度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できる設計とする。	○	基本方針	-	【2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備は、重大事故等が発生した場合における温度、圧力、濃度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できる設計とする。	○	基本方針	-	第1回申請と同一	
20	-	SA15	常設重大事故等対処設備は、「2. 地震」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備	【2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備は、重大事故等が発生した場合における温度、圧力、濃度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できる設計とする。	○	基本方針	-	【2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備は、重大事故等が発生した場合における温度、圧力、濃度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できる設計とする。	○	基本方針	-	第1回申請と同一	
21	-	SA16	設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するための常設重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象	【3.1.1 重大事故等対処設備(1) 自然現象】 設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象として、外的事象として地震を考慮する。また、設計基準事故に対処するための設備と同時にその機能が損なわれないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。	○	基本方針	-	【3.1.1 重大事故等対処設備(1) 自然現象】 設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象として、外的事象として地震を考慮する。また、設計基準事故に対処するための設備と同時にその機能が損なわれないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。	○	基本方針	-	第1回申請と同一	

項目番号	基本設計方針			要求種別	第3回申請					第4回申請					
					説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
11	-	SA6	8.1.2 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 重大事故等対処設備は、共通要因として、重大事故等における条件、再処理事業所敷地又はその周辺において想定される自然現象及び人為事象、周辺機器等からの影響並びに設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象を考慮する。	冒頭宣言			第1回申請と同一						第1回申請と同一		
12	-	SA7	共通要因のうち重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、濃度、放射線及び荷重を考慮する。	冒頭宣言			第1回申請と同一						第1回申請と同一		
13	-	SA8	共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、霧霜、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び嵐害を考慮する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言			第1回申請と同一						第1回申請と同一		
14	-	SA9	人為事象として、航空機墜下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発を考慮する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	冒頭宣言			第1回申請と同一						第1回申請と同一		
15	-	SA10	共通要因のうち周辺施設等からの影響として地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	冒頭宣言			第1回申請と同一						第1回申請と同一		
16	-	SA11	共通要因のうち設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地質の影響を考慮する。	冒頭宣言			第1回申請と同一						第1回申請と同一		
17	-	SA12	建屋等については、地震、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一						第1回申請と同一		
18	-	SA13	ホ. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保することにより、信頼性が十分に高い設計とする。 ただし、内的事象を要因とする重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。その他の常設重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、広域的分散を考慮した設計とする。 なお、MOX燃料加工施設での重大事故は、「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり、同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の活用は行わない設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一						第2回申請と同一		
19	-	SA14	重大事故等における条件として常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、濃度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。 重大事故等における条件に対する健全性については、「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一						第1回申請と同一		
20	-	SA15	常設重大事故等対処設備は、「2. 地震」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一						第1回申請と同一		
21	-	SA16	設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地盤に対して、地盤を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を維持する常設重大事故等対処設備は、「8.1.7 地質を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一						第2回申請と同一		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	SA17	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (3) 周辺機器等からの悪影響	【3.1.1 重大事故等対処設備(3) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響により機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (3) 周辺機器等からの悪影響	【3.1.1 重大事故等対処設備(3) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響により機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	
23	SA18	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (2) 自然現象	【3.1.1 重大事故等対処設備(2) 自然現象】 常設重大事故等対処設備は、自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対する健全性を確保する設計とする。	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (2) 自然現象	【3.1.1 重大事故等対処設備(2) 自然現象】 常設重大事故等対処設備は、自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対する健全性を確保する設計とする。	
24	SA19	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (2) 自然現象	【3.1.1 重大事故等対処設備(2) 自然現象】 常設重大事故等対処設備は、自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対する健全性を確保する設計とする。	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (2) 自然現象	【3.1.1 重大事故等対処設備(2) 自然現象】 常設重大事故等対処設備は、自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対する健全性を確保する設計とする。	
25	SA20	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
26	SA21	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (3) 周辺機器等からの悪影響	【3.1.1 重大事故等対処設備(3) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響により機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (3) 周辺機器等からの悪影響	【3.1.1 重大事故等対処設備(3) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響により機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。
27	SA22	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図るとともに、想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して、健全性を確保し、位置的分散を図る設計とする。その他の可搬型重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
28	SA23	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図るとともに、想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して、健全性を確保し、位置的分散を図る設計とする。その他の可搬型重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
29	SA24	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備	【3.3.2 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における風速、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所を適切に位置的分散を有する設計とする。また、転倒が可能な設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
30	SA25	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象 a. 地震、津波	【3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象 a. 地震、津波】 屋内の可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「III 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「III-1-1-2 地震の支持性能に係る基本方針」に基づき地盤に設置する燃料加工機、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対応機、初期消火設備の設置及び荷重を位置的分散し保管することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれない設計とする。 ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の措置をとり、また、地震により発生する敷下斜面のすべり、液状化又は揺り込みによる不平等沈下、積斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中噴出物の損傷等の影響を受けない種別の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
31	SA26	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図るとともに、想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して、健全性を確保し、位置的分散を図る設計とする。その他の可搬型重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針		要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
								説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
32	—	SA27	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象	【3.1.1 重大事故等対処設備(1) 自然現象】津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、技術基準制約(安全)を考慮し、津波による損傷の防止にて考慮された設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	
33	—	SA28	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (3) 周辺機器等からの影響	【3.1.1 重大事故等対処設備(3) 周辺機器等からの影響】 ・周辺機器等からの影響のうち地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。 ・可搬型重大事故等対処設備は、火災に対して、「4. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うと共に、設計基準事故に対処するための設備及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	-	-	-	-	-	-	-	-	
34	—	SA29	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象	【3.1.1 重大事故等対処設備(1) 自然現象】津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、技術基準制約(安全)を考慮し、津波による損傷の防止にて考慮された設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35	—	SA30	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (3) 周辺機器等からの影響	【3.1.1 重大事故等対処設備(3) 周辺機器等からの影響】 ・漏水による共通要因故障の特性は、浸水、被水により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、可搬型重大事故等対処設備は、「3.3 環境条件等」に基づき想定する浸水量に対して機能を損なわない高さの位置又は保護、被水防護を行うとともに、設計基準事故に対処するための設備及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。 ・内部発生飛散物による共通要因故障の特性は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損傷による飛散物により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の回転機器の回転羽根の損傷による飛散物により設計基準事故に対処するための設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	-	-	-	-	-	-	-	-	
36	—	SA31	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象	【3.1.1 重大事故等対処設備(1) 自然現象】 ・屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「3.3 環境条件等」に基づき外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所にも保管する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37	—	SA32	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象	【3.1.1 重大事故等対処設備(1) 自然現象】 ・屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「3.3 環境条件等」に基づき外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所にも保管する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38	—	SA33	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象	【3.1.1 重大事故等対処設備(1) 自然現象】 ・屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「3.3 環境条件等」に基づき外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所にも保管する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39	—	SA34	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象	【3.1.1 重大事故等対処設備(1) 自然現象】 ・屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「3.3 環境条件等」に基づき外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所にも保管する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40	—	SA35	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象	【3.1.1 重大事故等対処設備(1) 自然現象】 ・屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「3.3 環境条件等」に基づき外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所にも保管する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針			要求種別	第3回申請					第4回申請						
					説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
32	—	SA27	また、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を維持する可搬型重大事故等対処設備は、「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の前置設計」に基づく設計とする。津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「8.2 津波による損傷の防止」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。	冒頭宣言	○	-	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象	【3.1.1 重大事故等対処設備(1) 自然現象】 施設に対して可搬型重大事故等対処設備は、技術基準規則第三条第28条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。	第3回申請と同一				
33	—	SA28	地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、虫類による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、因轉の措置を行う。	冒頭宣言	○	-	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (3) 周辺機器等からの悪影響	【3.1.1 重大事故等対処設備(3) 周辺機器等からの悪影響】 ・周辺機器等からの影響のうち地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、因轉の措置を行う。 ・可搬型重大事故等対処設備は、火災に対して、「4. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防衛方針」に基づく火災防衛を行うと共に、設計基準事故に対処するための設備及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と	第3回申請と同一				
34	—	SA29	周辺機器等からの影響として考慮する火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「8.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防衛方針」に基づく火災防衛を行う。	冒頭宣言	○	-	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象	【3.1.1 重大事故等対処設備(1) 自然現象】 施設に対して可搬型重大事故等対処設備は、技術基準規則第三条第28条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。	第3回申請と同一				
35	—	SA30	周辺機器等からの影響として考慮する溢水、内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図ること。溢水、内部発生飛散物に対して健全性を確保する設計とする。溢水、内部発生飛散物における健全性については「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	-	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象	【3.1.1 重大事故等対処設備(1) 自然現象】 施設に対して可搬型重大事故等対処設備は、技術基準規則第三条第28条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。	第3回申請と同一				
36	—	SA31	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高湿、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	○	-	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象	【3.1.1 重大事故等対処設備(1) 自然現象】 施設に対して可搬型重大事故等対処設備は、技術基準規則第三条第28条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。	第3回申請と同一				
37	—	SA32	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。	冒頭宣言	○	-	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象	【3.1.1 重大事故等対処設備(1) 自然現象】 施設に対して可搬型重大事故等対処設備は、技術基準規則第三条第28条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。	第3回申請と同一				
38	—	SA33	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高湿、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	-	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象	【3.1.1 重大事故等対処設備(1) 自然現象】 施設に対して可搬型重大事故等対処設備は、技術基準規則第三条第28条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。	第3回申請と同一				
39	—	SA34	可搬型重大事故等対処設備を保管する外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋及び屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備に対する健全性については、「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	-	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象	【3.1.1 重大事故等対処設備(1) 自然現象】 施設に対して可搬型重大事故等対処設備は、技術基準規則第三条第28条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。	第3回申請と同一				
40	—	SA35	可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口(MA)燃料加工施設における重大事故等の対処においては、建屋等の外から可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備に接続して水又は電力を供給する必要のない設計とする。	冒頭宣言	○	-	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象	【3.1.1 重大事故等対処設備(1) 自然現象】 施設に対して可搬型重大事故等対処設備は、技術基準規則第三条第28条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。	第3回申請と同一				

項目番号	基本設計方針				添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
	要求種別	主な設備	展開事項				説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
41	DB6	—	第1章 共通項目 8. 設備に対する要求 8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備 8.1.3 悪影響防止 (1) 内部発生飛散物 安全機能を有する施設は、加工施設内におけるクレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物（以下「内部発生飛散物」という。）によってその安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（悪影響防止）	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷に関する説明書 【1. 概要】 加工施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書の概要について記載する。 【2. 基本方針】 安全機能を有する施設は、加工施設内におけるクレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物（以下「内部発生飛散物」という。）によってその安全機能を損なわない設計とする。	【1. 概要】 加工施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書の概要について記載する。 【2. 基本方針】 安全機能を有する施設は、加工施設内におけるクレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物（以下「内部発生飛散物」という。）によってその安全機能を損なわない設計とする。
42	DB7	—	安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物から防護する施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を損壊なく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を損壊なく抽出し、内部発生飛散物により境界の防止、閉じ込め等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（悪影響防止）	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷に関する説明書 2. 基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷に関する説明書 【2. 基本方針】 安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物から防護する施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を損壊なく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を損壊なく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を損壊なく抽出し、内部発生飛散物により境界の防止、閉じ込め等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。	【2. 基本方針】 安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物から防護する施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を損壊なく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を損壊なく抽出し、内部発生飛散物により境界の防止、閉じ込め等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。
43	DB8	—	その他の安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	その他の安全機能を有する施設	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷に関する説明書 2. 基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷に関する説明書 【2. 基本方針】 その他の安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。	【2. 基本方針】 その他の安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。
44	DB9	—	a. 内部発生飛散物の発生要因の測定 MOX燃料加工施設における内部発生飛散物の発生要因を以下のとおり分類し、測定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（悪影響防止）	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷に関する説明書 【3. 施設の詳細設計方針】 MOX燃料加工施設の安全機能を損なうことが想定されるクレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物については、以下の要因が考えられる。	【3. 施設の詳細設計方針】 MOX燃料加工施設の安全機能を損なうことが想定されるクレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物については、以下の要因が考えられる。
45	DB10	—	ただし、通常運転時以外の試験操作、保守又は修理並びに改造の作業においては、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ボンプの使用により内部発生飛散物が発生し、安全上重要な施設の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画書に基づき作業を実施することから、内部発生飛散物の発生要因として考慮しない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（悪影響防止）	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1.1 評価方針	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷に関する説明書 【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.1 評価方針】 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合に、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画書に基づき作業を実施することが保安規定に定められることを考慮する。	【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.1 評価方針】 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合に、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画書に基づき作業を実施することが保安規定に定められることを考慮する。
46	DB11	—	(a) 爆発による飛散物 爆発に起因する内部発生飛散物については、「第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止」に示す通り、水素を取り扱う統括炉等において爆発の発生を防止する設計であること及び水素・アルゴン混合ガス（水素濃度9.0vol%以下）に空気が混入した場合の爆発圧により炉殻が損壊せず、閉じ込め機能を損なわない設計であることから、内部発生飛散物の発生要因として考慮しない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（悪影響防止）	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷に関する説明書 1. 概要	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷に関する説明書 【1. 概要】 爆発に起因する機器の損壊により生じる飛散物については、「第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止」に示す通り、爆発の発生を防止する設計としていることから、考慮しない。	【1. 概要】 爆発に起因する機器の損壊により生じる飛散物については、「第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止」に示す通り、爆発の発生を防止する設計としていることから、考慮しない。
47	DB12	—	(b) 重量物の落下による飛散物 重量物の落下に起因して生ずる飛散物（以下「重量物の落下による飛散物」という。）については、通常運転時において重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器からのつり索の落下及び急造によるクレーンその他の搬送機器の落下を内部発生飛散物の発生要因として考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（悪影響防止）	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 (1) 重量物の落下による飛散物	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷に関する説明書 【3. 施設の詳細設計方針】 (1) 重量物の落下による飛散物 内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される重量物を搬送する設備を示す。	【3. 施設の詳細設計方針】 (1) 重量物の落下による飛散物 内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される重量物を搬送する設備を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請										
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載				
41	DB6	—			第2回申請と同一													
			冒頭宣言			第2回申請と同一												
42	DB7	—			第2回申請と同一													
			冒頭宣言			第2回申請と同一												
43	DB8	—			第2回申請と同一													
			機能要求①			第2回申請と同一												
44	DB9	—			第2回申請と同一													
			冒頭宣言			第2回申請と同一												
45	DB10	—			第2回申請と同一													
			冒頭宣言			第2回申請と同一												
46	DB11	—			第2回申請と同一													
			冒頭宣言			第2回申請と同一												
47	DB12	—			第2回申請と同一													
			冒頭宣言			第2回申請と同一												

項目番号	基本設計方針			要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請			
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)
48	DB13	—	(c) 回転機器の損壊による飛散物 回転機器の損壊に起因して生ずる飛散物（以下「回転機器の損壊による飛散物」という。）については、回転機器の異常により回転速度が上昇することによる回転羽根の損壊を内部発生飛散物の発生要因として考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（悪影響防止）	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷 防護に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 (2) 回転機器の損壊による飛散物	【3. 施設の詳細設計方針】 (2) 回転機器の損壊による飛散物 ・内部発生飛散物防護対象設備と同等に設置される 回転機器を示す。	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書 【3. 施設の詳細設計方針】 (2) 回転機器の損壊による飛散物 ・内部発生飛散物防護対象設備と同等に設置される回転機器を示す。
49	DB14	—	h. 内部発生飛散物防護対象設備の選定 安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれなことを確認する施設を、全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。内部発生飛散物防護対象設備としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を損壊なく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を決定する。ただし、安全上重要な構築物、系統及び機器のうち、内部発生飛散物の発生要因となる機器と同等にあり、内部発生飛散物によって、当該施設の安全機能を損なうおそれがあるものを内部発生飛散物防護対象設備とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（悪影響防止）	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷 防護に関する説明書 別紙-1 内部発生飛散物防護対象設備について	【別紙-1 内部発生飛散物防護対象設備について】 安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれなことを確認する施設を、全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。内部発生飛散物防護対象設備としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を決定する。ただし、安全上重要な構築物、系統及び機器のうち、内部発生飛散物の発生要因となる機器と同等にあり、内部発生飛散物によって、当該施設の安全機能を損なうおそれがあるものを内部発生飛散物防護対象設備とする。	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書 【別紙-1 内部発生飛散物防護対象設備について】 安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれなことを確認する施設を、全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。内部発生飛散物防護対象設備としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を決定する。ただし、安全上重要な構築物、系統及び機器のうち、内部発生飛散物の発生要因となる機器と同等にあり、内部発生飛散物によって、当該施設の安全機能を損なうおそれがあるものを内部発生飛散物防護対象設備とする。
50	DB15	—	c. 内部発生飛散物の発生防止設計 (a) 重量物の落下による飛散物の発生防止設計 イ. 重量物を積載して搬送する機器は、積載物の転倒及び逸走を防止するための機構を設ける設計とし、積載物の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	粉末調整工程搬送設備、燃料棒加工工程搬送設備、梱包・出荷設備 等	設計方針（重量物落下を起因とする飛散物の発生防止）	【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.2 評価内容】 (1) 重量物を積載して搬送する機器は、積載物の転倒及び逸走を防止するための機構を設ける。	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書 【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.2 評価内容】 (1) 重量物を積載して搬送する機器は、積載物の転倒及び逸走を防止するための機構を設ける。
51	DB16	—	ロ. 重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器は、つりワイヤ等を二重化する設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	粉末調整工程搬送設備、ベレット加工工程搬送設備、製品ベレット貯蔵設備、梱包・出荷設備 等	設計方針（重量物落下を起因とする飛散物の発生防止）	【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.2 評価内容】 (2) 重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器は、つりワイヤ等を二重化する。	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書 【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.2 評価内容】 (2) 重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器は、つりワイヤ等を二重化する。
52	DB17	—	ハ. つり上げ用の把持具又はフックには、つり荷の脱着防止機構を設置する又はつり上げ時のつり上げ防止機構を設ける設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	粉末一時保管設備、粉末調整工程搬送設備、貯蔵容器受入設備、梱包・出荷設備 等	設計方針（重量物落下を起因とする飛散物の発生防止）	【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.2 評価内容】 (3) つり上げ用の把持具又はフックには、つり荷の脱着防止機構を設置する又はつり上げ不良時のつり上げ防止機構を設ける。	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書 【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.2 評価内容】 (3) つり上げ用の把持具又はフックには、つり荷の脱着防止機構を設置する又はつり上げ不良時のつり上げ防止機構を設ける。
53	DB18	—	ニ. 重量物を搬送する機器は、逸走を防止するための機構を設ける設計とし、機器の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	粉末調整工程搬送設備、スクラップ処理設備、燃料棒加工工程搬送設備、梱包・出荷設備 等	設計方針（重量物落下を起因とする飛散物の発生防止）	【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.2 評価内容】 (4) 重量物を搬送する機器は、逸走を防止するための機構を設ける。	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書 【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.2 評価内容】 (4) 重量物を搬送する機器は、逸走を防止するための機構を設ける。
54	DB19	—	ホ. 重量物を搬送する機器は、搬送するための動力の供給が停止した場合に、取扱中の重量物の落下を防止する機構を設ける設計により、重量物の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	スクラップ処理設備、燃料棒貯蔵設備、梱包・出荷設備 等	設計方針（重量物落下を起因とする飛散物の発生防止）	【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.2 評価内容】 (5) 重量物を搬送する機器は、搬送するための動力の供給が停止した場合に、取扱中の重量物の落下を防止する機構を設ける。	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書 【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.2 評価内容】 (5) 重量物を搬送する機器は、搬送するための動力の供給が停止した場合に、取扱中の重量物の落下を防止する機構を設ける。
55	DB20	—	なお、MOX粉末を取り扱うグローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。	基本方針	基本方針	基本方針（MOX粉末を取扱うグローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下による閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。）	【2. 基本方針】 ・MOX粉末を取り扱うグローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書 【2. 基本方針】 ・MOX粉末を取り扱うグローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。
56	DB21	—	(b) 回転機器の損壊による飛散物の発生防止設計 イ. 電力を駆動源とする回転機器は、過電流遮断器等を設置することに加えて、誘導電動機による回転数を制御する機構又はケージングを有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊による飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	二次混合設備、スクラップ処理設備、窒素循環設備 等	設計方針（回転機器の損壊を起因とする飛散物の発生防止）	【3. 施設の詳細設計方針】 【3.2 回転機器の損壊による飛散物】 【3.2.2 評価内容】 (1) 電力を駆動源とする回転機器	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書 【3. 施設の詳細設計方針】 【3.2 回転機器の損壊による飛散物】 【3.2.2 評価内容】 (1) 電力を駆動源とする回転機器
57	DB22	—	ロ. 電力を駆動源とせず、駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器は、調速器により回転数を監視し、回転数が上限を超えた場合は回転機器を停止する機構を有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊による飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	所内電源設備（電気設備）	設計方針（回転機器の損壊を起因とする飛散物の発生防止）	【3. 施設の詳細設計方針】 【3.2 回転機器の損壊による飛散物】 【3.2.2 評価内容】 (2) 電力を駆動源とせず駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書 【3. 施設の詳細設計方針】 【3.2 回転機器の損壊による飛散物】 【3.2.2 評価内容】 (2) 電力を駆動源とせず駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器

項目番号	基本設計方針		要求種別	第3回申請					第4回申請								
				説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
48	DB13	—	冒頭宣言			第2回申請と同一											
49	DB14	—	冒頭宣言			第2回申請と同一											
50	DB15	—	機能要求①	○	粉末調整工程搬送設備等	粉末調整工程搬送設備等	—		V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書	3. 施設の詳細設計方針 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.2 評価内容】 (1) 重量物を積載して搬送する機器は、積載物の転倒及び逸走を防止するための機構を設ける。							
51	DB16	—	機能要求①	○	ペレット加工工程搬送設備等	粉末調整工程搬送設備等	—		V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書	3. 施設の詳細設計方針 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.2 評価内容】 (2) 重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器は、つりワイヤ等を二重化する。							
52	DB17	—	機能要求①	○	粉末調整工程搬送設備等	貯蔵容器受入設備等	—		V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書	3. 施設の詳細設計方針 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.2 評価内容】 (3) つり上げ用の把持具又はフックには、つり荷の脱着防止機構を設ける又はつり荷の不長荷のつり上げ防止機構を設ける。							
53	DB18	—	機能要求①	○	粉末調整工程搬送設備等	スクラップ処理設備等	—		V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書	3. 施設の詳細設計方針 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.2 評価内容】 (4) 重量物を搬送する機器は、逸走を防止するための機構を設ける。							
54	DB19	—	機能要求①	○	—	スクラップ処理設備等	—		V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書	3. 施設の詳細設計方針 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.2 評価内容】 (5) 重量物を搬送する機器は、搬送するための動力の供給が停止した場合に、取扱中の重量物の落下を防止する機構を設ける。							
55	DB20	—	基本方針			第2回申請と同一											
56	DB21	—	機能要求①	○	スクラップ処理設備等	二次混合設備等	—		V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書	3. 施設の詳細設計方針 【3.2 回転機器の損傷による飛散物】 【3.2.2 評価内容】 (1) 電力を駆動源とする回転機器							
57	DB22	—	機能要求①	○	—	所内電源設備（電気設備）	—		V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書	3. 施設の詳細設計方針 【3.2 回転機器の損傷による飛散物】 【3.2.2 評価内容】 (2) 電力を駆動源とせず駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
58	DB23	—	—	—	—	<p>V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書</p> <p>3. 施設の詳細設計方針</p> <p>3.1 重量物の落下による飛散物</p> <p>3.1.3 評価結果</p> <p>内部発生飛散物に係る他の事項 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ボンプを使用した作業を行う場合に、内部発生飛散物の発生により安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画書に基づき作業を実施することとし、その旨を保安規定に定めて、管理する。</p>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書</p> <p>3. 施設の詳細設計方針</p> <p>3.1 重量物の落下による飛散物</p> <p>3.1.3 評価結果</p> <p>内部発生飛散物に係る他の事項 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ボンプを使用した作業を行う場合に、内部発生飛散物の発生により安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画書に基づき作業を実施することとし、その旨を保安規定に定めて、管理する。</p>
59	—	SA36	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針</p> <p>3.2 悪影響防止</p> <p>3.2.2 重大事故等対処設備</p> <p>(1) 内部発生飛散物による影響</p>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 内部発生飛散物による影響</p> <p>・重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>
60	DB24	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3.2 悪影響防止</p> <p>3.2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設</p> <p>(1) 共用</p>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3.2 悪影響防止</p> <p>3.2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (1) 共用</p> <p>・安全機能を有する施設のうち、再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものは、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>・公衆への放射線被ばくを防止するための安全機能が期待されている安全上重要な施設については、原則として他の原子力施設と共用しない設計とする。</p> <p>・安全機能を有する施設のうち、MOX燃料加工施設内では、MOX燃料加工施設内の共用により安全性を損なわない設計とする。</p>
61	—	SA37	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針</p> <p>3.1 共通要因故障に対する考慮</p> <p>3.2.2 重大事故等対処設備</p> <p>(2) 共用</p>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用</p> <p>・安全機能を有する施設のうち、再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものは、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>・公衆への放射線被ばくを防止するための安全機能が期待されている安全上重要な施設については、原則として他の原子力施設と共用しない設計とする。</p> <p>・安全機能を有する施設のうち、MOX燃料加工施設内では、MOX燃料加工施設内の共用により安全性を損なわない設計とする。</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請								
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
58	DB23	—														
59	—	SA36														
60	DB24	—														
61	—	SA37														

項目番号	基本設計方針			要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請							
	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表						添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載					
62	—	SA38	(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電氣的な影響を含む。)等 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電氣的な影響を含む。)等	【3.2.2 重大事故等対処設備】 ・重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 ・他の設備への悪影響としては、重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電氣的な影響を含む。)等 ・設備稼働時の容量に関する影響、地震、地震、火災、漏水、風(台風)及び電荷による影響、等の内部発生飛散物による影響並びに共用を考慮し、以下に重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電氣的な影響を含む。)等、等の内部発生飛散物による影響並びに共用に対する設計上の考慮を説明する。	○	基本方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 (2) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電氣的な影響を含む。)	【3.2.2 重大事故等対処設備】 ・重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。)等 ・他の設備への悪影響としては、重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電氣的な影響を含む。)等 ・設備稼働時の容量に関する影響、地震、火災、漏水、風(台風)及び電荷による影響、等の内部発生飛散物による影響並びに共用を考慮し、以下に重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電氣的な影響を含む。)等、等の内部発生飛散物による影響並びに共用に対する設計上の考慮を説明する。	○	基本方針	—	第1回申請と同一	—	—	
63	—	SA39	他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的影響(電氣的な影響を含む。)、内部発生飛散物による影響並びに電塵により飛散物となる影響を考慮し、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止)	—	—	○	基本方針	—	—	—	—	—	—	第1回申請と同一	—	—	
64	—	SA40	系統的影響について、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(悪影響防止)	【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電氣的な影響を含む。)等】 ・系統的影響として重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、又は安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、また、地震起因により発生する火災又は漏水により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。常設重大事故等対処設備については耐震設計を行い、可搬型重大事故等対処設備については、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の漏水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる漏水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 (2) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電氣的な影響を含む。)	【3.2.2 重大事故等対処設備(2) 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 (2) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電氣的な影響を含む。)
65	—	SA41	地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、また、地震起因により発生する火災又は漏水により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。常設重大事故等対処設備については耐震設計を行い、可搬型重大事故等対処設備については、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の漏水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる漏水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(悪影響防止)	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
66	—	SA42	その他、重大事故等対処設備に考慮すべき設備稼働時の容量に関する影響については、「8.1.4 積数及び容量」に示す。	冒頭宣言	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(悪影響防止)	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
67	—	SA43	可搬型放水砲については、燃料加工建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(重大事故等対処設備のうち水供給設備)	基本方針(悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 (1) 内部発生飛散物による影響	【3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 内部発生飛散物による影響】 ・可搬型放水砲については、燃料加工建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
68	—	SA44	竜巻による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管すること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の据付等の措置をとること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 【8.1.5 据付条件等】に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電氣的な影響を含む。)等	【3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電氣的な影響を含む。)] ・外部からの衝撃による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管すること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の据付等の措置をとること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	○	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 (2) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電氣的な影響を含む。)	【3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電氣的な影響を含む。)] ・外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管すること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の据付等の措置をとること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	

項目番号	基本設計方針			要求種別	第3回申請						第4回申請					
					説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
62	-	SA38	(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常稼働時の系統的な影響(電氣的な影響を含む。)等 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一							第1回申請と同一		
63	-	SA39	他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び稼働時の系統的な影響(電氣的な影響を含む。)、内部発生飛散物による影響並びに塵埃により飛沫物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一							第1回申請と同一		
64	-	SA40	系統的な影響について、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や稼働により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一							第2回申請と同一		
65	-	SA41	地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、また、地震起因により発生する火災又は漏水により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。常設重大事故等対処設備については耐震設計を行い、可搬型重大事故等対処設備については、横揺れを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の漏水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の稼働等により生じる漏水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一							第2回申請と同一		
66	-	SA42	その他、重大事故等対処設備に考慮すべき設備兼用時の容量に関する影響については、「8.1.4 積数及び容量」に示す。 可搬型放水砲については、燃料加工建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一							第2回申請と同一		
67	-	SA43		冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 内部発生飛散物による影響</p>
68	-	SA44	竜巻による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の覆縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 図(台座)及び竜巻に対して健全性を確保するための設計方針については、「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一							第2回申請と同一		

項目番号	基本設計方針			要求種別	第3回申請						第4回申請					
					説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
83	—	SA58	重大事故等対処設備は、内の事象を要因とする重大事故等に対処するもの外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して、重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。	冒頭宣言			第1回申請と同一							第1回申請と同一		
84	—	SA59	重大事故等時の環境条件としては、重大事故等における条件に加えて、重大事故等時に火を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響、周辺機器等からの影響及び設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因を考慮する。	冒頭宣言			第1回申請と同一							第1回申請と同一		
85	—	SA60	荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。	冒頭宣言			第1回申請と同一							第1回申請と同一		
86	—	SA61	自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。	冒頭宣言			第1回申請と同一							第1回申請と同一		
87	—	SA62	自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言			第1回申請と同一							第1回申請と同一		
88	—	SA63	人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれがある事象として、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害を選定する。	冒頭宣言			第1回申請と同一							第1回申請と同一		
89	—	SA64	設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。	冒頭宣言			第1回申請と同一							第1回申請と同一		
90	—	SA65	周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する また、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による影響についても考慮する。	冒頭宣言			第1回申請と同一							第1回申請と同一		
91	DB26	—	(1) 圧力、温度及び湿度による影響、放射線による影響、自然現象、人為事象による影響、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件並びに荷重 a.安全機能を有する施設 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要性に応じて、通常時及び設計基準事故時における設備の設置場所の環境条件の変化(圧力、温度、放射線量及び湿度の変化)を考慮し、設備に期待される安全機能が発揮できる設計とする。 自然現象及び人為事象による影響、並びに荷重の設計については、本文「3.自然現象及び人為事象」に示す。	機能要求①	○	成形施設 等	成形施設 等	—				○	貯蔵施設 等	貯蔵施設 等	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.3環境条件 3.3.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設</p> <p>【3.3環境条件 3.3.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全上重要な施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力等各種の環境条件において、臨界防止、閉じ込め等の安全機能を発揮することができる設計とする。</p> <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.3環境条件 3.3.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設</p> <p>【3.3環境条件 3.3.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全上重要な施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力等各種の環境条件において、臨界防止、閉じ込め等の安全機能を発揮することができる設計とする。</p>

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
(第十四条 安全機能を有する施設 及び 第三十条 重大事故等対処設備)

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
92	SA66	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備	【3.3.2 重大事故等対処設備】 ・ 重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対するものとしての外的事象を要因とする重大事故等に対するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における風圧、圧力、温度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所 (使用場所) 及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするともに、操作が可能な設計とする。 ・ 閉じ込める機能の喪失の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。									V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備	【3.3.2 重大事故等対処設備】 ・ 重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対するものとしての外的事象を要因とする重大事故等に対するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における風圧、圧力、温度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所 (使用場所) 及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。 ・ 閉じ込める機能の喪失の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。	
93	SA67	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備	【3.3.2 重大事故等対処設備】 ・ 重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。										V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備	【3.3.2 重大事故等対処設備】 ・ 重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。
94	SA68	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (4) 汽水を供給する系統への影響	【3.3.2 重大事故等対処設備 (4) 汽水を供給する系統への影響】 重大事故等時における汽水を供給する系統に対して常時汽水を通過するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。										V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (4) 汽水を供給する系統への影響	【3.3.2 重大事故等対処設備 (4) 汽水を供給する系統への影響】 重大事故等時における汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通過するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。
95	SA69	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備の地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計については、添付書類「III 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「III-1 耐震設計の基本方針」に基づき実施する。										V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備の地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計については、添付書類「III 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「III-1 耐震設計の基本方針」に基づき実施する。
96	SA70	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 外的事象の地震を要因とする重大事故等に対する常設重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれないように設計する。										V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 外的事象の地震を要因とする重大事故等に対する常設重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれないように設計する。
97	SA71	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備が受ける周辺機器等からの悪影響としては、地震、洪水、火災による波及影響及び内部発生飛散物を考慮する。										V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備が受ける周辺機器等からの悪影響としては、地震、洪水、火災による波及影響及び内部発生飛散物を考慮する。
98	SA72	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ただし、内的事象を要因とする重大事故等〜対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれを適切に組み合わせるにより、その機能を損なわない設計とする。 また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。										V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ただし、内的事象を要因とする重大事故等〜対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれを適切に組み合わせるにより、その機能を損なわない設計とする。 また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。
99	SA73	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 設置場所における放射線の影響】 重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び保守作業に支障がないように、遮蔽の設置や線量からの隔離距離により放射線量が低くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない場所を選定し、遮蔽された場所から遠隔で操作が可能な設計、又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。										V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 設置場所における放射線の影響】 重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び保守作業に支障がないように、遮蔽の設置や線量からの隔離距離により放射線量が低くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない場所を選定し、遮蔽された場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中制御室で操作可能な設計とする。
100	SA74	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響】 ・ 想定する漏水量に対して重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置又は保管、排水設備を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・ 火災に対して常設重大事故等対処設備は、添付書類「(1)加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書」のうち添付書類「ロ (二) (2) 重大事故等対処設備の火災及び爆発の防止」に基づく設計とする。										V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響】 ・ 想定する漏水量に対して重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置又は保管、排水設備を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・ 火災に対して常設重大事故等対処設備は、添付書類「(1)加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書」のうち添付書類「ロ (二) (2) 重大事故等対処設備の火災及び爆発の防止」に基づく設計とする。
101	SA75	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響】 ・ 想定する漏水量に対して重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置又は保管、排水設備を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・ 火災に対して常設重大事故等対処設備は、添付書類「(1)加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書」のうち添付書類「ロ (二) (2) 重大事故等対処設備の火災及び爆発の防止」に基づく設計とする。										V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響】 ・ 想定する漏水量に対して重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置又は保管、排水設備を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・ 火災に対して常設重大事故等対処設備は、添付書類「(1)加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書」のうち添付書類「ロ (二) (2) 重大事故等対処設備の火災及び爆発の防止」に基づく設計とする。

項目番号	基本設計方針			要求種別	第3回申請					第4回申請						
					説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
92	—	SA66	b. 常設重大事故等対処設備 想定される重大事故等が発生した場合における常設重大事故等対処設備は、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一						第2回申請と同一			
93	—	SA67	閉じ込める機能の喪失の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一						第2回申請と同一			
94	—	SA68	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一						第2回申請と同一			
95	—	SA69	自然現象のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、「9.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一						第2回申請と同一			
96	—	SA70	設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づき設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一						第2回申請と同一			
97	—	SA71	周辺機器等からの影響のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	冒頭宣言			第2回申請と同一						第2回申請と同一			
98	—	SA72	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることで、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言			第2回申請と同一						第2回申請と同一			
99	—	SA73	常設重大事故等対処設備の操作は、燃料加工建屋の中央監視室又は設置場所で可能な設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一						第2回申請と同一			
100	—	SA74	周辺機器等からの影響のうち洪水に対して常設重大事故等対処設備は、想定する洪水量に対して、機能を損なわない高さへの設置、被水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一						第2回申請と同一			
101	—	SA75	周辺機器等からの影響のうち火災に対して常設重大事故等対処設備は、「8. 火災等による損傷の防止」に基づき設計とすることにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一						第2回申請と同一			

項目番号	基本設計方針			要求種別	第3回申請						第4回申請					
					説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
102	—	SA76	自然現象のうち津波に対して常設重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
103	—	SA77	自然現象のうち風(台風)、竜巻、直撃、高風、降水、積雪、火山の影響に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置し、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
104	—	SA78	自然現象のうち風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
105	—	SA79	自然現象のうち凍結、高湿及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高湿防止対策及び防水対策により、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
106	—	SA80	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高湿及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせるにより、その機能を損なわない設計とする。 また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
107	—	SA81	自然現象のうち落雷に対して外部電源系統からの電気の供給の停止及び非常用所内電源設備からの電源の喪失(以下「全交流電源喪失」という。)を要因とせず発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
108	—	SA82	直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
109	—	SA83	間接雷に対して、雷サージによる影響を軽減することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					
110	—	SA84	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせるにより、その機能を損なわない設計とする。 また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	第2回申請と同一						第2回申請と同一					

項目番号	基本設計方針			要求種別	第3回申請						第4回申請						
					説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
111	-	SA85	自然現象のうち生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一							第2回申請と同一			
112	-	SA86	自然現象のうち森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一							第2回申請と同一			
113	-	SA87	また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、距離距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一							第2回申請と同一			
114	-	SA88	ただし、内的事象を要因とする重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車により事前に散水することを保安規定に定めて延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一							第2回申請と同一			
115	-	SA89	自然現象のうち風害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域換気設備の給気口への防塵フィルタ及び配子フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一							第2回申請と同一			
116	-	SA90	また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電装置設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一							第2回申請と同一			
117	-	SA91	人為事象のうち敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一							第2回申請と同一			
118	-	SA92	人為事象のうち電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一							第2回申請と同一			
119	-	SA93	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の回転機器の回転による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一							第2回申請と同一			
120	-	SA94	ただし、内的事象を要因とする重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、漏水、火災による損傷及び内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。 また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言			第2回申請と同一							第2回申請と同一			
121	-	SA95	常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一							第2回申請と同一			
122	-	SA96	c. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	冒頭宣言	○	-		基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備				第3回申請と同一			
123	-	SA97	閉じ込める機能の喪失に対処する可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-		基本方針	-					第3回申請と同一			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
124	SA98	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備のうち水供給設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (4) 汽水を供給する系統への影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(4) 汽水を供給する系統への影響】 汽水を供給する系統への影響に対しては、腐食を考慮した設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
125	SA99	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備】 地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「(1)加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書」のうち添付書類「ロ（3）」（2）「重大事故等対処施設の耐震設計」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。また、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
126	SA100	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 可搬型重大事故等対処設備は、各床等場内における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
127	SA101	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 ・重大事故等対処設備が受ける周辺機器等からの悪影響としては、地震、溢水、火災による波及影響及び内部発生廃棄物を考慮する。 ・想定する溢水量に対して重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・火災に対して常設重大事故等対処設備は、添付書類「(1)加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書」のうち添付書類「ロ（二）」（2）「重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止」に基づく設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
128	SA102	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 ・想定する溢水量に対して重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・火災に対して常設重大事故等対処設備は、添付書類「(1)加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書」のうち添付書類「ロ（二）」（2）「重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止」に基づく設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
129	SA103	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、技術基準規則第28条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
130	SA104	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、技術基準規則第28条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針			要求種別	第3回申請					第4回申請							
					説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
124		SA98	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を過水する又は尾散溜で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾散溜から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	冒頭宣言							○					V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(4) 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (4) 汽水を供給する系統への影響】 汽水を供給する系統への影響】 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を過水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。
125		SA99	自然現象のうち地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。また、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言							○					V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備】 地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「(1)加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書」のうち添付書類「ロ(ホ) (2) 重大事故等対処設備の耐震設計」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。また、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。
126		SA100	許基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を維持する可搬型重大事故等対処設備は、「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言							○					V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれない設計とする。
127		SA101	周辺機器等からの影響のうち地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	冒頭宣言							○					V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 ・重大事故等対処設備が受ける周辺機器等からの悪影響としては、地震、溢水、火災による波及影響及び内部発生飛散物を考慮する。 ・想定する溢水量に対して重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。
128		SA102	周辺機器等からの影響のうち想定する溢水量に対して可搬型重大事故等対処設備は、「6 加工施設内における溢水による損傷の防止」に基づく設計とすることにより、想定する溢水量に対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行う設計とする。	冒頭宣言							○					3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	・火災に対して常設重大事故等対処設備は、添付書類「(1)加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書」のうち添付書類「ロ(ニ) (2) 重大事故等対処設備の火災及び爆発の防止」に基づく設計とする。
129		SA103	周辺機器等からの影響のうち火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「8.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内側火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	冒頭宣言							○					基本方針	第3回申請と同一
130		SA104	自然現象のうち津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言							○					V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、技術基準規則第7条第28条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請				第4回申請				
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
131	自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可燃型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる構造等に保管し、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的現象、森林火災、竜巻に対して屋内の可燃型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋、再処理施設の新築又は増設に配慮し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。 ・自然現象のうち風(台風)及び竜巻に対して屋外の可燃型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻により発生する荷重による影響により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じる、又は位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。	第3回申請と同一		
132	自然現象のうち風(台風)及び竜巻に対して屋外の可燃型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じる、又は位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・自然現象のうち風(台風)及び竜巻に対して屋外の可燃型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻により発生する荷重による影響により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じる、又は位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。	第3回申請と同一		
133	位置的分散については、竜巻によって全散が損傷し、機能が損なわれることはないよう、同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することを防止する設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・位置的分散については、竜巻によって全散が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれることはないよう、同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することを防止する設計とする。 ・また、竜巻が発生して、個々の設備が損傷した場合の運用として、工程の停止を含めた対応を速やかにとることを0M燃料加工施設保安規定に定めて、管理する。	第3回申請と同一		
134	また、竜巻が発生して、個々の設備が損傷した場合の運用として、工程の停止を含めた対応を速やかにとることを0M燃料加工施設保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・位置的分散については、竜巻によって全散が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれることはないよう、同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することを防止する設計とする。 ・また、竜巻が発生して、個々の設備が損傷した場合の運用として、工程の停止を含めた対応を速やかにとることを0M燃料加工施設保安規定に定めて、管理する。	第3回申請と同一		
135	屋外の重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、浮き上がり又は横滑りによって、設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、浮き上がり又は横滑りによって、設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。固縛装置の設計は、竜巻による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の必要を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。	第3回申請と同一		
136	悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。固縛装置の設計は、竜巻による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の必要を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。	機能要求①	○	-	重大事故等対処設備	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。固縛装置の設計は、竜巻による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の必要を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。	第3回申請と同一		
137	なお、固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、耐震設計に影響を与えないこと、固縛装置の連結材に適切な余長を持たせた設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 なお、固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、耐震設計に影響を与えないこと、固縛装置の連結材に適切な余長を持たせた設計とする。	第3回申請と同一		
138	自然現象のうち積雪及び火山の影響に対して屋外の可燃型重大事故等対処設備は、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重を考慮し、外部からの損傷を防止できる構造等に保管すること、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。または、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重に対して除雪及び除灰することを保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的現象、森林火災、竜巻に対して屋外の可燃型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高圧防止対策及び防水対策により、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	第3回申請と同一		
139	自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の可燃型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高圧防止対策及び防水対策により、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の可燃型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高圧防止対策及び防水対策により、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	第3回申請と同一		
140	自然現象のうち落雷に対して全交流電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可燃型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計を行う。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・自然現象のうち落雷に対して全交流電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可燃型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計を行う。 ・直撃雷に対して、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	第3回申請と同一		
141	直撃雷に対して、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・自然現象のうち落雷に対して全交流電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可燃型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計を行う。 ・直撃雷に対して、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	第3回申請と同一		

項目番号	基本設計方針			要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
142	-	SA116	自然現象のうち生物学的事故に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 自然現象のうち生物学的事故に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-			
143	-	SA117	自然現象のうち森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 また、森林火災からの放射線の影響を考慮した場合においても、隣隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 自然現象のうち森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 また、森林火災からの放射線の影響を考慮した場合においても、隣隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-			
144	-	SA118	自然現象のうち放射線に対して可搬型重大事故等対処設備は、換気設備及び非常管理区域の換気空調設備の給気系への除塵フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 自然現象のうち放射線に対して可搬型重大事故等対処設備は、換気設備及び非常管理区域の換気空調設備の給気系への除塵フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-			
145	-	SA119	人為事故のうち敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被覆防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (3) 人為事象による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(3) 人為事象による影響】 ・人為事象のうち敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被覆防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・人為事象のうち電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-			
146	-	SA120	人為事故のうち電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (3) 人為事象による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(3) 人為事象による影響】 ・人為事象のうち電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-			
147	-	SA121	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 ・周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより機能を損なわない設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-			
148	-	SA122	可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全機能を有する施設は、設計基準事故及び設計基準事象に起因する期間に想定される圧力等各種の環境条件において、臨界防止、閉じ込め等の安全機能を発揮することができる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-			
149	DB27	-	(2) 設置場所における放射線 a. 安全機能を有する施設 設計基準事故に対処するための機器を設計基準事故の発生を感知し、自動的に起動する設計とすることにより、運転員の操作しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。 また、安全機能を有する施設の設置場所は、通常時及び設計基準事故が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、稼働率の高くなるおそれの少ない場所を選定し、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。	機能要求①	安全機能を有する施設	設計方針（環境条件等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全機能を有する施設は、設計基準事故及び設計基準事象に起因する期間に想定される圧力等各種の環境条件において、臨界防止、閉じ込め等の安全機能を発揮することができる設計とする。	-	-	-	-	○	被覆施設 等	被覆施設 等	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全機能を有する施設は、設計基準事故及び設計基準事象に起因する期間に想定される圧力等各種の環境条件において、臨界防止、閉じ込め等の安全機能を発揮することができる設計とする。	
150	-	SA123	b. 重大事故等対処設備 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、稼働率の高くなるおそれの少ない場所を選定し、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、稼働率の高くなるおそれの少ない場所を選定し、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、稼働率の高くなるおそれの少ない設置場所を選定し、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、稼働率の高くなるおそれの少ない場所を選定し、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。
151	-	SA124	c. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、稼働率の高くなるおそれの少ない設置場所を選定し、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備の設置場所））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、稼働率の高くなるおそれの少ない設置場所を選定し、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
142	自然現象のうち生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-		【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 自然現象のうち生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	第3回申請と同一					
143	自然現象のうち森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。 また、森林火災からの輻射熱の影響を考慮した場合においても、隣隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-		【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 自然現象のうち森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。 また、森林火災からの輻射熱の影響を考慮した場合においても、隣隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第3回申請と同一					
144	自然現象のうち風害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塵フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-		【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 自然現象のうち風害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塵フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第3回申請と同一					
145	人為事象のうち敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.3.2 重大事故等対処設備(3) 人為事象による影響】 ・人為事象のうち敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・人為事象のうち電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	第3回申請と同一					
146	人為事象のうち電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (3) 人為事象による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(3) 人為事象による影響】 ・人為事象のうち敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・人為事象のうち電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	第3回申請と同一					
147	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの感影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの感影響】 ・周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより機能を損なわない設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による感影響の環境条件の影響を受けない設計とする。	第3回申請と同一					
148	可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による健康外の環境条件の影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-			第3回申請と同一					
149	(2) 設置場所における放射線 a. 安全機能を有する施設 設計基準事故に対処するための機器を設計基準事故の発生を感知し、自動的に起動する設計とすることにより、運転員の操作しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。 また、安全機能を有する施設の設置場所は、通常時及び設計基準事故が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、稼働率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又は中央監視室若しくは制御室から操作可能な設計とする。	機能要求①	○	成形施設 等	成形施設 等	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力等各種の環境条件において、臨界防止、閉じ込め等の安全機能を発揮することができる設計とする。	○	貯蔵施設 等	貯蔵施設 等	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全上重要な施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力等各種の環境条件において、臨界防止、閉じ込め等の安全機能を発揮することができる設計とする。
150	b. 重大事故等対処設備 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、稼働率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又は中央監視室若しくは制御室から操作可能な設計とする。	冒頭宣言					第2回申請と同一		第2回申請と同一					
151	c. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、稼働率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、稼働率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能設計とする。	第3回申請と同一					

項目番号	基本設計方針		要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
								説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
152	DR28	—	機能要求①	安全機能を有する施設	基本方針（操作性の確保）	V-I-I-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (1) 操作性	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (1)操作性】 ・安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、配管、弁、盤に対して系統による色分け、銘取付付け、機器の状態や操作禁止を示すタグの取付け、操作器具の色、形状の視覚的要素による識別、警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行い、人間工学的な要因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置を行うとともに、計器表示、警報表示によりMOX燃料加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。	—	—	—	—	○	被覆施設 等	被覆施設 等	—	V-I-I-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (1)操作性】 ・安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、配管、弁、盤に対して系統による色分け、銘取付付け、機器の状態や操作禁止を示すタグの取付け、操作器具の色、形状の視覚的要素による識別、警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行い、人間工学的な要因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置を行うとともに、計器表示、警報表示によりMOX燃料加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。
153	DR29	—	機能要求①	安全機能を有する施設	基本方針（操作性の確保）	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (1)操作性】 また、設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (1)操作性】 また、設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。	—	—	—	—	○	被覆施設 等	被覆施設 等	—	V-I-I-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (1)操作性】 また、設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。
154	DR30	—	機能要求①	安全上重要な施設	基本方針（操作性の確保）	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (1)操作性】 ・安全上重要な施設は、設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、容易に操作ができるよう、中央監視室、制御第1室及び制御第4室の監視制御盤や現場の機器、配管、弁、盤に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡潔な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負担を少なくすることができる設計とする。	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (1)操作性】 ・安全上重要な施設は、設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、容易に操作ができるよう、中央監視室、制御第1室及び制御第4室の監視制御盤や現場の機器、配管、弁、盤に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡潔な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負担を少なくすることができる設計とする。	—	—	—	—	○	—	グローブボックス雨水装置 非常用内電源設備 グローブボックス排気設備	—	V-I-I-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (1)操作性】 ・安全上重要な施設は、設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、容易に操作ができるよう、中央監視室、制御第1室及び制御第4室の監視制御盤や現場の機器、配管、弁、盤に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡潔な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負担を少なくすることができる設計とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
(第十四条 安全機能を有する施設 及び 第三十条 重大事故等対処設備)

項目番号	基本設計方針			要求種別	第3回申請					第4回申請						
					説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
152	DR28	—	8.1.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、配管、弁、盤に対して系統による色分け、銘板取り付け、機器の状態や操作禁止を示すタグの取付け、操作器具の色、形状の視覚的要素による識別、警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行い、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置を行うとともに、計器表示、警報表示によりMOX燃料加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。	機能要求①	○	成形施設 等	成形施設 等	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (1)操作性】 ・安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、配管、弁、盤に対して系統による色分け、銘板取り付け、機器の状態や操作禁止を示すタグの取付け、操作器具の色、形状の視覚的要素による識別、警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行い、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置を行うとともに、計器表示、警報表示によりMOX燃料加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。	○	貯蔵施設 等	貯蔵施設 等	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (1)操作性】 ・安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、配管、弁、盤に対して系統による色分け、銘板取り付け、機器の状態や操作禁止を示すタグの取付け、操作器具の色、形状の視覚的要素による識別、警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行い、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置を行うとともに、計器表示、警報表示によりMOX燃料加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。
153	DR29	—	また、設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。	機能要求①	○	成形施設 等	成形施設 等	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (1)操作性】 また、設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。	○	貯蔵施設 等	貯蔵施設 等	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (1)操作性】 また、設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。
154	DR30	—	安全上重要な施設は、設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、容易に操作ができるよう、中央監視室、制御第1室及び制御第4室の監視制御や現場の機器、配管、弁、盤に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡潔な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。	機能要求①	○	—	グローブボックス温度監視装置 等	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (1)操作性】 ・安全上重要な施設は、設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、容易に操作ができるよう、中央監視室、制御第1室及び制御第4室の監視制御や現場の機器、配管、弁、盤に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡潔な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針			要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請							
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
155	-	SA125	重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業変更許可申請書「7. 加工施設において稼働材料物が稼働状態になことでの事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」中で考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルート確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言 運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針（操作性の確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、重大事故等発生時においても、操作環境、操作準備及び操作内容を考慮して確実に操作でき、「許可申請書十号」へ、で考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて管理する。	○	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、重大事故等発生時においても、操作環境、操作準備及び操作内容を考慮して確実に操作でき、「許可申請書十号」へ、で考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて管理する。	○	施設共通 基本設計方針	-	第1回申請と同一			
156	-	SA126	a. 操作の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（操作性の確保）	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 a. 操作環境】 ・重大事故等対処設備は、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。 ・操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具及び可搬型照明等は、重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。	-	-	-	-	○	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 a. 操作環境】 ・重大事故等対処設備は、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。	○	基本方針	-	
157	-	SA127	重大事故等対処設備は、操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針（操作性の確保）	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 a. 操作環境】 ・重大事故等対処設備は、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具及び可搬型照明等は、重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。	-	-	-	-	○	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 a. 操作環境】 ・重大事故等対処設備は、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具及び可搬型照明等は、重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。	○	-	-
158	-	SA128	現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができることともに、必要により設置場所にてアトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	機能要求① 運用要求	重大事故等対処設備	基本方針（操作性の確保）	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 b. 操作準備】 ・重大事故等対処設備は、現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は運搬、設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができることともに、必要により設置場所にてアトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	-	-	-	-	○	-	重大事故等対処設備	-	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 b. 操作準備】 ・重大事故等対処設備は、現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は運搬、設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができることともに、必要により設置場所にてアトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	○	-	-	
159	-	SA129	現場の操作スイッチは、非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。	機能要求①	重大事故等対処設備	基本方針（操作性の確保）	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 c. 操作内容】 ・現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。 ・重大事故等発生時に電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。	-	-	-	-	○	-	重大事故等対処設備	-	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 c. 操作内容】 ・現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。 ・重大事故等発生時に電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。	○	-	-	
160	-	SA130	現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。	機能要求①	重大事故等対処設備	基本方針（操作性の確保）	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 c. 操作内容】 ・重大事故等発生時に現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。	-	-	-	-	○	-	重大事故等対処設備	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 c. 操作内容】 ・重大事故等発生時に現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。	○	-	-
161	-	SA131	現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（操作性の確保）	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 c. 操作内容】 ・重大事故等発生時の現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 c. 操作内容】 ・重大事故等発生時の現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。	○	-	-
162	-	SA132	現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針（操作性の確保）	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 c. 操作内容】 ・重大事故等発生時の現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。	-	-	-	-	○	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 c. 操作内容】 ・重大事故等発生時の現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。	○	-	-

項目番号	基本設計方針			要求種別	第3回申請						第4回申請						
					説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
155	-	SA125	重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業変更許可申請書「7. 加工施設において燃焼制御が異常状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」Hで考慮した要員数と想定時間内で、アクセラレーターの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言 運用要求			第1回申請と同一							第1回申請と同一			
156	-	SA126	a. 操作の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作が可能な設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一							第2回申請と同一			
157	-	SA127	重大事故等対処設備は、操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可視型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配置する。	運用要求			第2回申請と同一							第2回申請と同一			
158	-	SA128	現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセラレーターの近傍に保管できる設計とする。可視型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	機能要求① 運用要求			第2回申請と同一							第2回申請と同一			
159	-	SA129	現場の操作スイッチは、非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した実電部への近接防止を考慮した設計とする。	機能要求①			第2回申請と同一							第2回申請と同一			
160	-	SA130	現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。	機能要求①			第2回申請と同一										
161	-	SA131	現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一							第2回申請と同一			
162	-	SA132	現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。	運用要求			第2回申請と同一							第2回申請と同一			

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
(第十四条 安全機能を有する施設 及び 第三十条 重大事故等対処設備)

項目番号	基本設計方針			要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
163	—	SA133	また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央監視室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織委員の操作性を考慮した設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針（操作性の確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 c.操作内容】 ・重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央監視室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織委員の操作性を考慮した設計とする。	—	—	—	—	—	○	—	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 c.操作内容】 ・重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央監視室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織委員の操作性を考慮した設計とする。
164	—	SA134	想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。	機能要求①	重大事故等対処設備	設計方針（操作性）		【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 c.操作内容】 ・重大事故等時において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。	—	—	—	—	—	○	—	—	重大事故等対処設備	—	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 c.操作内容】 ・重大事故等時において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。
165	—	SA135	b. 系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（操作性の確保）		【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 d.切替性】 ・重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	—	—	—	—	—	○	—	—	基本方針	—	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 d.切替性】 ・重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。
166	—	SA136	e. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び流量等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また、同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（操作性の確保）		【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 e.可搬型重大事故等対処設備の接続性】 ・可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に仕様できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び流量等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。 ・同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮した設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
163	また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央監視室での操作が可能な設計とする。別調整の操作器具は非常時対策組織委員の操作性を考慮した設計とする。	運用要求			第2回申請と同一									
164	想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。	機能要求①			第2回申請と同一								第2回申請と同一	
165	b. 系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能となるように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一								第2回申請と同一	
166	e. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるように、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また、同一ポンプを接続するホースは、重量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○		基本方針		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性						【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 e.可搬型重大事故等対処設備の接続性】 ・可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用できるような、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。 ・同一ポンプを接続するホースは、重量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮するした設計とする。	第4回申請と同一

項目番号	基本設計方針			要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
167	-	SA137	d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び稼働場所への搬設、又は他の設備の搬寄状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保するとともに、アクセスルートは以下の設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (アクセスルート)	基本方針 (アクセスルートの確保)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 可搬型重大事故等対処設備が移動・運搬できるため、可搬型重大事故等対処設備が移動・運搬できるため、又は他の設備の搬寄状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路が確保できるよう、以下の設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-		
168	-	SA138	アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含めて自然現象、人為事象、洪水、火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (アクセスルート)	基本方針 (アクセスルートの確保)		【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋内及び屋外において、アクセスルートは、自然現象、人為事象、洪水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。なお、屋外アクセスルートは、基準津波の影響を受けない防潮流内に、基準地質動Ss及び軟地に遡上する津波の影響を受けないルート少なくとも1つ確保する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
169	-	SA139	アクセスルートに対する自然現象について、洪水は立地的要因により影響を受けることがないこと、落雷によって道路面が直接影響を受けることがないこと、生物学的事象は阻害要因を容易に排除可能なことから、アクセスルートに影響を及ぼすおそれがある事象として、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、火山の影響及び森林火災を考慮する。	冒頭宣言	基本方針 (アクセスルート)	基本方針 (アクセスルートの確保)		【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋内及び屋外アクセスルートは、自然現象に対して、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を考慮し、人為事象に対して、飛来物(航空機落下)、敷地内における化学物質の漏えい、電線障害、送電設備等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
170	-	SA140	アクセスルートに対する人為事象について、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により影響を受けることがないこと、電磁的障害によって道路面が直接影響を受けることがないことから、アクセスルートに影響を及ぼすおそれのある事象として想定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、送電設備等の火災、爆発及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (アクセスルート)	基本方針 (アクセスルートの確保)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
171	-	SA141	屋外のアクセスルートに対する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び保守時における稼働時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して設ける設計とする。	設置要求	ホイールローダ	設計方針 (アクセスルートの確保)		【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋外アクセスルートに対する地震による影響(周辺構造物の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪、火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダの必要数は、3台に加え、予備として故障時及び保守時における稼働時のバックアップを4台、合計7台を分散して保管する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
172	-	SA142	地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所を確保する設計とする。	運用要求 評価要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 (アクセスルートの確保) 別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋外のアクセスルートは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。 【別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】 道路上への自然流下に対する評価手法及び評価結果について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
173	-	SA143	敷地外水源の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応の場合に備え、非常時対策組織員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 (アクセスルートの確保)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 敷地外水源の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応の場合に備え、非常時対策組織員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針			要求種別	第3回申請					第4回申請								
					説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
167	-	SA137	d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び稼働場所への搬送、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保するとともに、アクセスルートは以下の設計とする。	冒頭宣言	○	-	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 アクセスルートは、重大事故等時において、可搬型重大事故等対処設備が移動・運搬できるため、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路が確保できるよう、以下の設計とする。	-	-	-	-	第3回申請と同一		
168	-	SA138	アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含めて自然現象、人為事象、洪水、火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する設計とする。	冒頭宣言	○	-	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋内及び屋外において、アクセスルートは、自然現象、人為事象、洪水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も含めて複数のアクセスルートを確保する。なお、屋外アクセスルートは、基準津波の影響を受けない防衛域内、基準地震動S _{max} 及び地震に遡上する津波の影響を受けないルートを少なくとも1つ確保する。	-	-	-	-	第3回申請と同一		
169	-	SA139	アクセスルートに対する自然現象について、洪水は立地的要因により影響を受けることがないこと、落雷によって道路面が直接影響を受けることがないこと、生物学的事象は阻害要因を容易に排除可能であることを、アクセスルートに影響を及ぼすおそれがある事象として、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、火山の影響及び森林火災を考慮する。	冒頭宣言	○	-	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋外及び屋内アクセスルートは、自然現象に対して、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を考慮し、人為事象に対して、飛来物（航空機落下）、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、土壌工場の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。	-	-	-	-	第3回申請と同一		
170	-	SA140	アクセスルートに対する人為事象について、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により影響を受けることがないこと、電磁的障害によって道路面が直接影響を受けることがないことから、アクセスルートに影響を及ぼすおそれのある事象として想定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、土壌工場の火災、爆発及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。	冒頭宣言	○	-	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋外及び屋内アクセスルートは、自然現象に対して、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を考慮し、人為事象に対して、飛来物（航空機落下）、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、土壌工場の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。	-	-	-	-	第3回申請と同一		
171	-	SA141	屋外のアクセスルートに対する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアクセスルートの中から設置を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールロードを3台使用する。ホイールロードは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して設ける設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ホイールロード	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋外アクセスルートに対する地震による影響(周辺構造物の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪、火山の影響)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールロードを3台使用する。ホイールロードの必要数は、5台に加法、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を分散して保管する設計とする。
172	-	SA142	地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けにくい箇所を確保する設計とする。	運用要求 評価要求	○	-	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋外のアクセスルートは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けにくい箇所を確保する設計とする。	-	-	-	-	第3回申請と同一		
173	-	SA143	敷地外水源の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織委員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	-	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 敷地外水源の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織委員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	第3回申請と同一		

項目番号	基本設計方針			要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請							
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
174	-	SA144	屋外のアクセラータは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりにより崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールロードにより崩壊土砂を復旧する又は迂回路を確保することで、通行性を確保する。また、不平等下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールロードによる復旧を行うことで、通行性を確保する設計とする。	運用要求 設置要求	施設共通 基本設計方針	基本方針（アクセラータの確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 別添1 可能型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセラータ	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセラータ】 屋外のアクセラータは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりにより崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールロードによる崩壊土砂の復旧又は迂回路の通行を行うことで、通行性を確保できる設計とする。また、不平等下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とする。 【別添1 可能型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセラータ】 ホイールロードの復旧による崩壊土砂及び不平等下等に対する対処について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
175	-	SA145	屋外のアクセラータは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保する設計とする。	運用要求 設置要求	施設共通 基本設計方針	基本方針（アクセラータの確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 別添1 可能型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセラータ	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセラータ】 屋外のアクセラータは、自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。 【別添1 可能型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセラータ】 タイヤチェーンを装着できる車両の設置について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
176	-	SA146	敷地内における化学物質の漏えいに対しては、薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針（アクセラータの確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 別添1 可能型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセラータ	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセラータ】 敷地内における化学物質の漏えいに対しては、薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
177	-	SA147	屋外のアクセラータは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針（アクセラータの確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 別添1 可能型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセラータ	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセラータ】 屋外のアクセラータは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
178	-	SA148	屋内外のアクセラータの地震発生時における、火災の発生防止対策（可燃物を収納した容器の転倒による転倒防止）及び火災の拡大防止対策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定め、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針（アクセラータの確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 別添1 可能型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセラータ	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセラータ】 屋内外のアクセラータの地震発生時における、火災の発生防止対策（可燃物を収納した容器の転倒による転倒防止）及び火災の拡大防止対策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定め、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
179	-	SA149	屋内のアクセラータは、「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。	運用要求 評価要求	施設共通 基本設計方針	基本方針（アクセラータの確保） 評価（アクセラータの確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 別添1 可能型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセラータ	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセラータ】 屋内のアクセラータは、添付書類「B 耐震性に関する説明書」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。 【別添1 可能型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセラータ】 アクセラータに想定される地震に対する評価結果について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
180	-	SA150	屋内のアクセラータは、津波による影響を受けない建屋等に複数確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（アクセラータ）	基本方針（アクセラータの確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 別添1 可能型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセラータ	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセラータ】 屋内のアクセラータは、津波による影響を受けない建屋等に複数確保する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
181	-	SA151	屋内のアクセラータは、自然現象及び人為事象として想定する風(台風)、竜巻、凍結、高風、降水、積雪、雷害、火山の影響、生物学的事象、森林火災、災害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に確保する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針（アクセラータの確保） 評価（アクセラータの確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 別添1 可能型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセラータ	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセラータ】 屋内のアクセラータは、自然現象及び人為事象として想定する風(台風)、竜巻、凍結、高風、降水、積雪、雷害、火山の影響、生物学的事象、森林火災、災害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に確保する設計とする。 【別添1 可能型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセラータ】 屋内のアクセラータに想定される自然現象及び人為事象に対する評価結果について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
182	-	SA152	屋内のアクセラータにおいては、機器からの溢水に対してアクセラータにおける非常時対策組織委員の安全を考慮した防護具を確保するため防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセラータ上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針（アクセラータの確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 別添1 可能型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセラータ	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセラータ】 屋内のアクセラータにおいては、機器からの溢水に対してアクセラータにおける非常時対策組織委員の安全を考慮した防護具を確保するため防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセラータ上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
183	-	SA153	屋外及び屋内のアクセラータにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、夜間及び停電時の確実な運転や移動のため可搬型照明を配備し、アクセラータを確保する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針（アクセラータの確保）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 別添1 可能型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセラータ	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセラータ】 屋外及び屋内のアクセラータにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、夜間及び停電時の確実な運転や移動のため可搬型照明を配備し、アクセラータを確保する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
174	屋外のアクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりや崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールロードにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保することで、通行性を確保する。また、不平等下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールロードによる復旧を行うことで、通行性を確保する設計とする。	運用要求 設置要求	○	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 (I, アクセスルート)】 屋外のアクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりや崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールロードによる崩壊箇所の復旧又は迂回路の通行を行うことで、通行性を確保できる設計とする。また、不平等下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策等を行う設計とする。 【別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】 ホイールロードの復旧による崩壊土砂及び不平等下等に対する対処について説明する。					第3回申請と同一
175	屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保する設計とする。	運用要求 設置要求	○	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 (I, アクセスルート)】 屋外のアクセスルートは、自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。 【別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】 タイヤチェーンを装着できる車両の設置について説明する。					第3回申請と同一
176	敷地内における化学物質の漏えいに対しては、薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 (I, アクセスルート)】 敷地内における化学物質の漏えいに対しては、薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。					第3回申請と同一
177	屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 (I, アクセスルート)】 屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて、管理する。					第3回申請と同一
178	屋内外のアクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止対策（可燃物を収納した容器の転倒による転倒防止）及び火災の拡大防止対策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定め、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。	運用要求	○	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 (I, アクセスルート)】 屋内外のアクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止対策（可燃物を収納した容器の転倒による転倒防止）及び火災の拡大防止対策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定め、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。					第3回申請と同一
179	屋内のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。	運用要求 評価要求	○	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 (I, アクセスルート)】 屋内のアクセスルートは、添付書類「(目) 信頼性に関する説明書」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。 【別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】 アクセスルートに想定される地震に対する評価結果について説明する。					第3回申請と同一
180	屋内のアクセスルートは、津波による影響を受けない建屋等に複数確保する設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 (I, アクセスルート)】 屋内のアクセスルートは、津波による影響を受けない建屋等に複数確保する設計とする。					第3回申請と同一
181	屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として想定する風(台風)、竜巻、凍結、高湿、降水、積雪、雷害、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの損傷による損傷の防止が図られた建屋等に確保する設計とする。	運用要求	○	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 (I, アクセスルート)】 屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として想定する風(台風)、竜巻、凍結、高湿、降水、積雪、雷害、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの損傷による損傷の防止が図られた建屋等に確保する設計とする。 【別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】 屋内のアクセスルートに想定される自然現象及び人為事象に対する評価結果について説明する。					第3回申請と同一
182	屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水に対してアクセスルートにおける非常時対策組織委員の安全を考慮した防護具を確保するため防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。	運用要求	○	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 (I, アクセスルート)】 屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水に対してアクセスルートにおける非常時対策組織委員の安全を考慮した防護具を確保するための防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。					第3回申請と同一
183	屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、夜間及び停電時の確実な運転や移動のため可搬型照明を配備し、アクセス性を確保する設計とする。	運用要求	○	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 (I, アクセスルート)】 屋外及び屋内のアクセスルートに、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、夜間及び停電時の確実な運転や移動のため可搬型照明を配備し、アクセス性を確保する設計とする。					第3回申請と同一

項目番号	基本設計方針			要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
184	DB31	—	(2) 試験・検査性 安全機能を有する施設は、通常時において、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験ができる設計とともに安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (試験・検査性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (2) 試験・検査性	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (2) 試験・検査性】 ・安全機能を有する施設は、健全性及び能力を確認するため、加工施設の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とし、構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とする。 ・機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。 ・安全機能を有する施設は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）、取替え、修繕等が実施可能な設計とする。 ・機器区分毎に安全機能を有する施設の試験・検査に係る設計を示す。	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (2) 試験・検査性	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (2) 試験・検査性】 ・安全機能を有する施設は、健全性及び能力を確認するため、加工施設の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とし、構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とする。 ・機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。 ・安全機能を有する施設は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）、取替え、修繕等が実施可能な設計とする。 ・機器区分毎に安全機能を有する施設の試験・検査に係る設計を示す。
185	—	SA154	重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できる構造とする。	冒頭宣言	基本方針 (重大事故等対処設備)	基本方針 (試験・検査性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できる構造とする。 ・機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。 ・試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）、取替え、修繕等が実施可能な設計とする。 ・多重性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。 ・構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とする。 ・可能型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う機能を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うものとする。	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できる構造とする。 ・機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。 ・試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）、取替え、修繕等が実施可能な設計とする。 ・多重性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。 ・構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とする。
186	—	SA155	試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）、取替え、修繕等が実施可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (重大事故等対処設備)	基本方針 (試験・検査性)	3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	・試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）、取替え、修繕等が実施可能な設計とする。 ・多重性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	・試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）、取替え、修繕等が実施可能な設計とする。
187	—	SA156	重大事故等対処設備は、原則系統試験及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (重大事故等対処設備)	基本方針 (試験・検査性)	3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	・構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とする。 ・可能型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う機能を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うものとする。	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	・構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とする。
188	—	SA157	多重性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (重大事故等対処設備)	基本方針 (試験・検査性)	3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	・多重性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	・多重性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。
189	—	SA158	構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (重大事故等対処設備)	基本方針 (試験・検査性)	3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	・構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とする。	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	・構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とする。
190	—	SA159	可能型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う機能を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 (試験・検査性)	3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	・可能型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う機能を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うことを保安規定に定めて、管理する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針			要求種別	第3回申請					第4回申請						
					説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
184	DB31	—	(2) 試験・検査性 安全機能を有する施設は、通常時において、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験ができる設計とともに安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一						第2回申請と同一			
185	—	SA154	重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一						第2回申請と同一			
186	—	SA155	試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。)、取替え、修繕等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。)、取替え、修繕等が実施可能な設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一						第2回申請と同一			
187	—	SA156	重大事故等対処設備は、原則系統試験及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一						第2回申請と同一			
188	—	SA157	多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一						第2回申請と同一			
189	—	SA158	構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。	冒頭宣言			第2回申請と同一						第2回申請と同一			
190	—	SA159	可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う回数や考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	—	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性】 可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う回数や考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うものとする。			第3回申請と同一		

項目番号	基本設計方針			要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
191	DB32	SA160	(3) 維持管理 加工施設の維持管理にあたっては、保安規定に基づく要領に従い、施設管理計画における保全プログラムを確定し、設備の維持管理を行う。なお、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 (試験・検査性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.3 維持管理	【3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.3 維持管理】 一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	-	-	-	-	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.3 維持管理	【2. 基本方針 2.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。
192	-	SA161	8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 (1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針 基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な設備については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等対処設備で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 4. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 III-6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書	【4. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な設備については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 4. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 III-6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	第1回申請と同一	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 4. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 III-6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書	【4. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な設備については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。
193	-	SA162	a. 重大事故等の起因となる異常事象の確定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、震出した状態でMOX粉末を取り扱い、さらには圧縮を有するもの、当該ボックスはパネルに亀裂や破損が生じないこと及び転倒しないこと、当該ボックスの内部機器の落下・転倒防止機能の確保にあたっては、放射能物質(固体)の閉じ込めバウンダリを構成する容器や放射能物質等のものを保持する設備の破損により、容器、設備が落下又は転倒しないことにより、必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	重大事故等対処設備	評価 (耐震)		静的地震力、動的地震力に対する設計の考慮及び重大事故等対処施設に適用する荷重の組合せと許容限界に対する設計の考慮について説明する。	○	燃料加工建屋	主要構造、主要寸法、主要材料、燃料加工建屋の壁厚等の主要寸法及び材料		【1.概要】 【2.耐震設計の基本方針】 【3.荷重の算定方法】 【4.荷重の組合せと許容限界】 静的地震力、動的地震力に対する設計の考慮及び重大事故等対処施設に適用する荷重の組合せと許容限界に対する設計の考慮について説明する。	○	燃料加工建屋	燃料加工建屋	第1回申請と同一	
194	-	SA163	b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、重大事故等に対処するための機能を有効に発揮するための火災の感知機能、消火機能や外部への放出経路の遮断等の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。	評価要求	重大事故等対処設備	評価 (耐震)			○	燃料加工建屋	主要構造、主要寸法、主要材料、燃料加工建屋の壁厚等の主要寸法及び材料			○	燃料加工建屋	燃料加工建屋	第1回申請と同一	
195	-	SA164	また、a.及びb.の設備を設置する建物・構築物は、基準地震動を1.2倍した地震力に対し、重大事故等に対処が成立することを確認することを目的として、重大事故等対処の表層に対して妨げにならないこと、重大事故等対処設備が倒壊等することなくMOXの過度の放出防止機能を確保する設計とする。 具体的には、MOX燃料加工施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのあるMOX粉末の特徴を踏まえ、建物・構築物自体が倒壊せず、壁、床、天井に多少のひびが発生したとし、	評価要求	燃料加工建屋	評価 (耐震)			○	燃料加工建屋	主要構造、主要寸法、主要材料、燃料加工建屋の壁厚等の主要寸法及び材料			○	燃料加工建屋	燃料加工建屋	第1回申請と同一	
196	-	SA165	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については当該試験等により重大事故等に対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等に対処に必要な機能が損なわれない設計とする。	評価要求	可搬型重大事故等対処設備	評価 (耐震)			○	燃料加工建屋	主要構造、主要寸法、主要材料、燃料加工建屋の壁厚等の主要寸法及び材料			○	燃料加工建屋	燃料加工建屋	第1回申請と同一	

項目番号	基本設計方針			要求種別	第3回申請						第4回申請					
					説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
191	DB32	SA160	(3) 維持管理 加工施設の維持管理にあたっては、保安規定に基づく要領に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通信線、給設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	運用要求			第2回申請と同一							第2回申請と同一		
192	—	SA161	8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の新規設計 (1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針 基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な設備については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状況で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。	冒頭宣言			第1回申請と同一							第1回申請と同一		
193	—	SA162	a. 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、震出した状態でMOX粉末を取り扱い、さらには火災等を発生させるアークボックスはパネルに亀裂や破損が生じないこと及び転倒しないこと。当該アークボックスの内装機器の落下・転倒防止機能の確保にあたっては、放射性物質(固体)の閉じ込めバウンダリを構成する容器や放射性物質そのものを保持する設備の破損により、容器、設備が落下又は転倒しないことにより、必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求			第1回申請と同一							第1回申請と同一		
194	—	SA163	b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、重大事故等に対処するための機能を有する火災の感知機能、消火機能や外部への放出経路の遮断等の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。	評価要求			第1回申請と同一							第1回申請と同一		
195	—	SA164	また、a.及びb.の設備を設置する建物・構築物は、基準地震動を1.2倍した地震力に対し、重大事故等に対する対処が成立することを確認することを目的として、重大事故等対処の実態に対して妨げにならないこと、重大事故等対処設備が倒壊等することなくMOXの過度の放出防止機能を確保する設計とする。 具体的には、MOX燃料加工施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのあるMOX粉末の特徴を踏まえ、建物・構築物自体が倒壊せず、壁、床、天井に多少のひびが発生したとしても、(2)可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については当該試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれない設計とする。	評価要求			第1回申請と同一							第1回申請と同一		
196	—	SA165	(2)可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については当該試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれない設計とする。	評価要求			第1回申請と同一							第1回申請と同一		

項目番号	基本設計方針			要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請			
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)
197	-	SA166	8.1.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 可燃型重大事故等対処設備は、事業許可基準規則の第二十七条第3項第六号に、非常事態によって設計基準値に対処するための設備の安全機能又は事故重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることがないことを求めている。 MOX燃料加工施設の可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。	冒頭宣言	基本方針（可燃型重大事故等対処設備）	基本方針（可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）	V-1-1-4 5.可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【5.可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 ・可燃型重大事故等対処設備は、事業許可基準規則の第二十七条第3項第六号にて、共通要因によって設計基準値に対処するための設備の安全機能又は事故重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることがないことを求めている。 MOX燃料加工施設の可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-
198	-	SA167	(1) 可燃型重大事故等対処設備の火災発生防止 可燃型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、発火源に対する対策、水素に対する漏洩及び漏えい・抽出対策及び接地対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可燃型重大事故等対処設備）	基本方針（可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）		【5.可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可燃型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、発火源に対する対策、水素に対する漏洩及び漏えい・抽出対策及び接地対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-
199	-	SA168	(2) 不燃性又は難燃性材料の使用 可燃型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可燃型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可燃型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可燃型重大事故等対処設備）	基本方針（可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）		【5.可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可燃型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可燃型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可燃型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-
200	-	SA169	(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 敷地及びその周辺での発生の可能性、可燃型重大事故等対処設備への影響、現象進展速度や現象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可燃型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高風、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び嵐害を測定する。	冒頭宣言	基本方針（可燃型重大事故等対処設備）	基本方針（可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）		【5.可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 敷地及びその周辺での発生の可能性、可燃型重大事故等対処設備への影響、現象進展速度や現象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可燃型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高風、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び嵐害を測定する。	-	-	-	-	-	-	-	-
201	-	SA170	風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。	冒頭宣言	基本方針（可燃型重大事故等対処設備）	基本方針（可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）		【5.可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。	-	-	-	-	-	-	-	-
202	-	SA171	生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可燃型重大事故等対処設備）	基本方針（可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）		【5.可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-
203	-	SA172	津波、凍結、高風、降水、積雪、生物学的事象及び嵐害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに落下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。	冒頭宣言	基本方針（可燃型重大事故等対処設備）	基本方針（可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）		【5.可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 津波、凍結、高風、降水、積雪、生物学的事象及び嵐害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに落下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。	-	-	-	-	-	-	-	-
204	-	SA173	したがって、MOX燃料加工施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む)及び森林火災によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可燃型重大事故等対処設備）	基本方針（可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）		【5.可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 したがって、MOX燃料加工施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む)及び森林火災によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-
205	-	SA174	(4) 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については、可燃型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 可燃型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可燃型重大事故等対処設備）	基本方針（可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）		【5.可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 ・火災の感知及び消火については、可燃型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・可燃型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-
206	-	SA175	消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可燃型重大事故等対処設備）	基本方針（可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）		【5.可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針			要求種別	第3回申請					第4回申請					
					説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類
197	-	SA166	8.1.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 可燃型重大事故等対処設備は、事業許可基準規則の第二十七条第3項第六号にて、非常事態によって設備の機能を低下させるための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを求められている。 MOX燃料加工施設の可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。	冒頭宣言	○	-	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 5. 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【5. 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可燃型重大事故等対処設備は、事業許可基準規則の第二十七条第3項第六号にて、非常事態によって設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを求められている。 MOX燃料加工施設の可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。	第3回申請と同一	-	-	-
198	-	SA167	(1) 可燃型重大事故等対処設備の火災発生防止 可燃型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、発火源に対する対策、水漏れに対する漏洩及び漏えい検出対策及び接地対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	-	-	基本方針	-	【5. 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可燃型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、発火源に対する対策、水漏れに対する漏洩及び漏えい検出対策及び接地対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。	第3回申請と同一	-	-	-	
199	-	SA168	(2) 不燃性又は難燃性材料の使用 可燃型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可燃型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可燃型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	-	-	基本方針	-	【5. 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可燃型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可燃型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可燃型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	第3回申請と同一	-	-	-	
200	-	SA169	(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 敷地及びその周辺での発生の可能性、可燃型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可燃型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高風、降水、積雪、降雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を特定する。	冒頭宣言	○	-	-	基本方針	-	【5. 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 敷地及びその周辺での発生の可能性、可燃型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可燃型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高風、降水、積雪、降雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を特定する。	第3回申請と同一	-	-	-	
201	-	SA170	風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。	冒頭宣言	○	-	-	基本方針	-	【5. 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。	第3回申請と同一	-	-	-	
202	-	SA171	生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	○	-	-	基本方針	-	【5. 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。	第3回申請と同一	-	-	-	
203	-	SA172	津波、凍結、高風、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。	冒頭宣言	○	-	-	基本方針	-	【5. 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 津波、凍結、高風、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。	第3回申請と同一	-	-	-	
204	-	SA173	したがって、MOX燃料加工施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む)及び森林火災によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	-	-	基本方針	-	【5. 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 したがって、MOX燃料加工施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む)及び森林火災によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。	第3回申請と同一	-	-	-	
205	-	SA174	(4) 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については、可燃型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 可燃型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。	冒頭宣言	○	-	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 5. 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【5. 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 ・火災の感知及び消火については、可燃型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・可燃型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。	第3回申請と同一	-	-	-
206	-	SA175	消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。	冒頭宣言	○	-	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 5. 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【5. 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。	第3回申請と同一	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
207	SA176	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
208	SA177	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）		【6.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
209	SA178	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）		【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火剤を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
210	SA179	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）		【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる場合には、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
211	SA180	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）		【6.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 消火設備の現場稼働操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
212	SA181	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）		【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
207	消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 5. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【5. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。					第3回申請と同一
208	火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 5. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【5. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。					第3回申請と同一
209	重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	5. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【5. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。					第3回申請と同一
210	可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-		【5. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。					第3回申請と同一
211	消火設備の現場稼働操作等に必要照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-		【5. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 消火設備の現場稼働操作等に必要照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。					第3回申請と同一
212	(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 5. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【5. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。					第3回申請と同一

別紙 3

基本設計方針の添付書類への展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
4	DB4	冒頭宣言	基本方針	基本方針	本文 別紙Ⅱ 個別施設	ハ、成型施設 2. 準拠規格及び基準 等	※補足すべき事項の対象なし
1	DB1	定義	基本方針	基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【1. 概要】 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書の概要について記載する。 【2. 基本方針 2.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 ・MOX燃料加工施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。 ・安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。 ・安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとする。	※補足すべき事項の対象なし
2	DB2	定義	基本方針	基本方針	別紙 安全上重要な施設の説明書	【別紙 安全上重要な施設の説明書】 ・安全上重要な施設の種類を示す。 ・安全上重要な施設の選定の具体化に当たっての主要な考え方を示す。 ・安全上重要な施設の一覧を示す。 ※各回次にて安全上重要な施設が申請される毎に一覧を拡充する。	※補足すべき事項の対象なし
3	DB3	冒頭宣言	基本方針	基本方針			
5	DB5	冒頭宣言	基本方針	基本方針			
6	SA1	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【1. 概要】 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書の概要について記載する。 【2. 基本方針 2.2重大事故等対処設備】 ・MOX燃料加工施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講ずる設計とする。 ・重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が發揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を發揮するために必要な系統(供給源から供給先まで、経路を含む。)で構成する。 ・重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて、それぞれに常設のものと可搬型のものがあり、以下のとおり分類する。 ・常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。 可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。	※補足すべき事項の対象なし
7	SA2	冒頭宣言	基本方針	基本方針			
9	SA4	冒頭宣言	基本方針	基本方針			※1.2Ssに関する記載は、「4. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」及び添付書類「Ⅲ-6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書」にて示す。
10	SA5	定義	基本方針	基本方針			※補足すべき事項の対象なし
19	SA14	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(共通要因故障に対する考慮等(常設重大事故等対処設備))		【2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備は、重大事故が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に發揮できる設計とする。	
29	SA24	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(共通要因故障に対する考慮等(可搬型重大事故等対処設備))		【2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備は、重大事故が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に發揮できる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
11	8.1.2 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 重大事故等対処設備は、共通要因として、重大事故等における条件、再処理事業所敷地又はその周辺において想定される自然現象及び人為事象、周辺機器等からの影響並びに設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（共通要因故障に対する考慮等）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備は、共通要因として、重大事故等における条件、再処理事業所の敷地周辺で想定される自然現象及び人為事象、周辺機器等からの影響並びに設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象を考慮する。
12	共通要因のうち重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。	冒頭宣言	基本方針				【3.1.1 重大事故等対処設備】 重大事故等における条件として、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。
17	建屋等については、地震、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針				【3.1.1 重大事故等対処設備】 建屋等については、地震、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。
18	a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保することにより、信頼性が十分に高い設計とする。 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。その他の常設重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。 なお、MOX燃料加工施設での重大事故は、「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり、同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			【3.1.1 重大事故等対処設備】 ・常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保することにより、信頼性が十分に高い設計とする。 ・ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。その他の常設重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。
27	b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保すること、位置的分散を図ることにより信頼性が十分に高い設計とする。その他の可搬型重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。 なお、MOX燃料加工施設での重大事故は、「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり、同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			<重大事故等対処設備の共通要因故障に対する考慮> ⇒各重大事故等対処設備の共通要因故障に対する設計上の考慮、健全性及び設計について補足説明する。 ・【補足重事1】各重大事故等対処設備の共通要因故障に対する健全性及び設計
28	可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）				⇒可搬型重大事故等対処設備は、共通要因故障に対する設計上の考慮、健全性及び設計を説明するにあたり、再処理事業所の敷地周辺で想定される自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響並びに設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象を考慮し、健全性を確保するための手段として位置的分散を図り複数個所に分散して配置するため、可搬型重大事故等対処設備の保管・配置場所について補足説明する。 ・【補足重事2】可搬型重大事故等対処設備の保管・配置場所
13	共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（共通要因故障に対する考慮等）		3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象	【3.1.1 重大事故等対処設備(1)自然現象】 重大事故等対処設備の共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。
16	共通要因のうち設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針				【3.1.1 重大事故等対処設備(1)自然現象】 設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象として、外的事象として地震を考慮する。
20	常設重大事故等対処設備は、「2.地盤」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			【3.1.1 重大事故等対処設備(1)自然現象】 常設重大事故等対処設備は、添付書類「III 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「III-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置し、添付書類「III 耐震性に関する説明書」に基づく設計とする。また、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。
21	設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）				【3.1.1 重大事故等対処設備(1)自然現象】 設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる地震に対して機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「4.地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。また、設計基準事故に対処するための設備と同時にその機能が損なわれないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。
24	常設重大事故等対処設備は、自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対する健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）				【3.1.1 重大事故等対処設備(1)自然現象】 常設重大事故等対処設備は、自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対する健全性を確保する設計とする。
30	自然現象のうち地震に対して、屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「2.地盤」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			【3.1.1 重大事故等対処設備(1)自然現象】 屋内の可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「III 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「III-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置する燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋、再処理事業所の制御建屋及び洞道に位置的分散し保管することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なうおそれがない設計とする。

基本設計方針の添付書類への展開
(第十四条 安全機能を有する施設 及び 第三十条 重大事故等対処設備)

項目番号	基本設計方針		要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
31	—	SA26	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(共通要因故障に対する考慮等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備 (1) 自然現象	3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象	【3.1.1 重大事故等対処設備(1)自然現象】 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の措置をするとともに、「3.1 地震による損傷の防止」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれない設計とする。
32	—	SA27	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)				【3.1.1 重大事故等対処設備(1)自然現象】 津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、技術基準規則第7条第28条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。
36	—	SA31	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)				【3.1.1 重大事故等対処設備(1)自然現象】 ・屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「3.3 環境条件等」に基づき外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に位置的分散して保管し、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する。 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は、「3.3 環境条件等」に基づきその機能を確実に発揮するための設計とする。また、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。
37	—	SA32	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)				屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。
38	—	SA33	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)				屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対して健全性を確保する設計とする。
14	—	SA9	冒頭宣言	基本方針	基本方針(共通要因故障に対する考慮等)		3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (2) 人為事象	人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発を想定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。
15	—	SA10	冒頭宣言	基本方針	基本方針(共通要因故障に対する考慮等)		3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 (3) 周辺機器等からの悪影響	共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。
22	—	SA17	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(共通要因故障に対する考慮等(常設重大事故等対処設備))			地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。
23	—	SA18	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)			周辺機器等からの影響として考慮する溢水、火災に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう、健全性を確保する設計とする。 溢水における健全性については「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。また、火災における健全性については「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。
26	—	SA21	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)			周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物に対して、常設重大事故等対処設備は、回転羽根の損壊により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう、位置的分散を図る又は内部発生飛散物に対して健全性を確保する設計とする。内部発生飛散物における健全性については「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。
33	—	SA28	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(共通要因故障に対する考慮等(可搬型重大事故等対処設備))			地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、店頭による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。
34	—	SA29	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)			周辺機器等からの影響として考慮する火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「8.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。
35	—	SA30	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)			周辺機器等からの影響として考慮する溢水、内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれないよう、位置的分散を図ること、溢水、内部発生飛散物に対して健全性を確保する設計とする。溢水、内部発生飛散物における健全性については「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。

<重大事故等対処設備の共通要因故障に対する考慮>
⇒各重大事故等対処設備の共通要因故障に対する設計上の考慮、健全性及び設計について補足説明する。
・【補足重事1】各重大事故等対処設備の共通要因故障に対する健全性及び設計
⇒可搬型重大事故等対処設備は、共通要因故障に対する設計上の考慮、健全性及び設計を説明するに当たり、再処理事業所の敷地周辺で想定される自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響並びに設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象を考慮し、健全性を確保するための手段として位置的分散を図り複数箇所に分散して配置するため、可搬型重大事故等対処設備の保管・配置場所について補足説明する。
・【補足重事2】可搬型重大事故等対処設備の保管・配置場所
⇒各重大事故等対処設備の保管・配置場所を説明するに当たり、各重大事故等対処設備について一覧表を用いて補足説明する。
・【補足重事3】主要な重大事故等対処設備一覧表

項目番号	基本設計方針		要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
41	DB6	—	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.2 悪影響防止】 【3.2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 (1)内部発生飛散物による影響	<安全機能を有する施設の内部発生飛散物に関する設計> ⇒安全機能を有する施設の内部発生飛散物に関する設計(技術基準への適合性)について補足説明する。 ・【補足安有1】第14条に対する適合性の整理表(安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の健全性評価)
60	DB24	—	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止)	3.2悪影響防止 3.2.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (2)共用	【3.2悪影響防止 3.2.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (2)共用】 ・安全機能を有する施設のうち、再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものは、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 ・公衆への放射線被ばくを防止するための安全機能が期待されている安全上重要な施設については、原則として他の原子力施設と共用しない設計とする。 ・安全機能を有する施設のうち、MOX燃料加工施設内で共用するものは、MOX燃料加工施設内の共用により安全性を損なわない設計とする。	<安全機能を有する施設の共用> ⇒共用する安全機能を有する施設の技術基準への適合性について補足説明する。 ・【補足安有1】第14条に対する適合性の整理表(安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の健全性評価) <安全機能を有する施設の共用の詳細> ⇒安全機能を有する施設のうち、再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものが、それぞれ共用によって安全性を損なわないことを必要な個数、容量等を満足していること等を具体的に示すことにより補足説明する。 ⇒共用設備の範囲を補足説明する。 ・【補足安有5】共用設備について
59	—	SA36	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 内部発生飛散物による影響】 ・重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	
67	—	SA43	冒頭宣言	基本方針(重大事故等対処設備のうち水供給設備)		3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 内部発生飛散物による影響	【3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 内部発生飛散物による影響】 ・可搬型放水砲については、燃料加工建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
8	—	SA3	冒頭宣言	基本方針	基本方針	3.健全性における基本方針 3.2 共通要因故障に対する考慮 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用	【3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用】 重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	<重大事故等対処設備の悪影響防止> ⇒重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用するものが、それぞれ共用によって機能を損なわないことを必要な個数、容量等の確保により満足していることを具体的に示すことより補足説明する。 ・【補足重事4】重大事故等対処設備の共用対象一覧
61	—	SA37	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止)		【3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電気的影響を含む。)等】 ・重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	
62	—	SA38	冒頭宣言	基本方針		3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電気的影響を含む。)等	【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電気的影響を含む。)等】 ・重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	
63	—	SA39	冒頭宣言	基本方針			【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電気的影響を含む。)等】 他の設備への悪影響としては、重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電気的影響を含む。)設備使用時の容量に関する影響、地震、火災、溢水、風(台風)及び竜巻による影響、等の内部発生飛散物による影響並びに共用を考慮し、以下に重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電気的影響を含む。)等、等の内部発生飛散物による影響並びに共用に対する設計上の考慮を説明する。	
64	—	SA40	冒頭宣言	基本方針(重大事故等対処設備)			【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電気的影響を含む。)等】 系統的影響に対して重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、又は安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
65	—	SA41	冒頭宣言	基本方針(重大事故等対処設備)			【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電気的影響を含む。)等】 系統的影響に対して重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、又は安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、また、地震起因により発生する火災又は溢水により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。常設重大事故等対処設備については、耐震設計を行い、可搬型重大事故等対処設備については、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	

項目番号	基本設計方針		要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
68	—	SA44	冒頭宣言	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響(電氣的な影響を含む。)等	【3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響 (電氣的な影響を含む。)等】 竜巻(風(台風))による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 風(台風)及び竜巻に対して健全性を確保するための設計方針については、「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
82	DB25	—	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	3.3環境条件 3.3.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.3環境条件 3.3.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 ・安全機能を有する施設のうち安全上重要な施設の設計条件については、通常運転時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線、荷重、自然現象、人為事象及び周辺機器等からの悪影響を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
91	DB26	—	機能要求①	安全機能を有する施設	設計方針(環境条件等)	3.3環境条件 3.3.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.3環境条件 3.3.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全上重要な施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力等各種の環境条件において、臨界防止、閉じ込み等の安全機能を発揮することができる設計とする。	<p><安全機能を有する施設の環境条件等に対する設計> ⇒各安全機能を有する施設の環境条件等に対する設計(技術基準への適合性)について補足説明する。 ・【補足安有1】第14条に対する適合性の整理表(安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の健全性評価)</p> <p><設計基準事故に想定される圧力等の環境条件> ⇒環境条件に対する健全性評価手法について補足説明する。 ・【補足安有2】環境条件における機器の健全性評価の手法について</p> <p>⇒設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力等各種の環境条件の設定について補足説明する。 ・【補足安有3】安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の環境条件の設定について</p> <p><周辺機器等からの悪影響> ⇒安全機能を有する施設の安全機能が核物質防護対策として設ける設備及び自主対策設備からの悪影響により損なわれないことについて補足説明する。 ・【補足安有4】核物質防護対策として設ける設備の安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備への波及的影響の防止について ・【補足安有6】自主対策設備の悪影響防止について</p>	
149	DB27	—	機能要求①	安全機能を有する施設	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	3.3環境条件 3.3.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.3環境条件 3.3.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全上重要な施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力等各種の環境条件において、臨界防止、閉じ込み等の安全機能を発揮することができる設計とする。	<p><安全機能を有する施設の環境条件等に対する設計> ⇒各安全機能を有する施設の環境条件等に対する設計(技術基準への適合性)について補足説明する。 ・【補足安有1】第14条に対する適合性の整理表(安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の健全性評価)</p>	
84	—	SA59	冒頭宣言	基本方針	重大事故等時の環境条件としては、重大事故等における条件に加えて、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響、周辺機器等からの影響及び設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因を考慮する。	3.健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備	【3.3.2 重大事故等対処設備】 重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等並びに設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震による影響を考慮する。		
85	—	SA60	冒頭宣言	基本方針	荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。	3.3.2 重大事故等対処設備	【3.3.2 重大事故等対処設備】 荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。		
86	—	SA61	冒頭宣言	基本方針	自然現象については、重大事故等における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。	3.3.2 重大事故等対処設備	【3.3.2 重大事故等対処設備】 自然現象については、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。		
87	—	SA62	冒頭宣言	基本方針	自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。	3.3.2 重大事故等対処設備	【3.3.2 重大事故等対処設備】 自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。	※補足すべき事項の対象なし	
88	—	SA63	冒頭宣言	基本方針	人為事象については、重大事故等における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害を考慮する。	3.3.2 重大事故等対処設備	【3.3.2 重大事故等対処設備】 人為事象については、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害を考慮する。 ・設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。		
89	—	SA64	冒頭宣言	基本方針	設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。	3.3.2 重大事故等対処設備	【3.3.2 重大事故等対処設備】 自然現象については、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。		
90	—	SA65	冒頭宣言	基本方針	周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による影響についても考慮する。	3.3.2 重大事故等対処設備	【3.3.2 重大事故等対処設備】 周辺機器等からの影響については、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、地震、火災、溢水による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による影響についても考慮する。		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
92	b. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備	【3.3.2 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。
93	閉じ込める機能の喪失の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)				<重大事故等対処設備の環境条件等> ⇒重大事故等対処設備が、それぞれ事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線に対して健全であることを実証実験により評価した結果について補足説明する。 ・【補足重事6】環境条件に対する重大事故等対処設備の健全性評価に用いた実証実験 ⇒重大事故等対処設備に対して事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線を評価するにあたり、どのような条件で設定したのか補足説明する。 ・【補足重事7】設定する環境条件及び環境条件の設定に係る考慮事項
122	c. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))			【3.3.2 重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。
123	閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)				【3.3.2 重大事故等対処設備】 閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。
83	重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して、重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とともに、操作が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)		3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (1) 圧力、温度及び湿度による影響、放射線による影響	
95	自然現象のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))		3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備の地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計については、添付書類「Ⅲ 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「Ⅲ-1-1 耐震設計の基本方針」に基づき実施する。
96	設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)			3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 3.3.2 重大事故等対処設備 外的事象の地震を要因とする重大事故等に対する常設重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。
98	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。 また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)			3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。 また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。
102	自然現象のうち津波に対して常設重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)			3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 津波に対して常設重大事故等対処設備は、技術基準規則第7条第28条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。
103	自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置し、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)				【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋、再処理施設の制御建屋及び潮道に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。
104	自然現象のうち風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)				【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・屋外の常設重大事故等対処設備については、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せが作用する場合においては、風(台風)及び竜巻による風荷重の影響に対し、風荷重を考慮することにより機能が損なわない設計とする。 ・屋外の常設重大事故等対処設備は、積雪に対して、積雪荷重により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。 屋外の常設重大事故等対処設備は、火山の影響に対して、降下火砕物による積載荷重により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。
105	自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)				【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。
106	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。 また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)			【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。 また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。

※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
107	自然現象のうち落雷に対して外部電源系統からの電気の供給の停止及び非常用所内電源設備からの電源の喪失(以下「全交流電源喪失」という。)を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・自然現象のうち落雷に対して外部電源系統からの電気の供給の停止及び非常用所内電源設備からの電源の喪失(以下「全交流電源喪失」という。)を要因とせずに発生する重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。
108	直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)				【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。
109	間接雷に対して、雷サージによる影響を軽減することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)				【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 間接雷に対して、雷サージによる影響を軽減することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。
110	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確認すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)				【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確認すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。
111	自然現象のうち生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)				【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 自然現象のうち生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。
112	自然現象のうち森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)				【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 自然現象のうち森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。
113	また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)				※補足すべき事項の対象なし
114	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車により事前に散水することを保安規定に定めて延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)				【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車により事前に散水することを保安規定に定めて延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。
115	自然現象のうち塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系への除塩フィルタ及び粒子フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)				【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 自然現象のうち塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、気体塵棄物の排気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。
116	また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
125	SA99 自然現象のうち地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。また、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「(1)加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書」のうち添付書類「ロ(ホ) (2) 重大事故等対処施設の耐震設計」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。また、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの放射的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。
126	SA100 許基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)		3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれない設計とする。
130	SA104 自然現象のうち津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)		3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、技術基準規則第7条第28条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。
131	SA105 自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)		3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋、再処理施設の制御建屋及び洞道に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。
132	SA106 自然現象のうち風(台風)及び竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じる、又は位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)		3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・自然現象のうち風(台風)及び竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じる、又は位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。
133	SA107 位置的分散については、竜巻によって全数が損傷し、機能が損なわれることはないよう、同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することを防止する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)		3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 位置的分散については、竜巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれることはないよう、同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することを防止する設計とする。
134	SA108 また、竜巻が襲来して、個々の設備が損傷した場合の運用として、工程の停止を含めた対応を速やかにとることをMOX燃料加工施設保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)		3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 また、竜巻が襲来して、個々の設備が損傷した場合の運用として、工程の停止を含めた対応を速やかにとることをMOX燃料加工施設保安規定に定めて、管理する。
135	SA109 屋外の重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、浮き上がり又は横滑りによって、設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)		3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 屋外の重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、浮き上がり又は横滑りによって、設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。
137	SA111 なお、固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、耐震設計に影響を与えることがないよう、固縛装置の連結材に適切な余長を持たせた設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)		3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 なお、固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、耐震設計に影響を与えることがないよう、固縛装置の連結材に適切な余長を持たせた設計とする。
138	SA112 自然現象のうち積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重を考慮し、外部からの損傷を防止できる建屋等内への配備することで、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。または、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重に対して除雪及び除灰することを保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)		3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋、再処理施設の制御建屋及び洞道に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。 ・積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物)による積載荷重)に対しては除灰及び屋内への配備を実施する手順を整備する。
139	SA113 自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)		3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。
140	SA114 自然現象のうち落雷に対して全交流電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計を行う。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)		3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 自然現象のうち落雷に対して全交流電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計を行う。
141	SA115 直撃雷に対して、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)		3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 直撃雷に対して、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。
142	SA116 自然現象のうち生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)		3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 自然現象のうち生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。
143	SA117 自然現象のうち森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)		3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 自然現象のうち森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。 また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。
144	SA118 自然現象のうち塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)		3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 自然現象のうち塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
136	悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。	機能要求①	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	設計方針(固縛)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。	<重大事故等対処設備の悪影響防止> ⇒重大事故等対処設備の他にある自主対策設備を使用することによって他の設備に生じる直接的な影響及び間接的な影響について補足説明する。また、自主対策設備を使用することによる他の設備に対する悪影響防止に関する方針について補足説明する。 ・【補足重事5】想定される悪影響
117	人為事象のうち敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (3) 人為事象による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(3) 人為事象による影響】 人為事象のうち敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	
118	人為事象のうち電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (3) 人為事象による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(3) 人為事象による影響】 人為事象のうち電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	
145	人為事象のうち敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (3) 人為事象による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(3) 人為事象による影響】 人為事象のうち敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	
146	人為事象のうち電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (3) 人為事象による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(3) 人為事象による影響】 人為事象のうち電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	
94	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を流通するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (4) 汽水を供給する系統への影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(4) 汽水を供給する系統への影響】 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を流通するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。	
124	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を流通する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備のうち水供給設備)	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (4) 汽水を供給する系統への影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(4) 汽水を供給する系統への影響】 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を流通するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。	
97	周辺機器等からの影響のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備が受ける周辺機器等からの悪影響としては、地震、溢水、火災による波及影響及び内部発生飛散物を考慮する。	
100	周辺機器等からの影響のうち溢水に対して常設重大事故等対処設備は、想定する溢水量に対して、機能を損なわない高さへの設置、被水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 ・想定する溢水量に対して重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・火災に対して常設重大事故等対処設備は、添付書類「(1)加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書」のうち添付書類「ロ(二)(2) 重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止」に基づく設計とする。	
101	周辺機器等からの影響のうち火災に対して常設重大事故等対処設備は、「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とすることにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 ・周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより機能を損なわない設計とする。 ・ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、火災による損傷及び内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。 また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	※補足すべき事項の対象なし
119	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 ・周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより機能を損なわない設計とする。 ・ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、火災による損傷及び内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。 また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	
120	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、火災による損傷及び内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。 また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	
121	常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	
127	周辺機器等からの影響のうち地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備が受ける周辺機器等からの悪影響としては、地震、溢水、火災による波及影響及び内部発生飛散物を考慮する。	
128	周辺機器等からの影響のうち想定する溢水量に対して可搬型重大事故等対処設備は、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」に基づく設計とすることにより、想定する溢水量に対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行う設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 想定する溢水量に対して重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	
129	周辺機器等からの影響のうち火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「8.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 火災に対して常設重大事故等対処設備は、添付書類「(1)加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書」のうち添付書類「ロ(二)(2) 重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止」に基づく設計とする。	
147	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 ・周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより機能を損なわない設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	
148	可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
155	重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業変更許可申請書「六 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ロで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言 運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(操作性の確保)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、重大事故等時においても、操作環境、操作準備及び操作内容を考慮して確実に操作でき、「許可申請書十号」ハ、で考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて管理する。
156	a. 操作の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針(重大事故等対処設備)				【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 a. 操作環境】 ・重大事故等対処設備は、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。 ・操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具及び可搬型照明等は、重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。
157	重大事故等対処設備は、操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
158	現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	機能要求① 運用要求	重大事故等対処設備				【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 b. 操作準備】 ・重大事故等対処設備は、現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。
161	現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針(重大事故等対処設備)				【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 c. 操作内容】 ・重大事故等発生時の現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。
162	現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針				【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 c. 操作内容】 ・重大事故等発生時の現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。
163	また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央監視室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針				<重大事故等対処設備の操作性> ⇒重大事故等対処設備が重大事故等時に確実に操作できることを、操作時間、操作環境、連絡手段等について具体的に示すことを補足説明する。 ・[補足重要9]重大事故等対処設備の操作性・操作環境の成立性
159	現場の操作スイッチは、非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。	機能要求①	重大事故等対処設備	設計方針(操作性)			【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 c. 操作内容】 ・現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。 ・重大事故等発生時に電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。
160	現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。	機能要求①	重大事故等対処設備				【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 c. 操作内容】 重大事故等発生時に現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。
164	想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。	機能要求①	重大事故等対処設備				【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 c. 操作内容】 ・重大事故等時に操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。
165	b. 系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(操作性の確保)			【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 d. 切替性】 ・重大事故等対処設備のうち本来の用途(安全機能を有する施設としての用途等)以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。
166	c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また、同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)				【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性】 ・可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に仕様できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。 ・同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮するした設計とする。

基本設計方針の添付書類への展開
(第十四条 安全機能を有する施設 及び 第三十条 重大事故等対処設備)

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
167	— SA137 d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保するとともに、アクセスルートは以下の設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (アクセスルート)	基本方針 (アクセスルートの確保)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 アクセスルートは、重大事故等時において、可搬型重大事故等対処設備が移動・運搬できるため、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路が確保できるよう、以下の設計とする。 【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋内及び屋外において、アクセスルートは、自然現象、人為事象、氾濫及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。なお、屋外アクセスルートは、基準津波の影響を受けない防備内に、基準地震動S s及び敷地に遡上する津波の影響を受けないルートを少なくとも1つ確保する。
168	— SA138 アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含めて自然現象、人為事象、溢水、火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (アクセスルート)				
169	— SA139 アクセスルートに対する自然現象について、洪水は立地的要因により影響を受けることがないこと、落雷によって道路面が直接影響を受けることがないこと、生物学的事象は阻害要因を容易に排除可能であることから、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、火山の影響及び森林火災を選定する。	冒頭宣言	基本方針 (アクセスルート)				
170	— SA140 アクセスルートに対する人為事象について、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により影響を受けることがないこと、電磁的障害によって道路面が直接影響を受けることがないことから、アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (アクセスルート)				
172	— SA142 地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。	運用要求	施設共通設計方針	基本			【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋外のアクセスルートは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。 【別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】 道路上への自然流下に対する評価手法及び評価結果について説明する。
173	— SA143 敷地外水源の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通設計方針	基本			【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 敷地外水源の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて、管理する。
174	— SA144 屋外のアクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールロードにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を整備することで、通行性を確保する。また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールロードによる復旧を行うことで、通行性を確保する設計とする。	運用要求	施設共通設計方針	基本			【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋外のアクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールロードによる崩壊箇所の復旧又は迂回路の通行を行うことで、通行性を確保できる設計とする。また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策等を行う設計とする。
175	— SA145 屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保する設計とする。	運用要求	施設共通設計方針	基本			【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋外アクセスルートは、自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。
176	— SA146 敷地内における化学物質の漏えいに対しては、薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通設計方針	基本			【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 敷地内における化学物質の漏えいに対しては、薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。
177	— SA147 屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通設計方針	基本			【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて、管理する。
178	— SA148 屋内外のアクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止対策(可燃物を収納した容器の固縛による転倒防止)及び火災の拡大防止対策(大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置)については、「火災防護計画」に定め、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。	運用要求	施設共通設計方針	基本			【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋内外のアクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止対策(可燃物を収納した容器の固縛による転倒防止)及び火災の拡大防止対策(大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置)については、「火災防護計画」に定め、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。
179	— SA149 屋内のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。	運用要求	施設共通設計方針	基本			【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋内のアクセスルートは、添付書類「III 耐震性に関する説明書」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。
180	— SA150 屋内のアクセスルートは、津波による影響を受けない建屋等に複数確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (アクセスルート)				【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋内のアクセスルートは、津波による影響を受けない建屋等に複数確保する設計とする。
181	— SA151 屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、竜巻、凍結、高湿、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、氫害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。	運用要求	施設共通設計方針	基本			【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、竜巻、凍結、高湿、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、氫害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。
182	— SA152 屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水に対してアクセスルートにおける非常時対策組織要員の安全を考慮した防護具を確保するため防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。また、地震時に通行が阻害されないよう、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。	運用要求	施設共通設計方針	基本			【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水に対してアクセスルートにおける非常時対策組織要員の安全を考慮した防護具を確保するため防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。また、地震時に通行が阻害されないよう、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。
183	— SA153 屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備し、アクセス性を確保する設計とする。	運用要求	施設共通設計方針	基本			【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備し、アクセス性を確保する設計とする。

< 重大事故等対処に係るアクセスルート >
⇒想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートについて説明する。
・【補足重事10】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートの評価手法

項目番号	基本設計方針		要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
171	—	SA141	設置要求	ホイールローダ	設計方針(アクセスルートの確保)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性・アクセスルート】 屋外アクセスルートに対する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して設ける設計とする。	<重大事故等対処に係るアクセスルート> ⇒想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートについて説明する。 ・【補足重事10】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートの評価手法
185	—	SA154	冒頭宣言	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(試験・検査性)	3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備(2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備(2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。 ・試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。)、取替え、保修等が実施可能な設計とする。	<重大事故等対処に係るアクセスルート> ⇒想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートについて説明する。 ・【補足重事10】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートの評価手法
186	—	SA155	冒頭宣言	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(重大事故等対処設備)	3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備(2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備(2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。 ・試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。)、取替え、保修等が実施可能な設計とする。	<重大事故等対処に係るアクセスルート> ⇒想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートについて説明する。 ・【補足重事10】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートの評価手法
187	—	SA156	冒頭宣言	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(重大事故等対処設備)	3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備(2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備(2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。 ・試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。)、取替え、保修等が実施可能な設計とする。	<重大事故等対処に係るアクセスルート> ⇒想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートについて説明する。 ・【補足重事10】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートの評価手法
188	—	SA157	冒頭宣言	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(重大事故等対処設備)	3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備(2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備(2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。 ・試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。)、取替え、保修等が実施可能な設計とする。	<重大事故等対処に係るアクセスルート> ⇒想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートについて説明する。 ・【補足重事10】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートの評価手法
189	—	SA158	冒頭宣言	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(重大事故等対処設備)	3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備(2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備(2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。 ・試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。)、取替え、保修等が実施可能な設計とする。	<重大事故等対処に係るアクセスルート> ⇒想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートについて説明する。 ・【補足重事10】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートの評価手法
190	—	SA159	運用要求	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.3 維持管理	【3.4.3 維持管理】 可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うことを保安規定に定めて、管理する。	<重大事故等対処に係るアクセスルート> ⇒想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートについて説明する。 ・【補足重事10】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートの評価手法
191	DB32	SA160	運用要求	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.3 維持管理	【3.4.3 維持管理】 加工施設の維持管理にあたっては、保安規定に基づく要領に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)&及び通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	※補足すべき事項の対象なし
192	—	SA161	冒頭宣言	基本方針	基本方針(地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計)	4. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【4. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 ・基準地震動を超える地震動に対して機能維持に必要な設備については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。	※補足すべき事項の対象なし
193	—	SA162	評価要求	燃料加工建屋	評価(耐震)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【別添1】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート 道路上への自然流下に対する評価手法及び評価結果について説明する。	<重大事故等対処に係るアクセスルート> ⇒想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートについて説明する。 ・【補足重事10】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートの評価手法
194	—	SA163	評価要求	燃料加工建屋	評価(耐震)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【別添1】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート 道路上への自然流下に対する評価手法及び評価結果について説明する。	<重大事故等対処に係るアクセスルート> ⇒想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートについて説明する。 ・【補足重事10】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートの評価手法
195	—	SA164	評価要求	燃料加工建屋	評価(耐震)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【別添1】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート 道路上への自然流下に対する評価手法及び評価結果について説明する。	<重大事故等対処に係るアクセスルート> ⇒想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートについて説明する。 ・【補足重事10】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートの評価手法
196	—	SA165	評価要求	燃料加工建屋	評価(耐震)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【別添1】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート 道路上への自然流下に対する評価手法及び評価結果について説明する。	<重大事故等対処に係るアクセスルート> ⇒想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートについて説明する。 ・【補足重事10】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートの評価手法
172	—	SA142	評価要求	施設共通 基本設計方針	評価(アクセスルートの確保)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【別添1】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート 道路上への自然流下に対する評価手法及び評価結果について説明する。	<重大事故等対処に係るアクセスルート> ⇒想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートについて説明する。 ・【補足重事10】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートの評価手法
179	—	SA149	評価要求	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【別添1】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート 道路上への自然流下に対する評価手法及び評価結果について説明する。	<重大事故等対処に係るアクセスルート> ⇒想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートについて説明する。 ・【補足重事10】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートの評価手法
181	—	SA151	評価要求	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【別添1】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート 道路上への自然流下に対する評価手法及び評価結果について説明する。	<重大事故等対処に係るアクセスルート> ⇒想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートについて説明する。 ・【補足重事10】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートの評価手法
174	—	SA144	設置要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(アクセスルートの確保)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【別添1】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート 道路上への自然流下に対する評価手法及び評価結果について説明する。	<重大事故等対処に係るアクセスルート> ⇒想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートについて説明する。 ・【補足重事10】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートの評価手法
175	—	SA145	設置要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(アクセスルートの確保)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【別添1】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート 道路上への自然流下に対する評価手法及び評価結果について説明する。	<重大事故等対処に係るアクセスルート> ⇒想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートについて説明する。 ・【補足重事10】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートの評価手法

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
197	SA166 8.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 可搬型重大事故等対処設備は、事業許可基準規則の第二十七条第3項第六号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを求められている。 MOX燃料加工施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書	5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 ・可搬型重大事故等対処設備は、事業許可基準規則の第二十七条第3項第六号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを求められている。 MOX燃料加工施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。	※補足すべき事項の対象なし
198	SA167 (1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、発火源に対する対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)			【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、発火源に対する対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
199	SA168 (2) 不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)			【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
200	SA169 (3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)			【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。	※補足すべき事項の対象なし
201	SA170 風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)			【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。	※補足すべき事項の対象なし
202	SA171 生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)			【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
203	SA172 津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)			【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。	※補足すべき事項の対象なし
204	SA173 したがって、MOX燃料加工施設で火災が発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む)及び森林火災によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)			【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 したがって、MOX燃料加工施設で火災が発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む)及び森林火災によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
205	SA174 (4) 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)			【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 ・火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
206	SA175 消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)			【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
207	SA176 消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)			【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
208	SA177 火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)			【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。	※補足すべき事項の対象なし
209	SA178 重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)			【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。	※補足すべき事項の対象なし
210	SA179 可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)			【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
211	SA180 消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)			【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。	※補足すべき事項の対象なし
212	SA181 (5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)			【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
192	SA161 8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 (1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針 基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な設備については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計)	III-6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書	静的地震力、動的地震力に対する設計の考慮及び重大事故等対処施設に適用する荷重の組合せと許容限界に対する設計の考慮について説明する。	
193	SA162 a. 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、震出した状態でMOX粉末を取り扱い、さらには火災源を有するグローブボックスはパネルに亀裂や破損が生じないこと及び転倒しないこと、当該グローブボックスの内装機器の落下・転倒防止機能の確保にあたっては、放射性物質(固体)の閉じ込めバウンダリを構成する容器や放射性物質そのものを保持する設備の破損により、容器、設備が落下又は転倒しないことにより、必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	重大事故等対処設備	評価(耐震)			※補足すべき事項の対象なし
194	SA163 b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、重大事故等に対処するための機能を有効に発揮するための火災の感知機能、消火機能や外部への放出経路の遮断等の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。	評価要求	重大事故等対処設備				
195	SA164 また、a.、及びb.の設備を設置する建物・構築物は、基準地震動を1.2倍した地震力に対し、重大事故等に対する対処が成立することを確認することを目的として、重大事故等対処の実施に対して妨げにならないこと、重大事故等対処設備が倒壊等することなくMOXの過度の放出防止機能を確認する設計とする。	評価要求	燃料加工建屋				
196	SA165 具体的には、MOX燃料加工施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのあるMOX粉末の特徴を踏まえ、建物・構築物自体が倒壊せず、壁、床、天井に多少のひびが発生したとしても、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、建物の構造が維持される設計とする。 (2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれない設計とする。	評価要求	可搬型重大事故等対処設備				
69	SA45 8.1.4 個数及び容量 (1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統又はこれらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書の各設定根拠説明書	【基本方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	
70	SA46 「容量」とは、消火剤量、蓄電池容量、タンク容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。	定義	基本方針				
71	SA47 常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)				
72	SA48 常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)				
73	SA49 常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)				
74	SA50 常設重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用する常設重大事故等対処設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)				
75	SA51 (2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))		【基本方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	※補足すべき事項の対象なし
76	SA52 「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、計測器の計測範囲等とする。	定義	基本方針				
77	SA53 可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)				
78	SA54 可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)				
79	SA55 可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)				
80	SA56 可搬型重大事故等対処設備のうち、閉じ込める機能の喪失に対処する設備は、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。重Qmただし、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)				
81	SA57 可搬型重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
46	DB11	(a) 爆発による飛散物 爆発に起因する内部発生飛散物については、「第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止」に示す通り、水素を取り扱う焼結炉等において爆発の発生を防止する設計であること及び水素・アルゴン混合ガス（水素濃度9.0vol%以下）に空気が混入した場合の爆発圧力により炉殻が損傷せず、閉じ込め機能を損なわない設計であることから、内部発生飛散物の発生要因として考慮しない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止)	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書	1. 概要 [1. 概要] 爆発に起因する機器の損壊により生じる飛散物については、「第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止」に示す通り、爆発の発生を防止する設計としていることから、考慮しない。	※補足すべき事項の対象なし
41	DB6	第1章 共通項目 8. 設備に対する要求 8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備 8.1.3 悪影響防止 (1) 内部発生飛散物 安全機能を有する施設は、加工施設内におけるクレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物（以下「内部発生飛散物」という。）によってその安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止)		1. 概要 [1. 概要] 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書の概要について記載する。 [2. 基本方針] 安全機能を有する施設は、内部発生飛散物によってその安全機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
42	DB7	安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物から防護する施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出し、内部発生飛散物により臨界の防止、閉じ込め等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止)		2. 基本方針 [2. 基本方針] 安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物から防護する施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出し、内部発生飛散物により臨界の防止、閉じ込め等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
43	DB8	その他の安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	その他の安全機能を有する施設	設計方針 (悪影響防止)		2. 基本方針 [2. 基本方針] その他の安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
55	DB20	なお、MOX粉末を取り扱うグローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止)		2. 基本方針 [2. 基本方針] MOX粉末を取り扱うグローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
44	DB9	a. 内部発生飛散物の発生要因の選定 MOX燃料加工施設における内部発生飛散物の発生要因を以下のとおり分類し、選定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止)		3. 施設の詳細設計方針 [3. 施設の細設計方針] MOX燃料加工施設の安全機能を損なうことが想定されるクレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物については、以下の要因が考えられる。	※補足すべき事項の対象なし
47	DB12	(b) 重量物の落下による飛散物 重量物の落下に起因して生ずる飛散物（以下「重量物の落下による飛散物」という。）については、通常運転時において重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器からのつり荷の落下及び逸走によるクレーンその他の搬送機器の落下を内部発生飛散物の発生要因として考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止)		3. 施設の細設計方針 [3. 施設の細設計方針] (1) 重量物の落下による飛散物 内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される重量物を搬送する設備を示す。	※補足すべき事項の対象なし
48	DB13	(c) 回転機器の損壊による飛散物 回転機器の損壊に起因して生ずる飛散物（以下「回転機器の損壊による飛散物」という。）については、回転機器の異常により回転速度が上昇することによる回転羽根の損壊を内部発生飛散物の発生要因として考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止)		3. 施設の細設計方針 [3. 施設の細設計方針] (2) 回転機器の損壊による飛散物 内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される回転機器を示す。	※補足すべき事項の対象なし
45	DB10	ただし、通常運転時以外の試験操作、保守又は修理並びに改造の作業においては、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ポンプの使用により内部発生飛散物が発生し、安全上重要な施設の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画書に基づき作業を実施することから、内部発生飛散物の発生要因として考慮しない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止)		3. 施設の細設計方針 [3.1 重量物の落下による飛散物] [3.1.1 評価方針] 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画書に基づき作業を実施することが保安規定に定められることを考慮する。	※補足すべき事項の対象なし
50	DB15	c. 内部発生飛散物の発生防止設計 (a) 重量物の落下による飛散物の発生防止設計 イ. 重量物を積載して搬送する機器は、積載物の転倒及び逸走を防止するための機構を設ける設計とし、積載物の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	粉末調整工程搬送設備、燃料棒加工工程搬送設備、梱包・出荷設備等	設計方針 (重量物落下を起因とする飛散物の発生防止)		3. 施設の細設計方針 [3.1 重量物の落下による飛散物] [3.1.2 評価内容] (1) 重量物を積載して搬送する機器は、積載物の転倒及び逸走を防止するための機構を設ける。	※補足すべき事項の対象なし
51	DB16	ロ. 重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器は、つりワイヤ等を二重化する設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	粉末調整工程搬送設備、ベレット加工工程搬送設備、製品ベレット貯蔵設備、梱包・出荷設備等	設計方針 (重量物落下を起因とする飛散物の発生防止)		3. 施設の細設計方針 [3.1 重量物の落下による飛散物] [3.1.2 評価内容] (2) 重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器は、つりワイヤ等を二重化する。	※補足すべき事項の対象なし
52	DB17	ハ. つり上げ用の把持具又はフックには、つり荷の脱落防止機構を設置する又はつかみ不良時のつり上げ防止機構を設ける設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	粉末一時保管設備、粉末調整工程搬送設備、貯蔵容器受入設備、梱包・出荷設備等	設計方針 (重量物落下を起因とする飛散物の発生防止)		3. 施設の細設計方針 [3.1 重量物の落下による飛散物] [3.1.2 評価内容] (3) つり上げ用の把持具又はフックには、つり荷の脱落防止機構を設置する又はつかみ不良時のつり上げ防止機構を設ける。	※補足すべき事項の対象なし
53	DB18	ニ. 重量物を搬送する機器は、逸走を防止するための機構を設ける設計とし、機器の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	粉末調整工程搬送設備、スクラップ処理設備、燃料棒加工工程搬送設備、梱包・出荷設備等	設計方針 (重量物落下を起因とする飛散物の発生防止)		3. 施設の細設計方針 [3.1 重量物の落下による飛散物] [3.1.2 評価内容] (4) 重量物を搬送する機器は、逸走を防止するための機構を設ける。	※補足すべき事項の対象なし
54	DB19	ホ. 重量物を搬送する機器は、搬送するための動力の供給が停止した場合に、取扱中の重量物の落下を防止する機構を設ける設計により、重量物の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	スクラップ処理設備、燃料棒貯蔵設備、梱包・出荷設備等	設計方針 (重量物落下を起因とする飛散物の発生防止)		3. 施設の細設計方針 [3.1 重量物の落下による飛散物] [3.1.2 評価内容] (5) 重量物を搬送する機器は、搬送するための動力の供給が停止した場合に、取扱中の重量物の落下を防止する機構を設ける。	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
58	DB23	運用要求	基本方針	基本方針(悪影響防止)	【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.3 評価結果】	【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.3 評価結果】 ・通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、保安規定に基づき、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業をすることから、重量物の落下による飛散物は発生しない。	※補足すべき事項の対象なし
56	DB21	機能要求①	二次混合設備、スクラップ処理設備、窒素循環設備等	設計方針(回転機器の損壊を起因とする飛散物の発生防止)	【3. 施設の詳細設計方針】 【3.2 回転機器の損壊による飛散物】 【3.2.2 評価内容】	【3. 施設の詳細設計方針】 【3.2 回転機器の損壊による飛散物】 【3.2.2 評価内容】 (1) 電力を駆動源とする回転機器	※補足すべき事項の対象なし
57	DB22	機能要求①	所内電源設備(電気設備)	設計方針(回転機器の損壊を起因とする飛散物の発生防止)	【3. 施設の詳細設計方針】 【3.2 回転機器の損壊による飛散物】 【3.2.2 評価内容】	【3. 施設の詳細設計方針】 【3.2 回転機器の損壊による飛散物】 【3.2.2 評価内容】 (2) 電力を駆動源とせず駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器	<回転機器における飛散物防止対策及び評価> ⇒電力を駆動源とせず駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器の対策種別及び過回転防止速度について補足説明する。 ・[補足内2]回転機器の対策種別の説明、過回転防止速度の説明及び调速装置の構造
58	DB23	運用要求	基本方針	基本方針(悪影響防止)	【3. 施設の詳細設計方針】 【3.2 回転機器の損壊による飛散物】 【3.2.3 評価結果】	【3. 施設の詳細設計方針】 【3.2 回転機器の損壊による飛散物】 【3.2.3 評価結果】 ・通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、保安規定に基づき、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業をすることから、回転速度の上昇に起因する機器の損壊による飛散物は発生しない。	※補足すべき事項の対象なし
49	DB14	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止)	【別紙-1 内部発生飛散物防護対象設備について】	【別紙-1 内部発生飛散物防護対象設備について】 ・安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。内部発生飛散物防護対象設備としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を選定する。ただし、安全上重要な構築物、系統及び機器のうち、内部発生飛散物の発生要因となる機器と同室にあり、内部発生飛散物によって、当該施設の安全機能を損なうおそれがあるものを内部発生飛散物防護対象設備とする。	※補足すべき事項の対象なし

MOX目次								MOX添付書類構成案	記載概要	申請回数								補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要	
V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書																		
1.								概要	「加工施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)に基づく、安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性の概要	○	技術基準規則に基づく、安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性の概要を説明	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	—
2.								基本方針	—									
2.1								安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	・MOX燃料加工施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。 ・安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。 ・安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全機能を有する施設及び安全上重要な施設の定義並びに基本方針を説明する。	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	—
2.2								重大事故等対処設備	重大事故等対処設備の基本方針	○	重大事故等対処設備の基本方針を説明	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	—
3.								健全性に関する基本方針	—									
3.1								共通要因故障に対する考慮	—									
		3.1.1						重大事故等対処設備	重大事故等対処設備の共通要因故障に対する考慮の基本方針	○	重大事故等対処設備の共通要因故障に対する考慮の基本方針を説明	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	・第30条に対する適合性の整理表(重大事故等対処設備の健全性評価) 表 MOX燃料加工施設 第30条に対する適合性の整理表
			(1)					自然現象	—									
				a.				地震、津波	—									
					(a)			常設重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備の共通要因(地震、津波)に対する設計。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	常設重大事故等対処設備の共通要因(地震、津波)に対する設計を説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	
					(b)			可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備の共通要因(地震、津波)に対する設計。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	可搬型重大事故等対処設備の共通要因(地震、津波)に対する設計の説明	△	第3回ですべて説明されるため追加事項なし	
					b.			風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害	—									
					(a)			常設重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備の共通要因(風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害)に対する設計。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	常設重大事故等対処設備の共通要因(風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害)に対する設計を説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	
					(b)			可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備の共通要因(風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害)に対する設計。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	可搬型重大事故等対処設備の共通要因(風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害)に対する設計の説明	△	第3回ですべて説明されるため追加事項なし	
			(2)					人為事象	—									
				a.				有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発	—									
					(a)			常設重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備の共通要因(有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発)に対する設計。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	常設重大事故等対処設備の共通要因(有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発)に対する設計を説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	
					(b)			可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備の共通要因(有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発)に対する設計。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	可搬型重大事故等対処設備の共通要因(有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発)に対する設計の説明	△	第3回ですべて説明されるため追加事項なし	
					b.			航空機落下及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	—									
					(a)			常設重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備の共通要因(航空機落下及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム)に対する設計。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	常設重大事故等対処設備の共通要因(航空機落下及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム)に対する設計の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	
					(b)			可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備の共通要因(航空機落下及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム)に対する設計。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	可搬型重大事故等対処設備の共通要因(航空機落下及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム)に対する設計の説明	△	第3回ですべて説明されるため追加事項なし	
			(3)					周辺機器等からの悪影響	—									
				a.				常設重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備の共通要因(周辺機器等からの悪影響)に対する設計。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	常設重大事故等対処設備の共通要因(周辺機器等からの悪影響)に対する設計の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	
					b.			可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備の共通要因(周辺機器等からの悪影響)に対する設計。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	可搬型重大事故等対処設備の共通要因(周辺機器等からの悪影響)に対する設計の説明	△	第3回ですべて説明されるため追加事項なし	

MOX目次								MOX添付書類構成案	記載概要	申請回数								補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要	
								悪影響防止	—									
		3.2.1						安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	—									
			(1)					内部発生飛散物による影響	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全機能を有する施設は、内部発生飛散物によってその安全機能を損なわない設計とすることを説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	—	
			(2)					共用	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全機能を有する施設のうち、再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものは、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 ・公衆への放射線被ばくを防止するための安全機能が期待されている安全上重要な施設については、原則として他の原子力施設と共用しない設計とする。 ・安全機能を有する施設のうち、MOX燃料加工施設内で共用するものは、MOX燃料加工施設内の共用により安全性を損なわない設計とする。	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	共用設備について (1) 安全機能を有する施設	
		3.2.2						重大事故等対処設備	—									
			(1)					内部発生飛散物による影響	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	—	
			(2)					共用	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備が再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	共用設備について (2) 重大事故等対処設備 (3) 共用する設備の範囲	
			(3)					重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	系統的な影響による他の設備に悪影響を及ぼさない設計を説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	—	
		3.3						環境条件	—									
		3.3.1						安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全機能を有する施設のうち安全上重要な施設の設計条件については、通常運転時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線、荷重、自然現象、人為事象並びに周辺機器等からの悪影響を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	・第14条に対する適合性の整理表（安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の健全性評価）表 MOX燃料加工施設 第14条に対する適合性の整理表 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の環境条件の設定について	
			(1)					圧力、温度及び湿度による影響、放射線による影響	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力、温度、湿度、放射線、荷重、自然現象、人為事象並びに周辺機器等からの悪影響を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	環境条件における機器の健全性評価の手法について 1. 概要 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の環境条件の設定について	
				a.				圧力	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全機能を有する施設は、通常運転時及び設計基準事故時における圧力を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	環境条件における機器の健全性評価の手法について 2. 圧力に係る適合性評価手法 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の環境条件の設定について	
					b.			温度及び湿度による影響	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全機能を有する施設は、通常運転時及び設計基準事故時における温度を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所に応じた耐環境性を有する設計とする。 ・安全機能を有する施設は、通常運転時及び設計基準事故時における湿度を100%と設定し、その機能が有効に発揮できるよう、湿度に対して耐環境性を有する設計とする。	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	環境条件における機器の健全性評価の手法について 3. 温度に係る適合性評価手法 4. 湿度に係る適合性評価手法 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の環境条件の設定について	
						c.		放射線による影響	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全機能を有する施設は、通常運転時及び設計基準事故時における放射線を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	環境条件における機器の健全性評価の手法について 5. 放射線に係る適合性評価手法 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の環境条件の設定について	

MOX目次								MOX添付書類構成案	記載概要	申請回数								補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要	
			(2)					自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	—									
				a.				自然現象による影響	・安全機能を有する施設は、凍結等の自然現象を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全機能を有する施設の自然現象を考慮した設計の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	・第14条に対する適合性の整理表（安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の健全性評価）表 MOX燃料加工施設 第14条に対する適合性の整理表
						b.		自然現象により発生する荷重による影響	・安全機能を有する施設については、自然現象（地震、竜巻等）による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及び荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全機能を有する施設の自然現象により発生する荷重を考慮した設計の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	・第14条に対する適合性の整理表（安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の健全性評価）表 MOX燃料加工施設 第14条に対する適合性の整理表
			(3)					人為事象による影響	・安全機能を有する施設については、航空機落下、有毒ガス等の評価を行い、それぞれの影響に対して機能を有効に発揮できる設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全機能を有する施設の人為事象を考慮した設計の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	・第14条に対する適合性の整理表（安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の健全性評価）表 MOX燃料加工施設 第14条に対する適合性の整理表
			(4)					周辺機器等からの悪影響	・安全機能を有する施設は、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮し、他設備からの悪影響によりMOX燃料加工施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全機能を有する施設の周辺機器等からの悪影響を考慮した設計の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	・第30条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性評価）表 MOX燃料加工施設 第30条に対する適合性の整理表
			(5)					設置場所における放射線の影響	・安全機能を有する施設の設置場所は、設計基準事故時においても操作及び復旧作業に支障がないように、設計基準事故の発生を感知し、自動的に起動する設計とすることにより、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。 ・遮蔽機能を確保した中央監視室、制御第1室及び制御第4室において施設状態の監視等に必要となる操作を行うことが可能な設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全機能を有する施設の設置場所における放射線の影響を考慮した設計の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	・第14条に対する適合性の整理表（安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の健全性評価）表 MOX燃料加工施設 第14条に対する適合性の整理表
		3.3.2						重大事故等対処設備	重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。	○	想定される重大事故等が発生した場合に考慮すべき、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響の説明	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	・第30条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性評価）表 MOX燃料加工施設 第30条に対する適合性の整理表 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の環境条件の設定について
			(1)					圧力、温度及び湿度による影響、放射線による影響	重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	想定される重大事故等が発生した場合に考慮すべき、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線による影響の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	環境条件における機器の健全性評価の手法について 1. 概要 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の環境条件の設定について
				a.				圧力による影響	重大事故等対処設備は、重大事故等時における環境条件（圧力）の影響を考慮した設計とする。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備は、重大事故等時における環境条件（圧力）の影響を考慮した設計を説明する	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	環境条件における機器の健全性評価の手法について 2. 圧力に係る適合性評価手法 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の環境条件の設定について
						b.		温度及び湿度による影響	重大事故等対処設備は、重大事故等時における環境条件（温度及び湿度）の影響を考慮した設計とする。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備は、重大事故等時における環境条件（温度及び湿度）の影響を考慮した設計の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	環境条件における機器の健全性評価の手法について 3. 温度に係る適合性評価手法 4. 湿度に係る適合性評価手法 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の環境条件の設定について
						c.		放射線による影響	重大事故等対処設備は、重大事故等時における環境条件（放射線）による影響を考慮した設計とする。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備は、重大事故等時における環境条件（放射線）による影響を考慮した設計の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	環境条件における機器の健全性評価の手法について 5. 放射線に係る適合性評価手法 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の環境条件の設定について

MOX目次								MOX添付書類構成案	記載概要	申請回数								補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要	
			(2)					自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	—									
				a.				自然現象による影響	—									
					(a)			常設重大事故等対処設備	—	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	常設重大事故等対処設備の地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害の評価を行い、それぞれの影響に対して機能を有効に発揮できる設計の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	・第30条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性評価） 表 MOX燃料加工施設 第30条に対する適合性の整理表
					(b)			可搬型重大事故等対処設備	—	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	可搬型重大事故等対処設備の地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害の評価を行い、それぞれの影響に対して機能を有効に発揮できる設計の説明	△	第3回ですべて説明されるため追加事項なし	・第30条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性評価） 表 MOX燃料加工施設 第30条に対する適合性の整理表
				b.				自然現象により発生する荷重による影響	—									
					(a)			常設重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備は、自然現象（地震、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響）による荷重によって機能を損なうことのない設計	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	常設重大事故等対処設備の自然現象（地震、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響）による荷重によって機能を損なうことのない設計の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	・第30条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性評価） 表 MOX燃料加工施設 第30条に対する適合性の整理表
					(b)			可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備は、自然現象（地震、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響）による荷重によって機能を損なうことのない設計	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	可搬型重大事故等対処設備の自然現象（地震、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響）による荷重によって機能を損なうことのない設計の説明	△	第3回ですべて説明されるため追加事項なし	・第30条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性評価） 表 MOX燃料加工施設 第30条に対する適合性の整理表
			(3)					人為事象による影響	—									
				a.				常設重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備については、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発の評価を行い、それぞれの影響に対して機能を有効に発揮できる設計	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	常設重大事故等対処設備の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発の評価を行い、それぞれの影響に対して機能を有効に発揮できる設計の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	・第30条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性評価） 表 MOX燃料加工施設 第30条に対する適合性の整理表
				b.				可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備については、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発の評価を行い、それぞれの影響に対して機能を有効に発揮できる設計	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	可搬型重大事故等対処設備の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発の評価を行い、それぞれの影響に対して機能を有効に発揮できる設計の説明	△	第3回ですべて説明されるため追加事項なし	・第30条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性評価） 表 MOX燃料加工施設 第30条に対する適合性の整理表
			(4)					汽水を供給する系統への影響	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して考慮した設計	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して考慮した設計の説明	△	第3回ですべて説明されるため追加事項なし	・第30条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性評価） 表 MOX燃料加工施設 第30条に対する適合性の整理表
			(5)					周辺機器等からの悪影響	重大事故等対処設備が受ける周辺機器等からの悪影響としては、地震、溢水、火災による波及影響及び内部発生飛散物を考慮する。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備が受ける周辺機器等からの悪影響としては、地震、溢水、火災による波及影響及び内部発生飛散物を考慮する設計の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	・第30条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性評価） 表 MOX燃料加工施設 第30条に対する適合性の整理表 ・自主対策設備の悪影響防止について
			(6)					設置場所における放射線の影響	重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する室で操作可能な設計とする。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する室で操作可能な設計の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	・第30条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性評価） 表 MOX燃料加工施設 第30条に対する適合性の整理表

MOX目次								MOX添付書類構成案	記載概要	申請回数								補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要	
		3.4						操作性及び試験・検査性	-									
		3.4.1						安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	-									
			(1)					操作性	・安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、弁等に対して系統による色分けや銘板取り付け等による識別管理を行い、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置を行うとともに、計器表示、警報表示によりMOX燃料加工施設の状態を正常かつ迅速に把握できる設計とする。 ・安全上重要な施設は、設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、容易に操作ができるよう、中央監視室、制御第1室及び制御第4室の監視制御盤や現場の機器、弁等に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡潔な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	・安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、弁等に対して系統による色分けや銘板取り付け等による識別管理を行い、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置を行うとともに、計器表示、警報表示によりMOX燃料加工施設の状態を正常かつ迅速に把握できる設計とする。 ・安全上重要な施設は、設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、容易に操作ができるよう、中央監視室、制御第1室及び制御第4室の監視制御盤や現場の機器、弁等に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡潔な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	1. 誤操作防止対策 1.1 中央監視室等の誤操作防止対策 1.2 中央制御室以外の誤操作防止対策
			(2)					試験・検査性	・安全機能を有する施設は、健全性及び能力を確認するため、加工施設の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とし、構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とする。 ・機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。 ・安全機能を有する施設は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）、取替え、保修等が実施可能な設計とする。 ・機器区分毎に安全機能を有する施設の試験・検査に係る設計を示す。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全機能を有する施設の試験・検査及び当該機器の健全性を維持するための考慮事項の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	・第14条に対する適合性の整理表（安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の健全性評価）表 MOX燃料加工施設 第14条に対する適合性の整理表
		3.4.2						重大事故等対処設備	重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、加工施設の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とし、構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とする。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、加工施設の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とし、構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	・重大事故等時における現場操作の成立性について
			(1)					操作性	重大事故等対処設備の操作性に関する事項	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備の操作性に関する事項の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	
				a.				操作環境	重大事故等対処設備の操作環境に関する事項	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備の操作性操作環境の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	
				b.				操作準備	重大事故等対処設備の操作準備に関する事項	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備の操作準備に関する事項の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	
				c.				操作内容	重大事故等対処設備の操作内容に関する事項	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備の操作内容に関する事項の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	
				d.				切替性	重大事故等対処設備の切替性に関する事項	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備の切替性に関する事項の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	・重大事故等時における現場操作の成立性について
				e.				可搬型重大事故等対処設備の接続性	可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものに関する事項	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものに関する事項の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	
				f.				アクセスルート	アクセスルートに関する事項	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	アクセスルートに関する事項の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	・可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート
			(2)					試験・検査性	重大事故等対処設備の試験・検査及び当該機器の健全性を維持するための考慮事項	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備の試験・検査及び当該機器の健全性を維持するための考慮事項の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	・第30条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性評価）表 MOX燃料加工施設 第30条に対する適合性の整理表

MOX目次							MOX添付書類構成案	記載概要	申請回数								補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.			(イ)以降	第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回		第4回 記載概要
		3.4.3						維持管理	設備の維持管理に関する事項	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の維持管理に関する考慮事項の説明	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	-
4.								地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	-
				a.				地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針	基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な設備の耐震設計方針の概要	○	基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な設備の耐震設計方針の概要の説明	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-
				b.				常設重大事故等対処設備	基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な常設重大事故等対処設備の耐震設計方針	○	基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な常設重大事故等対処設備の耐震設計方針の説明	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-
				c.				可搬型重大事故等対処設備	基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な可搬型重大事故等対処設備の耐震設計方針	○	基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な可搬型重大事故等対処設備の耐震設計方針の説明	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	-
5.								可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	MOX燃料加工施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	MOX燃料加工施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を説明する	△	第3回ですべて説明されるため追加事項なし	-
6.								系統施設毎の設計上の考慮	安全機能を有する施設と重大事故等対処設備について、系統施設毎の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全機能を有する施設と重大事故等対処設備について、系統施設毎の健全性に関する事項	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	-
	6.1							成型施設	成型施設の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	成型施設の健全性に関する事項	○	成型施設の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-
	6.2							被覆施設	被覆施設の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	被覆施設の健全性に関する事項	○	被覆施設の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-
	6.3							組立施設	組立施設の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	組立施設の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-
	6.4							核燃料物質の貯蔵施設	核燃料物質の貯蔵施設の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	核燃料物質の貯蔵施設の健全性に関する事項	○	核燃料物質の貯蔵施設の健全性に関する事項	○	核燃料物質の貯蔵施設の健全性に関する事項	-
	6.5							放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	放射性廃棄物の廃棄施設の健全性に関する事項	○	放射性廃棄物の廃棄施設の健全性に関する事項	○	放射性廃棄物の廃棄施設の健全性に関する事項	-
	6.6							放射線管理施設	放射線管理施設の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	放射線管理施設の健全性に関する事項	○	放射線管理施設の健全性に関する事項	-
	6.7							その他加工施設の附属施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6.7.1							火災防護設備	火災防護設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	火災防護設備の健全性に関する事項	○	火災防護設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-
	6.7.2							照明設備	照明設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	照明設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-
	6.7.3							所内電源設備	所内電源設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	所内電源設備の健全性に関する事項	○	所内電源設備の健全性に関する事項	-
	6.7.4							補機駆動用燃料補給設備	補機駆動用燃料補給設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	補機駆動用燃料補給設備の健全性に関する事項	-
	6.7.5							拡散抑制設備	拡散抑制設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	拡散抑制設備の健全性に関する事項	-
	6.7.6							水供給設備	水供給設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	水供給設備の健全性に関する事項	-
	6.7.7							緊急時対策所	緊急時対策所の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	緊急時対策所の健全性に関する事項	-
	6.7.8							情報把握設備	情報把握設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	情報把握設備の健全性に関する事項	○	情報把握設備の健全性に関する事項	-
	6.7.9							通信連絡設備	通信連絡設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	通信連絡設備の健全性に関する事項	-
	6.7.10							核燃料物質の検査設備（分析設備）	核燃料物質の検査設備（分析設備）の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	核燃料物質の検査設備（分析設備）の健全性に関する事項	○	核燃料物質の検査設備（分析設備）の健全性に関する事項	○	核燃料物質の検査設備（分析設備）の健全性に関する事項	-
	6.7.11							核燃料物質の計量設備（計量設備）	核燃料物質の計量設備（計量設備）の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	核燃料物質の計量設備（計量設備）の健全性に関する事項	○	核燃料物質の計量設備（計量設備）の健全性に関する事項	-
	6.7.12							小規模試験設備	小規模試験設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	小規模試験設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-
	6.7.13							溢水防護設備	溢水防護設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	溢水防護設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	溢水防護設備の健全性に関する事項	-
	6.7.14							冷却水設備	冷却水設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	冷却水設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-
	6.7.15							給排水衛生設備	給排水衛生設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	給排水衛生設備の健全性に関する事項	○	給排水衛生設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-
	6.7.16							空調用冷水設備	空調用冷水設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	空調用冷水設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-
	6.7.17							空調用蒸気設備	空調用蒸気設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	空調用蒸気設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-
	6.7.18							燃料油供給設備	燃料油供給設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	燃料油供給設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-
	6.7.19							窒素循環用冷却水設備	窒素循環用冷却水設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	窒素循環用冷却水設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-
	6.7.20							窒素ガス設備	窒素ガス設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	窒素ガス設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-
	6.7.21							水素・アルゴン混合ガス設備	水素・アルゴン混合ガス設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	水素・アルゴン混合ガス設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-
	6.7.22							アルゴンガス設備	アルゴンガス設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	アルゴンガス設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-
	6.7.23							水素ガス設備	水素ガス設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	水素ガス設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-
	6.7.24							非管理区域換気空調設備	非管理区域換気空調設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	非管理区域換気空調設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-
	6.7.25							荷役設備	荷役設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	荷役設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-
	6.7.26							選別・保管設備	選別・保管設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	選別・保管設備の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-

MOX目次								MOX添付書類構成案	記載概要	申請回次								補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要	
							別紙1	安全上重要な施設の説明書	・安全上重要な施設の種類を示す。 ・安全上重要な施設の選定の具体化に当たっての主要な考え方を示す。 ・安全上重要な施設の一覧を示す。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	・安全上重要な施設の種類及び選定の具体化に当たっての主要な考え方を説明する。 ・第2回申請対象設備の安全上重要な施設の一覧及び範囲を示す。	○	・第2回に対して説明の追加事項なし。 ・第3回申請対象設備の安全上重要な施設の一覧及び範囲を追加。	○	・第2回に対して説明の追加事項なし。 ・第4回申請対象設備の安全上重要な施設の一覧及び範囲を追加。	-
							別紙2	重大事故等対処設備の説明書	重大事故等対処設備の一覧表	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	・第2回申請対象設備の重大事故等対処設備の一覧を示す。	○	・第3回申請対象設備の重大事故等対処設備の一覧を示す。	○	・第4回申請対象設備の重大事故等対処設備の一覧を示す。	-
							別添1	可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	可搬型重大事故等対処設備の保管場所及び保管場所から設置場所、接続場所まで運搬するための経路並びに他の設備の被害状況を把握するための経路（以下、「アクセスルート」という。）について、設計上考慮する事項	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	アクセスルートの設計上考慮する事項の説明	△	第3回ですべて説明されるため追加事項なし	-
							別添2	可搬型重大事故等対処設備の設計方針	可搬型重大事故等対処設備の設備分類、要求機能及び性能目標	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	搬型重大事故等対処設備の設備分類、要求機能及び性能目標を明確にし、各設備の機能要求の説明	△	第3回ですべて説明されるため追加事項なし	-
V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書																		
1.								【概要】	・加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書の概要について記載する	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書の概要について記載する。	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
2.								【基本方針】	・安全機能を有する施設は、クレーンその他機器又は配管の損壊に伴う飛散物（以下「内部発生飛散物」という）により安全機能を損なわない設計とする。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・安全機能を有する施設は、クレーンその他機器又は配管の損壊に伴う飛散物（以下「内部発生飛散物」という）により安全機能を損なわない設計とする。	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
									・MOX粉末を取り扱うグローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込めに影響を及ぼさない設計とする。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・MOX粉末を取り扱うグローブボックスは、グローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込めに影響を及ぼさない設計とする。	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
3.									・MOX燃料加工施設の安全機能を損なうことが想定されるクレーンその他機器又は配管の損壊に伴う飛散物については、以下の要因が考えられる。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・MOX燃料加工施設の安全機能を損なうことが想定されるクレーンその他機器又は配管の損壊に伴う飛散物については、以下の要因が考えられる。	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
			(1)					・重量物の落下による飛散物	・通常運転時において重量物を搬送するクレーンその他の搬送機器からのつり荷の落下 ・逸走によるクレーンその他の搬送機器の落下	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・通常運転時において重量物を搬送するクレーンその他の搬送機器からのつり荷の落下 ・逸走によるクレーンその他の搬送機器の落下	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
			(2)					・回転機器の損壊による飛散物	・回転機器の異常により回転速度が上昇することによる回転羽根の損壊	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・回転機器の異常により回転速度が上昇することによる回転羽根の損壊	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
3.1	3.1.1							【重量物の落下による飛散物の発生防止設計】 ・評価方針	・重量物を搬送するクレーンその他の搬送機器からのつり荷の落下及び逸走によるクレーンその他の搬送機器の落下を防止することにより、飛散物の発生防止設計が十分実施される。 具体的な重量物の落下による飛散物の発生防止設計については、「3.1.2 評価内容」により評価する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・重量物を搬送するクレーンその他の搬送機器からのつり荷の落下及び逸走によるクレーンその他の搬送機器の落下を防止することにより、飛散物の発生防止設計が十分実施される。 具体的な重量物の落下による飛散物の発生防止設計については、「3.1.2 評価内容」により評価する。	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
									・通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合に、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画書に基づき作業を実施することが保安規定に定められることを考慮する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合に、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画書に基づき作業を実施することが保安規定に定められることを考慮すると説明。	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-

MOX目次								MOX添付書類構成案	記載概要	申請回数								補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要	
		3.1.2						・評価内容	・内部発生飛散物防護対象設備と同室にある重量物を搬送する機器は、重量物の落下により発生する飛散物の発生防止設計について、必要に応じ設計上考慮する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・内部発生飛散物防護対象設備と同室にある重量物を搬送する機器は、重量物の落下により発生する飛散物の発生防止設計について、必要に応じ設計上考慮する。	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	
			(1)					・重量物を積載して搬送する機器は、積載物の転倒及び逸走を防止するための機構を設ける。	・重量物の落下による飛散物の発生防止設計を行っているため、飛散物が発生しないことを説明。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・重量物の落下による飛散物の発生防止設計を行っているため、飛散物が発生しないことを説明。	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
			(2)					・重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器は、つりワイヤ等を二重化する。	・重量物の落下による飛散物の発生防止設計を行っているため、飛散物が発生しないことを説明。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・重量物の落下による飛散物の発生防止設計を行っているため、飛散物が発生しないことを説明。	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
			(3)					・つり上げ用の把持具又はフックには、つり荷の脱落防止機構を設置する又はつかみ不良時のつり上げ防止機構を設ける。	・重量物の落下による飛散物の発生防止設計を行っているため、飛散物が発生しないことを説明。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・重量物の落下による飛散物の発生防止設計を行っているため、飛散物が発生しないことを説明。	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
			(4)					・重量物を搬送する機器は、逸走を防止するための機構を設ける。	・重量物の落下による飛散物の発生防止設計を行っているため、飛散物が発生しないことを説明。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・重量物の落下による飛散物の発生防止設計を行っているため、飛散物が発生しないことを説明。	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
			(5)					・重量物を搬送する機器は、搬送するための動力の供給が停止した場合に、取扱中の重量物の落下を防止する機構を設ける。	・重量物の落下による飛散物の発生防止設計を行っているため、飛散物が発生しないことを説明。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・重量物の落下による飛散物の発生防止設計を行っているため、飛散物が発生しないことを説明。	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
		3.3.3						・評価結果	・重量物の落下による飛散物に関して「3.1.2 評価内容」により評価した結果、重量物の落下を防止していること及び重量物を搬送する機器の落下を防止していることから、重量物の落下による飛散物が発生せず、MOX燃料加工施設の安全機能は損なわれない。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・重量物が落下による飛散物によりMOX燃料加工施設の安全機能は損なわれないことを説明。	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	
								・通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、保安規定に基づき、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業をすることから、重量物の落下による飛散物は発生しない。	・通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、保安規定に基づき、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業をすることから飛散物は発生しないことを説明。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、保安規定に基づき、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業をすることから飛散物は発生しないことを説明。	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	
3.2	3.2.1							【回転機器の損壊による飛散物の発生防止設計】 ・評価方針	・電力を駆動源とする回転機器は、過電流遮断器等を設置することに加えて、誘導電動機による回転数を制御する機構又はケーシングを有すること及び電力を駆動源とせず駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器は、調速器により回転数を監視し、回転数が上限を超えた場合は回転機器を停止する機構を有することで、回転機器の損壊による飛散物の発生防止設計は十分実施される。具体的な回転機器の損壊に起因する飛散物の発生防止設計については、「3.2.2 評価内容」により評価する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・電力を駆動源とする回転機器は、過電流遮断器等を設置することに加えて、誘導電動機による回転数を制御する機構又はケーシングを有すること及び電力を駆動源とせず駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器は、調速器により回転数を監視し、回転数が上限を超えた場合は回転機器を停止する機構を有することで、回転機器の損壊による飛散物の発生防止設計は十分実施される。具体的な回転機器の損壊に起因する飛散物の発生防止設計については、「3.2.2 評価内容」により評価する。	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	
								・通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合に、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業をすることが保安規定に定められることを考慮する。	・通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合に、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業をすることが保安規定に定められることを考慮すると説明。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合に、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業をすることが保安規定に定められることを考慮すると説明。	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	

MOX目次								MOX添付書類構成案	記載概要	申請回数								補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要	
		3.2.2						・評価内容	・内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置する回転機器については、機器毎に駆動源が異なるため、それぞれ回転速度が上昇し回転羽根が損壊することにより発生する飛散物の発生防止設計について、必要に応じ設計上考慮する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置する回転機器については、機器毎に駆動源が異なるため、それぞれ回転速度が上昇し回転羽根が損壊することにより発生する飛散物の発生防止設計について、必要に応じ設計上考慮することを説明。	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
			(1)					・電力を駆動源とする回転機器	・電力を駆動源とする回転機器	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・電力を駆動源とする回転羽根を有する回転機器は、誘導電動機を使用しているため、周波数が一定の場合過回転にならないことから、該当する回転機器は存在しないことを説明。	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
			(2)					・電力を駆動源とせず駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器	・電力を駆動源とせず燃料を供給することで回転する回転機器	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・電力を駆動源とせず燃料を供給することで回転する回転羽根を有する回転機器に該当する機器がGr2申請にないため、後次回申請にて説明。	○	電力を駆動源とせず燃料を供給することで回転する回転羽根を有する回転機器は、調速装置での回転数の監視及び回転数が上限を超えた場合は回転機器を停止する機構を設けることで、飛散物が発生しないことを説明	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	【回転機器における飛散物防止対策及び評価】 ・回転機器の対策種別の説明及び過回転防止速度の説明 ・調速装置の構造
		3.2.3						・評価結果	・電力を駆動源とする回転機器については、誘導電動機による回転数を制御する機構を有することで過回転を防止できるため、設計上考慮する必要はない。 また、電力を駆動源とせず駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器については、調速装置を設けること、並びに調速装置が実作動するまでの回転速度が上昇した場合においても構造上十分な機械的強度を有する設計とすることにより、回転速度の上昇に起因する機器の損壊を防止することで、飛散物の発生を防止している。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・電力を駆動源とする回転羽根を有する回転機器は誘導電動機により過回転を防止することで、回転機器の損壊による飛散物の発生を防止しているため、MOX燃料加工施設の安全機能は損なわれないことを説明。	○	電力を駆動源とする回転羽根を有する回転機器は誘導電動機により過回転を防止すること、および電力を駆動源とせず燃料を供給することで回転する回転羽根を有する回転機器は、調速装置により回転数が上限を超えた場合に回転機器を停止できる機構を有していることから、回転機器の損壊による飛散物の発生を防止しているため、MOX燃料加工施設の安全機能は損なわれないことを説明。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-
								・通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、保安規定に基づき、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業をすることから、回転速度の上昇に起因する機器の損壊による飛散物は発生しない。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれのある場合は、保安規定に基づき、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業をすることから飛散物は発生しないことを説明。	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	
						別紙1	内部発生飛散物防護対象設備について	・安全上重要な構築物及び系統・機器のうち、内部発生飛散物の発生要因となる機器と同室にあり、内部発生飛散物によって、当該施設の安全機能を損なうおそれのあるものを内部発生飛散物の防護対象設備とする。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	・内部発生飛散物防護対象設備について説明。	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	

○：「申請回数」について
○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目
△：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
-：当該申請回数で記載しない項目

別紙 4

添付書類の発電炉との比較

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（1/101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第9条、第14条、第15条（第1項及び第3項を除く。）、第32条第3項、第38条第2項、第44条第1項第5号及び第54条（第2項第1号及び第3項第1号を除く。）及び第59条から第77条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に基づき、安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性について説明するものである。</p> <p>今回は、健全性として、機器に要求される機能を有効に発揮するための系統設計及び構造設計に係る事項を考慮して、「多重性又は多様性及び独立性に係る要求事項を含めた多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散に関する事項（技術基準規則第9条、第14条第1項、第54条第2項第3号、第3項第3号、第5号、第7号及び第59条から第77条並びにそれらの解釈）」（以下「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」という。）、</p> <p>「共用化による他号機への悪影響も含めた、機器相互の悪影響（技術基準規則第15条第4項、第5項、第6項、第54条第1項第5号、第2項第2号及び第59条から第77条並びにそれらの解釈）」（以下「悪影響防止」という。）、</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「加工施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第9条、第14条、第30条及び第32条から第39条に基づき、安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性について説明するものである。</p> <p>健全性として、機器に要求される機能を有効に発揮するための系統設計及び構造設計に係る事項を考慮して、「共通要因故障に対する考慮に関する事項（技術基準規則第9条、第30条第2項、第3項第2号、第4号、第6号及び第32条から第39条」（以下「共通要因故障に対する考慮」という。）、</p> <p>「共用化による再処理施設及び廃棄物管理施設への悪影響も含めた、機器相互の悪影響（技術基準規則第14条第3項、第4項、第30条第1項第6号及び第32条から第39条）」（以下「悪影響防止」という。）、</p>	

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（2/101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>「安全設備及び重大事故等対処設備に想定される事故時の環境条件（使用条件含む。）等における機器の健全性（技術基準規則第 14 条第 2 項，第 32 条第 3 項，第 44 条第 1 項第 5 号，第 54 条第 1 項第 1 号，第 6 号，第 3 項第 4 号及び第 59 条から第 77 条並びにそれらの解釈）」（以下「環境条件等」という。）</p> <p>及び「要求される機能を達成するために必要な操作性，試験・検査性，保守点検性等（技術基準規則第 15 条第 2 項，第 38 条第 2 項及び第 54 条第 1 項第 2 号，第 3 号，第 4 号，第 3 項第 2 号，第 6 号及び第 59 条から第 77 条並びにそれらの解釈）」（以下「操作性及び試験・検査性」という。）を説明する。</p> <p>健全性を要求する対象設備については，技術基準規則及びその解釈だけでなく，「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）及びその解釈も踏まえて，重大事故等対処設備は全てを対象とし，安全設備を含む設計基準対象施設は以下のとおり対象を明確にして説明する。</p> <p><u>「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」については，技術基準規則第 14 条第 1 項及びその解釈にて安全設備に対して要求されていること，設置許可基準規則第 12 条第 2 項及びその解釈にて安全機能を有する系統のうち安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの（以下「重要施設」という。）に対し</u></p>	<p>「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備に想定される事故時の環境条件（使用条件含む。）等における機器の健全性（技術基準規則第 14 条第 1 項，第 30 条第 1 項第 2 号，第 7 号，第 3 項第 3 号及び第 32 条から第 39 条）」（以下「環境条件等」という。）</p> <p>及び「要求される機能を達成するために必要な操作性，試験・検査性，保守点検性等（技術基準規則第 14 条第 2 項，第 30 条第 1 項第 3 号，第 4 号，第 5 号，第 3 項第 1 号及び第 5 号）」（以下「操作性及び試験・検査性」という。）を説明する。</p> <p>健全性を要求する対象設備については，技術基準規則だけではなく，「加工施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業許可基準規則」という。）及びその解釈も踏まえて，重大事故等対処設備は全てを対象とし，安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設は以下のとおり対象を明確にして説明する。</p>	<p>備考</p> <p>設備に対する多重性又は多様性及び独立性の確保は発電炉固有の設計上の要求事項であり，新たに論点が生じるものではない。</p>

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（3/101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>ても要求されていることから、安全設備を含めた重要施設を対象とする。</u></p> <p><u>人の不法な侵入等の防止の考慮については、技術基準規則第 9 条及びその解釈にて発電用原子炉施設に対して要求されていることから、重大事故等対処設備を含む発電用原子炉施設を対象とする。</u></p> <p>「悪影響防止」のうち、内部発生飛散物の考慮は、技術基準規則第 15 条第 4 項及びその解釈にて設計基準対象施設に属する設備に対して要求されていることから、安全設備を含めた設計基準対象施設を対象とする。</p> <p><u>共用又は相互接続の禁止に対する考慮は、技術基準規則第 15 条第 5 項及びその解釈にて、安全設備に対して要求されていること、設置許可基準規則第 12 条第 6 項及びその解釈にて重要安全施設に対して要求されていることから、安全設備を含めた重要安全施設を対象とする。</u></p> <p>共用又は相互接続による安全性の考慮は、技術基準規則第 15 条第 6 項及びその解釈にて安全機能を有する構築物、系統及び機器（以下「安全施設」という。）に対して要求されているため、安全設備を含めた安全施設を対象とする。</p> <p>「環境条件等」については、設計が技術基準規則第 14 条第 2 項及びその解釈にて安全施設に対して要求され</p>	<p>「悪影響防止」のうち、内部発生飛散物の考慮は、技術基準規則第 14 条第 3 項にて安全機能を有する施設に対して要求されているため、安全上重要な施設を含めた安全機能を有する施設を対象とする。</p> <p>共用による安全性の考慮は、技術基準規則第 14 条第 4 項にて安全機能を有する施設に対して要求されているため、安全上重要な施設を含めた安全機能を有する施設を対象とする。</p> <p>「環境条件等」については、技術基準規則第 14 条第 1 項にて安全機能を有する施設に対して要求されているため、安全上重要な施設を含めた安全機能を有する</p>	<p>人の不法な侵入等の考慮については、「IV-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書」に記入しているため、新たに論点が生じるものではない。</p> <p>共用又は相互接続の禁止に対する考慮は、発電炉固有の設計上の考慮であり、新たに論点が生じるものではない。</p>

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（4/101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>ているため、安全設備を含めた安全施設を対象とする。</p> <p>「操作性及び試験・検査性」のうち、操作性の考慮は、技術基準規則第 38 条第 2 項及びその解釈にて中央制御室での操作に対する考慮が要求されており、その操作対象を考慮して安全設備を含めた安全施設を対象とする。</p> <p>試験・検査性、保守点検性等の考慮は技術基準規則第 15 条第 2 項及びその解釈にて設計基準対象施設に対して要求されており、安全設備を含めた設計基準対象施設を対象とする。</p>	<p>施設を対象とする。</p> <p>「操作性及び試験・検査性」のうち、操作性の考慮は、事業許可基準規則第 12 条第 1 項及びその解釈にて安全機能を有する施設、第 2 項及びその解釈にて安全上重要な施設の操作に対する考慮が要求されており、その操作対象を考慮して安全上重要な施設を含めた安全機能を有する施設を対象とする。</p> <p>試験・検査性、保守点検性等の考慮は、技術基準規則第 14 条第 2 項及び第 30 条第 1 項第 4 号にて安全機能を有する施設及び<u>重大事故等対処設備</u>に対して要求されているため、安全上重要な施設を含めた安全機能を有する施設及び<u>重大事故等対処設備</u>を対象とする。</p>	

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（5/101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
2. 基本方針	<p>2. 基本方針</p> <p><u>2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設</u></p> <p><u>安全機能を有する施設及び安全上重要な施設の基本方針については、安全機能を有する施設の申請に合わせて説明する予定であり、次回以降の申請で説明する。</u></p> <p><u>2.2 重大事故等対処設備</u></p> <p><u>MOX 燃料加工施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講ずる設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統(供給源から供給先まで、経路を含む。)で構成する。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、MOX 燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</u></p>	3. 以降を冒頭で整理する観点で記載しているため、記載の差異により、新たな論点が生じるものではない。

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（6／101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
	<p><u>重大事故等対処設備は、内の事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて、それぞれに常設のものと可搬型のものがあり、以下のとおり分類する。</u></p> <p><u>常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。</u></p> <p><u>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。</u></p> <p><u>上記を踏まえて、重大事故等対処設備は、次の設計とする。</u></p> <p><u>(1) 重大事故等対処設備は、重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できる設計とする。</u></p> <p><u>(2) 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>(3) 重大事故等対処設備は、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、必要な箇所の点検保守、試験又は検査が実施できるものであること及び機能・性能を健全に維持するための確認、漏えいの有無の</u></p>	

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（7/101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
	<p><u>確認、分解点検等の保守又は修理ができる構造とし、構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とする。</u></p> <p><u>(4) 重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</u></p> <p><u>(5) 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>(6) 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置、放射線防護具類等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。</u></p> <p><u>(7) 常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時に</u></p>	

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（8/101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
	<p><u>その機能が損なわれるおそれがないよう、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保することにより、信頼性が十分に高い設計とする。</u></p> <p><u>(8)可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また、同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>(9)MOX燃料加工施設における重大事故等の対処においては、建屋等の外から可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備に接続して水又は電力を供給する必要のない設計とする。</u></p> <p><u>(10)可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置、放射線防護具類等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する緊急時対策所及</u></p>	

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（9／101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
	<p><u>び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</u></p> <p><u>(11) 可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</u></p> <p><u>(12) 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況の把握のため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路を確保する設計とする。</u></p> <p><u>(13) 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保すること、位置的分散を図ることにより信頼性が十分に高い設計とする。その他の可搬型重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。</u></p>	

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（10／101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
	<p><u>このうち、(7) (9) (11) (13)については、「3.1 共通要因故障に対する考慮」において、共通要因として、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準事故において想定した条件より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮し、共通要因の特性を踏まえた設計方針を示す。</u></p> <p><u>(5)については、「3.2 悪影響防止」において、重大事故等対処設備が内部発生飛散物として他設備に悪影響を与えない設計、共用により施設に悪影響を与えない設計、及び重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）により他設備に悪影響を与えないための設計方針を示す。</u></p> <p><u>(1) (6) (10)については、「3.3 環境条件等」において、重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による周囲の環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力及び環境湿度による影響、自然現象による影響、人為事象の影響、汽水を供給する系統への影響、周辺機器等からの影響並びに設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計方針を示す。</u></p> <p><u>(2) (3) (4) (8) (12)について、「3.4 操作性及び試験・検査性」においてそれぞれ詳細な設計方針を示す。</u></p>	

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（11/101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性について、以下の 4 項目に分け説明する。</p> <p>2.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散</p> <p><u>重要施設は、単一故障が発生した場合でもその機能を達成できるように、十分高い健全性を確保し、かつ維持し得る設計とし、原則、多重性又は多様性及び独立性を備える設計とする。</u></p> <p><u>多重性又は多様性及び独立性を備える設計とすることにより、単一故障、環境条件、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれのある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）、溢水、火災等により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。なお、自然現象のうち地震に対する設計については、添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に基づき実施する。地震を除く自然現象及び人為事象に対する設計については、添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。溢水に対する設計については、添付書類「V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針」に基づき実施する。火災に対する設計については、添付書類「V-1-1-7 発電用原子炉施設の</u></p>	<p>3. 健全性に関する基本方針</p> <p>3.1 共通要因故障に対する考慮</p>	<p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たに論点が生じるものではない。なお、安全機能を有する施設の健全性については「3.3 環境条件等」で説明する。</p>

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（12/101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>火災防護に関する説明書</u>の「<u>2. 火災防護の基本方針</u>」に基づき実施する。また、<u>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る設計上の考慮等については、別添3「発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について」に基づき実施する。</u></p> <p><u>重要施設は、当該系統を構成する機器に短期間では動的機器の単一故障、長期間では動的機器の単一故障又は想定される静的機器の単一故障が発生した場合で、外部電源が利用できない場合においても、系統の安全機能が達成できるよう、原則として、多重性又は多様性及び独立性を持つ設計とする。</u></p> <p><u>短期間と長期間の境界は24時間とする。</u></p> <p><u>重要施設のうち、単一設計で安全機能を達成できるものについては、その設計上の考慮を「3. 系統施設毎の設計上の考慮」に示す。</u></p> <p><u>重大事故防止設備については、設計基準事故対処設備並びに使用済燃料プールの冷却設備及注水設備（以下「設計基準事故対処設備等」という。）の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ることを考慮して適切な措置を講じた設計とする。ただし、重大事故に至るおそれのある事故が発生する要因となった喪失機能を代替するもののうち、非常用ディーゼル発電機等のように、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備がないものは、多様性及び独立性並びに位置的分散の設計方針は適用しない。</u></p>	<p>3.1.1 重大事故等対処設備</p> <p><u>常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して、健全性を確保する設計とする。</u></p> <p><u>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。その他の常設重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。</u></p>	<p>共通要因に対処するための方針の違いのため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(13/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ることを考慮して適切な措置を講じた設計とする。</u></p> <p><u>常設重大事故防止設備のうち、計装設備については、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測が困難になった場合に、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを異なる物理量又は測定原理とする等、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータに対して可能な限り多様性を有する方法により計測できる設計とするとともに、可能な限り位置的分散を図る設計とする。重大事故等対処設備の補助パラメータは、代替する機能を有する設計基準事故対処設備と可能な限り多様性及び独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ることを考慮して適切な措置を講じた設計とする。</u></p> <p><u>可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなるこ</u></p>	<p><u>可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して、健全性を確保し、位置的分散を図る設計とする。その他の可搬型重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>可搬型重大事故等対処設備は、建屋等の外から可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備に接続して水又は電力を供給する必要のない設計とする。</u></p>	<p>共通要因に対処するための方針の違いのため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>共通要因に対処するための方針の違いのため、記載の差異により新たな論点</p>

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（14/101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>とを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。また、一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設け、状況に応じてそれぞれの系統に必要な流量を同時に供給できる設計とする。</u></p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波（基準津波を超え敷地に遡上する津波（以下「敷地に遡上する津波」という。）を含む。）、その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備等及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p> <p><u>重大事故緩和設備についても、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性を有し、位置的分散を図ることを考慮する。</u></p>	<p><u>重大事故等対処設備は、共通要因として、重大事故等における条件、再処理事業所の敷地周辺で想定される自然現象及び人為事象、周辺機器等からの影響並びに安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準事故において想定した条件より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。</u></p>	<p>が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たに論点が生じるものではない。</p> <p>当社固有の設計上の考慮であり、新たに論点が生じるものではない。</p>

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（15／101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>原子炉建屋（原子炉棟及び付属棟）、緊急時対策所建屋、常設代替高圧電源装置置場、格納容器圧力逃がし装置格納槽、常設低圧代替注水系ポンプ室、緊急用海水ポンプピット、常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）、常設代替高圧電源装置用カルバート（トンネル部）、常設代替高圧電源装置用カルバート（カルバート部）、格納容器圧力逃がし装置用配管カルバート、常設低圧代替注水系配管カルバート及び緊急用海水系配管カルバート（以下「建屋等」という。）</u>は、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <p>(1) <u>自然現象</u> <u>重大事故等対処設備の共通要因のうち、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の事象を考慮する。</u> <u>このうち、降水及び凍結は屋外の天候による影響として、地震による影響は地震荷重として、津波（敷地に遡上する津波を含む。）による影響は津波荷重として、風（台風）及び竜巻による影響は風荷重として、積雪による影響は積雪荷重として並びに火山による影響は降灰荷重として「2.3 環境条件等」に示す。</u></p>	<p><u>燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋、再処理施設の制御建屋及び洞道</u>は、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <p><u>また、常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備について、その機能と、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮する対象設備を「4. 系統施設毎の設計上の考慮」に示す。</u></p> <p>(1) <u>自然現象</u> <u>重大事故等対処設備に対する共通要因（自然現象）に関する考慮については、重大事故等対処設備の申請に合わせて説明する予定であり、次回以降の申請で説明する。</u></p>	<p>重大事故等対処設備を設置する建物は当社固有の建物であり、新たに論点が生じるものではない。</p> <p>各設備の設計上の考慮の記載している項を明確にただけであり、新たに論点が生じるものではない。</p> <p>次回以降の申請で比較結果を示す。</p>

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（16／101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>a. <u>地震，津波（敷地に遡上する津波を含む。）</u> <u>地震及び津波（敷地に遡上する津波を含む。）</u> に対し <u>て，重大事故等対処設備は以下の設計とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>常設重大事故防止設備は，技術基準規則第 49 条</u> <u>「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置</u> <u>する。</u> ・<u>常設重大事故防止設備は，地震に対しては技術基準</u> <u>規則第 50 条「地震による損傷の防止」に基づく設計</u> <u>とし，津波に対しては二次的影響も含めて技術基準規</u> <u>則第 51 条「津波による損傷の防止」に基づく設計と</u> <u>する。</u> ・<u>地震による共通要因故障の特性は，設備等に発生す</u> <u>る地震力（設備が設置される地盤や建物の影響によっ</u> <u>て設備等に発生する地震力は異なる。）又は地震によ</u> <u>る低耐震クラス設備からの波及的影響により同じ機能</u> <u>を有する設備が同時に機能喪失に至ることであること</u> <u>から，常設重大事故防止設備は，設計基準事故対処設</u> <u>備等と同時に機能を損なうおそれがないように，可能</u> <u>な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</u> ・<u>津波（敷地に遡上する津波を含む。）による共通要</u> <u>因故障の特性は，津波の流入，浸入，引き波による水</u> <u>位低下により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失</u> <u>に至ることであることから，常設重大事故防止設備</u> <u>は，設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうお</u> <u>それがないように，可能な限り設計基準事故対処設備</u> <u>等と高さ方向に位置的分散を図る。</u> 		

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（17/101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>・ <u>地震に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、技術基準規則第 49 条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上の建屋等内に保管する。</u></p> <p>・ <u>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する。</u></p> <p>・ <u>可搬型重大事故等対処設備は、地震に対しては技術基準規則第 50 条「地震による損傷の防止」にて考慮された設計とし、津波に対しては二次的影響も含めて技術基準規則第 51 条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。</u></p> <p>・ <u>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、津波（敷地に遡上する津波を含む。）による影響を考慮して高台及び水密区画に保管する。</u></p> <p>・ <u>地震による共通要因故障の特性は、設備等に発生する地震力（設備が設置される地盤や建物の影響によって設備等に発生する地震力は異なる。）又は地震による低耐震クラス設備からの波及的影響により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等</u></p>		

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（18／101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。</u></p> <p><u>・津波（敷地に遡上する津波を含む。）による共通要因故障の特性は、津波の流入、浸入、引き波による水位低下により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて可能な限り設計基準事故対処設備等と高さ方向に位置的分散を図る。</u></p> <p><u>・可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、技術基準規則第 50 条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第 51 条「津波による損傷の防止」に基づく設計とする。また、敷地に遡上する津波を考慮して、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>・可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、技術基準規則第 49 条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上の建屋等内又は建屋等壁面の適切に隔離した隣接しない位置に複数箇所設置する。また、接続口から建屋等内に水又は電力を供給する経路については、常設重大事故等対処設備として設計する。</u></p> <p><u>これらの設計のうち、常設重大事故等対処設備が設置される地盤の評価及び位置的分散が図られた常設重大事故等対処設備の耐震設計については、添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に基づき実施する。</u></p>		

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(19/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>また、可搬型重大事故等対処設備の保管場所及び屋外・屋内アクセスルートにおいて周辺斜面が崩壊しないことの考慮等については、別添1「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。</u></p> <p><u>耐震設計を含めた自然現象、外部人為事象、溢水及び火災に対する位置的分散が図られた可搬型重大事故等対処設備の機能保持に係る設計については、別添2「可搬型重大事故等対処設備の設計方針」に基づき実施する。</u></p> <p><u>位置的分散を図った重大事故等対処設備の耐津波設計については、添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。</u></p> <p><u>b. 風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災及び高潮</u></p> <p><u>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災及び高潮に対して、重大事故等対処設備は以下の設計とする。</u></p> <p><u>(a) 常設重大事故等対処設備</u></p> <p><u>・風（台風）による共通要因故障の特性は、風（台風）による荷重（風圧力、気圧差）により同じ機能を有する機器が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設</u></p>		

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(20/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれな</u> <u>いように、設基準事故対処設備等と位置的分散を</u> <u>図り、屋外に設置する。</u></p> <p>・<u>竜巻による共通要因故障の特性は、竜巻による荷重</u> <u>（風圧力、気圧差、飛来物の衝撃荷重）により同じ機</u> <u>能を有する機器が同時に機能喪失に至ることであるこ</u> <u>とから、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃に</u> <u>よる損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又</u> <u>は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわ</u> <u>れないように設計基準事故対処設備等と位置的分散を</u> <u>図る。</u></p> <p>・<u>落雷による共通要因故障の特性は、雷撃電流により</u> <u>同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ること</u> <u>であることから、常設重大事故防止設備は、外部からの</u> <u>衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置する</u> <u>か、又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が</u> <u>損なわれないうに、設計基準事故対処設備等と位置</u> <u>的分散を図り、屋外に設置する。また、常設代替交流</u> <u>電源設備である常設代替高圧電源装置は、避雷設備又</u> <u>は接地設備により防護する設計とする。</u></p> <p>・<u>生物学的事象のうちネズミ等の小動物による共通要</u> <u>因故障の特性は、電気盤内での地絡・短絡により同じ</u> <u>機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることである</u> <u>ことから、屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止</u> <u>対策により重大事故等に対処するために必要な機能が</u> <u>損なわれるおそれのない設計とするか、又は設計基準</u></p>		

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(21/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</u></p> <p>・ <u>生物学的事象のうちクラゲ等の海生生物による共通要因故障の特性は、海水ポンプの閉塞等により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、影響を受けるおそれのある常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</u></p> <p>・ <u>森林火災による共通要因故障の特性は、熱損傷、ばい煙により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</u></p> <p>・ <u>高潮による共通要因故障の特性は、没水、被水により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備（非常用取水設備は除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</u></p> <p>・ <u>高潮に対する考慮は、高潮ハザードについて津波の外郭防護の裕度評価において参照する。</u></p> <p>(b) <u>可搬型重大事故等対処設備</u></p>		

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(22/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>・風（台風）による共通要因故障の特性は、風（台風）による荷重（風圧力、気圧差）により同じ機能を有する機器が同時に機能喪失に至ることであることから、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する。</u></p> <p><u>・竜巻による共通要因故障の特性は、竜巻による荷重（風圧力、気圧差、飛来物の衝撃荷重）により同じ機能を有する機器が同時に機能喪失に至ることであることから、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する。</u></p> <p><u>・落雷による共通要因故障の特性は、雷撃電流により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大</u></p>		

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(23/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>事故等対処設備と位置的分散を図り，防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する。</u></p> <p><u>・生物学的事象のうちクラゲ等の海生生物による共通要因故障の特性は，海水ポンプの閉塞等により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから，クラゲ等の海生生物からの影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は，予備を有する設計とする。</u></p> <p><u>・森林火災による共通要因故障の特性は，熱損傷，ばい煙により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから，可搬型重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか，又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように，設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り，防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する。</u></p> <p><u>・高潮による共通要因故障の特性は，没水，被水により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから，可搬型重大事故等対処設備は，高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。</u></p> <p><u>・高潮に対する考慮は，高潮ハザードについて津波の外郭防護の裕度評価において参照する。</u></p> <p><u>(c) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</u></p>		

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(24/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>・可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、建屋等内及び建屋等壁面の適切に離隔した隣接しない位置に複数箇所設置する。また、接続口から建屋等内に水又は電力を供給する経路については、常設重大事故等対処設備として設計する。</p> <p>・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に設置する場合は、開口部の閉止により重大事故等に対処するための必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <p>・高潮に対して可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、高潮の影響を受けない位置に設置する。</p> <p>・高潮に対する考慮は、高潮ハザードについて津波の外郭防護の裕度評価において参照する。</p> <p><u>上記(a)～(c)の設計のうち、外部からの衝撃として風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災及び高潮に対する位置的分散を図る重大事故等対処設備の設計については、添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。</u></p> <p><u>なお、保管場所及び屋外・屋内アクセスルートにおいては、風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災及び高潮に対する考慮について、別添1「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。</u></p>		<p>当社は重大事故等の対処においては、建屋等の外から可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備に接続して水又は電力を供給する必要のない設計とすることを冒頭で記載していることから、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>次回以降の申請で比較結果を示す。</p>

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(25/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(2) <u>外部人為事象</u> <u>重大事故等対処設備の共通要因のうち、外部人為事象については、飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。なお、電磁的障害については、「2.3 環境条件等」にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</u></p> <p>a. <u>爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突</u> <u>爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突に対して、重大事故等対処設備は以下の設計とする。</u></p> <p>・<u>爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両及び有毒ガスによる共通要因故障の特性は、熱損傷、ばい煙により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り、屋外に設置する。</u></p> <p>・<u>船舶の衝突による共通要因故障の特性は、取水路閉塞により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設計基準事故対処設備等と同時にそ</u></p>	<p>(2) <u>人為事象</u> <u>重大事故等対処設備に対する共通要因（人為事象）に関する考慮については、重大事故等対処設備の申請に合わせて説明する予定であり、次回以降の申請で説明する。</u> <u>。</u></p>	<p>次回以降の申請で比較結果を示す。</p>

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（26／101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>の機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り、屋外に設置する。</u></p> <p>・<u>爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両及び有毒ガスによる共通要因故障の特性は、熱損傷、ばい煙により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する。</u></p> <p>・<u>船舶の衝突による共通要因故障の特性は、取水路閉塞により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する。</u></p> <p>・<u>可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、建屋等内及び建屋等壁面の適切に隔離した隣接しない位置に複数箇所設置する。また、接続口から建屋等内に水又は電力を供給する経路については、常設重大事故等対処設備として設計する。</u></p>		

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(27/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>これらの設計のうち、外部からの衝撃として、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突に対する位置的分散を図る重大事故等対処設備の設計については、添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。</u></p> <p>b. <u>飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム</u> <u>飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、重大事故等対処設備は以下の設計とする。</u></p> <p><u>(b) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム</u> ・故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講じることとする。 ・屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋、常設代替高圧電源装置置場、常設低圧代替注水系ポンプ室、格納容器圧力逃がし装置格納槽、緊急用海水ポンプピット、海水ポンプエリアから 100 m 以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処</p>		

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（28／101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備から 100 m 以上の隔離距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する設計とする。</u></p> <p><u>・可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、建屋等内及び建屋等壁面の適切に隔離した隣接しない位置に複数箇所設置する。また、接続口から建屋等内に水又は電力を供給する経路については、常設重大事故等対処設備として設計する。</u></p> <p><u>・発電用原子炉施設のうち重大事故等対処設備は、人の不法な侵入等の防止対策を講じた設計とする。具体的には、別添 3「発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について」に基づき設計上の考慮を行う。</u></p> <p><u>(3) 溢水</u> <u>溢水に対して、重大事故等対処設備は以下の設計とする。</u></p> <p><u>・重大事故等対処設備に期待する機能については、溢水影響を受けて設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないよう、被水及び蒸気影響に対しては可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り、没水の影響に対しては溢水水位を考慮した位置に設置又は保管する。</u></p> <p><u>・溢水による共通要因故障の特性は、没水、被水、蒸気の流出により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故等対処設備は、可能な限り多様性を有し、位置的分散を図ることで、想定される溢水水位に対して設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうことのない設計とする。</u></p>	<p><u>(3) 周辺機器等からの影響</u> <u>重大事故等対処設備に対する共通要因（周辺機器等からの影響）に関する考慮については、重大事故等対処設備の申請に合わせて説明する予定であり、次回以降の申請で説明する。</u></p>	<p>次回以降の申請で比較結果を示す。</p>

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(29/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>・溢水による共通要因故障の特性は、没水、被水、蒸気の流出により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。</u></p> <p><u>・可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。</u></p> <p><u>・可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、建屋等内及び建屋等壁面の適切に離隔した隣接しない位置に複数箇所設置する。また、接続口から建屋等内に水又は電力を供給する経路については、常設重大事故等対処設備として設計する。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備の溢水防護設計については、添付書類「V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針」に基づき実施する。</u></p> <p><u>(4) 火災</u> <u>火災に対して、重大事故等対処設備は以下の設計とする。</u></p> <p><u>・常設重大事故防止設備は、技術基準規則第 52 条「火災による損傷の防止」に基づく設計とする。</u></p>		<p>次回以降の申請で「(3) 周辺機器等からの影響」の中で比較結果を示す。</p>

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(30/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>・内部火災による共通要因故障の特性は、熱損傷により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、</u> <u>常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</u></p> <p><u>・可搬型重大事故等対処設備は、火災防護対策を火災防護計画に策定する。</u></p> <p><u>・内部火災による共通要因故障の特性は、熱損傷により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。</u></p> <p><u>・可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、技術基準規則第 52 条「火災による損傷の防止」に基づく設計とする。</u></p> <p><u>・可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、建屋等内及び建屋等壁面の適切に隔離した隣接しない位置に複数箇所設置する。また、接続口から建屋等内に水又は電力を供給する経路については、常設重大事故等対処設備として設計する。</u> <u>これらの設計のうち、位置的分散が図られた常設重大事故等対処設備の火災防護設計については、添付書類「V-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「2. 火災防護の基本設計」に基づき実施する。位置的分散が図られた可搬型重大事故等対処設備の火災防護計画については、添付書類「V-1-1-7 発</u></p>		

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(31/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「8. 火災防護計画」に基づき策定する。</u></p> <p><u>(5) サポート系の故障</u> <u>重大事故等対処設備において系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水を考慮する。</u> <u>重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等と可能な限り系統としての多重性又は多様性及び独立性を図る設計とするが、サポート系に対しても、可能な限り多様性を図るため、以下の設計とする。</u> <u>・常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と異なる駆動源又は冷却源を用いる設計とするか、駆動源又は冷却源が同じ場合は別の手段による対応が可能な設計とする。</u> <u>・常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と可能な限り異なる水源をもつ設計とする。</u> <u>・可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備と異なる駆動源又は冷却源を用いる設計とするか、駆動源又は冷却源が同じ場合は別の手段による対応が可能な設計とする。</u> <u>・可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備と可能な限り異なる水源をもつ設計とする。</u></p>		<p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たに論点が生じるものではない。</p>

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(32/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>2.2 悪影響防止 設計基準対象施設は、他の設備から悪影響を受け、安全性を損なわないよう、配置上の考慮又は多重性を考慮する設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は発電用原子炉施設（隣接する発電用原子炉施設を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設及び当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>他の設備への悪影響としては、重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）、設備兼用時の容量に関する影響、地震、火災、溢水、風（台風）及び竜巻による影響、タービンミサイル等の内部発生飛散物による影響並びに共用を考慮し、以下に重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）、タービンミサイル等の内部発生飛散物による影響並びに共用に対する設計上の考慮を説明する。</p> <p>なお、設備兼用時の容量に関する影響については、複数の機能を兼用する設備について複数の機能を兼用する場合を踏まえて設定した容量を添付書類「V-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に示す。</p>	<p>3.2 悪影響防止</p> <p><u>3.2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設安全機能を有する施設に対する悪影響防止に関する考慮については、安全機能を有する施設の申請に合わせて説明する予定であり、次回以降の申請で説明する。</u></p> <p><u>3.2.2 重大事故等対処設備</u> 重大事故等対処設備は再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>他の設備への悪影響としては、重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）、設備兼用時の容量に関する影響、地震、火災、溢水、風（台風）及び竜巻による影響等の内部発生飛散物による影響並びに共用を考慮し、以下に重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等の内部発生飛散物による影響並びに共用に対する設計上の考慮を説明する。</p> <p>なお、設備兼用時の容量に関する影響については、複数の機能を兼用する設備について複数の機能を兼用する場合を踏まえて設定した容量を添付書類「V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に示す。</p>	<p>次回以降の申請で比較結果を示す。</p> <p>安全機能を有する施設と重大事故等対処設備の健全性に対するそれぞれに対する考慮を分かりやすくするための文章構成上の差異のため、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（33／101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>また、設計基準対象施設に考慮すべき地震、火災、溢水、風（台風）、竜巻による他設備からの悪影響については、これらの波及的影響により安全施設の機能を損なわないことを「2.3 環境条件等」に示す。</u></p> <p>(1) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電氣的な影響を含む。）</p> <p><u>・系統的な影響に対して重大事故等対処設備は、弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、又は設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>・放水砲による建屋への放水により、放水砲の使用を想定する重大事故等において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p><u>重大事故等対処設備に考慮すべき地震、火災、溢水、風（台風）、竜巻による他設備への影響については、これらの波及的影響により他設備の機能を損なわないことを「3.3 環境条件等」に示す。</u></p> <p>(1) 内部発生飛散物による影響</p> <p><u>重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響に関する考慮については、重大事故等対処設備の申請に合わせて説明する予定であり、後次回で説明する。</u></p>	<p>次回以降の申請で比較結果を示す。</p>

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（34／101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(2) 内部発生飛散物による影響</p> <p><u>・設計基準対象施設に属する設備は、蒸気タービン、発電機及び内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁の破損及び配管の破断、高速回転機器の破損に伴う飛散物により安全性を損なわないように設計する。</u></p> <p><u>・重大事故等対処設備は、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁の破損及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発並びに重量機器の落下を考慮し、重大事故等対処設備がタービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>悪影響防止を含めた設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の内部発生飛散物による影響の考慮については、添付書類「V-1-1-9 発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書」に示す。</u></p> <p>(3) 共用</p> <p><u>安全施設及び常設重大事故等対処設備の共用については、以下の設計とする。</u></p> <p><u>・重要安全施設は、東海発電所との間で原則共用又は相互に接続しない設計とするが、安全性が向上する場合は、共用又は相互に接続できる設計とする。なお、東海発電所と共用又は相互に接続する重要安全施設はないことから、共用又は相互に接続することを考慮する必要はない。</u></p>	<p>(2) 共用</p> <p><u>重大事故等対処設備を共用することによる影響に関する考慮については、重大事故等対処設備の申請に合わせて説明する予定であり、次回以降の申請で説明する。</u></p> <p>(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電氣的な影響を含む。）等</p> <p><u>重大事故等対処設備に対する使用時及び通常待機時の系統的な影響等に関する考慮については、重大事故等対処設備の申請に合わせて説明する予定であり、次回以降の申請で説明する。</u></p>	<p>次回以降の申請で比較結果を示す。</p> <p>次回以降の申請で比較結果を示す。</p>

発電炉設工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（35／101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>・重要安全施設以外の安全施設は、東海発電所との間で共用又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。ただし、重要安全施設以外の安全施設は、東海発電所と相互に接続しない設計とする。</u></p> <p><u>・常設重大事故等対処設備は、一部の敷地を共有する東海発電所内の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。ただし、共用対象の施設毎に要求される技術的要件（重大事故等に対処するための必要な機能）を満たしつつ、東海発電所内の発電用原子炉施設と共用することによって、安全性が向上する場合であって、さらに東海発電所内及び東海第二発電所内の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、共用できる設計とする。</u></p> <p><u>安全施設及び常設重大事故等対処設備のうち、共用する機器については、「3. 系統施設毎の設計上の考慮」に示す。</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(36/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>2.3 環境条件等</p> <p><u>安全施設及び重大事故等対処設備は、想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。</u> <u>安全施設の設計条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</u> <u>安全施設の環境条件には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力、温度、湿度、放射線のみならず、荷重、屋外の天候による影響（凍結及び降水）、海水を通水する系統への影響、電磁的障害、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮する。</u></p> <p>重大事故等対処設備は、重大事故等時の温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）又は保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等発生時の環境条件については、温度（環境温度及び使用温度）、放射線、荷重のみならず、その</p>	<p>3.3 環境条件</p> <p><u>3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設安全機能を有する施設に対する環境条件等に関する考慮については、安全機能を有する施設の申請に合わせて説明する予定であり、次回以降の申請で説明する。</u></p> <p>3.3.2 重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に加えて、重大</p>	<p>次回以降の申請で比較結果を示す。</p> <p>安全機能を有する施設と重大事故等対処設備の健全性に対する考慮を分かりやすくするための文章構成上の差異のため、新たな論点が生じるものではない。</p>

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(37/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>他の使用条件として、環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、電磁的障害及び周辺機器等からの悪影響及び<u>冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）</u>の影響を考慮する。</p> <p>荷重としては、重大事故等時の機械的荷重に加えて、環境圧力、温度及び自然現象（地震、<u>津波（敷地に遡上する津波を含む。）</u>、風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響）による荷重を考慮する。</p> <p>安全施設及び重大事故等対処設備について、これらの環境条件の考慮事項毎に、環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）、荷重、海水を通水する系統への影響、電磁的障害、周辺機器等からの悪影響、<u>冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）</u>の影響並びに設置場所における放射線の影響に分け、以下(1)から(6)に各考慮事項に対する設計上の考慮を説明する。</p>	<p>事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等並びに<u>設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震による影響</u>を考慮する。</p> <p>荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象（地震、風（台風）、積雪及び火山の影響）による荷重を考慮する。</p> <p>自然現象については、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、<u>高温</u>、降水、積雪、<u>落雷</u>、火山の影響、<u>生物学的事象</u>、<u>森林火災及び塩害</u>を考慮する。</p> <p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>人為事象については、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、<u>敷地内における化学物質の漏えい</u>、電磁的障害を考慮する。</p> <p>周辺機器等からの影響については、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、地震、火災、溢水による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p>	<p>事業変更許可申請書において、考慮している事項の差異のため、新たな論点が生じるものではない。 （以下、同様）</p>

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(1) 環境圧力，環境温度及び湿度による影響，放射線による影響，屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重</p> <p><u>・安全施設は，通常運転時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>・原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は，重大事故等時の原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。操作は，中央制御室から可能な設計とする。また，地震による荷重を考慮して，機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>・原子炉建屋原子炉棟内の重大事故等対処設備は，重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は，中央制御室，異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。また，横滑りも含めて地震による荷重を考慮して，機能を損なわない設計とするとともに，可搬型重大事故等対処設備については，必要により当該設備の落下防止，転倒防止及び固縛の措置をとる。このうち，インターフェイスシステムLOCA時，使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれのある事故又は主蒸気管破断事故起因の重大事故等時に使用する設備については，これらの環境条件を考慮した設計とするか，これらの環境影響を受けない区画等に設置する。</u></p> <p><u>・原子炉建屋付属棟内（中央制御室含む。），緊急時対策所建屋内，常設代替高圧電源装置置場（地下階）</u></p>	<p><u>また，同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による影響についても考慮する。</u></p> <p>(1) 圧力，温度及び湿度による影響，放射線による影響</p> <p><u>重大事故等対処設備に対する環境条件（圧力，温度及び放射線による影響）に関する考慮については，重大事故等対処設備の申請に合わせて説明する予定であり，次回以降の申請で説明する。</u></p>	<p>備考</p> <p>次回以降の申請で比較結果を示す。</p>

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 (39/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>内，格納容器圧力逃がし装置格納槽内，常設低圧代替注水系ポンプ室内，緊急用海水ポンプピット内及び立坑内の重大事故等対処設備は，重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。操作は，中央制御室，異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。また，横滑りを含めて地震による荷重を考慮して，機能を損なわない設計とするとともに，可搬型重大事故等対処設備については，必要により当該設備の落下防止，転倒防止及び固縛の措置をとる。</u></p> <p><u>・屋外及び常設代替高圧電源装置置場（地上階）の重大事故等対処設備は，重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は，中央制御室，離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。また，横滑りを含めて地震による荷重を考慮して，機能を損なわない設計とするとともに，可搬型重大事故等対処設備については，地震後においても機能及び性能を保持する設計とする。さらに，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮して，浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突して損傷することを防止するとともに，積雪及び火山の影響を考慮して，必要により除雪及び除灰等の措置を講じる。</u></p> <p><u>・屋外の重大事故等対処設備は，重大事故等時において，万が一使用中に機能を喪失した場合であっても，可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるよう，位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とする。</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(40/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>・原子炉格納容器内の安全施設及び重大事故等対処設備は、設計基準事故等及び重大事故等時に想定される圧力、温度等に対し、格納容器スプレイ水による影響を考慮しても、その機能を発揮できる設計とする。</u></p> <p><u>・安全施設及び重大事故等対処設備において、主たる流路の機能を維持できるように、主たる流路に影響を与える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。</u></p> <p><u>a. 環境圧力</u> <u>原子炉格納容器外の安全施設及び重大事故等対処設備については、事故時に想定される環境圧力が、原子炉建屋原子炉棟内は事故時に作動するブローアウトパネル開放設定値を考慮して大気圧相当、原子炉建屋の原子炉棟外及びその他の建屋内並びに屋外は大気圧であり、大気圧にて機能を損なわない設計とする。</u> <u>原子炉格納容器内の安全施設及び重大事故等対処設備については、使用時に想定される環境圧力が加わっても、機能を損なわない設計とする。</u> <u>原子炉格納施設内の安全施設に対しては、発電用原子炉設置変更許可申請書「十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」（以下「許可申請書十号」という。）ロ. において評価した設計基準事故の中で、原子炉格納容器内の圧力が最も高くなる「原子炉冷却材喪失」を包絡する圧力として、0.31 MPa [gage]を設定する。</u></p> <p><u>原子炉格納施設内の重大事故等対処設備に対しては、「許可申請書十号」ハ. において評価した重大事故等</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(41/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p> <u>の中で，原子炉格納容器内の圧力が最も高くなる「大破断LOCA+高圧炉心冷却失敗+低圧炉心冷却失敗（+全交流動力電源喪失）」を包絡する圧力として，原則として，0.62 MPa [gage]を設定する。</u> <u>ただし，重大事故等発生初期に機能が求められるものは，機能が求められるときの環境圧力を考慮して，環境圧力を設定する。</u> <u>設定した環境圧力に対して機器が機能を損なわないように，耐圧部にあつては，機器が使用される環境圧力下において，部材に発生する応力に耐えられることとする。耐圧部以外の部分にあつては，絶縁や回転等の機能が阻害される圧力に到達しないことを確認する。</u> <u>原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧を行う安全弁等については，環境圧力において吹出量が確保できる設計とする。原子炉冷却材圧力バウンダリに属する逃がし安全弁は，サプレッション・チェンバからの背圧の影響を受けないようベローズと補助背圧平衡ピストンを備えたバネ式の平衡形安全弁とし，吹出量に係る設計については，添付書類「V-4-1 安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書」に示す。</u> <u>確認の方法としては，環境圧力と機器の最高使用圧力との比較の他，環境圧力を再現した試験環境下において機器が機能することを確認した実証試験等によるものとする。</u> </p> <p> <u>b. 環境温度及び湿度による影響</u> <u>安全施設及び重大事故等対処設備は，それぞれ事故時に想定される環境温度及び湿度にて機能を損なわない設計とする。環境温度及び湿度については，設備の設置場所の適切な区分（原子炉格納容器内，建屋内，屋</u> </p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(42/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>外) 毎に想定事故時に到達する最高値とし、区分毎の環境温度及び湿度以上の最高使用温度等を機器仕様として設定する。</u></p> <p><u>原子炉格納容器内の安全施設に対しては、「許可申請書十号」ロ. において評価した設計基準事故の中で、原子炉格納容器内の温度が最も高くなる「原子炉冷却材喪失」を包絡する温度及び湿度として、温度は 171 °C、湿度は 100 %（蒸気）を設定する。</u></p> <p><u>原子炉格納容器内の重大事故等対処設備に対しては、「許可申請書十号」ハ. において評価した重大事故等の中で、原子炉格納容器内の温度が最も高くなる「大破断 L O C A + 高圧炉心冷却失敗 + 低圧炉心冷却失敗（+ 全交流動力電源喪失）」を包絡する温度及び湿度として、原則として、温度は 200 °C（最高 235 °C）、湿度は 100 %（蒸気）を設定する。</u></p> <p><u>原子炉格納容器外の建屋内（原子炉建屋原子炉棟内）の安全施設に対しては、原子炉建屋原子炉棟内の温度が最も高くなる「主蒸気管破断」を考慮し、事故等時の設備の使用状態に応じて、原則として、温度は 65.6 °C（事象初期：100 °C）、湿度は 90 %（事象初期：100 %（蒸気））を設定する。</u></p> <p><u>原子炉格納容器外の建屋内（原子炉建屋原子炉棟内）の重大事故等対処設備に対しては、原則として、温度は 65.6 °C、湿度は 100 % を設定する。その他、「許可申請書十号」ハ. において評価した重大事故等の中で、エリアの温度が上昇する事象を選定する。</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(43/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>「格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）」時に使用する重大事故等対処設備に対しては、耐火壁により東側区分と西側区分に分離されており、機能が期待される区分は高温水及び蒸気による影響が小さく、温度は 65.6℃、湿度は 100% に包絡される。</u></p> <p><u>「使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故」時に使用する重大事故等対処設備に対しては、使用済燃料プール水の沸騰の可能性を考慮して、温度は 100℃、湿度は 100%（蒸気）を設定する。</u></p> <p><u>「主蒸気管破断事故起因の重大事故等」時に使用する原子炉建屋原子炉棟内の重大事故等対処設備に対しては、主蒸気管から原子炉棟への蒸気の流出を考慮し、原則として、温度は 65.6℃（事象初期：100℃）、湿度 100%（事象初期：100%（蒸気））を設定する。</u></p> <p><u>原子炉格納容器外の建屋内（原子炉建屋の原子炉棟外及びその他の建屋内）の安全施設及び重大事故等対処設備に対しては、原則として、温度は 40℃、湿度は 90% を設定する。</u></p> <p><u>屋外の安全施設及び重大事故等対処設備に対しては、夏季を考慮して温度は 40℃、湿度は 100% を設定する。</u></p> <p><u>環境温度及び湿度以上の最高使用温度等を設定できない機器については、その設備の機能が求められる事故に応じて、サポート系による設備の冷却や、熱源からの距離等を考慮して環境温度及び湿度を設定する。</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(44/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>なお、環境温度を考慮し、耐環境性向上を図る設計を行っている機器については、「3. 系統施設毎の設計上の考慮」に示す。</u></p> <p><u>設定した環境温度に対して機器が機能を損なわないように、耐圧部にあつては、機器が使用される環境温度下において、部材に発生する応力に耐えられることとする。耐圧部以外の部分にあつては、絶縁や回転等の機能が阻害される温度に到達しないこととする。</u></p> <p><u>環境温度に対する確認の方法としては、環境温度と機器の最高使用温度との比較、規格等に基づく温度評価の他、環境温度を再現した試験環境下において機器が機能することを確認した実証試験等によるものとする。</u></p> <p><u>また、設定した湿度に対して機器が機能を損なわないように、耐圧部にあつては、当該構造部が気密性・水密性を有し、一定の肉厚を有する金属製の構造とすることで、湿度の環境下であっても耐圧機能が維持される設計とする。耐圧部以外の部分にあつては、機器の外装を気密性の高い構造とし、機器内部を周囲の空気から分離することや、機器の内部にヒーターを設置し、内部で空気を加温して相対湿度を低下させること等により、絶縁や導通等の機能が阻害される湿度に到達しないこととする。</u></p> <p><u>湿度に対する確認の方法としては、環境湿度と機器仕様との比較の他、環境湿度を再現した試験環境下において機器が機能することを確認した実証試験等によるものとする。</u></p>		

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>c. 放射線による影響</u> <u>安全施設及び重大事故等対処設備は、それぞれ事故時に想定される放射線にて機能を損なわない設計とする。放射線については、設備の設置場所の適切な区分（原子炉格納容器内、建屋内、屋外）毎に想定事故時に到達する最大線量とし、区分毎の放射線量に対して、20 遮蔽等の効果を考慮して、機能を損なわない材料、構造、原理等を用いる設計とする。</u></p> <p><u>安全施設に対しては、「許可申請書十号」ロ. において評価した設計基準事故の中で、原子炉格納容器内の線量が最も高くなる「原子炉冷却材喪失」を選定し、その最大放射線量を包絡する線量として、原子炉格納容器内は 260 kGy/6 ヶ月を設定する。原子炉格納容器外の建屋内（原子炉建屋原子炉棟内）の安全施設に対しては、原則として、1.7 kGy/6 ヶ月を設定する。</u> <u>原子炉格納容器外の建屋内（原子炉建屋の原子炉棟外及びその他の建屋内）の安全施設に対しては、屋外と同程度の放射線量として 1 mGy/h 以下を設定する。</u> <u>ただし、放射線源の影響を受ける可能性があるエリアについては、遮蔽等の効果や放射線源からの距離等を考慮して放射線量を設定する。</u> <u>屋外の安全施設に対しては、1 mGy/h 以下を設定する。</u></p> <p><u>原子炉格納容器内の重大事故等対処設備に対しては、「許可申請書十号」ハ. において評価した重大事故等の中で、原子炉格納容器内の線量が最も高くなる事象として、「大破断 L O C A + 高圧炉心冷却失敗 + 低圧炉心冷却失敗（+ 全交流動力電源喪失）」での最大放</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(46/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>射線量を包絡する線量として、原則として、640 kGy/7 日間を設定する。</u></p> <p><u>原子炉格納容器外の建屋内（原子炉建屋原子炉棟内）の重大事故等対処設備に対しては、原則として、1.7 kGy/7 日間を設定する。</u></p> <p><u>「格納容器バイパス（インターフェイスシステム L O C A）」時に使用する重大事故等対処設備に対しては、最大放射線量は 1.7 kGy/7 日間に包絡される。</u></p> <p><u>「使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故」時に使用する重大事故等対処設備に対しては、使用済燃料プール水位が低下することで生じる燃料からの直接線とその散乱線が想定されるが、当該影響は小さいため、最大放射線量は 1.7 kGy/7 日間に包絡される。</u></p> <p><u>原子炉格納容器外の建屋内（原子炉建屋の原子炉棟外及びその他の建屋内）の重大事故等対処設備に対しては、原則として、屋外と同程度の放射線量として 3 Gy/7 日間を設定する。</u></p> <p><u>ただし、放射線源の影響を受ける可能性があるエリアについては、遮蔽等の効果や放射線源からの距離等を考慮して放射線量を設定する。</u></p> <p><u>屋外の重大事故等対処設備に対しては、原子炉格納容器からの直接線及びスカイシャイン線、原子炉格納容器から漏えいした放射性物質によるクラウドシャイン線及びグランドシャイン線を考慮し、「許可申請書十号」ハ.において評価した重大事故等の中で、「大破断 L O C A + 高圧炉心冷却失敗 + 低圧炉心冷却失敗（+ 全交流動力電源喪失）」での最大放射線量を包絡する線量として、3 Gy/7 日間を設定する。</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(47/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>表 2-1-1～表 2-1-6 にこれらの放射線量評価に用いた評価条件等を示す。</u></p> <p><u>放射線による影響に対して機器が機能を損なわないように、耐圧部にあつては、耐放射線性が低いと考えられるパッキン・ガスケットも含めた耐圧部を構成する部品の性能が有意に低下する放射線量に到達しないこと、耐圧部以外の部分にあつては、電気絶縁や電気信号の伝送・表示等の機能が阻害される放射線量に到達しないこととする。</u></p> <p><u>確認の方法としては、環境放射線を再現した試験環境下において機器が機能することを確認した実証試験等により得られた機器等の機能が維持される積算線量を機器の放射線に対する耐性値とし、環境放射線条件と比較することとする。耐性値に有意な照射速度依存性がある場合には、実証試験の際の照射速度に応じて、機器の耐性値を補正することとする。</u></p> <p><u>環境放射線条件との比較のため、機器の耐性値を機器が照射下にあると評価される期間で除算して線量率に換算することとする。なお、原子炉施設の通常運転中に有意な放射線環境に置かれる機器にあつては、通常運転時などの事故等以前の状態において受ける放射線量分を事故等時の線量率に割増すること等により、事故等以前の放射線の影響を評価することとする。</u></p> <p><u>放射線の影響の考慮として、原子炉圧力容器は中性子照射の影響を受けるため、設計基準事故時等及び重大事故等時に想定される環境において脆性破壊を防止することにより、その機能を発揮できる設計とする。</u></p> <p><u>原子炉圧力容器は最低使用温度を 21 °C に設定し、関連温度（初期）を-12 °C 以下に管理することで脆性破壊が生じない設計とする。原子炉圧力容器の破壊靱性</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(48/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>に対する評価については、添付書類「V-1-2-2 原子炉圧力容器の脆性破壊防止に関する説明書」に示す。放射線に対して中央制御室遮蔽及び緊急時対策所遮蔽は、想定事故時においても、遮蔽装置としての機能を損なわない設計とする。中央制御室遮蔽及び緊急時対策所遮蔽の遮蔽設計及び評価については、添付書類「V-4-2 生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書」に示す。</u></p> <p>d. <u>屋外の天候による影響（凍結及び降水）屋外の安全施設及び常設重大事故等対処設備については、屋外の天候による影響（凍結及び降水）により機能を損なわないよう防水対策及び凍結防止対策を行う設計とする。</u></p> <p>e. <u>荷重安全施設及び常設重大事故等対処設備については、自然現象（地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響）による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。</u></p> <p><u>可搬型重大事故等対処設備については、自然現象（地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響）によって機能を損なうことのない設計とする。</u></p>	<p>(2) <u>自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響</u></p> <p><u>重大事故等時の重大事故等対処設備に対する環境条件（自然現象及び荷重）の考慮については、重大事故等対処設備の申請に合わせて説明する予定であり、次回以降の申請で説明する。</u></p>	<p>次回以降の申請で比較結果を示す。</p>

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(49/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>可搬型重大事故等対処設備は、地震荷重及び地震を含む荷重の組合せが作用する場合においては、その機能を有効に発揮するために、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計にするとともに、地震後においても機能及び性能を保持する設計とする。</u></p> <p><u>屋内の重大事故等対処設備については、風（台風）及び竜巻による風荷重に対し外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>屋外の重大事故等対処設備については、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せが作用する場合には、風（台風）及び竜巻による風荷重の影響に対し、風荷重を考慮すること、又は位置的分散を考慮した設置若しくは保管により機能が損なわない設計とする。</u></p> <p><u>悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり荷重及び横滑り荷重による荷重が作用する場合においても設計基準事故対処設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。</u></p> <p><u>また、積雪及び火山の影響を考慮して、必要により除雪及び除灰等の措置を講じる。</u></p> <p><u>組み合わせる荷重の考え方については、添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-1-1</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(50/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に示す。</u> <u>安全施設及び常設重大事故等対処設備の地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計については、添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に基づき実施する。</u> <u>また、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計については、添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。</u> <u>地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計を含めた自然現象、外部人為事象、溢水及び火災に対する可搬型重大事故等対処設備の機能保持に係る設計については、別添2「可搬型重大事故等対処設備の設計方針」に基づき実施する。</u> <u>また、屋外の重大事故等対処設備の地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計については、添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。</u></p> <p>(2) 海水を通水する系統への影響 <u>・常時海水を通水する、海に設置する又は海で使用する安全施設及び重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する。</u> <u>常時海水を通水する機器については、耐腐食性向上として炭素鋼内面にライニング又は塗装を行う設計とする。</u> <u>ただし、安全施設及び重大事故等対</u></p>	<p>(3) 人為事象による影響 <u>重大事故等時の重大事故等対処設備に対する環境条件（人為事象）の考慮については、重大事故等対処設備の申請に合わせて説明する予定であり、次回以降の申請で説明する。</u></p> <p>(4) 汽水を供給する系統への影響 <u>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響については、重大事故等対処設備の申請に合わせて説明する予定であり、後次回で説明する。</u></p>	<p>次回以降の申請で比較結果を示す。</p> <p>次回以降の申請で比較結果を示す。</p>

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(51/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>処設備のうち、常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>・原則、淡水を通水するが、海水も通水する可能性のある重大事故等対処設備は、可能な限り淡水を優先し海水通水を短期間とすることで、海水の影響を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>(3) 電磁的障害</u></p> <p><u>・安全施設と重大事故等対処設備のうち電磁波に対する考慮が必要な機器は、事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれないよう、ラインフィルタや絶縁回路を設置することによりサージ・ノイズの侵入を防止する、又は鋼製筐体や金属シールド付ケーブルを適用し電磁波の侵入を防止する等の措置を講じた設計とする。</u></p> <p><u>(4) 周辺機器等からの悪影響</u></p> <p><u>・安全施設は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により、発電用原子炉施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。</u></p> <p><u>・重大事故等対処設備は、事故対応のために設置・配備している自主対策設備や風（台風）及び竜巻等を考慮して当該設備に対し必要により講じた落下防止、転倒防止、固縛などの措置を含む周辺機器等からの悪影響により、重大事故等に対処するために必要な機能を失うおそれがない設計とする。</u></p>	<p><u>(5) 周辺機器等からの悪影響</u></p> <p><u>重大事故等時の重大事故等対処設備に対する環境条件（周辺機器等からの悪影響）に対する考慮については、重大事故等対処設備の申請に合わせて説明する予定であり、次回以降の申請で説明する。</u></p>	<p>次回以降の申請で比較結果を示す。</p>

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（52／101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>・ <u>重大事故等対処設備が受ける周辺機器等からの悪影響としては、自然現象、外部人為事象、火災及び溢水による波及的影響を考慮する。屋外の重大事故等対処設備は、地震以外の自然現象及び外部人為事象による波及的影響に起因する周辺機器等からの悪影響により、重大事故等に対処するための必要な機能を損なわないように、常設重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置し、可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図るとともに、その機能に応じて、全てを一つの保管場所に保管することなく、一部は離れた位置の保管場所に分散配置する。</u></p> <p><u>また、重大事故等対処設備及び資機材等は、竜巻による風荷重が作用する場合においても、設計基準事故及び重大事故等に対処するための必要な機能に悪影響を及ぼさないように、浮き上がり又は横滑りにより飛散しない設計とするか、設計基準事故対処設備等及び当該保管エリア以外の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させない位置に保管する設計とする。位置的分散については、「2.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」に示す。</u></p> <p>・ <u>地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、常設重大事故等対処設備は、地震については技術基準規則第 50 条「地震による損傷の防止」に基づく設計とし、津波（敷地に遡上する津波を含む。）については漂流物対策等を実施する設計とする。可搬型重大事故等対処設備は、地震の波及的影響により、重大</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(53/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>事故等に対処するための必要な機能を損なわないように、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、その機能に応じて、全てを一つの保管場所に保管することなく、複数の保管場所に分散配置する。位置的分散については、「2.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」に示す。また、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、油内包機器による地震随伴火災の有無や、水又は蒸気内包機器による地震随伴溢水の影響を考慮して保管するとともに、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の崩壊等を受けない位置に保管する。</u></p> <p><u>・重大事故等対処設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、また、地震による火災源又は溢水源とならない設計とする。常設重大事故等対処設備については技術基準規則第 50 条「地震による損傷の防止」に基づく設計とする。可搬型重大事故等対処設備については、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備は、設置場所でアウトリガの設置、車輪止め等による固定又は固縛が可能な設計とする。</u></p> <p><u>・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、常設重大事故等対処設備は、技術基準規則第 52 条「火災による損傷の防止」に基づく設計とする。可</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(54/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>搬型重大事故等対処設備は、火災防護対策を火災防護計画に策定する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>重大事故等対処設備は、地震起因以外の火災により他の設備に悪影響を及ぼさないよう、火災発生防止、感知、消火による火災防護を行う。常設重大事故等対処設備は、技術基準規則第 52 条「火災による損傷の防止」に基づく設計とする。可搬型重大事故等対処設備は、火災防護対策を火災防護計画に策定する。</u> ・ <u>溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、重大事故等対処設備は、想定される溢水により機能を損なわないように、重大事故等対処設備の設置区画の止水対策等を実施する。</u> ・ <u>重大事故等対処設備は、地震起因以外の溢水により他の設備に悪影響を及ぼさないよう、想定する重大事故等対処設備の破損等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u> <p><u>波及的影響及び悪影響防止を含めた地震、火災、溢水以外の自然現象及び人為事象に対する安全施設及び重大事故等対処設備の設計については、添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。</u></p> <p><u>波及的影響及び悪影響防止を含めた安全施設及び常設重大事故等対処設備の耐震設計については、添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」に基づき実施する。</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(55/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>波及的影響及び悪影響防止を含めた可搬型重大事故等対処設備の保管場所における考慮については、別添1「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。</u></p> <p><u>波及的影響及び悪影響防止を含めた発電用原子炉施設で火災が発生する場合を考慮した安全施設及び常設重大事故等対処設備の火災防護設計については、添付書類「V-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「2. 火災防護の基本方針」に基づき実施する。</u></p> <p><u>波及的影響及び悪影響防止を含めた可搬型重大事故等対処設備の火災防護計画については、添付書類「V-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「8. 火災防護計画」に基づき策定する。</u></p> <p><u>波及的影響及び悪影響防止を含めた発電用原子炉施設内で発生が想定される溢水の影響評価を踏まえた安全施設及び重大事故等対処設備の溢水防護設計については、添付書類「V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針」に基づき実施する。</u></p> <p><u>(5) 冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全施設は、<u>日本機械学会「配管内円柱状構造物の流力振動評価指針」（J S M E S O 1 2 -1998）による規定に基づく評価を行い、配管内円柱状構造物が流体振動により破損物として冷却材に流入しない設計とする。</u> ・安全施設は、<u>水質管理基準を定めて水質を管理することにより異物の発生を防止する設計とする。</u> 		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(56/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>・安全施設及び重大事故等対処設備は、系統外部から異物が流入する可能性のある系統に対しては、ストレーナ等を設置することにより、その機能を有効に発揮できる設計とする。</u></p> <p><u>・安全施設及び重大事故等対処設備は、原子炉圧力容器内又は原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響により想定される最も小さい有効吸込水頭において、その機能を有効に発揮できる設計とする。</u></p> <p><u>配管内円柱状構造物の流力振動評価については、添付書類「V-1-4-2 流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書」に示す。</u></p> <p><u>想定される最も小さい有効吸込水頭において、ポンプが正常に機能することについては、添付書類「V-1-4-3 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書」及び添付書類「V-1-8-4 圧力低減設備その他安全設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書」に示す。</u></p> <p>(6) 設置場所における放射線の影響</p> <p><u>・安全施設及び重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</u></p>	<p>(6) 設置場所における放射線の影響</p> <p><u>重大事故等時の重大事故等対処設備の操作場所に対する考慮については、重大事故等対処設備の申請に合わせて説明する予定であり、次回以降の申請で説明する。</u></p>	<p>次回以降の申請で比較結果を示す。</p>

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(57/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>・可搬型重大事故等対処設備の設置場所は、重大事故等時においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定することにより、当該設備の設置、及び常設重大事故等対処設備との接続が可能な設計とする。</u></p> <p><u>設備の操作場所は、「(1)c. 放射線による影響」にて設定した事故時の線源、線源からの距離、遮蔽効果、操作場所での操作時間（移動時間を含む。）を考慮し、選定する。</u></p> <p><u>遮蔽のうち一時的に設置する遮蔽を除く生体遮蔽装置の遮蔽設計及び評価については、添付書類「V-4-2 生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書」に示す。</u></p> <p><u>中央制御室における放射線の影響として、居住性を確保する設計については、添付書類「V-1-7-3 中央制御室の居住性に関する説明書」に示す。緊急時対策所における放射線の影響として、居住性を確保する設計については、添付書類「V-1-9-3-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書」に示す。</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（58／101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>2.4 操作性及び試験・検査性</p> <p><u>安全施設は、誤操作を防止するとともに容易に操作ができる設計とし、重大事故等対処設備は、確実に操作できる設計とする。</u></p> <p><u>設計基準対象施設及び重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とし、構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とする。</u></p> <p><u>なお、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</u></p> <p><u>設計基準対象施設及び重大事故等対処設備は、使用前検査、施設定期検査、定期安全管理検査及び溶接安全管理検査の法定検査に加え、保全プログラムに基づく点検が実施できる設計とする。</u></p> <p><u>設計基準対象施設及び重大事故等対処設備は、原則として、系統試験及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。系統試験については、テストライン等の設備を設置又は必要に応じて準備することで試験可能な設計とする。</u></p> <p><u>また、悪影響防止の観点から他と区分する必要があるもの又は単体で機能・性能を確認するものは、他の系統と独立して機能・性能確認（特性確認を含む。）が可能な設計とする。</u></p>	<p>3.4 操作性及び試験・検査性</p> <p><u>3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設安全機能を有する施設の操作性及び試験・検査性に関する考慮については、安全機能を有する施設の申請に合わせて説明する予定であり、次回以降の申請で説明する。</u></p> <p><u>3.4.2 重大事故等対処設備重大事故等対処設備の操作性及び試験・検査性に関する考慮については、重大事故等対処設備の申請に合わせて説明する予定であり、次回以降の申請で説明する。</u></p> <p><u>3.4.3 維持管理設備の維持管理については、安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の申請に合わせて説明する予定であり、次回以降の申請で説明する。</u></p>	<p>次回以降の申請で比較結果を示す。</p> <p>次回以降の申請で比較結果を示す。</p> <p>次回以降の申請で比較結果を示す。</p>

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(59/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>以下に操作性及び試験・検査性に対する設計上の考慮を説明する。</u></p> <p><u>(1) 操作性</u> <u>安全施設及び重大事故等対処設備は、操作性を考慮して以下の設計とする。</u></p> <p><u>・安全施設は、プラントの安全上重要な機能を損なうおそれがある機器・弁等に対して、色分けや銘板取り付け等の識別管理や人間工学的な操作性も考慮した監視操作エリア・設備の配置，中央監視操作の盤面配置，理解しやすい表示方法により発電用原子炉施設の状態が正確，かつ迅速に把握できる設計とするとともに施錠管理を行い，運転員の誤操作を防止する設計とする。また，保守点検において誤りが生じにくいよう留意した設計とする。中央制御室制御盤は，盤面器具（指示計，記録計，操作器具，表示装置，警報表示）を系統毎にグループ化して中央制御室操作盤に集約し，操作器具の統一化（色，形状，大きさ等の視覚的要素での識別），操作器具の操作方法に統一性を持たせること等により，通常運転，運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時において運転員の誤操作を防止するとともに容易に操作ができる設計とする。</u></p> <p><u>・当該操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び発電用原子炉施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件（地震，内部火災，内部溢水，外部電源喪失並びに燃焼ガスやばい煙，有毒ガス，降下火砕物及び凍結による操作雰囲気悪化）を想定しても，運転員が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を中央制御室において操作に必要な照</u></p>		

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>明の確保等により容易に操作することができる設計とするとともに、現場操作についても運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時に操作が必要な箇所は環境条件を想定し、適切な対応を行うことにより容易に操作することができる設計とする。</u></p> <p><u>・重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、重大事故等時においても、操作環境、操作準備及び操作内容を考慮して確実に操作でき、「許可申請書十号」ハ. で考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて管理する。</u></p> <p><u>以下 a. から f. に安全施設及び重大事故等対処設備の操作性に係る考慮事項を説明する。</u> <u>なお、中央制御室で操作を行う安全施設の操作性については、添付書類「V-1-5-5 中央制御室の機能に関する説明書」に示す。</u></p> <p><u>a. 操作環境</u> <u>・重大事故等対処設備は、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。</u> <u>・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。</u> <u>操作環境における被ばく影響については、「2.3 環境条件等」に示す。</u></p> <p><u>b. 操作準備</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(61/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>・重大事故等対処設備は、現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。</u></p> <p><u>・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルート近傍に保管できる設計とする。</u></p> <p><u>・可搬型重大事故等対処設備の運搬、設置が確実にできるように、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。</u></p> <p>c. 操作内容</p> <p><u>・現場のスイッチは、運転員等の操作性及び人間工学的観点から考慮した設計とする。</u></p> <p><u>・重大事故等発生時に電源操作が必要な設備は、感電防止のため充電露出部への近接防止を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>・重大事故等発生時に現場で操作を行う弁は、手動操作又は専用工具による操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>・重大事故等発生時の現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又は簡便な接続規格等、接続規格を統一することにより、確実に接続が可能な設計とする。</u></p> <p><u>・重大事故等に対処するため迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。中央制御室の制御盤の</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(62/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>スイッチは、運転員等の操作性及び人間工学的観点を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>・重大事故等時において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器については、その作動状態の確認が可能な設計とする。</u></p> <p><u>d. 切替性</u></p> <p><u>・重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</u></p> <p><u>・重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備はない。</u></p> <p><u>e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性</u></p> <p><u>・可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続できるように、原則として、ケーブルはボルト、ネジ又は、より簡便な接続方式のコネクタ等を用い、配管は配管径や内部流体の圧力によって、大口径配管又は高圧環境においてはフランジを用い、小口径配管かつ低圧環境においては、フランジ又は、より簡便な接続方式の迅速流体継手等を用いる設計とする。窒素ポンペ、空気ポンペ、タンクローリ等については、各々専用の接続方法を用いる設計とする。</u></p> <p><u>・同一ポンプを接続する系統は、口径を統一することにより、複数の系統での接続方式の統一も考慮する。</u></p> <p><u>f. アクセスルート</u></p>		

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>アクセスルートは、重大事故等時において、可搬型重大事故等対処設備が移動・運搬できるため、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・屋内及び屋外において、アクセスルートは、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。なお、屋外アクセスルートは、基準津波の影響を受けない防潮堤内に、基準地震動S_s及び敷地に遡上する津波の影響を受けないルートを少なくとも1つ確保する。</u> <u>・屋外及び屋内アクセスルートは、自然現象に対して、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を考慮し、外部人為事象に対して、飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。</u> <u>・アクセスルート及び火災防護に関する運用については、保安規定に定める。</u> <u>・屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物の倒壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪、火山の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを1セット2台使用する。ホイールローダの保有数は、1セット2台、故障時及び保</u> 		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(64/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>守点検による待機除外時の予備として 3 台の合計 5 台を分散して保管する設計とする。</u></p> <p><u>なお、東海発電所の排気筒の短尺化及びサービス建屋減築等によりアクセスルートへの影響を防止する設計とする。また、降水及び地震による屋外タンクからの溢水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。</u></p> <p><u>・アクセスルートは、敷地に遡上する津波による遡上高さに対して十分余裕を見た高さに高所のアクセスルートを確保する設計とする。また、高潮に対して、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確保する設計とする。</u></p> <p><u>・自然現象のうち凍結及び森林火災、外部人為事象のうち飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しては、迂回路を考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。落雷及び電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないため、さらに生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。</u></p> <p><u>・屋外のアクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダによる崩壊箇所の復旧又は迂回路の通行を行うことで、通行性を確保できる設計とする。また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策等を行う設計とする。</u></p>		

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>・屋外アクセスルートは、自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。</u></p> <p><u>・屋内アクセスルートは、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、その他の自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災及び高潮）及び外部人為事象（飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス及び船舶の衝突）に対しては、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。</u></p> <p><u>・屋内アクセスルートの設定に当たっては、油内包機器及び水素内包機器による地震随伴火災の影響や、水又は蒸気内包溢水の影響を考慮するとともに、別ルートも考慮した複数のルート選定が可能な配置設計とする。</u></p> <p><u>アクセスルートの確保について、周辺斜面の崩壊等に対する考慮を別添 1「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。</u></p> <p><u>(2) 試験・検査性</u> <u>設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するために、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）が可能な構造であり、かつ、そのために必要な配置、空間及びアクセス性を備えた設計とする。</u></p>		

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>また、設計基準対象施設は、使用前検査、溶接安全管理検査、施設定期検査、定期安全管理検査並びに技術基準規則に定められた試験及び検査ができるように以下について考慮した設計とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>発電用原子炉の運転中に待機状態にある設計基準対象施設は、試験又は検査によって発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的に試験及び検査ができる設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、その健全性並びに多様性又は多重性を確認するため、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</u> ・ <u>設計基準対象施設のうち構造、強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</u> <p><u>重大事故等対処設備は、設計基準対象施設と同様な設計に加えて、以下について考慮した設計とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>重大事故等対処設備のうち代替電源設備は、電気系統の重要な部分として適切な定期試験及び検査が可能な設計とする。</u> ・ <u>分解が可能な設計とする。ただし、可搬型設備は、分解又は取替が可能な設計とする。</u> ・ <u>ポンプ車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</u> 		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(67/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>設計基準対象施設及び重大事故等対処設備は、具体的に以下の機器区分毎に示す試験・検査が実施可能な設計とし、その設計に該当しない設備は個別の設計とする。</u></p> <p><u>a. ポンプ、ファン、圧縮機</u> <u>・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、これらは他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計とする。</u></p> <p><u>b. 弁（手動弁、電動弁、空気作動弁、安全弁）</u> <u>・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、これらは他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計とする。</u> <u>・分解が可能な設計とする。</u> <u>・人力による手動開閉機構を有する弁は、規定トルクによる開閉確認が可能な設計とする。</u></p> <p><u>c. 容器（タンク類）</u> <u>・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、これらは他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計とする。</u> <u>・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計とする。</u> <u>・原子炉格納容器は、全体漏えい率試験が可能な設計とする。</u> <u>・ポンベは規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</u> <u>・ほう酸水貯蔵タンクは、ほう酸濃度及びタンク水位を確認できる設計とする。</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(68/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p> <u>・よう素フィルタは、銀ゼオライトの性能試験が可能な設計とする。</u> <u>・軽油貯蔵タンク等は、油量を確認できる設計とする。</u> <u>・タンクローリは、車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</u> </p> <p> <u>d. 熱交換器</u> <u>・機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とするとともに、これらは他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計とする。</u> <u>・分解が可能な設計とする。</u> </p> <p> <u>e. 空調ユニット</u> <u>・機能・性能の確認が可能な設計とするとともに、これらは他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計とする。</u> <u>・フィルタを設置するものは、差圧確認が可能な設計とする。また、内部確認が可能なように、点検口を設けるとともに、性能の確認が可能なように、フィルタを取り出すことが可能な設計とする。</u> <u>・分解又は取替が可能な設計とする。</u> </p> <p> <u>f. 流路</u> <u>・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、これらは他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計とする。</u> <u>・熱交換器を流路とするものは、熱交換器の設計方針に従う。</u> </p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(69/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>g. 内燃機関</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>機能・性能の確認が可能なように、発電機側の負荷を用いる試験系統等により、機能・性能確認ができる系統設計とする。</u> ・<u>分解が可能な設計とする。ただし、可搬型設備は、分解又は取替が可能な設計とする。</u> <p><u>h. 発電機</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>機能・性能の確認が可能なように、各種負荷（ポンプ負荷、系統負荷、模擬負荷）により機能・性能確認ができる系統設計とする。</u> ・<u>分解が可能な設計とする。ただし、可搬型設備は、分解又は取替が可能な設計とする。</u> ・<u>電源車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</u> <p><u>i. その他電源設備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>各種負荷（系統負荷、模擬負荷）、絶縁抵抗測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする。</u> ・<u>鉛蓄電池は、電圧測定が可能な系統設計とする。ただし、鉛蓄電池（ベント型）は電圧及び比重測定が可能な系統設計とする。</u> <p><u>j. 計測制御設備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>模擬入力により機能・性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計とする。</u> ・<u>論理回路を有する設備は、模擬入力による機能確認として、論理回路作動確認が可能な設計とする。</u> 		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(70/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>1. <u>通信連絡設備</u></p> <p><u>・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 (71/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
	<p><u>4. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</u></p> <p><u>a. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針</u></p> <p><u>基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な設備については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、基準地震動の 1.2 倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</u></p> <p><u>(a) 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を 1.2 倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を 1.2 倍した地震力に対して、露出した状態でMOX粉末を取り扱い、さらには火災源を有するグローブボックスはパネルに亀裂や破損が生じないこと及び転倒しないこと、当該グローブボックスの内装機器の落下・転倒防止機能の確保にあたっては、放射性物質（固体）の閉じ込めバウンダリを構成する容器や放射性物質そのものを保持する設備の破損により、容器、設備が落下又は転倒しないことにより、必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p><u>地震に対して各設備が保持する安全機能を表-1「安全機能に対する設備の耐震設計」に示す。</u></p> <p><u>重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を 1.2 倍した地震力を考慮する設備の耐震計算方針については、添付書類「Ⅲ-6-1 基準地震動 S_s を 1.2 倍した地震力による耐震性確認の基本方針」に示す。</u></p>	<p>基準地震動を超える地震力に対し機能維持するための当社固有の設計上の考慮である。</p>

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 (72/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
	<p><u>(b) 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を 1.2 倍した地震力に対して、重大事故等に対処するための機能を有効に発揮するための火災の感知機能、消火機能や外部への放出経路の遮断等の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p><u>対象設備は、別紙 2「重大事故等対処設備の説明書」に示す重大事故等の要因のうち、外的事象に係る常設重大事故等対処設備に示す。</u></p> <p><u>地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備の耐震計算方針については、添付書類「Ⅲ-6-1 基準地震動 S_s を 1.2 倍した地震力による耐震性確認の基本方針」に示す。</u></p> <p><u>また、(a) 及び (b) の設備を設置する建物・構築物は、基準地震動を 1.2 倍した地震力に対し、重大事故等に対する対処が成立することを確認することを目的として、重大事故等対処の実施に対して妨げにならないこと、重大事故等対処設備が倒壊等することなく MOX の過度の放出防止機能を確保する設計とする。具体的には、MOX 燃料加工施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのある MOX 粉末の特徴を踏まえ、建物・構築物自体が倒壊せず、壁、床、天井に多少のひびが発生したとしても、建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、建物の構造が維持される設計とする。</u></p>	

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(73/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
	<p><u>基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な設備を設置する建物・構築物の耐震計算方針については、添付書類「Ⅲ-6-1 基準地震動 Ss を 1.2 倍した地震力による耐震性確認の基本方針」に示す。</u></p> <p><u>(c) 可搬型重大事故等対処設備</u> <u>可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を 1.2 倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。</u> <u>対象設備は、別紙 2「重大事故等対処設備の説明書」に示す重大事故等の要因事象のうち、外的事象に係る可搬型重大事故等対処設備に示す。</u> <u>可搬型重大事故等対処設備の耐震計算方針については、添付書類「Ⅲ-6-1 基準地震動 Ss を 1.2 倍した地震力による耐震性確認の基本方針」に示す。</u></p>	

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(74/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
	<p>5. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 <u>可搬型重大事故等対処設備に対する内部火災に対する防護方針については、可搬型重大事故等対処設備の申請に合わせて説明する予定であり、次回以降の申請で説明する。</u></p>	<p>比較対象なし</p>

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(75/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>3. 系統施設毎の設計上の考慮 <u>申請範囲における設計基準対象施設と重大事故等対処設備について、系統施設毎の機能と、機能としての健全性を確保するための設備の多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散について説明する。あわせて、特に設計上考慮すべき事項について、系統施設毎に以下に示す。</u> <u>なお、流路を形成する配管及び弁並びに電路を形成するケーブル及び盤等への考慮については、その系統内の動的機器（ポンプ、発電機等）を含めた系統としての機能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>3.1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</u> <u>(1) 機能</u> <u>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設は主に以下の機能を有する。</u> <u>a. 通常運転時等において、使用済燃料プールを冷却する機能</u> <u>b. 通常運転時等において、使用済燃料プールに注水する機能</u> <u>c. 重大事故等時において、使用済燃料プールの冷却等を行う機能</u> <u>・可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（注水ライン）を使用した使用済燃料プール注水</u> <u>・常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系（注水ライン）を使用した使用済燃料プール注水</u> <u>・常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッダ）を使用した使用済燃料プール注水及びスプレイ</u></p>	<p>6. 系統施設毎の設計上の考慮 <u>系統施設毎の設計上の考慮については、系統施設毎の申請に合わせて説明する予定であり、次回以降の申請で説明する。</u></p>	<p>次回以降の申請で比較結果を示す</p>

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(76/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p> <u>・可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッダ）を使用した使用済燃料プール注水及びスプレイ</u> <u>・可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（可搬型スプレイノズル）を使用した使用済燃料プール注水及びスプレイ</u> <u>・大気への放射性物質の拡散抑制</u> <u>・代替燃料プール冷却系による使用済燃料プール冷却（原子炉冷却系統施設と兼用）</u> <u>・使用済燃料プールの監視（放射線管理施設と兼用）</u> <u>d. 工場等外への放射線物質の拡散を抑制する機能</u> <u>・大気への放射性物質の拡散抑制（原子炉格納施設と兼用）</u> <u>・海洋への放射性物質の拡散抑制（原子炉格納施設と兼用）</u> <u>e. 重大事故等の収束に必要な水を供給する機能</u> <u>・重大事故等収束のための水源（原子炉冷却系統施設及び原子炉格納施設と兼用）</u> <u>・水の供給（原子炉冷却系統施設及び原子炉格納施設と兼用）</u> <u>f. 重大事故等時における計測制御機能</u> <u>・使用済燃料プールの監視（放射線管理施設と兼用）</u> <u>g. 重大事故等時に対処するための流路，注水先，注入先，排出元等（原子炉冷却系統施設，計測制御系統施設及び原子炉格納施設と兼用）</u> <u>h. アクセスルート確保（原子炉冷却系統施設に同じ）</u> <u>(2) 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散</u> <u>「(1) 機能」を考慮して，重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備等の多重性又は多様性及び独立性並</u> </p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(77/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>びに位置的分散を考慮する対象設備を，表 3-1-1 に示す。</u></p> <p><u>なお，当該設備のうち電源設備については，「3.7 その他発電用原子炉の附属施設」の「3.7.1 非常用電源設備」にて整理するものを含む。</u></p> <p><u>(3) 環境条件等</u></p> <p><u>a. 使用済燃料プール監視カメラ</u></p> <p><u>使用済燃料プール周辺において，使用済燃料に係る重大事故等の対処に使用するため，その環境影響を考慮して，耐環境性向上を図る設計とする。</u></p> <p><u>使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置より，使用済燃料プール監視カメラへ空気を供給し冷却することで，使用済燃料プールに係る重大事故等時における高温の環境下においても，使用済燃料プール監視カメラが機能維持できる設計とする。</u></p> <p><u>3.2 原子炉冷却系統施設</u></p> <p><u>(1) 機能</u></p> <p><u>原子炉冷却系統施設は主に以下の機能を有する。</u></p> <p><u>a. 通常運転時等において，適切に炉心を冷却する機能（原子炉圧力容器及び一次冷却材設備）</u></p> <p><u>b. 設計基準事故時等において，炉心を冷却する機能（非常用炉心冷却系）</u></p> <p><u>c. 設計基準事故時等において，原子炉圧力容器に注水し，水位を維持する機能（原子炉隔離時冷却系）</u></p> <p><u>d. 通常運転時等において，炉心崩壊熱及び残留熱の除去，炉心を冷却する機能（残留熱除去系）</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(78/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>e. 通常運転時等において、残留熱除去設備、非常用炉心冷却設備等の機器で発生する熱を冷却除去する機能（残留熱除去系海水系）</u></p> <p><u>f. 重大事故等時において、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高圧代替注水系による原子炉注水</u> ・ <u>原子炉隔離時冷却系による原子炉注水</u> ・ <u>高圧炉心スプレイ系による原子炉注水</u> ・ <u>ほう酸水注入系による原子炉注水（ほう酸水注入）</u> ・ <u>原子炉冷却材圧力バウンダリの圧力上昇抑制</u> <p><u>g. 重大事故等時において、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>逃がし安全弁</u> ・ <u>インターフェイスシステムLOCA隔離弁</u> <p><u>h. 重大事故等時において、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>低圧代替注水系（常設）による原子炉注水</u> ・ <u>低圧代替注水系（常設）による残存溶融炉心の冷却</u> ・ <u>低圧代替注水系（可搬型）による原子炉注水</u> ・ <u>低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却</u> <p><u>除熱</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却</u> ・ <u>残留熱除去系（低圧注水系）による原子炉注水</u> ・ <u>低圧炉心スプレイ系による原子炉注水</u> ・ <u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による原子炉注水</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急用海水系</u> ・ <u>残留熱除去系海水系</u> <p><u>i. 通常運転時等において、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能（残留熱除去系海水系）</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(79/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>j. 重大事故等時において、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備と兼用）</u> ・ <u>耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱</u> ・ <u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による原子炉除熱</u> ・ <u>残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）によるサブプレッション・プール水の除熱</u> ・ <u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による原子炉格納容器内の除熱</u> ・ <u>残留熱除去系海水系による除熱</u> ・ <u>緊急用海水系による除熱</u> <p><u>k. 重大事故等時において、原子炉格納容器内の冷却等を行う機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急用海水系</u> ・ <u>残留熱除去系海水系</u> <p><u>l. 重大事故等時において、原子炉格納容器の過圧破損を防止する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（原子炉格納施設と兼用）</u> <p><u>m. 重大事故等時において、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>溶融炉心の落下遅延及び防止（原子炉格納施設と兼用）</u> <p><u>n. 重大事故等時において、使用済燃料プールの冷却等を行う機能</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(80/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p> <u>・代替燃料プール冷却系による使用済燃料プール冷却（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設と兼用）</u> <u>o. 重大事故等の収束に必要となる水を供給する機能</u> <u>・重大事故等収束のための水源（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設及び原子炉格納施設と兼用）</u> <u>・水の供給（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設及び原子炉格納施設と兼用）</u> <u>p. 重大事故等時に対処するための流路，注水先，注入先，排出元等（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設，計測制御系統施設及び原子炉格納施設と兼用）</u> <u>q. アクセスルート確保</u> <u>（2）多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散</u> <u>「（1）機能」を考慮して，重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備等の多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮する対象設備を，表 3-2-1 に示す。</u> <u>なお，当該設備のうち電源設備については，「3.7 その他発電用原子炉の附属施設」の「3.7.1 非常用電源設備」にて整理するものを含む。</u> </p> <p> <u>3.3 計測制御系統施設</u> <u>（1）機能</u> <u>計測制御系統施設は主に以下の機能を有する。</u> <u>a. 通常運転時等における計測制御機能</u> <u>b. 重大事故等時における計測制御機能</u> <u>・原子炉圧力容器内の温度</u> <u>・原子炉圧力容器内の圧力</u> <u>・原子炉圧力容器内の水位</u> <u>・原子炉圧力容器への注水量</u> <u>・原子炉格納容器への注水量</u> </p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(81/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>原子炉格納容器内の温度</u> ・ <u>原子炉格納容器内の圧力</u> ・ <u>原子炉格納容器内の水位</u> ・ <u>原子炉格納容器内の水素濃度</u> ・ <u>未臨界の維持又は監視</u> ・ <u>最終ヒートシンクの確保（代替循環冷却系）</u> ・ <u>最終ヒートシンクの確保（格納容器圧力逃がし装置）（放射線管理施設と兼用）</u> ・ <u>最終ヒートシンクの確保（残留熱除去系）</u> ・ <u>格納容器バイパスの監視（原子炉圧力容器内の状態）</u> ・ <u>格納容器バイパスの監視（原子炉格納容器内の状態）</u> ・ <u>格納容器バイパスの監視（原子炉建屋内の状態）</u> ・ <u>水源の確保</u> ・ <u>原子炉建屋内の水素濃度</u> ・ <u>原子炉格納容器内の酸素濃度</u> ・ <u>発電所内の通信連絡</u> ・ <u>温度，圧力，水位，注水量の計測・監視</u> ・ <u>圧力，水位，注水量の計測・監視</u> ・ <u>その他</u> c. <u>通常運転時等における原子炉制御室機能</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>反応度制御系（原子炉停止系を含む。）に係る設備及び非常用炉心冷却系等非常時に原子炉の安全を確保するための設備を操作する機能</u> ・ <u>発電用原子炉施設の主要な系統の運転・制御に必要な監視及び制御機能</u> ・ <u>その他の発電用原子炉施設を安全に運転するために必要な機能</u> ・ <u>中央制御室の居住性の確保</u> 		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(82/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>d. 重大事故等時における原子炉制御室機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中央制御室にて操作を行う重大事故等対処設備を操作する機能</u> ・ <u>中央制御室にて操作を行う重大事故等対処設備の監視及び制御機能</u> ・ <u>その他の重大事故等に対処するために必要な機能</u> ・ <u>中央制御室待避室による居住性の確保（放射線管理施設と兼用）</u> ・ <u>可搬型照明（S A）による居住性の確保</u> ・ <u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による居住性の確保</u> ・ <u>チェン징エリアの設置及び運用による汚染の持ち込みの防止</u> <p><u>e. 重大事故等時において、緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にする機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入</u> ・ <u>再循環系ポンプ停止による原子炉出力抑制</u> ・ <u>ほう酸水注入</u> ・ <u>自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止</u> <p><u>f. 重大事故等時において、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>原子炉減圧の自動化</u> ・ <u>非常用窒素供給系による窒素確保</u> ・ <u>非常用逃がし安全弁駆動系による原子炉減圧</u> <p><u>g. 重大事故等時において、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>格納容器内水素濃度（S A）及び格納容器内酸素濃度（S A）による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視</u> 		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(83/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>・格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出（放射線管理施設，原子炉格納施設及び非常用電源設備と兼用）</p> <p><u>h. 重大事故等時において，水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する機能</u></p> <p>・静的触媒式水素再結合器による水素濃度抑制（原子炉格納施設と兼用）</p> <p>・原子炉建屋内の水素濃度監視</p> <p><u>i. 重大事故等時における緊急時対策所機能</u></p> <p>・必要な情報の把握</p> <p>・通信連絡</p> <p><u>j. 通信連絡を行うために必要な機能</u></p> <p>・発電所内の通信連絡</p> <p>・発電所外（社内外）の通信連絡</p> <p><u>k. 重大事故等時に対処するための流路，注水先，注入先，排出元等（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設，原子炉冷却系統施設及び原子炉格納施設と兼用）</u></p> <p><u>l. アクセスルート確保（原子炉冷却系統施設に同じ）</u></p> <p><u>(2) 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散</u></p> <p><u>「(1) 機能」を考慮して，重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備等の多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮する対象設備を，表 3-3-1 に示す。</u></p> <p><u>なお，当該設備のうち電源設備については，「3.7 その他発電用原子炉の附属施設」の「3.7.1 非常用電源設備」にて整理するものを含む。</u></p> <p><u>また，計測機器の故障等により，重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において，当該パラメータを</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(84/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>推定するための多様性を有したパラメータについて、表 3-3-2 及び表 3-3-3 に示す。</u> <u>表 3-3-2 及び表 3-3-3 で示すパラメータは、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>重要監視パラメータ</u> <u>主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。</u> ・<u>有効監視パラメータ</u> <u>主要パラメータのうち、自主対策設備*の計器のみで計測されるが、計測することが困難になった場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータをいう。</u> ・<u>重要代替監視パラメータ</u> <u>主要パラメータの代替パラメータを計測する計器が重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。</u> ・<u>常用代替監視パラメータ</u> <u>主要パラメータの代替パラメータが自主対策設備*の計器のみで計測されるパラメータをいう。</u> <p><u>注記 *：自主対策設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。</u></p> <p><u>(3) 悪影響防止</u> <u>a. 共用</u> <u>以下の設備については、東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(85/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(a) 通信連絡設備</u> <u>重要安全施設以外の安全施設として、通信連絡設備のうち衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及びFAX）、テレビ会議システム（社内）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話及びIP-FAX）、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）及び専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））は、東海発電所で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</u> <u>常設重大事故等対処設備として、通信連絡設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話及びIP-FAX）は、同一の端末を使用することにより、端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</u> <u>衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話及びIP-FAX）は、共用により悪影響を及ぼさないよう、東海発電所及び東海第二発電所の使用する要員が通信連絡するために必要な容量を確保する設計とする。</u></p> <p><u>3.4 放射性廃棄物の廃棄施設</u> <u>(1) 機能</u> <u>放射性廃棄物の廃棄施設は主に以下の機能を有する。</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(86/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>a. 廃棄物の種類に応じて、処理又は貯蔵保管する機能</u></p> <p><u>3.5 放射線管理施設</u> <u>(1) 機能</u> 放射線管理施設は主に以下の機能を有する。</p> <p><u>a. 通常運転時等における原子炉制御室機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>中央制御室の居住性の確保</u> ・<u>モニタリング・ポストによる放射線量の測定</u> ・<u>放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定</u> ・<u>気象観測設備による気象観測項目の測定</u> <p><u>b. 重大事故等時における原子炉制御室機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>中央制御室換気系による居住性の確保</u> ・<u>中央制御室待避室による居住性の確保（計測制御系統施設と兼用）</u> <p><u>c. 重大事故等時において、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（原子炉冷却系統施設，原子炉格納施設及び非常用電源設備と兼用）</u> <p><u>d. 重大事故等時において、原子炉格納容器の過圧破損を防止する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（原子炉格納施設及び非常用電源設備と兼用）</u> <p><u>e. 重大事故等時において、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出（計測制御系統施設，原子炉格納施設及び非常用電源設備と兼用）</u> 		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(87/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>f. 重大事故等時において、使用済燃料プールの冷却等を行う機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>使用済燃料プールの監視（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設と兼用）</u> <p><u>g. 重大事故等時における計測制御機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>原子炉格納容器内の放射線量率</u> ・<u>最終ヒートシンクの確保（格納容器圧力逃がし装置）（計測制御系統施設と兼用）</u> ・<u>最終ヒートシンクの確保（耐圧強化ベント系）</u> ・<u>使用済燃料プールの監視（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設と兼用）</u> <p><u>h. 重大事故等時における監視測定機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>放射線量の代替測定</u> ・<u>放射能観測車の代替測定</u> ・<u>気象観測設備の代替測定</u> ・<u>放射線量の測定</u> ・<u>放射性物質濃度（空气中・水中・土壌中）及び海上モニタリング</u> <p><u>i. 重大事故等時における緊急時対策所機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備による放射線防護</u> ・<u>放射線量の測定</u> <p><u>j. アクセスルート確保（原子炉冷却系統施設に同じ）</u></p> <p><u>(2) 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散</u></p> <p><u>「(1) 機能」を考慮して、重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備等の多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮する対象設備を、表 3-4-1 に示す。</u></p> <p><u>なお、当該設備のうち電源設備については、「3.7 その他発電用原子炉の附属施設」の「3.7.1 非常用電源</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(88/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>設備」にて整理するものを含む。</u></p> <p><u>a. 単一設計</u></p> <p><u>(a) 中央制御室換気系</u></p> <p><u>設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、単一設計とする中央制御室換気系のダクトの一部については、当該設備に要求される原子炉制御室非常用換気空調機能が喪失する単一故障のうち、想定される最も過酷な条件として、ダクトの全周破断を想定しても、安全上支障のない期間に単一故障を確実に除去又は修復できる設計とし、その単一故障を仮定しない。</u></p> <p><u>想定される単一故障の発生に伴う中央制御室の運転員の被ばく量は、設計基準事故時に、ダクトの全周破断に伴う漏えいを考慮し、保守的に単一故障を除去又は修復ができない場合で評価したとしても、緊急作業時に係る線源強度を下回ることを確認した。</u></p> <p><u>単一設計における主要解析条件の比較を表 3-7-1 に、ダクト全周破断時の影響評価を表 3-7-2 に示す。</u></p> <p><u>また、単一故障の除去又は修復のための作業期間として想定する 2 日間を考慮し、修復作業に係る従事者の被ばく線量は緊急時作業に係る線量限度に照らしても十分小さくする設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室換気系のうち単一設計とするダクトの一部の設計に当たっては、想定される単一故障の除去又は修復のためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とし、修復作業に係る従事者の被ばく線量を緊急時作業にかかる線量強度に照らしても十分小さくなるよう保安規定に基づき管理する。</u></p> <p><u>(3) 悪影響防止</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(89/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>a. 共用 <u>以下の設備については、東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</u> <u>(a) 緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所用差圧計</u> <u>常設重大事故等対処設備として、緊急時対策所は、事故対応において東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、緊急時対策所を共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備（緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置）及び緊急時対策所用差圧計を設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れることから、東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所で共用する設計とする。</u> <u>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、発電所の分けなく使用できる設計とする。</u></p> <p><u>3.6 原子炉格納施設</u> <u>(1) 機能</u> <u>原子炉格納施設は主に以下の機能を有する。</u> a. <u>通常運転時等における原子炉格納容器バウンダリ機能</u> b. <u>重大事故等時において、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</u> ・<u>格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（原子炉冷却系統施設、放射線管理施設及び非常用電源設備と兼用）</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(90/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>c. 重大事故等時において、原子炉格納容器内の冷却等を行う機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内の冷却</u> ・<u>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却</u> ・<u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による原子炉格納容器内の除熱</u> ・<u>残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）によるサブプレッション・プール水の除熱</u> <p><u>d. 重大事故等時において、原子炉格納容器の過圧破損を防止する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（原子炉冷却系統施設と兼用）</u> ・<u>格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（放射線管理施設及び非常用電源設備と兼用）</u> <p><u>e. 重大事故等時において、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>格納容器下部注水系（常設）によるペDESTAL（ドライウエル部）への注水</u> ・<u>格納容器下部注水系（可搬型）によるペDESTAL（ドライウエル部）への注水</u> ・<u>溶融炉心の落下遅延及び防止（原子炉冷却系統施設と兼用）</u> <p><u>f. 重大事故等時において、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器内の不活性化（非常用電源設備と兼用）</u> 		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(91/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>・格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出（計測制御系統施設、放射線管理施設及び非常電源設備と兼用）</u></p> <p><u>g. 重大事故等時において、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する機能</u></p> <p><u>・原子炉建屋ガス処理系による水素排出</u></p> <p><u>・静的触媒式水素再結合器による水素濃度抑制（計測制御系統施設と兼用）</u></p> <p><u>h. 工場等外への放射性物質の拡散を抑制する機能</u></p> <p><u>・大気への放射性物質の拡散抑制（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設と兼用）</u></p> <p><u>・海洋への放射性物質の拡散抑制（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設と兼用）</u></p> <p><u>・航空機燃料火災への泡消火</u></p> <p><u>i. 重大事故等の収束に必要となる水を供給する機能</u></p> <p><u>・重大事故等収束のための水源（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設及び原子炉冷却系統施設と兼用）</u></p> <p><u>・水の供給（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設及び原子炉冷却系統施設と兼用）</u></p> <p><u>j. 重大事故等時における原子炉制御室機能</u></p> <p><u>・原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保</u></p> <p><u>・原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止による居住性の確保</u></p> <p><u>k. 重大事故等時に対処するための流路、注水先、注入先、排出元等（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設及び計測制御系統施設と兼用）</u></p> <p><u>1. アクセスルート確保（原子炉冷却系統施設に同じ）</u></p> <p><u>(2) 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 (92/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>「(1) 機能」を考慮して、重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備等の多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮する対象設備を、表 3-5-1 に示す。</u></p> <p><u>なお、当該設備のうち電源設備については、「3.7 その他発電用原子炉の附属施設」の「3.7.1 非常用電源設備」にて整理するものを含む。</u></p> <p><u>a. 単一設計</u></p> <p><u>(a) 原子炉建屋ガス処理系</u></p> <p><u>設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、単一設計とする原子炉建屋ガス処理系の配管の一部については、当該設備に要求される原子炉格納容器内又は放射性物質が原子炉格納容器内から漏れ出た場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能が喪失する単一故障のうち、想定される最も過酷な条件として、配管の全周破断を想定しても、安全上支障のない期間に単一故障を確実に除去又は修復できる設計とし、その単一故障を仮定しない。</u></p> <p><u>想定される単一故障の発生に伴う周辺公衆に対する放射線被ばくは、設計基準事故時に、配管の全周破断に伴う漏えいを考慮し、保守的に単一故障を除去又は修復ができない場合で評価したとしても、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に示された設計基準事故時の判断基準を下回ることを確認した。</u></p> <p><u>単一設計における主要解析条件の比較を表 3-7-3 及び表 3-7-4 に、配管全周破断時の影響評価を表 3-7-5 及び表 3-7-6 に示す。</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(93/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>また、単一故障の除去又は修復のための作業期間として想定する屋外の場合 4 日間、屋内の場合 2 日間を考慮し、修復作業に係る従事者の被ばく線量は緊急時作業に係る線量限度に照らしても十分小さくする設計とする。</u></p> <p><u>原子炉建屋ガス処理系のうち単一設計とするとする配管の一部の設計に当たっては、想定される単一故障の除去又は修復のためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とし、修復作業に係る従事者の被ばく線量を緊急時作業にかかる線量強度に照らしても十分小さくなるよう保安規定に基づき管理する。</u></p> <p><u>(b) 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）</u> <u>設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、単一設計とする残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）のスプレイヘッド（サプレッション・チェンバ側）については、想定される最も過酷な単一故障の条件として、配管 1 箇所全周破断を想定した場合においても、原子炉格納容器の冷却機能を達成できる設計とする。</u></p> <p><u>また、静的機器の単一故障としてスプレイヘッド（サプレッション・チェンバ側）の全周破断を仮定しても、残留熱除去系 2 系統にてドライウェルスプレイを行うか、又は 1 系統をドライウェルスプレイ、もう 1 系統を残留熱除去系（サプレッション・プール冷却系）で運転することで原子炉格納容器の冷却機能を代替できる設計とする。</u></p> <p><u>単一設計における主要解析条件の比較を表 3-7-7 に、スプレイヘッド（サプレッション・チェンバ側）全周破</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(94/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>断時の影響評価を表 3-7-8 に示す。なお、評価に当たっては、本来は残留熱除去系 2 系統の作動に期待できるものの、保守的に残留熱除去系 1 系統の作動に期待し、破断口から注水される水がサブプレッション・チェンバの冷却に寄与しないものとした。</u></p> <p><u>(3) 悪影響防止</u></p> <p><u>a. 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）</u></p> <p><u>(a) ブローアウトパネル閉止装置</u></p> <p><u>原子炉建屋外側ブローアウトパネルは、誤開放しない設計又は開放した場合においても閉止できる若しくはブローアウトパネル閉止装置にて開口部を速やかに閉止できる設計とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>悪影響防止を含めた原子炉建屋外側ブローアウトパネル及びブローアウトパネル閉止装置等の機能要求に対する設計については、別添 4「ブローアウトパネル関連設備の設計方針」に示す。</u></p> <p><u>3.7 その他発電用原子炉の附属施設</u></p> <p><u>3.7.1 非常用電源設備</u></p> <p><u>(1) 機能</u></p> <p><u>非常用電源設備は主に以下の機能を有する。</u></p> <p><u>a. 通常運転時等における非常用電源機能</u></p> <p><u>b. 重大事故等時における非常用電源機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・常設代替交流電源設備による給電</u> <u>・可搬型代替交流電源設備による給電</u> <u>・所内常設直流電源設備による給電</u> <u>・可搬型代替直流電源設備による給電</u> <u>・代替所内電気設備による給電</u> 		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(95/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>非常用交流電源設備</u> ・ <u>非常用直流電源設備</u> ・ <u>燃料給油設備による給油（補機駆動用燃料設備と兼用）</u> c. <u>重大事故等時において、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧する機能</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>可搬型代替直流電源設備による逃がし安全弁機能回復</u> ・ <u>逃がし安全弁用可搬型蓄電池による逃がし安全弁機能回復</u> d. <u>重大事故等時において、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（原子炉冷却系統施設、放射線管理施設及び原子炉格納施設と兼用）</u> e. <u>重大事故等時において、原子炉格納容器の過圧破損を防止する機能</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（放射線管理施設及び原子炉格納施設と兼用）</u> f. <u>重大事故等時において、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する機能</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器内の不活性化（原子炉格納施設と兼用）</u> ・ <u>格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出（計測制御系統施設、放射線管理施設及び原子炉格納施設と兼用）</u> g. <u>重大事故等時における緊急時対策所機能</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急時対策所用代替電源設備による給電</u> h. <u>アクセスルート確保（原子炉冷却系統施設に同じ）</u> 		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(96/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(2) 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散</u> <u>「(1) 機能」を考慮して、重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備等の多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮する対象設備を、表 3-6-1 に示す。</u></p> <p><u>a. 非常用の計測制御用電源設備</u> <u>非常用の計測制御用電源設備は、計装用主母線 2 母線及び計装用分電盤 3 母線で構成する。計装用分電盤 2 A 及び 2 B は、2 系統に分離独立する設計とし、それぞれ非常用無停電電源装置から給電することで、多重性及び独立性を図った設計とする。</u></p> <p><u>(3) 悪影響防止</u></p> <p><u>a. 共用</u> <u>以下の設備については、東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</u></p> <p><u>(a) 緊急時対策所用代替電源設備</u> <u>常設重大事故等対処設備として、緊急時対策所は、事故対応において東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、緊急時対策所を共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所用代替電源設備（緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプ）を設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れることから、東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所で共用する設計とする。</u> <u>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、発電所の分けなく使用できる設計とする。</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(97/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>3.7.2 常用電源設備</u> <u>(1) 機能</u> <u>常用電源設備は主に以下の機能を有する。</u> a. <u>通常運転時等における保安電源機能</u></p> <p><u>3.7.3 補助ボイラー</u> <u>(1) 機能</u> <u>補助ボイラーは主に以下の機能を有する。</u> a. <u>タービンのグラウンド蒸気，廃棄物処理系の濃縮器，屋外タンク配管の保温及び各種建屋等の暖房用の蒸気供給機能</u></p> <p><u>3.7.4 火災防護設備</u> <u>火災防護設備は主に以下の機能を有する。</u> <u>(1) 機能</u> a. <u>火災の発生防止，感知，消火，影響軽減機能</u></p> <p><u>(2) 悪影響防止</u> a. <u>共用</u> <u>以下の設備については，東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</u> <u>(a) 火災感知設備</u> <u>重要安全施設以外の安全施設として，火災防護設備である火災感知設備の一部は，共用する火災区域に設け，中央制御室での監視を可能とすることで，共用により発電用原子炉の安全性を損なわない設計とする。</u> <u>(b) 消火系</u> <u>重要安全施設以外の安全施設として，火災防護設備である消火系のうち電動機駆動消火ポンプ，構内消火用</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(98/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動構内消火ポンプ、ろ過水貯蔵タンク、原水タンク及び多目的タンクは、必要な容量をそれぞれ確保するとともに、接続部の弁を閉操作することにより隔離できる設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>(c) 火災区域構造物</u> <u>重要安全施設以外の安全施設として、火災防護設備である火災区域構造物のうち固体廃棄物作業建屋及び固体廃棄物貯蔵庫は、共用する火災区域に必要な構造物により構成し、共用により発電用原子炉の安全性を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>3.7.5 浸水防護施設</u> <u>浸水防護施設は主に以下の機能を有する。</u> <u>(1) 機能</u> <u>a. 津波防護機能</u> <u>b. 浸水防止機能</u> <u>c. 津波監視機能</u></p> <p><u>3.7.6 補機駆動用燃料設備</u> <u>(1) 機能</u> <u>補機駆動用燃料設備は主に以下の機能を有する。</u> <u>a. 重大事故等時における補機駆動用燃料の供給機能</u> <u>b. アクセスルート確保（原子炉冷却系統施設に同じ）</u> <u>(2) 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散</u> <u>「(1) 機能」を考慮して、重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備等の多重性又は多様性及び独立性並</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(99/101)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>びに位置的分散を考慮する対象設備を，表 3-6-2 に示す。</u></p> <p><u>(3) 悪影響防止</u></p> <p><u>a. 共用</u></p> <p><u>以下の設備については，東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</u></p> <p><u>(a) ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク</u></p> <p><u>重要安全施設以外の安全施設として，ディーゼル駆動消火ポンプ燃料タンクは，ディーゼル駆動消火ポンプの機能を達成するために必要となる容量を有することで，共用により発電用原子炉の安全性を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>3.7.7 非常用取水設備</u></p> <p><u>非常用取水設備は主に以下の機能を有する。</u></p> <p><u>(1) 機能</u></p> <p><u>a. 通常運転時等における流路としての機能</u></p> <p><u>b. 重大事故等時における流路としての機能</u></p> <p><u>(2) 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散</u></p> <p><u>「(1) 機能」を考慮して，重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備等の多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮する対象設備を，表 3-6-3 に示す。</u></p> <p><u>3.7.8 緊急時対策所</u></p> <p><u>(1) 機能</u></p> <p><u>緊急時対策所は主に以下の機能を有する。</u></p> <p><u>a. 通常運転時等における緊急時対策所機能</u></p> <p><u>b. 重大事故等時における緊急時対策所機能</u></p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（100／101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p> <u>・緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備による放射線防護（放射線管理施設）</u> <u>・緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定</u> <u>・放射線量の測定（放射線管理施設）</u> <u>・必要な情報の把握（計測制御系統施設）</u> <u>・通信連絡（計測制御系統施設）</u> <u>・緊急時対策所用代替電源設備による給電（非常用電源設備）</u> b. <u>アクセスルート確保（原子炉冷却系統施設に同じ）</u> </p> <p> <u>(2) 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散</u> <u>「(1) 機能」を考慮して、重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備等の多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮する対象設備を、表 3-6-4 に示す。</u> <u>なお、当該設備のうち電源設備については、「3.7.1 非常用電源設備」にて整理するものを含む。</u> </p> <p> <u>(3) 悪影響防止</u> a. <u>共用</u> <u>以下の設備については、東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</u> <u>(a) 緊急時対策所</u> <u>重要安全施設以外の安全施設として、緊急時対策所は、東海発電所と同時発災時に対応するために必要な居住性を確保する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</u> <u>常設重大事故等対処設備として、緊急時対策所は、事故対応において東海第二発電所及び廃止措置中の東海</u> </p>		

【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（101／101）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>発電所双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、緊急時対策所を共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備等を設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れることから、東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所で共用する設計とする。</u></p> <p><u>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、発電所の区分けなく使用できる設計とする。</u></p>		

別紙 5

補足説明すべき項目の抽出

基本設計方針			添付書類	補足すべき事項	
1	DB1	—	<p>8. 設備に対する要求 8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備 8.1.1 安全機能を有する施設, 安全上重要な施設及び重大事故等対処設備 MOX燃料加工施設のうち, 重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし, 安全機能を有する構築物, 系統及び機器を, 安全機能を有する施設とする。</p> <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設</p> <p>別紙 安全上重要な施設の説明書</p>	<p>【1. 概要】 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書の概要について記載する。 【2. 基本方針 2.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 ・MOX燃料加工施設のうち, 安全機能を有する構築物, 系統及び機器を安全機能を有する施設とする。 ・安全機能を有する施設のうち, その機能喪失により, 公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため, 放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物, 系統及び機器から構成される施設を, 安全上重要な施設とする。 ・安全機能を有する施設は, その安全機能の重要度に応じて, その機能が確保されたものとする。</p> <p>【別紙 安全上重要な施設の説明書】 ・安全上重要な施設の分類を示す。 ・安全上重要な施設の選定の具体化に当たっての主要な考え方を示す。 ・安全上重要な施設の一覧を示す。</p> <p>※各回次にて安全上重要な施設が申請される毎に一覧を拡充する。</p>	※補足すべき事項の対象なし
2	DB2	—	<p>また, 安全機能を有する施設のうち, その機能喪失により, 公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため, 放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物, 系統及び機器から構成される施設を, 安全上重要な施設とする。</p>		
3	DB3	—	<p>安全機能を有する施設は, その安全機能の重要度に応じて, その機能を確保する設計とする。</p>		
4	DB4	—	<p>MOX燃料加工施設は, 設計, 材料の選定, 製作及び検査に当たっては, 現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが, 必要に応じて, 使用実績があり, 信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。</p> <p>本文 別紙Ⅱ 個別施設 ハ、成型施設 2. 準拠規格及び基準 等</p>	—	※補足すべき事項の対象なし
5	DB5	—	<p>安全機能を有する施設は, 設計基準事故時において, 敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。</p> <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 基本方針 2.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設</p>	<p>【2. 基本方針 2.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 ・安全機能を有する施設のうち, その機能喪失により, 公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため, 放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物, 系統及び機器から構成される施設を, 安全上重要な施設とする。</p>	※補足すべき事項の対象なし
6	—	SA1	<p>MOX燃料加工施設は, 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において, 重大事故の発生を防止するために, また, 重大事故が発生した場合においても, 重大事故の拡大を防止するため, 及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために, 必要な措置を講ずる設計とする。</p> <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備</p>	<p>【1. 概要】 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書の概要について記載する。 【2. 基本方針 2.2重大事故等対処設備】 ・MOX燃料加工施設は, 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において, 重大事故の発生を防止するために, また, 重大事故が発生した場合においても, 重大事故の拡大を防止するため, 及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために, 必要な措置を講ずる設計とする。 ・重大事故等対処設備は, 想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また, 重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統(供給源から供給先まで, 経路を含む。)で構成する。</p>	※補足すべき事項の対象なし
7	—	SA2	<p>重大事故等対処設備は, 想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また, 重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統(供給源から供給先まで, 経路を含む。)で構成する。</p> <p>2.2 重大事故等対処設備 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備</p>	<p>※1.2Ssに関する記載は, 「4. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」及び添付書類「Ⅲ-6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書」にて示す。</p>	
8	—	SA3	<p>重大事故等対処設備は, 共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ, 同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し, かつ, MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には, 再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また, 同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p> <p>(1) 共用 4. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</p>	<p>【3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 共用】 重大事故等対処設備は, 共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ, 同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し, かつ, MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には, 再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また, 同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p>	<p>< 重大事故等対処設備の悪影響防止 > ⇒重大事故等対処設備のうち, 再処理施設と共用するものが, それぞれ共用によって機能を損なわないことを必要な個数, 容量等の確保により満足していることを具体的に示すことより補足説明する。 ・【補足重事4】重大事故等対処設備の共用対象一覧</p>
9	—	SA4	<p>重大事故等対処設備は, 内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて, それぞれに常設のものと可搬型のものがあり, 以下のとおり分類する。</p>	<p>【2. 基本方針 2.2重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備は, 内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて, それぞれに常設のものと可搬型のものがあり, 以下のとおり分類する。</p>	※補足すべき事項の対象なし
10	—	SA5	<p>常設重大事故等対処設備は, 重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また, 常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」, 常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。可搬型重大事故等対処設備は, 重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。</p>	<p>【2. 基本方針 2.2重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は, 重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また, 常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」, 常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。可搬型重大事故等対処設備は, 重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。</p>	

基本設計方針				添付書類	補足すべき事項
11	—	SA6	8.1.2 共通要因故障に対する考慮等 (1) 共通要因故障に対する考慮 重大事故等対処設備は、共通要因として、重大事故等における条件、再処理事業所敷地又はその周辺において想定される自然現象及び人為事象、周辺機器等からの影響並びに設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象を考慮する。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<p>【3.1.1 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備は、共通要因として、重大事故等における条件、再処理事業所の敷地周辺で想定される自然現象及び人為事象、周辺機器等からの影響並びに安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準事故において想定した条件より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。</p> <p><重大事故等対処設備の共通要因故障に対する考慮> ⇒各重大事故等対処設備の共通要因故障に対する設計上の考慮、健全性及び設計について補足説明する。 ・【補足重事1】各重大事故等対処設備の共通要因故障に対する健全性及び設計</p>
12	—	SA7	共通要因のうち重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。	3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	⇒可搬型重大事故等対処設備は、共通要因故障に対する設計上の考慮、健全性及び設計を説明するにあたり、再処理事業所の敷地周辺で想定される自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響並びに設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象を考慮し、健全性を確保するための手段として位置的分散を図り複数個所に分散して配置するため、可搬型重大事故等対処設備の保管・配置場所について補足説明する。
13	—	SA8	共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。	(1) 自然現象 (2) 人為事象 (3) 周辺機器等からの悪影響	・【補足重事2】可搬型重大事故等対処設備の保管・配置場所 ⇒各重大事故等対処設備の保管・配置場所を説明するにあたり、各重大事故等対処設備について一覧表を用いて補足説明する。 ・【補足重事3】主要な重大事故等対処設備一覧表
14	—	SA9	人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	【3.1.1 重大事故等対処設備(1)自然現象】 重大事故等対処設備の共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。	
15	—	SA10	共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	【3.1.1 重大事故等対処設備(2)人為現象】 重大事故等対処設備の共通要因のうち、人為事象については、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。	
16	—	SA11	共通要因のうち設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。	【3.1.1 重大事故等対処設備(3)周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備の共通要因のうち、周辺機器等からの影響については、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	
17	—	SA12	建屋等については、地震、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	【3.1.1 重大事故等対処設備(1)自然現象】 設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象として、外的事象として地震を考慮する。	
18	—	SA13	a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保することにより、信頼性が十分に高い設計とする。 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。その他の常設重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。 なお、MOX燃料加工施設での重大事故は、「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり、同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない設計とする。	【3.1.1 重大事故等対処設備】 建屋等については、地震、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	
19	—	SA14	重大事故等における条件として常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。 重大事故等における条件に対する健全性については、「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	【3.1.1 重大事故等対処設備】 ・常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保することにより、信頼性が十分に高い設計とする。 ・ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。その他の常設重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
20	—	SA15	常設重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.基本方針 2.2 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備は、重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できる設計とする。
				2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備	【2.基本方針 2.2 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備は、重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できる設計とする。

基本設計方針			添付書類	補足すべき事項
21	—	SA16	設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象</p> <p>【3.1.1 重大事故等対処設備(1) 自然現象】 設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる地震に対して機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「4. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。また、設計基準事故に対処するための設備と同時にその機能が損なわれないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。</p> <p><重大事故等対処設備の共通要因故障に対する考慮> ⇒各重大事故等対処設備の共通要因故障に対する設計上の考慮、健全性及び設計について補足説明する。 ・[補足重事1]各重大事故等対処設備の共通要因故障に対する健全性及び設計 ⇒可搬型重大事故等対処設備は、共通要因故障に対する設計上の考慮、健全性及び設計を説明するにあたり、再処理事業所の敷地周辺で想定される自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響並びに設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象を考慮し、健全性を確保するための手段として位置的分散を図り複数個所に分散して配置するため、可搬型重大事故等対処設備の保管・配置場所について補足説明する。 ・[補足重事2]可搬型重大事故等対処設備の保管・配置場所 ⇒各重大事故等対処設備の保管・配置場所を説明するにあたり、各重大事故等対処設備について一覧表を用いて補足説明する。 ・[補足重事3]主要な重大事故等対処</p>
22	—	SA17	地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (3) 周辺機器等からの悪影響</p> <p>【3.1.1 重大事故等対処設備(3) 周辺機器等からの悪影響】 周辺機器等からの影響のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。周辺機器等からの影響として考慮する溢水、火災に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、健全性を確保する設計とする。</p>
23	—	SA18	周辺機器等からの影響として考慮する溢水、火災に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、健全性を確保する設計とする。溢水における健全性については「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。また、火災における健全性については「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	
24	—	SA19	常設重大事故等対処設備は、自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対する健全性を確保する設計とする。	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>【3.1.1 重大事故等対処設備(2) 自然現象】 常設重大事故等対処設備は、自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対する健全性を確保する設計とする。</p>
25	—	SA20	風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発における健全性については「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	
26	—	SA21	周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物に対して、常設重大事故等対処設備は、回転羽根の損壊により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図る又は内部発生飛散物に対して健全性を確保する設計とする。内部発生飛散物における健全性については「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (3) 周辺機器等からの悪影響</p> <p>【3.1.1 重大事故等対処設備(3) 周辺機器等からの悪影響】 内部発生飛散物による共通要因故障の特性は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊による飛散物により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故等対処設備は、常設重大事故等対処設備は、「3.3 環境条件等」に基づきその機能を確実に発揮するための設計とする。また、設計基準事故に対処するための設備と同時にその機能が損なわれないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。</p>

基本設計方針				添付書類	補足すべき事項	
27	—	SA22	<p>b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保すること、位置的分散を図ることにより信頼性が十分に高い設計とする。その他の可搬型重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。 なお、MOX燃料加工施設での重大事故は、「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり、同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない設計とする。</p>	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備</p>	<p>【3.1.1 重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して、健全性を確保し、位置的分散を図る設計とする。その他の可搬型重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。</p>	<p><重大事故等対処設備の共通要因故障に対する考慮> ⇒各重大事故等対処設備の共通要因故障に対する設計上の考慮、健全性及び設計について補足説明する。 ・[補足重事1]各重大事故等対処設備の共通要因故障に対する健全性及び設計 ⇒可搬型重大事故等対処設備は、共通要因故障に対する設計上の考慮、健全性及び設計を説明するにあたり、再処理事業所の敷地周辺で想定される自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響並びに設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象を考慮し、健全性を確保するための手段として位置的分散を図り複数個所に分散して配置するため、可搬型重大事故等対処設備の保管・配置場所について補足説明する。 ・[補足重事2]可搬型重大事故等対処設備の保管・配置場所 ⇒各重大事故等対処設備の保管・配置場所を説明するにあたり、各重大事故等対処設備について一覧表を用いて補足説明する。 ・[補足重事3]主要な重大事故等対処</p>
28	—	SA23	<p>可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p>	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備</p>	<p>【3.1.1 重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p>	
29	—	SA24	<p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。 重大事故等時における条件に対する健全性については「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p>	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備</p>	<p>【3.3.2 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p>	
30	—	SA25	<p>自然現象のうち地震に対して、屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p>	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象 a. 地震、津波</p>	<p>【3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象 a. 地震、津波】 屋内の可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「Ⅲ 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「Ⅲ-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置する燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋、再処理施設の制御建屋及び洞道に位置的分散し保管することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なうおそれがない設計とする。 ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する。</p>	
31	—	SA26	<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の措置をするとともに、「3.1 地震による損傷の防止」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれない設計とする。</p>	<p>3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象 a. 地震、津波</p>		
32	—	SA27	<p>また、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。</p>	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1) 自然現象</p>	<p>【3.1.1 重大事故等対処設備(1) 自然現象】 津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、技術基準規則第7条第28条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。</p>	

基本設計方針				添付書類		補足すべき事項
33	—	SA28	地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、店頭による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.1.1 重大事故等対処設備(3) 周辺機器等からの悪影響】 ・周辺機器等からの影響のうち地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。 ・可搬型重大事故等対処設備は、火災に対して、「4. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うと共に、設計基準事故に対処するための設備及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故に対処するための設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	<重大事故等対処設備の共通要因故障に対する考慮> ⇒各重大事故等対処設備の共通要因故障に対する設計上の考慮、健全性及び設計について補足説明する。 ・[補足重事1]各重大事故等対処設備の共通要因故障に対する健全性及び設計 ⇒可搬型重大事故等対処設備は、共通要因故障に対する設計上の考慮、健全性及び設計を説明するにあたり、再処理事業所の敷地周辺で想定される自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響並びに設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象を考慮し、健全性を確保するための手段として位置的分散を図り複数箇所に分散して配置するため、可搬型重大事故等対処設備の保管・配置場所について補足説明する。 ・[補足重事2]可搬型重大事故等対処設備の保管・配置場所 ⇒各重大事故等対処設備の保管・配置場所を説明するにあたり、各重大事故等対処設備について一覧表を用いて補足説明する。 ・[補足重事3]主要な重大事故等対処
34	—	SA29	周辺機器等からの影響として考慮する火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「8.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。			
35	—	SA30	周辺機器等からの影響として考慮する溢水、内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図ること、溢水、内部発生飛散物に対して健全性を確保する設計とする。溢水、内部発生飛散物における健全性については「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。		【3.1.1 重大事故等対処設備(3) 周辺機器等からの悪影響】 ・溢水による共通要因故障の特性は、没水、被水により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、可搬型重大事故等対処設備は、「3.3 環境条件等」に基づき想定する溢水量に対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行うとともに、設計基準事故に対処するための設備及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故に対処するための設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。 ・内部発生飛散物による共通要因故障の特性は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊による飛散物により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物により設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図る。	
36	—	SA31	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.1.1 重大事故等対処設備 (1)自然現象】 ・屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「3.3 環境条件等」に基づき外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に位置的分散して保管し、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する。 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は、「3.3 環境条件等」に基づきその機能を確実に発揮するための設計とする。また、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。 ・可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因(風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害)の特性を踏まえ、健全性を確保し、位置的分散を図る設計とする。その他の可搬型重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。	
37	—	SA32	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。	3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備 (1)自然現象		
38	—	SA33	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対して健全性を確保する設計とする。			
39	—	SA34	可搬型重大事故等対処設備を保管する外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋及び屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備に対する健全性については、「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	—	—	※補足すべき事項の対象なし
40	—	SA35	c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口 MOX燃料加工施設における重大事故等の対処においては、建屋等の外から可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備に接続して水又は電力を供給する必要のない設計とする。	—	—	※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針			添付書類	補足すべき事項	
41	DB6	—	<p>第1章 共通項目 8. 設備に対する要求 8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備 8.1.3 悪影響防止 (1) 内部発生飛散物 安全機能を有する施設は、加工施設内におけるクレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物（以下「内部発生飛散物」という。）によってその安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針</p> <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.2 悪影響防止 3.2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設</p>	<p>【1. 概要】 ・加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書の概要について記載する。 【2. 基本方針】 ・安全機能を有する施設は、加工施設内におけるクレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物（以下「内部発生飛散物」という。）によってその安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【3.2 悪影響防止】 【3.2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 (1)内部発生飛散物による影響 ・安全機能を有する施設は、内部発生飛散物によってその安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p><安全機能を有する施設の内部発生飛散物に関する設計> ⇒安全機能を有する施設の内部発生飛散物に関する設計（技術基準への適合性）について補足説明する。 ・ [補足安有1] 第14条に対する適合性の整理表（安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の健全性評価）</p>
42	DB7	—	<p>安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物から防護する施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出し、内部発生飛散物により臨界の防止、閉じ込め等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 3. 施設の詳細設計方針</p>	<p>【2. 基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物から防護する施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出し、内部発生飛散物により臨界の防止、閉じ込め等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	※補足すべき事項の対象なし
43	DB8	—	<p>その他の安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>3.1 重量物の落下による飛散物 3.2 回転機器の損壊による飛散物</p>	<p>【2. 基本方針】 ・その他の安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	※補足すべき事項の対象なし
44	DB9	—	<p>a. 内部発生飛散物の発生要因の選定 MOX燃料加工施設における内部発生飛散物の発生要因を以下のとおり分類し、選定する。</p>	<p>【3. 施設の詳細設計方針】 ・MOX燃料加工施設の安全機能を損なうことが想定されるクレーンその他機器又は配管の損壊に伴う飛散物については、以下の要因が考えられる。</p>	※補足すべき事項の対象なし
45	DB10	—	<p>ただし、通常運転時以外の試験操作、保守又は修理並びに改造の作業においては、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ポンプの使用により内部発生飛散物が発生し、安全上重要な施設の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画書に基づき作業を実施することから、内部発生飛散物の発生要因として考慮しない。</p>	<p>【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.1 評価方針】 ・通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合に、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画書に基づき作業を実施することが保安規定に定められることを考慮する。</p> <p>【3. 施設の詳細設計方針】 【3.2 回転機器の損壊による飛散物】 【3.2.1 評価方針】 ・通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合に、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業をすることが保安規定に定められることを考慮する。</p>	※補足すべき事項の対象なし
46	DB11	—	<p>(a) 爆発による飛散物 爆発に起因する内部発生飛散物については、「第1章 共通項目 5.火災等による損傷の防止」に示す通り、水素を取り扱う焼結炉等において爆発の発生を防止する設計であること及び水素・アルゴン混合ガス（水素濃度9.0vol%以下）に空気が混入した場合の爆発圧力により炉殻が損傷せず、閉じ込め機能を損なわない設計であることから、内部発生飛散物の発生要因として考慮しない。</p>	<p>【1. 概要】 ・爆発に起因する機器の損壊により生じる飛散物については、「第1章 共通項目 5.火災等による損傷の防止」に示す通り、爆発の発生を防止する設計としていることから、考慮しない。</p>	※補足すべき事項の対象なし
47	DB12	—	<p>(b) 重量物の落下による飛散物 重量物の落下に起因して生ずる飛散物（以下「重量物の落下による飛散物」という。）については、通常運転時において重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器からのつり荷の落下及び逸走によるクレーンその他の搬送機器の落下を内部発生飛散物の発生要因として考慮する。</p>	<p>【3. 施設の詳細設計方針】 (1) 重量物の落下による飛散物 ・内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される重量物を搬送する設備を示す。</p>	※補足すべき事項の対象なし
48	DB13	—	<p>(c) 回転機器の損壊による飛散物 回転機器の損壊に起因して生ずる飛散物（以下「回転機器の損壊による飛散物」という。）については、回転機器の異常により回転速度が上昇することによる回転羽根の損壊を内部発生飛散物の発生要因として考慮する。</p>	<p>【3. 施設の詳細設計方針】 (2) 回転機器の損壊による飛散物 ・内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される回転機器を示す。</p>	※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針				添付書類	補足すべき事項	
49	DB14	—	b. 内部発生飛散物防護対象設備の選定 安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。内部発生飛散物防護対象設備としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を選定する。ただし、安全上重要な構築物、系統及び機器のうち、内部発生飛散物の発生要因となる機器と同室にあり、内部発生飛散物によって、当該施設の安全機能を損なうおそれがあるものを内部発生飛散物防護対象設備とする。	V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 3. 施設の詳細設計方針	【別紙-1 内部発生飛散物防護対象設備について】 ・安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。内部発生飛散物防護対象設備としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を選定する。ただし、安全上重要な構築物、系統及び機器のうち、内部発生飛散物の発生要因となる機器と同室にあり、内部発生飛散物によって、当該施設の安全機能を損なうおそれがあるものを内部発生飛散物防護対象設備とする。	※補足すべき事項の対象なし
50	DB15	—	c. 内部発生飛散物の発生防止設計 (a) 重量物の落下による飛散物の発生防止設計 イ. 重量物を積載して搬送する機器は、積載物の転倒及び逸走を防止するための機構を設ける設計とし、積載物の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	3.1 重量物の落下による飛散物 3.2 回転機器の損壊による飛散物	【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.2 評価内容】 (1) 重量物を積載して搬送する機器は、積載物の転倒及び逸走を防止するための機構を設ける。	※補足すべき事項の対象なし
51	DB16	—	ロ. 重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器は、つりワイヤ等を二重化する設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。		【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.2 評価内容】 (2) 重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器は、つりワイヤ等を二重化する。	※補足すべき事項の対象なし
52	DB17	—	ハ. つり上げ用の把持具又はフックには、つり荷の脱落防止機構を設置する又はつかみ不良時のつり上げ防止機構を設ける設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。		【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.2 評価内容】 (3) つり上げ用の把持具又はフックには、つり荷の脱落防止機構を設置する又はつかみ不良時のつり上げ防止機構を設ける。	※補足すべき事項の対象なし
53	DB18	—	ニ. 重量物を搬送する機器は、逸走を防止するための機構を設ける設計とし、機器の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。		【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.2 評価内容】 (4) 重量物を搬送する機器は、逸走を防止するための機構を設ける。	※補足すべき事項の対象なし
54	DB19	—	ホ. 重量物を搬送する機器は、搬送するための動力の供給が停止した場合に、取扱中の重量物の落下を防止する機構を設ける設計により、重量物の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。		【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.2 評価内容】 (5) 重量物を搬送する機器は、搬送するための動力の供給が停止した場合に、取扱中の重量物の落下を防止する機構を設ける。	※補足すべき事項の対象なし
55	DB20	—	なお、MOX粉末を取り扱うグローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。		【2. 基本方針】 ・MOX粉末を取り扱うグローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
56	DB21	—	(b) 回転機器の損壊による飛散物の発生防止設計 イ. 電力を駆動源とする回転機器は、過電流遮断器等を設置することに加えて、誘導電動機による回転数を制御する機構又はケーシングを有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊による飛散物の発生を防止できる設計とする。		【3. 施設の詳細設計方針】 【3.2 回転機器の損壊による飛散物】 【3.2.2 評価内容】 (1) 電力を駆動源とする回転機器	※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針			添付書類	補足すべき事項	
57	DB22	—	<p>ロ. 電力を駆動源とせず、駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器は、調速器により回転数を監視し、回転数が上限を超えた場合は回転機器を停止する機構を有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>V-1-1-8 加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書</p> <p>1. 概要 2. 基本方針 3. 施設の詳細設計方針 3.1 重量物の落下による飛散物 3.2 回転機器の損壊による飛散物</p>	<p>【3. 施設の詳細設計方針】 【3.2 回転機器の損壊による飛散物】 【3.2.2 評価内容】 (2) 電力を駆動源とせず駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器</p>	<p><回転機器における飛散物防止対策及び評価> ⇒電力を駆動源とせず駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器の対策種別及び過回転防止速度について補足説明する。 ・[補足内1]回転機器の対策種別の説明、過回転防止速度の説明及び調速装置の構造</p>
58	DB23	—	<p>d. 内部発生飛散物に係るその他の事項 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ポンプを使用した作業を行う場合に、内部発生飛散物の発生により安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画書に基づき作業を実施することとし、その旨を保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1 重量物の落下による飛散物】 【3.1.3 評価結果】 ・通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、保安規定に基づき、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業をすることから、重量物の落下による飛散物は発生しない。</p> <p>【3. 施設の詳細設計方針】 【3.2 回転機器の損壊による飛散物】 【3.2.3 評価結果】 ・通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、保安規定に基づき、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業をすることから、回転速度の上昇に起因する機器の損壊による飛散物は発生しない。</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>
59	—	SA36	<p>重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 内部発生飛散物による影響</p>	<p>【3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 内部発生飛散物による影響】 ・重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>
60	DB24	—	<p>(2) 共用 安全機能を有する施設のうち、再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものは、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。また、公衆への放射線被ばくを防止するための安全機能が期待されている安全上重要な施設については、原則として他の原子力施設と共用しない設計とする。安全機能を有する施設のうち、MOX燃料加工施設内で共用するものは、MOX燃料加工施設内の共用により安全性を損なわない設計とする。</p> <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等</p>	<p>【3.2悪影響防止 3.2.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (1) 共用】 ・安全機能を有する施設のうち、再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものは、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 ・公衆への放射線被ばくを防止するための安全機能が期待されている安全上重要な施設については、原則として他の原子力施設と共用しない設計とする。 ・安全機能を有する施設のうち、MOX燃料加工施設内で共用するものは、MOX燃料加工施設内の共用により安全性を損なわない設計とする。</p>	<p><安全機能を有する施設の共用> ⇒共用する安全機能を有する施設の技術基準への適合性について補足説明する。 ・[補足安有1] 第14条に対する適合性の整理表（安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の健全性評価）</p> <p><安全機能を有する施設の共用の詳細> ⇒安全機能を有する施設のうち、再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものが、それぞれ共用によって安全性を損なわないことを必要な個数、容量等を満足していること等を具体的に示すことにより補足説明する。 ⇒共用設備の範囲を補足説明する。 ・[補足安有5] 共用設備について</p>

基本設計方針				添付書類	補足すべき事項	
61	—	SA37	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用】 重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	<重大事故等対処設備の悪影響防止> ⇒重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用するものが、それぞれ共用によって機能を損なわないことを必要な個数、容量等の確保により満足していることを具体的に示すことより補足説明する。 ・[補足重事4]重大事故等対処設備の共用対象一覧
62	—	SA38	(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備】 ・重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 ・他の設備への悪影響としては、重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）、設備兼用時の容量に関する影響、地震、火災、溢水、風（台風）及び竜巻による影響、等の内部発生飛散物による影響並びに共用を考慮し、以下に重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）、等の内部発生飛散物による影響並びに共用に対する設計上の考慮を説明する。	※補足すべき事項の対象なし
63	—	SA39	他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)、内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 ・系統的な影響に対して重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、又は安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	
64	—	SA40	系統的な影響について、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 ・系統的な影響に対して重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、又は安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、また、地震起因により発生する火災又は溢水により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。常設重大事故等対処設備については耐震設計を行い、可搬型重大事故等対処設備については、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	
65	—	SA41	地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、また、地震起因により発生する火災又は溢水により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。常設重大事故等対処設備については耐震設計を行い、可搬型重大事故等対処設備については、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 ・系統的な影響に対して重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、又は安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、また、地震起因により発生する火災又は溢水により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。常設重大事故等対処設備については耐震設計を行い、可搬型重大事故等対処設備については、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	

基本設計方針			添付書類	補足すべき事項	
66	—	SA42	その他、重大事故等対処設備に考慮すべき設備兼用時の容量に関する影響については、「8.1.4 個数及び容量」に示す。	※補足すべき事項の対象なし	
67	—	SA43	可搬型放水砲については、燃料加工建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 内部発生飛散物による影響</p>	<p>【3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 内部発生飛散物による影響】</p> <p>・可搬型放水砲については、燃料加工建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>
68	—	SA44	竜巻による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 風(台風)及び竜巻に対して健全性を確保するための設計方針については、「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電気的影響を含む。)等</p>	<p>【3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電気的影響を含む。)等】</p> <p>竜巻(風(台風))による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>

基本設計方針				添付書類	補足すべき事項		
69	—	SA45	8.1.4 個数及び容量 (1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統又はこれらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	VI-1-1-3 設備別記載 事項の設定根拠に関する 説明書 ・重大事故等対処設備	【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	※補足すべき事項の対象なし	
70	—	SA46	「容量」とは、消火剤量、蓄電池容量、タンク容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。				
71	—	SA47	常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する設計とする。				
72	—	SA48	常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。				
73	—	SA49	常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。				
74	—	SA50	常設重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用する常設重大事故等対処設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。				
75	—	SA51	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。				【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。
76	—	SA52	「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、計測器の計測範囲等とする。				
77	—	SA53	可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する設計とする。				
78	—	SA54	可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。				
79	—	SA55	可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する設計とする。				
80	—	SA56	可搬型重大事故等対処設備のうち、閉じ込める機能の喪失に対処する設備は、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。重①mただし、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。				
81	—	SA57	可搬型重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。				

基本設計方針			添付書類	補足すべき事項		
82	DB25	—	8.1.5 環境条件等 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量、荷重、自然現象、人為事象及び周辺機器等からの悪影響を考慮し、その安全機能を発揮できる設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.3環境条件 3.3.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.3環境条件 3.3.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 ・安全機能を有する施設のうち安全上重要な施設の設計条件については、通常運転時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線、荷重、自然現象、人為事象並びに周辺機器等からの悪影響を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
83	—	SA58	重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して、重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。	3.健全性における基本方針 3.3環境条件 3.3.2重大事故等対処設備 (1)圧力、温度及び湿度による影響、放射線による影響	【3.3.2重大事故等対処設備(1)圧力、温度及び湿度による影響、放射線による影響】 重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
84	—	SA59	重大事故等時の環境条件としては、重大事故等における条件に加えて、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響、周辺機器等からの影響及び設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因を考慮する。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.3.2重大事故等対処設備】 ・重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。 ・重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等並びに設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震による影響を考慮する。	
85	—	SA60	荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。	3.健全性における基本方針 3.3環境条件 3.3.2重大事故等対処設備	・荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。 ・自然現象については、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。	
86	—	SA61	自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。		自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。 ・人為事象については、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害を考慮する。 ・設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。	
87	—	SA62	自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。		・周辺機器等からの影響については、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、地震、火災、溢水による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。 また、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による影響についても考慮する。	
88	—	SA63	人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害を選定する。			
89	—	SA64	設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。			
90	—	SA65	周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による影響についても考慮する。			

基本設計方針			添付書類	補足すべき事項	
91	DB26	—	<p>(1) 圧力、温度及び湿度による影響、放射線による影響、自然現象、人為事象による影響、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件並びに荷重</p> <p>a. 安全機能を有する施設 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、通常時及び設計基準事故時における設備の設置場所の環境条件の変化（圧力、温度、放射線量及び湿度の変化）を考慮し、設備に期待される安全機能が発揮できる設計とする。 自然現象及び人為事象による影響、並びに荷重の設計については、本文「3. 自然現象及び人為事象」に示す。</p>	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 3環境条件 3. 3. 1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設</p> <p>【3. 3環境条件 3. 3. 1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全上重要な施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力等各種の環境条件において、臨界防止、閉じ込め等の安全機能を発揮することができる設計とする。</p>	<p><安全機能を有する施設の環境条件等に対する設計> ⇒各安全機能を有する施設の環境条件等に対する設計（技術基準への適合性）について補足説明する。 ・ [補足安有1] 第14条に対する適合性の整理表（安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の健全性評価）</p> <p><設計基準事故に想定される圧力等の環境条件> ⇒環境条件に対する健全性評価手法について補足説明する。 ・ [補足安有2] 環境条件における機器の健全性評価の手法について ⇒設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力等各種の環境条件の設定について補足説明する。 ・ [補足安有3] 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の環境条件の設定について</p> <p><周辺機器等からの悪影響> ⇒安全機能を有する施設の安全機能が核物質防護対策として設ける設備及び自主対策設備からの悪影響により損なわれないことについて補足説明する。 ・ [補足安有4] 核物質防護対策として設ける設備の安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備への波及的影響の防止について ・ [補足安有6] 自主対策設備の悪影響防止について</p>
92	—	SA66	<p>b. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。</p>	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3. 3 環境条件 3. 3. 2 重大事故等対処設備</p> <p>【3. 3. 2 重大事故等対処設備】 ・ 重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。操作が可能な設計とする。 ・ 閉じ込める機能の喪失の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。</p>	<p><重大事故等対処設備の環境条件等> ⇒重大事故等対処設備が、それぞれ事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線に対して健全であることを実証実験により評価した結果について補足説明する。 ・ [補足重事6]環境条件に対する重大事故等対処設備の健全性評価に用いた実証実験</p> <p>⇒重大事故等対処設備に対して事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線を評価するにあたり、どのような条件で設定したのか補足説明する。 ・ [補足重事7]設定する環境条件及び環境条件の設定に係る考慮事項</p> <p>⇒重大事故等対処設備が圧力、温度、湿度、放射線それぞれに対して健全であることを示すための評価手法について補足説明する。 ・ [補足重事8]環境条件に対する健全性評価手法</p>
93	—	SA67	<p>閉じ込める機能の喪失の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。</p>		
94	—	SA68	<p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通過するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。</p>	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3. 3 環境条件 3. 3. 2 重大事故等対処設備 (4) 汽水を供給する系統への影響</p> <p>【3. 3. 2 重大事故等対処設備(4) 汽水を供給する系統への影響】 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通過するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>
95	—	SA69	<p>自然現象のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</p>	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3. 3 環境条件 3. 3. 2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響</p> <p>【3. 3. 2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備の地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計については、添付書類「Ⅲ 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「Ⅲ-1-1 耐震設計の基本方針」に基づき実施する。</p>	

基本設計方針			添付書類	補足すべき事項		
96	—	SA70	設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 外的事象の地震を要因とする重大事故等に対する常設重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。	※補足すべき事項の対象なし
97	—	SA71	周辺機器等からの影響のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備が受ける周辺機器等からの悪影響としては、地震、溢水、火災による波及影響及び内部発生飛散物を考慮する。	
98	—	SA72	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	
99	—	SA73	常設重大事故等対処設備の操作は、燃料加工建屋の中央監視室又は設置場所ので可能な設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの隔離距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。	
100	—	SA74	周辺機器等からの影響のうち溢水に対して常設重大事故等対処設備は、想定する溢水量に対して、機能を損なわない高さへの設置、被水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 ・想定する溢水量に対して重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・火災に対して常設重大事故等対処設備は、添付書類「(1)加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書」のうち添付書類「ロ(二)(2) 重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止」に基づく設計とする。	
101	—	SA75	周辺機器等からの影響のうち火災に対して常設重大事故等対処設備は、「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とすることにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。			

基本設計方針			添付書類	補足すべき事項		
102	—	SA76	自然現象のうち津波に対して常設重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 津波に対して常設重大事故等対処設備は、技術基準規則第7条第28条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
103	—	SA77	自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置し、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋、再処理施設の制御建屋及び洞道に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。 ・屋外の常設重大事故等対処設備については、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せが作用する場合においては、風(台風)及び竜巻による風荷重の影響に対し、風荷重を考慮することにより機能が損なわない設計とする。 ・屋外の常設重大事故等対処設備は、積雪に対して、積雪荷重により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。 屋外の常設重大事故等対処設備は、火山の影響に対して、降下火砕物による積載荷重により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。 ・自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	
104	—	SA78	自然現象のうち風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。			
105	—	SA79	自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。			
106	—	SA80	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。		【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。 また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	
107	—	SA81	自然現象のうち落雷に対して外部電源系統からの電気の供給の停止及び非常用所内電源設備からの電源の喪失(以下「全交流電源喪失」という。)を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。		【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・自然現象のうち落雷に対して外部電源系統からの電気の供給の停止及び非常用所内電源設備からの電源の喪失(以下「全交流電源喪失」という。)を要因とせずに発生する重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。 ・直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。 ・間接雷に対して、雷サージによる影響を軽減することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	
108	—	SA82	直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。			
109	—	SA83	間接雷に対して、雷サージによる影響を軽減することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。			
110	—	SA84	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。		【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。 また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	

基本設計方針				添付書類	補足すべき事項	
111	—	SA85	自然現象のうち生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・自然現象のうち生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。 ・自然現象のうち森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	
112	—	SA86	自然現象のうち森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。			
113	—	SA87	また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。			
114	—	SA88	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車により事前に散水することを保安規定に定めて延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。			【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車により事前に散水することを保安規定に定めて延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。
115	—	SA89	自然現象のうち塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系への除塩フィルタ及び粒子フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。			【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・自然現象のうち塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、気体廃棄物の排気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。
116	—	SA90	また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。			
117	—	SA91	人為事象のうち敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (3) 人為事象による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(3) 人為事象による影響】 ・人為事象のうち敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・人為事象のうち電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	
118	—	SA92	人為事象のうち電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。			

※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針				添付書類		補足すべき事項
119	—	SA93	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより機能を損なわない設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 ・周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより機能を損なわない設計とする。 ・ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、火災による損傷及び内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。 また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	※補足すべき事項の対象なし
120	—	SA94	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、火災による損傷及び内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。 また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	
121	—	SA95	常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	
122	—	SA96	c. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備	【3.3.2 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。 ・閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。	<重大事故等対処設備の環境条件等> ⇒重大事故等対処設備が、それぞれ事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線に対して健全であることを実証実験により評価した結果について補足説明する。 ・[補足重事6]環境条件に対する重大事故等対処設備の健全性評価に用いた実証実験 ⇒重大事故等対処設備に対して事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線の評価するにあたり、どのような条件で設定したのか補足説明する。 ・[補足重事7]設定する環境条件及び環境条件の設定に係る考慮事項 ⇒重大事故等対処設備が圧力、温度、湿度、放射線それぞれに対して健全であることを示すための評価手法について補足説明する。 ・[補足重事8]環境条件に対する健全性評価手法
123	—	SA97	閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。			
124	—	SA98	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (4) 汽水を供給する系統への影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(4) 汽水を供給する系統への影響】 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。	※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針			添付書類	補足すべき事項		
125	—	SA99	<p>自然現象のうち地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。また、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</p>	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響</p>	<p>【3.3.2 重大事故等対処設備】 地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「(1)加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書」のうち添付書類「ロ(ホ) (2) 重大事故等対処施設の耐震設計」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。また、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p>	※補足すべき事項の対象なし
126	—	SA100	<p>計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p>	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響</p>	<p>【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれない設計とする。</p>	
127	—	SA101	<p>周辺機器等からの影響のうち地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p>	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響</p>	<p>【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 ・重大事故等対処設備が受ける周辺機器等からの悪影響としては、地震、溢水、火災による波及影響及び内部発生飛散物を考慮する。 ・想定する溢水量に対して重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・火災に対して常設重大事故等対処設備は、添付書類「(1)加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書」のうち添付書類「ロ(二) (2) 重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止」に基づく設計とする。</p>	
128	—	SA102	<p>周辺機器等からの影響のうち想定する溢水量に対して可搬型重大事故等対処設備は、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」に基づく設計とすることにより、想定する溢水量に対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行う設計とする。</p>			
129	—	SA103	<p>周辺機器等からの影響のうち火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「8.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。</p>			
130	—	SA104	<p>自然現象のうち津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。</p>	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響</p>	<p>【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、技術基準規則第7条第28条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。</p>	

補足説明すべき項目の抽出
(第十四条 安全機能を有する施設 及び 第三十条 重大事故等対処設備)

基本設計方針				添付書類	補足すべき事項
131	—	SA105	自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋、再処理施設の制御建屋及び洞道に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。 ・自然現象のうち風（台風）及び竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じる、又は位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。 ・位置的分散については、竜巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれることはないよう、同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することを防止する設計とする。 ・また、竜巻が襲来して、個々の設備が損傷した場合の運用として、工程の停止を含めた対応を速やかにとることをMOX燃料加工施設保安規定に定めて、管理する。
132	—	SA106	自然現象のうち風（台風）及び竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じる、又は位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。		※補足すべき事項の対象なし
133	—	SA107	位置的分散については、竜巻によって全数が損傷し、機能が損なわれることはないよう、同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することを防止する設計とする。		
134	—	SA108	また、竜巻が襲来して、個々の設備が損傷した場合の運用として、工程の停止を含めた対応を速やかにとることをMOX燃料加工施設保安規定に定めて、管理する。		

基本設計方針				添付書類	補足すべき事項
135	—	SA109	屋外の重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、浮き上がり又は横滑りによって、設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<p><重大事故等対処設備の悪影響防止> ⇒重大事故等対処設備の他にある自主対策設備を使用することによって他の設備に生じる直接的な影響及び間接的な影響について補足説明する。また、自主対策設備を使用することによる他の設備に対する悪影響防止に関する方針について補足説明する。 ・[補足重事5]想定される悪影響</p> <p>※補足すべき事項の対象なし</p>
136	—	SA110	悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備	
137	—	SA111	なお、固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、耐震設計に影響を与えないよう、固縛装置の連結材に適切な余長を持たせた設計とする。	(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	
138	—	SA112	自然現象のうち積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重を考慮し、外部からの損傷を防止できる建屋等内への配備することで、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。または、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重に対して除雪及び除灰することを保安規定に定めて、管理する。		
139	—	SA113	自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。		
140	—	SA114	自然現象のうち落雷に対して全交流電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計を行う。		
141	—	SA115	直撃雷に対して、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。		
142	—	SA116	自然現象のうち生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
143	—	SA117	自然現象のうち森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、隔離距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備	
144	—	SA118	自然現象のうち塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	

基本設計方針				添付書類	補足すべき事項	
145	—	SA119	人為事象のうち敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.3.2 重大事故等対処設備(3) 人為事象による影響】 ・人為事象のうち敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・人為事象のうち電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
146	—	SA120	人為事象のうち電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (3) 人為事象による影響		
147	—	SA121	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより機能を損なわない設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 ・周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより機能を損なわない設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	
148	—	SA122	可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響		
149	DB27	—	(2) 設置場所における放射線 a. 安全機能を有する施設 設計基準事故に対処するための機器を設計基準事故の発生を感知し、自動的に起動する設計とすることにより、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。 また、安全機能を有する施設の設置場所は、通常時及び設計基準事故が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で設置場所から操作可能、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又は中央監視室若しくは制御室から操作可能な設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.3環境条件 3.3.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.3環境条件 3.3.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全上重要な施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力等各種の環境条件において、臨界防止、閉じ込め等の安全機能を発揮することができる設計とする。	<安全機能を有する施設の環境条件等に対する設計> ⇒各安全機能を有する施設の環境条件等に対する設計（技術基準への適合性）について補足説明する。 ・[補足安有1] 第14条に対する適合性の整理表（安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の健全性評価）
150	—	SA123	b. 重大事故等対処設備 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	<重大事故等対処設備の悪影響防止> ⇒重大事故等対処設備の他にある自主対策設備を使用することによって他の設備に生じる直接的な影響及び間接的な影響について補足説明する。また、自主対策設備を使用することによる他の設備に対する悪影響防止に関する方針について補足説明する。 ・[補足重事5]想定される悪影響
151	—	SA124	c. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	(6) 設置場所における放射線の影響		

基本設計方針			添付書類	補足すべき事項		
152	DB28	—	8.1.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、配管、弁、盤に対して系統による色分け、銘板取り付け、機器の状態や操作禁止を示すタグの取付け、操作器具の色、形状の視覚的要素による識別、警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行い、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置を行うとともに、計器表示、警報表示によりMOX燃料加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (1) 操作性	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (1)操作性】 ・安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、配管、弁、盤に対して系統による色分け、銘板取り付け、機器の状態や操作禁止を示すタグの取付け、操作器具の色、形状の視覚的要素による識別、警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行い、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置を行うとともに、計器表示、警報表示によりMOX燃料加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。	<誤操作防止対策> 安全機能を有する施設の誤操作に関する設計方針、中央監視室以外における誤操作防止対策について、説明する。 ⇒中央監視室以外の誤操作防止対策（監視制御盤、弁等）について補足する。 ⇒グローブボックス内で火災が発生した場合、グローブボックス温度監視装置の感知器がグローブボックス内の火災を感知し、グローブボックス消火装置が自動起動し、消火を行うことから、運転員の操作を期待しなくても設計基準事故への対応が可能である。 [補足誤2]中央制御室以外の誤操作防止
153	DB29	—	また、設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。		<安全機能を有する施設の操作性の確保> ⇒各安全機能を有する施設の操作性の確保に対する設計（技術基準への適合性）について補足説明する。 ・ [補足安有1] 第14条に対する適合性の整理表（安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の健全性評価）	
154	DB30	—	安全上重要な施設は、設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、容易に操作ができるよう、中央監視室、制御第1室及び制御第4室の監視制御盤や現場の機器、配管、弁、盤に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡潔な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。		<誤操作防止対策> 安全機能を有する施設の誤操作に関する設計方針、中央監視室における誤操作防止対策、中央監視室以外における誤操作防止対策について、説明する。 ⇒中央監視室の誤操作防止対策（監視制御盤）について補足する	
155	—	SA125	重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業変更許可申請書「六 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ロで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて、管理する。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、重大事故等時においても、操作環境、操作準備及び操作内容を考慮して確実に操作でき、「許可申請書十号」ハ、で考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて管理する。	<重大事故等対処設備の操作性> ⇒重大事故等対処設備が重大事故等時に確実に操作できることを、操作時間、操作環境、連絡手段等について具体的に示すことを補足説明する。 ・ [補足重事9]重大事故等対処設備の操作性・操作環境の成立性
156	—	SA126	a. 操作の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作が可能な設計とする。	3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 a.操作環境】 ・重大事故等対処設備は、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。 ・操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具及び可搬型照明等は、重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。	
157	—	SA127	重大事故等対処設備は、操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。			
158	—	SA128	現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。		【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 b.操作準備】 ・重大事故等対処設備は、現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。 ・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	
159	—	SA129	現場の操作スイッチは、非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。		【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 c.操作内容】 ・現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。 ・重大事故等発生時に電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。	
160	—	SA130	現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。		【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 c.操作内容】 重大事故等発生時に現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。	
161	—	SA131	現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。		【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 c.操作内容】 ・重大事故等発生時の現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。	
162	—	SA132	現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。		【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 c.操作内容】 ・重大事故等発生時の現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。	

基本設計方針				添付書類	補足すべき事項
163	—	SA133	また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央監視室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<重大事故等対処設備の操作性> ⇒重大事故等対処設備が重大事故等時に確実に操作できることを、操作時間、操作環境、連絡手段等について具体的に示すことを補足説明する。 ・【補足重事9】重大事故等対処設備の操作性・操作環境の成立性
164	—	SA134	想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。	3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 c. 操作内容】 ・重大事故等時に操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。
165	—	SA135	b. 系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能となるように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	(1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 d. 切替性】 ・重大事故等対処設備のうち本来の用途(安全機能を有する施設としての用途等)以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能となるように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。
166	—	SA136	c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また、同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。		【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性】 ・可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に仕様できるように、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。 ・同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮するした設計とする。
167	—	SA137	d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保するとともに、アクセスルートは以下の設計とする。		【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 アクセスルートは、重大事故等時に、可搬型重大事故等対処設備が移動・運搬できるため、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路が確保できるよう、以下の設計とする。
168	—	SA138	アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含めて自然現象、人為事象、溢水、火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する設計とする。		【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋内及び屋外において、アクセスルートは、自然現象、人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。なお、屋外アクセスルートは、基準津波の影響を受けない防潮堤内に、基準地震動S _s 及び敷地に遡上する津波の影響を受けないルートを少なくとも1つ確保する。
169	—	SA139	アクセスルートに対する自然現象について、洪水は立地的要因により影響を受けることがないこと、落雷によって道路面が直接影響を受けることがないこと、生物学的事象は阻害要因を容易に排除可能であることから、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、火山の影響及び森林火災を選定する。		【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋外及び屋内アクセスルートは、自然現象に対して、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を考慮し、人為事象に対して、飛来物(航空機落下)、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。
170	—	SA140	アクセスルートに対する人為事象について、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により影響を受けることがないこと、電磁的障害によって道路面が直接影響を受けることがないことから、アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。		
171	—	SA141	屋外のアクセスルートに対する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して設ける設計とする。		【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋外アクセスルートに対する地震による影響(周辺構造物の倒壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪、火山の影響)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダの必要数は、3台に加え、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を分散して保管する設計とする。

基本設計方針			添付書類	補足すべき事項	
172	—	SA142	地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋外のアクセスルートは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。 【別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】 道路上への自然流下に対する評価手法及び評価結果について説明する。	<重大事故等対処に係るアクセスルート> ⇒想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートについて説明する。 ・[補足重事10]可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートの評価手法
173	—	SA143	敷地外水源の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて、管理する。 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 敷地外水源の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて、管理する。	
174	—	SA144	屋外のアクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を整備することで、通行性を確保する。また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールローダによる復旧を行うことで、通行性を確保する設計とする。 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋外のアクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダによる崩壊箇所の復旧又は迂回路の通行を行うことで、通行性を確保できる設計とする。また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策等を行う設計とする。 【別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】 ホイールローダの復旧による崩壊土砂及び不等沈下等に対する対処について説明する。	
175	—	SA145	屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保する設計とする。 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋外アクセスルートは、自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。 【別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】 タイヤチェーンを装着できる車両の設置について説明する。	
176	—	SA146	敷地内における化学物質の漏えいに対しては、薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 敷地内における化学物質の漏えいに対しては、薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。	
177	—	SA147	屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて、管理する。	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて、管理する。	
178	—	SA148	屋内外のアクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止対策（可燃物を収納した容器の固縛による転倒防止）及び火災の拡大防止対策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定め、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋内外のアクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止対策（可燃物を収納した容器の固縛による転倒防止）及び火災の拡大防止対策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定め、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。	

基本設計方針			添付書類	補足すべき事項
179	—	SA149	<p>屋内のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。</p> <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性</p> <p>別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート</p>	<p>【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋内のアクセスルートは、添付書類「Ⅲ 耐震性に関する説明書」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。</p> <p>【別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】 アクセスルートに想定される地震に対する評価結果について説明する。</p> <p><重大事故等対処に係るアクセスルート> ⇒想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートについて説明する。 ・[補足重事10]可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートの評価手法</p>
180	—	SA150	<p>屋内のアクセスルートは、津波による影響を受けない建屋等に複数確保する設計とする。</p> <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性</p>	<p>【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋内のアクセスルートは、津波による影響を受けない建屋等に複数確保する設計とする。</p>
181	—	SA151	<p>屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。</p> <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性</p> <p>別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート</p>	<p>【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。</p> <p>【別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】 屋内のアクセスルートに想定される自然現象及び人為事象に対する評価結果について説明する。</p>
182	—	SA152	<p>屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水に対してアクセスルートにおける非常時対策組織要員の安全を考慮した防護具を確保するため防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。 また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。</p> <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性</p>	<p>【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水に対してアクセスルートにおける非常時対策組織要員の安全を考慮した防護具を確保するため防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。 また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。</p>
183	—	SA153	<p>屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備し、アクセス性を確保する設計とする。</p> <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>(1) 操作性</p>	<p>【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性 f. アクセスルート】 屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備し、アクセス性を確保する設計とする。</p>

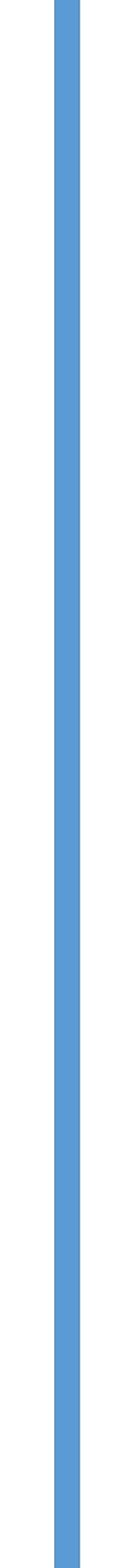
基本設計方針			添付書類	補足すべき事項		
184	DB31	—	(2) 試験・検査性 安全機能を有する施設は、通常時において、当該施設的安全機能を確保するための検査又は試験ができる設計とするとともに安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる設計とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (2) 試験・検査性	【3.4操作性及び試験・検査性 3.4.1安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (2) 試験・検査性】 ・安全機能を有する施設は、健全性及び能力を確認するため、加工施設の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とし、構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とする。 ・機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。 ・安全機能を有する施設は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）、取替え、保修等が実施可能な設計とする。 ・機器区分毎に安全機能を有する施設の試験・検査に係る設計を示す。	<安全機能を有する施設の試験・検査性> ⇒各安全機能を有する施設の試験・検査性（技術基準への適合性）について補足説明する。 ・ [補足安有1] 第14条に対する適合性の整理表（安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の健全性評価）
185	—	SA154	重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。 ・試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）、取替え、保修等が実施可能な設計とする。 ・多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。 ・構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うものとする。	<重大事故等対処設備の試験・検査性> ⇒各重大事故等対処設備の試験・検査性（技術基準への適合性）について補足説明する。 ・ [補足重事1] 第30条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性評価）
186	—	SA155	試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）、取替え、保修等が実施可能な設計とする。	3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性		
187	—	SA156	重大事故等対処設備は、原則系統試験及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。	(2) 試験・検査性		
188	—	SA157	多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。			
189	—	SA158	構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。			
190	—	SA159	可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うことを保安規定に定めて、管理する。			
191	DB32	SA160	(3) 維持管理 加工施設の維持管理にあたっては、保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。）及び通信連絡設備、安全避難通路（照明設備）等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.3 維持管理	【3. 健全性における基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.3 維持管理】 ・一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。）及び通信連絡設備、安全避難通路（照明設備）等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針			添付書類	補足すべき事項		
192	—	SA161	<p>8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 (1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針 基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な設備については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</p>	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>4. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</p> <p>III-6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書</p>	<p>【4.地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 ・基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な設備については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>
193	—	SA162	<p>a. 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、露出した状態でMOX粉末を取り扱い、さらには火災源を有するグローブボックスはパネルに亀裂や破損が生じないこと及び転倒しないこと、当該グローブボックスの内装機器の落下・転倒防止機能の確保にあたっては、放射性物質（固体）の閉じ込めバウンダリを構成する容器や放射性物質そのものを保持する設備の破損により、容器、設備が落下又は転倒しないことにより、必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p>		<p>静的地震力、動的地震力に対する設計の考慮及び重大事故等対処施設に適用する荷重の組合せと許容限界に対する設計の考慮について説明する。</p>	
194	—	SA163	<p>b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、重大事故等に対処するための機能を有効に発揮するための火災の感知機能、消火機能や外部への放出経路の遮断等の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p>			
195	—	SA164	<p>また、a. 及びb. の設備を設置する建物・構築物は、基準地震動を1.2倍した地震力に対し、重大事故等に対する対処が成立することを確認することを目的として、重大事故等対処の実施に対して妨げにならないこと、重大事故等対処設備が倒壊等することなくMOXの過度の放出防止機能を確認する設計とする。 具体的には、MOX燃料加工施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのあるMOX粉末の特徴を踏まえ、建物・構築物自体が倒壊せず、壁、床、天井に多少のひびが発生したとしても、建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、建物の構造が維持される設計とする。</p>			
196	—	SA165	<p>(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれない設計とする。</p>			

基本設計方針			添付書類	補足すべき事項
197	—	SA166	8.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 可搬型重大事故等対処設備は、事業許可基準規則の第二十七条第3項第六号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを求められている。 MOX燃料加工施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針
198	—	SA167	(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、発火源に対する対策、酸素に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。	【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、発火源に対する対策、酸素に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。
199	—	SA168	(2) 不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。
200	—	SA169	(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。	【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。
201	—	SA170	風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。	【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。
202	—	SA171	生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。	【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。
203	—	SA172	津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。	【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。
204	—	SA173	したがって、MOX燃料加工施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む)及び森林火災によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。	【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 したがって、MOX燃料加工施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む)及び森林火災によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。
205	—	SA174	(4) 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせ設置する設計とする。	【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 ・火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせ設置する設計とする。
206	—	SA175	消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。	【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。
207	—	SA176	消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。	【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。
208	—	SA177	火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。	【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。
209	—	SA178	重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。	【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。
210	—	SA179	可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる箇所には、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。	【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる箇所には、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。
211	—	SA180	消火設備の現場盤操作等に必要の照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。	【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 消火設備の現場盤操作等に必要の照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。
212	—	SA181	(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。

※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目			
V-1-1-4 安全機能を有する施設及び 重大事故等対処設備が使用 される条件の下における健 全性に関する説明書	【3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する 考慮】 【3.1.1 重大事故等対処設 備 (1) 自然現象 (2) 人為事象 (3) 周辺機器等からの悪影 響 【3.2悪影響防止 3.2.1安全 機能を有する施設及び安全 上重要な施設】 【(1)内部発生飛散物による 影響】 【(2) 共用】 【3.3環境条件 3.3.1安全 機能を有する施設及び安全 上重要な施設】 【(1)圧力、温度及び湿度に よる影響、放射線による影 響】 【(2)自然現象による影響、 自然現象により発生する荷 重による影響】 【(3) 人為事象による影 響】 【(4) 周辺機器等からの悪 影響】 【(5) 設置場所における放 射線の影響】 【3.4操作性及び試験・検査 性 3.4.1安全機能を有する 施設及び安全上重要な施設 】 【(1) 操作性】 【(2)試験・検査性】	<重大事故等対処設備の共通要 因故障に対する考慮>	[補足重事1] 第30条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性 評価）
		<安全機能を有する施設の内部 発生飛散物に関する設計>	[補足安有1] 第14条に対する適合性の整理表（安全上重要な施設を含む安全 機能を有する施設の健全性評価）
		<安全機能を有する施設の共用 >	
		<安全機能を有する施設の環境 条件等に対する設計>	
		<安全機能を有する施設の操作 性の確保>	
		<安全機能を有する施設の試 験・検査性>	
【3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する 考慮】 【3.1.1 重大事故等対処設 備 (1) 自然現象 (2) 人為事象 (3) 周辺機器等からの悪影 響	<重大事故等対処設備の共通要 因故障に対する考慮>	[補足重事2]	可搬型重大事故等対処設備の保管・配置場所
【3.健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する 考慮】 【3.1.1 重大事故等対処設 備 (1) 自然現象 (2) 人為事象 (3) 周辺機器等からの悪影 響	<重大事故等対処設備の共通要 因故障に対する考慮>	[補足重事3]	主要な重大事故等対処設備一覧表
3.2悪影響防止 3.2.1安全機能を有する施設 及び安全上重要な施設 (2) 共用	<安全機能を有する施設の共用 の詳細>	[補足安有5]	共用設備について



発電炉の補足説明資料の説明項目		展開要否	理由
補足-40-1【第54条に対 する適合性の整理表（重 大事故等対処設備の健全 性評価）】	表 重大事故等対処設備の適合性一覧表記載要領	○	
補足-40-2【第14、15、38 条に対する適合性の整理 表（安全設備を含む設計 基準対象施設の健全性評 価）】	表 安全設備を含む設計基準対象施設の適合性一覧表記載要領	○	
	図 安全基準設備を含む設計基準対象施設の適合性一覧表記載要領説明図	○	
	表 東海第二発電所 第14、15、38 条に対する適合性の整理表	○	
	1. 可搬型重大事故等対処設備の保管場所について	○	
	表 可搬型重大事故等対処設備一覧表	○	
補足-40-7【可搬型重大 事故等対処設備の保管場 所及びアクセスルート】	図 可搬型重大事故等対処設備の保管場所一覧	○	
	2. 保管場所における不等沈下について	○	
	2.1 評価手法	○	
	2.2 評価結果	○	
	3. 保管場所の路面補強について	○	
	3.1 保管場所（保管エリア）の路面補強の概要	○	
	3.2 鉄筋コンクリート床版の設計	○	
	3.3 鉄筋コンクリート床版の液状化に伴う不等沈下低減対策	○	
	3.4 鉄筋コンクリート床版の仕様	○	
	4. 保管場所における可搬型重大事故等対処設備の重量について	○	
	4-1表 西側保管場所及び南側保管場所に配備する可搬型重大事故等対処設備一覧	○	
	4-2表 西側保管場所及び南側保管場所に配備する可搬型重大事故等対処設備の総重量	○	
補足-40-10【「実用発電 用原子炉及びその附属施 設の技術基準に関する規 則」の第54条及び第59条 から77条に基づく主要な 重大事故等対処設備一覧 表】	表 主要な重大事故等対処設備一覧表	○	
	(1) 重要安全施設	○	
	(2) 安全施設（重要安全施設以外）	○	

補足説明すべき項目の抽出
(第十四条 安全機能を有する施設 及び 第三十条 重大事故等対処設備)

基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目

発電炉の補足説明資料の説明項目	展開要否	理由		
補足-40-4【使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置について】	—	MOX施設に同様の設備がないため。		
補足-40-6【基準規則で規定される施設・設備の整理】	—	MOX施設の施設・設備は安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処施設の3分類のみで、煩雑でないため。		
補足-40-7【可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】	5. 斜面崩壊後の土砂堆積の設定における考え方について	MOX施設のアクセスルートの敷設において考慮すべき事項出ないため。		
	9. アクセスルートの段差対策について	同上		
	10. 地下水位について	同上		
	11. 相対密度の設定について	同上		
	11.1敷地の地質・地質構造	同上		
	11.2保管場所及びアクセスルートの相対密度の設定	同上		
	11.3相対密度の場所的变化の確認	同上		
	13. 使用済燃料乾式貯蔵建屋の西側斜面の安定性評価について	同上		
	15. 盛土（改良土）の仕様について	同上		
	15.1盛土（改良土）の設計方針について	同上		
	15.2盛土（改良土）の設計仕様	同上		
	17. 原子炉建屋付属棟（鉄骨造部）の波及的影響について	MOX施設に同様の設備がないため。		
	18. 廃棄物処理建屋固体廃棄物搬出入設備の波及的影響について	同上		
	補足-40-8【核物質防護設備の安全設備及び重大事故等対処設備への波及的影響の防止について】	(5) 津波	MOX施設は津波の影響がないことを評価しているため。	
	補足-40-9【原子炉格納容器内に使用されるテフロン材の事故時環境下における影響について】	—	MOX施設の事故時の放射線環境は、通常時と大きく変わらないことから、テフロン材に対する影響に注視する必要がないため。	
	補足-40-11【逃がし安全弁の環境条件の設定について】	—	添付資料については、[補足重事7]にて必要な資料を添付するため。	
	補足-40-12【安全設備及び重大事故等対処設備の環境条件の設定について】	添付1 環境放射線の設定方法について	—	添付資料については、[補足重事7]にて必要な資料を添付するため。
		参考資料	—	同上
添付2 耐火壁の溢水防止機能について		—	同上	
添付3 主蒸気管破断事故起因の重大事故等時を考慮した場合の環境条件について		—	同上	
添付4 その他建屋の環境条件について		—	同上	
添付5 格納容器雰囲気放射線モニタの環境条件の設定方法について		—	同上	
添付6 熱収支等により環境温度を設定するエリアの設定方法について		—	同上	
図1 空調設備に期待する設備及びエリア		—	同上	
表1 重大事故等対処設備の機能維持に必要な空調設備		—	同上	
図2 空調設備に期待するエリア		—	同上	
参考1 格納容器圧力逃がし装置格納槽の室温評価について		—	同上	
添付7 主蒸気管破断事故起因の重大事故等時に期待する設備への対応について		—	同上	
添付8 格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置、非常用窒素供給系高圧窒素ポンプ及び非常用逃がし安全弁駆動系高圧窒素ポンプの空調について		—	同上	
添付9 原子炉格納容器外の建屋内（原子炉建屋原子炉棟内）において個別に放射線環境条件を設定するエリアの設定方法について		—	同上	
添付10 原子炉建屋原子炉棟内の計装設備（伝送器）の遮蔽設計及び環境放射線について		—	同上	
添付11 原子炉格納容器外の建屋内（原子炉建屋の原子炉棟外及びその他の建屋内）において個別に放射線環境条件を設定するエリアの設定方法について		—	同上	
添付12 ほう酸水注入系の放射線環境条件設定		—	同上	
添付13 使用済燃料プール監視カメラの放射線環境条件設定		—	同上	
補足-40-13【自主対策設備の悪影響防止について】		3.2サブプレッション・プール水 pH制御設備	—	MOX施設に同様の設備がないため。
		3.3格納容器頂部注水系	—	同上
	3.4バックアップシール材	—	MOX施設はバックアップシール材を使用する設備がないため。	
	添付資料1. 原子炉格納容器 pH制御による原子炉格納容器への影響の確認について	—	MOX施設に同様の設備がないため。	
補足-40-14【重大事故等対処設備の事故後8日以降の放射線に対する評価について】	2. 事故後8 日以降の放射線に対する評価を実施する重大事故等対処設備の選定方法	—	8日目以降の評価としては、事故収束により影響がないことを示すものであり、設備の選定は行わないため	
	3. 事故後8 日以降の放射線に対する評価を実施する重大事故等対処設備の選定結果	—		
	添付2. 「添付資料2.7.2 インターフェイスシステムLOCA発生時の破断面積及び現場環境等について」	—		同上
補足-40-15【重大事故等時における現場操作の成立性について】	添付3. 「添付資料1.13.4 水源の補給準備・補給作業及び燃料の給油準備・給油作業における放射線量等の影響について」	—	同上	
	添付4. 「非常用母線接続作業時の被ばく評価について」	—	同上	
	添付5. 「別紙17 ベント実施に伴うベント操作時の作業員の被ばく評価」	—	同上	
	—	—	同上	
補足-40-16【ブローアウトパネル関連設備の設計方針】	—	—	同上	
補足240-4 中央制御室の機能に関する説明書に係る補足説明資料	1. 環境条件	—	制御室に係る説明であるため補足説明に不要。	
	2. 3 その他の誤操作防止対策	—	運用に係る記載（操作禁止札による識別）のため、不要。	
	3. 中央制御室から外の状況を把握する設備	—	制御室に係る説明であるため補足説明資料として反映しない。	
	4. 酸素濃度計等	—	制御室に係る説明であるため補足説明資料として反映しない。	

「安全機能を有する施設」に係る補足説明について
⇒発電炉と比較して不足となる補足説明はない。
「重大事故等対処設備」に係る補足説明について
⇒発電炉と比較して不足となる補足説明はない。

補足説明すべき項目の抽出
(第十四条 安全機能を有する施設 及び 第三十条 重大事故等対処設備)

東海第二発電所 補足説明資料	MOX燃料加工施設 補足説明資料	記載概要	補足すべき事項	申請回数							
				第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要
補足40-1 第54条に対する適合性の整理表	第30条に対する適合性の整理表(重大事故等表)	適合性一覧表の記載要領	[補足重事1]	-	-	○	適合性一覧表の記載要領	△	前回回次から追加事項はない	△	前回回次から追加事項はない
表 東海第二発電所 第54条に対する適合性の整理表	表 MOX燃料加工施設 第30条に対する適合性の整理表	重大事故等対処設備の適合性一覧表	[補足重事1]	-	-	○	重大事故等対処設備の適合性一覧表	○	第3回申請対象設備を表に追加する	○	第4回申請対象設備を表に追加する
補足40-2 第14, 15, 38 条に対する適合性の整理表(安全設備を含む設計基準対象施設の健全性評価)	第14条に対する適合性の整理表(安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の健全性評価)										
表 安全設備を含む設計基準対象施設の適合性一覧表記載要領	表 安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の適合性一覧表記載要領	適合性一覧表の記載要領	[補足重事1]	-	-	○	適合性一覧表の記載要領	△	前回回次から追加事項はない	△	前回回次から追加事項はない
図 安全基準設備を含む設計基準対象施設の適合性一覧表記載要領説明図	図 安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の適合性一覧表記載要領説明図	適合性一覧表の記載要領	[補足重事1]	-	-	○	適合性一覧表の記載要領	△	前回回次から追加事項はない	△	前回回次から追加事項はない
表 東海第二発電所 第14, 15, 38 条に対する適合性の整理表	表 MOX燃料加工施設 第14条に対する適合性の整理表	安全機能を有する施設の適合性一覧表		-	-	○	安全機能を有する施設の適合性一覧表	○	第3回申請対象設備を表に追加する	○	第4回申請対象設備を表に追加する
補足40-3 環境条件における機器の健全性評価の手法について	環境条件における機器の健全性評価の手法について										
1. 概要	1. 概要	資料概要	[補足重事8]	-	-	○	資料概要	△	前回回次から追加事項はない	△	前回回次から追加事項はない
2. 圧力に係る適合性評価手法	2. 圧力に係る適合性評価手法	圧力に係る適合性評価手法	[補足重事8]	-	-	○	圧力に係る適合性評価手法	△	前回回次から追加事項はない	△	前回回次から追加事項はない
3. 温度に係る適合性評価手法	3. 温度に係る適合性評価手法	温度に係る適合性評価手法	[補足重事8]	-	-	○	温度に係る適合性評価手法	△	前回回次から追加事項はない	△	前回回次から追加事項はない
4. 湿度に係る適合性評価手法	4. 湿度に係る適合性評価手法	湿度に係る適合性評価手法	[補足重事8]	-	-	○	湿度に係る適合性評価手法	△	前回回次から追加事項はない	△	前回回次から追加事項はない
5. 放射線に係る適合性評価手法	5. 放射線に係る適合性評価手法	放射線に係る適合性評価手法	[補足重事8]	-	-	○	放射線に係る適合性評価手法	△	前回回次から追加事項はない	△	前回回次から追加事項はない
別紙-1 重大事故等時における健全性評価に用いた実証試験	別紙-1 重大事故等時における健全性評価に用いた実証試験	資料概要	[補足重事8]	-	-	○	資料概要	△	前回回次から追加事項はない	△	前回回次から追加事項はない
表1-1 重大事故等対処設備の圧力設計値(耐性値)設定に用いた実証試験	表1-1 重大事故等対処設備の圧力設計値(耐性値)設定に用いた実証試験結果	重大事故等対処設備の圧力設計値(耐性値)設定に用いた実証試験結果	[補足重事6]	-	-	○	重大事故等対処設備の圧力設計値(耐性値)設定に用いた実証試験結果	○	第3回申請対象設備を表に追加する	○	第4回申請対象設備を表に追加する
表1-2 重大事故等対処設備の温度設計値(耐性値)設定に用いた実証試験	表1-2 重大事故等対処設備の温度設計値(耐性値)設定に用いた実証試験結果	重大事故等対処設備の温度設計値(耐性値)設定に用いた実証試験結果	[補足重事6]	-	-	○	重大事故等対処設備の温度設計値(耐性値)設定に用いた実証試験結果	○	第3回申請対象設備を表に追加する	○	第4回申請対象設備を表に追加する
表1-3 重大事故等対処設備の湿度設計値(耐性値)設定に用いた実証試験	表1-3 重大事故等対処設備の湿度設計値(耐性値)設定に用いた実証試験結果	重大事故等対処設備の湿度設計値(耐性値)設定に用いた実証試験結果	[補足重事6]	-	-	○	重大事故等対処設備の湿度設計値(耐性値)設定に用いた実証試験結果	○	第3回申請対象設備を表に追加する	○	第4回申請対象設備を表に追加する
表1-4 重大事故等対処設備の放射線設計値(耐性値)設定に用いた実証試験	表1-4 重大事故等対処設備の放射線設計値(耐性値)設定に用いた実証試験結果	重大事故等対処設備の放射線設計値(耐性値)設定に用いた実証試験結果	[補足重事6]	-	-	○	重大事故等対処設備の放射線設計値(耐性値)設定に用いた実証試験結果	○	第3回申請対象設備を表に追加する	○	第4回申請対象設備を表に追加する
補足40-4 使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置について											
1. 概要											
2. 使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置の容量と冷却能力											
3. 評価条件及び算出方法											
3.1 評価条件											
3.2 適用規格											
3.3 評価方法											
3.4 算出方法											
図 監視カメラ用空冷装置の空気供給概略図											
4. 使用済燃料プール監視カメラの耐環境性について											
5. 使用済燃料プール監視カメラ空冷装置冷却器の性能試験について											
5.1 冷却器メーカーにおける性能試験結果											
5.2 周囲温度の変化による冷却能力の追加試験結果											
6. 使用済燃料プール監視カメラ空冷装置の配管について											
7. 使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置の操作性											

東海第二発電所 補足説明資料	MOX燃料加工施設 補足説明資料	記載概要	補足すべき事項	申請回次									
				第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要		
補足-40-5 共用・相互接続設備について	共用設備について												
(1) 重要安全施設	(1) 安全機能を有する施設	安全機能を有する施設の共用一覧	[補足安有5]	—	—	○	安全機能を有する施設の共用一覧	○	第3回申請対象設備を一覧に追加する	○	第4回申請対象設備を一覧に追加する		
(2) 安全施設 (重要安全施設以外)	(1) 安全機能を有する施設	安全機能を有する施設の共用一覧	[補足安有5]	—	—	○	安全機能を有する施設の共用一覧	○	第3回申請対象設備を一覧に追加する	○	第4回申請対象設備を一覧に追加する		
(3) 重大事故対処設備	(2) 重大事故対処設備	重大事故等対処設備の共用一覧	[補足重事4]	—	—	○	重大事故等対処設備の共用一覧	○	第3回申請対象設備の共用範囲を追加する	○	第4回申請対象設備の共用範囲を追加する		
—	(3) 共用する設備の範囲 (安全機能を有する施設)	共用する設備の範囲を示す		—	—	○	共用する設備の範囲を示す	○	第3回申請対象設備の共用範囲を追加する	○	第4回申請対象設備の共用範囲を追加する		
補足40-6 基準規則で規定される施設・設備の整理													
補足-40-7 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート												
1. 可搬型重大事故等対処設備の保管場所について	1. 可搬型重大事故等対処設備の保管場所について	可搬型重大事故等対処設備の保管時の位置的分散	[補足重事2]	—	—	—	—	○	可搬型重大事故等対処設備の保管時の位置的分散	△	前回回次から追加事項はない		
表 可搬型重大事故等対処設備一覧表	表 可搬型重大事故等対処設備一覧表	可搬型重大事故等対処設備一覧表	[補足重事2]	—	—	—	—	○	可搬型重大事故等対処設備一覧表	△	前回回次から追加事項はない		
図 可搬型重大事故等対処設備の保管場所一覧	図 可搬型重大事故等対処設備の保管場所一覧	可搬型重大事故等対処設備の保管場所一覧	[補足重事2]	—	—	—	—	○	可搬型重大事故等対処設備の保管場所一覧	△	前回回次から追加事項はない		
2. 保管場所における不等沈下について	2. 保管場所における不等沈下について	保管場所における不等沈下の評価	[補足重事2]	—	—	—	—	○	保管場所における不等沈下の評価	△	前回回次から追加事項はない		
2.1 評価方法	2.1 評価方法	不等沈下の評価方法	[補足重事2]	—	—	—	—	○	不等沈下の評価方法	△	前回回次から追加事項はない		
2.2 評価結果	2.2 評価結果	不等沈下の評価結果	[補足重事2]	—	—	—	—	○	不等沈下の評価結果	△	前回回次から追加事項はない		
3. 保管場所の路面補強について	3. 保管場所の路面補強について	保管場所の路面補強	[補足重事2]	—	—	—	—	○	保管場所の路面補強	△	前回回次から追加事項はない		
3.1 保管場所 (保管エリア) の路面補強の概要	3.1 保管場所 (保管エリア) の路面補強の概要	路面補強の方法及び設計	[補足重事2]	—	—	—	—	○	路面補強の方法及び設計	△	前回回次から追加事項はない		
3.2 鉄筋コンクリート床版の設計	3.2 鉄筋コンクリート床版の設計	地震、竜巻時の可搬型重大事故等対処設備の荷重に対する健全性及び保管場所の降雨の排水	[補足重事2]	—	—	—	—	○	地震、竜巻時の可搬型重大事故等対処設備の荷重に対する健全性及び保管場所の降雨の排水	△	前回回次から追加事項はない		
3.3 鉄筋コンクリート床版の液状化に伴う不等沈下低減対策	3.3 鉄筋コンクリート床版の液状化に伴う不等沈下低減対策	液状化の分析及び対応方法	[補足重事2]	—	—	—	—	○	液状化の分析及び対応方法	△	前回回次から追加事項はない		
3.4 鉄筋コンクリート床版の仕様	3.4 鉄筋コンクリート床版の仕様	鉄筋コンクリート床版の仕様図	[補足重事2]	—	—	—	—	○	鉄筋コンクリート床版の仕様図	△	前回回次から追加事項はない		
4. 保管場所における可搬型重大事故等対処設備の重量について	4. 保管場所における可搬型重大事故等対処設備の重量について	地盤支持力の評価をするための保管場所における可搬型重大事故等対処設備の重量	[補足重事2]	—	—	—	—	○	地盤支持力の評価をするための保管場所における可搬型重大事故等対処設備の重量	△	前回回次から追加事項はない		
4-1 表 西側保管場所及び南側保管場所に配備する可搬型重大事故等対処設備一覧	4-1 表 保管場所に配備する可搬型重大事故等対処設備一覧	西側保管場所及び南側保管場所に配備する可搬型重大事故等対処設備一覧表	[補足重事2]	—	—	—	—	○	西側保管場所及び南側保管場所に配備する可搬型重大事故等対処設備一覧表	△	前回回次から追加事項はない		
4-2 表 西側保管場所及び南側保管場所に配備する可搬型重大事故等対処設備の総重量	4-2 表 保管場所に配備する可搬型重大事故等対処設備の総重量	西側保管場所及び南側保管場所に配備する可搬型重大事故等対処設備の総重量	[補足重事2]	—	—	—	—	○	西側保管場所及び南側保管場所に配備する可搬型重大事故等対処設備の総重量	△	前回回次から追加事項はない		
5. 斜面崩壊後の土砂堆積の設定における考え方について	斜面崩壊後の土砂堆積の設定における考え方について												

東海第二発電所 補足説明資料	MOX燃料加工施設 補足説明資料	記載概要	補足すべき事項	申請回数							
				第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要
6. がれき撤去時のホイールローダ作業量及び復旧時間について	5. がれき撤去時のホイールローダ作業量及び復旧時間について	がれき撤去時のホイールローダ作業量及び復旧時間について	[補足重事10]	-	-	-	-	○	がれき撤去時のホイールローダ作業量及び復旧時間について	△	前回回次から追加事項はない
6.1 作業体制	5.1 作業体制	ホイールローダ作業時の作業体制	[補足重事10]	-	-	-	-	○	ホイールローダ作業時の作業体制	△	前回回次から追加事項はない
6.2 ホイールローダ仕様	5.2 ホイールローダ仕様	ホイールローダ仕様	[補足重事10]	-	-	-	-	○	ホイールローダ仕様	△	前回回次から追加事項はない
6.3 がれき撤去速度の算出	5.3 がれき撤去速度の算出	がれき撤去速度の算出	[補足重事10]	-	-	-	-	○	がれき撤去速度の算出	△	前回回次から追加事項はない
7. 屋外アクセスルート周辺建屋及び機器の耐震性評価について	6. 屋外アクセスルート周辺建屋及び機器の耐震性評価について	屋外アクセスルート周辺建屋及び機器の耐震性評価について	[補足重事10]	-	-	-	-	○	屋外アクセスルート周辺建屋及び機器の耐震性評価について	△	前回回次から追加事項はない
8. 構造物損壊により発生するがれき及び崩壊土砂の撤去について	7. 構造物損壊により発生するがれき及び崩壊土砂の撤去について	構造物損壊により発生するがれき及び崩壊土砂の撤去について	[補足重事10]	-	-	-	-	○	ホイールローダの最大けん引力及び撤去速度の検証	△	前回回次から追加事項はない
9. アクセスルートの段差対策について	6. アクセスルートの段差対策について	アクセスルートの段差対策について									
10. 地下水について	6. 地下水について	地下水について									
11. 相対密度の設定について	6. 相対密度の設定について	相対密度の設定について									
11.1 敷地の地質・地質構造	6.1 敷地の地質・地質構造	敷地の地質・地質構造									
11.2 保管場所及びアクセスルートの相対密度の設定	6.2 保管場所及びアクセスルートの相対密度の設定	保管場所及びアクセスルートの相対密度の設定									
11.3 相対密度の場所的変化の確認	6.3 相対密度の場所的変化の確認	相対密度の場所的変化の確認									
12. 保管場所及びアクセスルートの評価対象斜面の抽出について	8. 保管場所及びアクセスルートの評価対象斜面の抽出について	保管場所及びアクセスルートの評価対象斜面の抽出について	[補足重事10]	-	-	-	-	○	保管場所及びアクセスルートの評価対象斜面の抽出について	△	前回回次から追加事項はない
12.1 保管場所の評価対象斜面の抽出について	8.1 保管場所の評価対象斜面の抽出について	保管場所の評価対象斜面の抽出について	[補足重事10]	-	-	-	-	○	保管場所の評価対象斜面の抽出方法及び抽出結果	△	前回回次から追加事項はない
12.2 アクセスルートの評価対象斜面の抽出について	8.2 アクセスルートの評価対象斜面の抽出について	アクセスルートの評価対象斜面の抽出方法及び抽出結果	[補足重事10]	-	-	-	-	○	アクセスルートの評価対象斜面の抽出方法及び抽出結果	△	前回回次から追加事項はない
13. 使用済燃料乾式貯蔵建屋の西側斜面の安定性評価について											
14. 屋内外アクセスルート確保のための対策について	9. 屋内外アクセスルート確保のための対策について	燃料加工建屋付属の新設ルート	[補足重事10]	-	-	-	-	○	燃料加工建屋付属の新設ルート	△	前回回次から追加事項はない
15. 盛土(改良土)の仕様について	9. 盛土(改良土)の仕様について										
15.1 盛土(改良土)の設計方針について	9.1 盛土(改良土)の設計方針について										
15.2 盛土(改良土)の設計仕様	9.2 盛土(改良土)の設計仕様										
16. 森林火災時における保管場所及びアクセスルートへの影響について	10. 森林火災時における保管場所及びアクセスルートへの影響について	森林火災時における保管場所及びアクセスルートへの影響について	[補足重事10]	-	-	-	-	○	森林火災時における保管場所及びアクセスルートへの影響について	△	前回回次から追加事項はない
16.1 森林火災による影響	10.1 森林火災による影響	森林火災時による保管場所及びアクセスルートへの影響評価	[補足重事10]	-	-	-	-	○	森林火災時による保管場所及びアクセスルートへの影響評価	△	前回回次から追加事項はない
16.2 防火帯内における保管場所等周辺の植生火災による影響	10.2 防火帯内における保管場所等周辺の植生火災による影響	防火帯内における保管場所等周辺の植生火災による保管場所及びアクセスルートへの影響評価	[補足重事10]	-	-	-	-	○	防火帯内における保管場所等周辺の植生火災による保管場所及びアクセスルートへの影響評価	△	前回回次から追加事項はない
17. 原子炉建屋付属棟(鉄骨造部)の波及的影響について											
18. 廃棄物処理建屋固体廃棄物搬出入設備の波及的影響について											
補足-40-8 核物質防護設備の安全設備及び重大事故等対処設備への波及的影響の防止について	核物質防護設備の安全設備及び重大事故等対処設備への波及的影響の防止について										
1. はじめに	1. はじめに	資料概要		-	-	○	資料概要	△	前回回次から追加事項はない	△	前回回次から追加事項はない
2. 波及的影響評価について	2. 波及的影響評価について	地震、火災、溢水、竜巻、積雪・火山に対する波及的影響評価	[補足安有4]	-	-	○	地震、火災、溢水、竜巻、積雪・火山に対する波及的影響評価	△	前回回次から追加事項はない	△	前回回次から追加事項はない
(1) 地震	(1) 地震	地震に対する波及的影響評価		-	-	○	地震に対する波及的影響評価	△	前回回次から追加事項はない	△	前回回次から追加事項はない
(2) 火災	(2) 火災	火災に対する波及的影響評価		-	-	○	火災に対する波及的影響評価	△	前回回次から追加事項はない	△	前回回次から追加事項はない
(3) 溢水	(3) 溢水	溢水に対する波及的影響評価		-	-	○	溢水に対する波及的影響評価	△	前回回次から追加事項はない	△	前回回次から追加事項はない
(4) 竜巻	(4) 竜巻	竜巻に対する波及的影響評価		-	-	○	竜巻に対する波及的影響評価	△	前回回次から追加事項はない	△	前回回次から追加事項はない
(5) 津波											
(6) 積雪・火山	(5) 積雪・火山	積雪・火山に対する波及的影響評価	[補足安有4]	-	-	○	積雪・火山に対する波及的影響評価	△	前回回次から追加事項はない	△	前回回次から追加事項はない
添付-1 核物質防護設備の波及的影響評価について	核物質防護設備の波及的影響評価について	地震、火災、溢水、竜巻、積雪・火山に対する防護設備の波及的影響評価		-	-	○	地震、火災、溢水、竜巻、積雪・火山に対する防護設備の波及的影響評価	△	前回回次から追加事項はない	△	前回回次から追加事項はない
補足-40-9 原子炉格納容器内に使用されるテフロン材の事故時環境下における影響について											

東海第二発電所 補足説明資料	MOX燃料加工施設 補足説明資料	記載概要	補足すべき事項	申請回数										
				第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要			
補足-40-10 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第54条及び第59条から77条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表	「加工施設の技術基準に関する規則」の第30条及び第31条から39条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表													
表 主要な重大事故等対処設備一覧表	表 主要な重大事故等対処設備一覧表	主要な重大事故等対処設備一覧表	[補足重事3]	-	-			○	○	○	○	○	○	○
添付資料1 原子炉圧力容器の支持構造物、原子炉冷却材圧力バウンダリ構成部等の重大事故等時における設計上の考慮について														
添付資料2 設計基準事故対処設備としての計装設備の個数と設置場所について														
図1 配置図														
補足-40-11 逃がし安全弁の環境条件の設定														
補足-40-12 安全設備及び重大事故等対処設備の環境条件の設定について	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の環境条件の設定について													
1. はじめに	1. はじめに	資料概要		-	-			○	△	△	△	△	△	△
2. 安全施設の環境条件について	2. 安全機能を有する施設の環境条件について	項目のみ		-	-			-	-	-	-	-	-	-
2.1 一律で設定する環境条件の考慮事項	2.1 一律で設定する環境条件の考慮事項	安全機能を有する施設の一部で設定する環境条件及びその考慮事項	[補足安有3]	-	-			○	△	△	△	△	△	△
2.2 安全施設の個別で設定する環境条件の考慮事項	2.2 安全機能を有する施設の個別で設定する環境条件の考慮事項	安全機能を有する施設の個別で設定する環境条件、その考慮事項及び対象設備		-	-			○	○	○	○	○	○	○
3. 重大事故等対処設備の環境条件について	3. 重大事故等対処設備の環境条件について	項目のみ	[補足重事7]	-	-			-	-	-	-	-	-	-
3.1 一律で設定する環境条件の考慮事項	3.1 一律で設定する環境条件の考慮事項	重大事故等対処設備の一律で設定する環境条件及びその考慮事項	[補足重事7]	-	-			○	○	○	△	△	△	△
3.2 重大事故等対処設備の個別で設定する環境条件の考慮事項	3.2 重大事故等対処設備の個別で設定する環境条件の考慮事項	重大事故等対処設備の個別で設定する環境条件、その考慮事項及び対象設備	[補足重事7]	-	-			○	○	○	○	○	○	○
表 重大事故等対処設備の環境条件の設定	表 重大事故等対処設備の環境条件の設定	重大事故等対処設備の環境条件の設定表	[補足重事7]	-	-			○	○	○	○	○	○	○
図 重大事故等対処設備の環境条件の設定	図 重大事故等対処設備の環境条件の設定	重大事故等対処設備の環境条件の設定図	[補足重事7]	-	-			○	○	○	○	○	○	○
4. 添付資料	添付資料	添付資料の一覧		-	-			○	○	○	○	○	○	○
	添付1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される区域の積層率	環境条件（放射線）設定に関する詳細		-	-			○	○	○	○	○	○	○
	添付2 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される区域の温度	環境条件（温度）設定に関する詳細		-	-			○	○	○	○	○	○	○
	添付3 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される区域の圧力	環境条件（圧力）設定に関する詳細		-	-			○	○	○	○	○	○	○
添付1 環境放射線の設定方法について参考資料														
添付2 耐火壁の溢水防止機能について														
添付3 主蒸気管破断事故起因の重大事故等時を考慮した場合の環境条件について														
添付4 その他建屋の環境条件について														
添付5 格納容器雰囲気放射線モニタの環境条件の設定方法について														
添付6 熱収支等により環境温度を設定するエリアの設定方法について														
図1 空調設備に期待する設備及びエリア														
表1 重大事故等対処設備の機能維持に必要な空調設備														
図2 空調設備に期待するエリア														
参考1 格納容器圧力逃がし装置格納槽の室温評価について														
添付7 主蒸気管破断事故起因の重大事故等時に期待する設備への対応について														

東海第二発電所 補足説明資料	MOX燃料加工施設 補足説明資料	記載概要	補足すべき事項	申請回次									
				第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要		
添付8													
添付9													
添付10													
添付11													
添付12													
添付13													

東海第二発電所 補足説明資料	MOX燃料加工施設 補足説明資料	記載概要	補足すべき事項	申請回数									
				第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要		
補足-40-13 自主対策設備の悪影響防止につ	自主対策設備の悪影響防止について												
1. はじめに	1 はじめに	資料概要	[補足安有6] [補足重事6]	—	—	—	—	○	資料概要	△	前回回次から追加事項はない		
2. 想定される悪影響について	2. 想定される悪影響について	自主対策設備の直接的・間接的な影響に対する考慮	[補足安有6] [補足重事6]	—	—	—	—	○	自主対策設備の直接的・間接的な影響に対する考慮	△	前回回次から追加事項はない		
3. 自主対策設備の悪影響防止	3. 自主対策設備の悪影響防止	自主対策設備の悪影響防止	[補足安有6] [補足重事6]	—	—	—	—	○	自主対策設備の悪影響防止	△	前回回次から追加事項はない		
3.1 自主対策設備の悪影響防止に対する基本的方針	3.1 自主対策設備の悪影響防止に対する基本的方針	自主対策設備の悪影響防止に対する基本的方針	[補足安有6] [補足重事6]	—	—	—	—	○	自主対策設備の悪影響防止に対する基本的方針	△	前回回次から追加事項はない		
3.2 サプレッション・プール水pH制御設備													
3.3 格納容器頂部注水系													
3.4 バックアップシール材													
表1 自主対策設備の分類													
表2 自主対策設備を使用することによる悪影響検討結果													
添付資料1 原子炉格納容器pH制御による原子炉格納容器への影響の確認について													
補足-40-14 重大事故等対処設備の事故後8日以降の放射線に対する評価について													
1 概要													
2 事故後8日以降の放射線に対する評価を実施する重大事故等対処設備の選定方法													
3 事故後8日以降の放射線に対する評価を実施する重大事故等対処設備の選定結果													
4 事故後8日以降の放射線に対する評価													
添付14-1 事故後8日以降に期待する機能の整理													
添付14-2 評価対象設備の選定フロー													
添付14-3 設備リスト													
添付14-4 「4. 事故後8日以降の放射線に対する評価」で抽出されたパラメータ													
添付14-5 配置図													
添付14-6 ドライウェル雰囲気温度の構造イメージ図													
添付14-7 配置図													
添付14-8 格納容器下部水位の構造イメージ図													
添付14-9 ドライウェル雰囲気温度及び格納容器下部水位の耐放射線性について													
参考1 重大事故等時の条件として考慮した原子炉格納容器内の積算線量の事故条件について													
参考2 主パラメータである計器（ドライウェル雰囲気温度及び格納容器下部水位）の事故時の健全性や計測する上での代表性及び使っている有機材料及びその耐熱温度について													
参考3 ドライウェル雰囲気温度及び格納容器下部水位の配置について													
参考4 一部の部位が原子炉格納容器内にある計装設備の系統構成、設置場所及び備数について													
参考5 原子炉建屋原子炉機内の伝送線の耐放射線性及び事故時の線量率について													

東海第二発電所 補足説明資料	MOX燃料加工施設 補足説明資料	記載概要	補足すべき事項	申請回次									
				第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要		
補足-40-16 重大事故等時における現場操作の成立性について	重大事故等時における現場操作の成立性について												
1. はじめに	はじめに	資料概要	[補足重事9]	-	-	-	-	○	資料概要	△			前回回次から追加事項はない
2. 操作性・操作環境	操作性・操作環境	操作時間、操作環境、連絡手段、操作性	[補足重事9]	-	-	-	-	○	操作時間、操作環境、連絡手段、操作性	△			前回回次から追加事項はない
表 重大事故等対策（現場）の成立性確認	重大事故等対策（現場）の成立性確認	重大事故等対策（現場）の成立性確認表	[補足重事9]	-	-	-	-	○	重大事故等対策（現場）の成立性確認表	△			前回回次から追加事項はない
添付1 「添付資料1.3.4 重大事故等対策の有効性評価における作業毎の成立性確認結果について」	「添付資料1.3.4 重大事故等対策の有効性評価における作業毎の成立性確認結果について」	重大事故等対策の有効性評価における作業毎の成立性確認結果	[補足重事9]	-	-	-	-	○	重大事故等対策の有効性評価における作業毎の成立性確認結果	△			前回回次から追加事項はない
添付2 「添付資料2.7.2 インターフェイスシステムLOCA発生時の破断面積及び現場環境等について」													
添付3 「添付資料1.13.4 水源の補給準備・補給作業及び燃料の給油準備・給油作業における放射線量等の影響について」													
添付4 「非常用母線接続作業時の被ばく評価について」													
添付5 「別紙17 ベント実施に伴うベント操作時の作業員の被ばく評価」													
補足-40-16 ブローアウトパネル関連設備の設計方針													
【補足-240】計測制御系統施設	警報設備等の基本設計方針に係る補足説明資料												
2. 誤操作防止対策	1. 誤操作防止対策												
2.1 中央制御室の誤操作防止対策	1.1 中央監視室等の誤操作防止対策	制御盤の配置、盤面器具の配列、警報表示の識別などの誤操作防止対策	[補足誤1]	-	-	○		制御盤の配置、盤面器具の配列、警報表示の識別などの誤操作防止対策	△	第2回で説明されるため追加事項なし	△		第2回で説明されるため追加事項なし
2.2 中央制御室以外の誤操作防止対策	1.2 中央制御室以外の誤操作防止対策	機器の操作盤及び手動弁の施錠管理、配管の色分けによる識別管理	[補足誤2]	-	-	○		機器の操作盤及び手動弁の施錠管理、配管の色分けによる識別管理	△	第2回で説明されるため追加事項なし	△		第2回で説明されるため追加事項なし
補足-100-1 【飛散物による損傷防護】	飛散物による損傷防護												
-	1 内部発生飛散物防護対象設備配置図	配置図	【補足内1】	-	-	○		内部発生飛散物防護対象設備を示した配置図を添付する。	△	第2回で説明されるため追加事項なし	-		-
-	1 回転機器の対策種別の説明、過回転防止速度の説明及び調速装置の構造												
1 ディーゼル駆動及びタービン駆動機器の評価対象について	1.1 回転機器の対策種別の説明及び過回転防止速度の説明	タービン駆動補機の対策種別の説明及び過回転防止速度の説明	【補足内2】	-	-	-	-	○	第3回で申請を行う内部発生飛散物の発生防止設計を実施している機器（非常用発電機）に対し、回転数及び加速度トリップ速度並びに調速装置の構造について記載する。	-			-
2 ディーゼル駆動及びタービン駆動補機の過速度トリップ回転速度について	1.2 調速装置の構造	タービン駆動補機の調速装置の構造について説明		-	-	-	-	○		-			-

凡例
 ・「申請回次」について
 ○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
 △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回次で記載しない項目

別紙 6

変更前記載事項の 既工認等との紐づけ

基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>8. 設備に対する要求</p> <p>8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備</p> <p>8.1.1 安全機能を有する施設, 安全上重要な施設及び重大事故等対処設備</p> <p>MOX 燃料加工施設のうち, 重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし, 安全機能を有する構築物, 系統及び機器を, 安全機能を有する施設とする。また, 安全機能を有する施設のうち, その機能喪失により, 公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため, 放射性物質又は放射線が MOX 燃料加工施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物, 系統及び機器から構成される施設を, 安全上重要な施設とする。</p> <p>安全機能を有する施設は, その安全機能の重要度に応じて, その機能を確保する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設は, 設計, 材料の選定, 製作及び検査に当たっては, 現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが, 必要に応じて, 使用実績があり, 信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする</p> <p>安全機能を有する施設は, 設計基準事故時において, 敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設は, 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において, 重大事故の発生を防止するために, また, 重大事故が発生した場合においても, 重大事故の拡大を防止するため, 及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために, 必要な措置を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は, 想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また, 重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統(供給源から供給先まで, 経路を含む。)にて構成する。</p> <p>重大事故等対処設備は, 共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ, 同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し, かつ, MOX 燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には, 再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また, 同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p> <p>重大事故等対処設備は, 内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて, それぞれに常設のものと可搬型のものがあり, 以下のとおり分類する。</p> <p>常設重大事故等対処設備は, 重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また, 常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」, 常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は, 重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。</p>	<p>8. 設備に対する要求</p> <p>8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備</p> <p>8.1.1 安全機能を有する施設, 安全上重要な施設及び重大事故等対処設備</p> <p>MOX 燃料加工施設は, 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において, 重大事故の発生を防止するために, また, 重大事故が発生した場合においても, 重大事故の拡大を防止するため, 及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために, 必要な措置を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は, 想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また, 重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統(供給源から供給先まで, 経路を含む。)にて構成する。</p> <p>重大事故等対処設備は, 共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ, 同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し, かつ, MOX 燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には, 再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また, 同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p> <p>重大事故等対処設備は, 内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて, それぞれに常設のものと可搬型のものがあり, 以下のとおり分類する。</p> <p>常設重大事故等対処設備は, 重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また, 常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」, 常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は, 重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。</p>
<p>8.1.2 共通要因故障に対する考慮等</p> <p>(1) 共通要因故障に対する考慮</p> <p>重大事故等対処設備は, 共通要因として, 重大事故等における条件, 再処理事業所敷地又はその周辺において想定される自然現象及び人為事象, 周辺機器等からの影響並びに設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象を考慮する。</p> <p>共通要因のうち重大事故等における条件として, 想定される重大事故等が発生した場合における温度, 圧力, 湿度, 放射線及び荷重を考慮する。</p> <p>共通要因のうち自然現象として, 地震, 津波, 風(台風), 竜巻, 凍結, 高温, 降水, 積雪, 落雷, 火山の影響,</p>	<p>8.1.2 共通要因故障に対する考慮等</p> <p>(1) 共通要因故障に対する考慮</p> <p>重大事故等対処設備は, 共通要因として, 重大事故等における条件, 再処理事業所敷地又はその周辺において想定される自然現象及び人為事象, 周辺機器等からの影響並びに設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象を考慮する。</p> <p>共通要因のうち重大事故等における条件として, 想定される重大事故等が発生した場合における温度, 圧力, 湿度, 放射線及び荷重を考慮する。</p> <p>共通要因のうち自然現象として, 地震, 津波, 風(台風), 竜巻, 凍結, 高温, 降水, 積雪, 落雷, 火山の影響,</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。</p> <p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>共通要因のうち設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。</p> <p>建屋等については、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p>	<p>生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。</p> <p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>共通要因のうち設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。</p> <p>建屋等については、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p>
<p>a. 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保することにより、信頼性が十分に高い設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。その他の常設重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。</p> <p>なお、MOX燃料加工施設での重大事故は、「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり、同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない設計とする。</p> <p>重大事故等における条件として常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>重大事故等における条件に対する健全性については、「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する溢水、火災に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、健全性を確保する設計とする。溢水における健全性については「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。また、火災における健全性については「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。</p>	<p>a. 常設重大事故等対処設備</p> <p>(共通要因故障に対する常設重大事故等対処設備の設計については、常設重大事故等対処設備の申請に合わせて説明する予定であり、次回以降の申請で示す。)</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>常設重大事故等対処設備は、自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対する健全性を確保する設計とする。</p> <p>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発における健全性については「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物に対して、常設重大事故等対処設備は、回転羽根の損壊により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図る又は内部発生飛散物に対して健全性を確保する設計とする。内部発生飛散物における健全性については「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p>	
<p>b. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保すること、位置的分散を図ることにより信頼性が十分に高い設計とする。その他の可搬型重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。</p> <p>なお、MOX燃料加工施設での重大事故は、「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり、同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等における条件に対する健全性については「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>自然現象のうち地震に対して、屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の措置をするとともに、「3.1 地震による損傷の防止」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれない設計とする。</p> <p>また、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「8.1.7 地</p>	<p>b. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>(共通要因故障に対する可搬型重大事故等対処設備の設計については、可搬型重大事故等対処設備の申請に合わせて説明する予定であり、次回以降の申請で示す。)</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。</p> <p>地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「8.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する溢水、内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図ること、溢水、内部発生飛散物に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>溢水、内部発生飛散物における健全性については「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対して健全性を確保する設計とする。</p>	
<p>c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</p> <p>MOX 燃料加工施設における重大事故等の対処においては、建屋等の外から可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備に接続して水又は電力を供給する必要のない設計とする。</p>	<p>c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</p> <p>(可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口に係る設計については、重大事故等対処設備の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。)</p>
<p>8.1.3 悪影響防止</p> <p>(1)内部発生飛散物による影響</p> <p>安全機能を有する施設は、MOX 燃料加工施設内におけるクレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物(以下「内部発生飛散物」という。)によってその安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物から防護する施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出し、内部発生飛散物により臨界の防止、閉じ込め等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その他の安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生</p>	<p>8.1.3 悪影響防止</p> <p>(1)内部発生飛散物による影響</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 内部発生飛散物の発生要因の選定</p> <p>MOX燃料加工施設における内部発生飛散物の発生要因を以下のとおり分類し、選定する。</p> <p>ただし、通常運転時以外の試験操作、保守又は修理並びに改造の作業においては、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ポンプの使用により内部発生飛散物が発生し、安全上重要な施設の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画書に基づき作業を実施することから、内部発生飛散物の発生要因として考慮しない。</p> <p>(a) 爆発による飛散物</p> <p>爆発に起因する内部発生飛散物については、「第1章 共通項目 5.火災等による損傷の防止」に示す通り、水素を取り扱う焼結炉等において爆発の発生を防止する設計であること及び水素・アルゴン混合ガス（水素濃度9.0vol%以下）に空気が混入した場合の爆発圧力により炉殻が損傷せず、閉じ込め機能を損なわない設計であることから、内部発生飛散物の発生要因として考慮しない。</p> <p>(b) 重量物の落下による飛散物</p> <p>重量物の落下に起因して生ずる飛散物（以下「重量物の落下による飛散物」という。）については、通常運転時において重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器からのつり荷の落下及び逸走によるクレーンその他の搬送機器の落下を内部発生飛散物の発生要因として考慮する。</p> <p>(c) 回転機器の損壊による飛散物</p> <p>回転機器の損壊に起因して生ずる飛散物（以下「回転機器の損壊による飛散物」という。）については、回転機器の異常により回転速度が上昇することによる回転羽根の損壊を内部発生飛散物の発生要因として考慮する。</p> <p>b. 内部発生飛散物防護対象設備の選定</p> <p>安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。内部発生飛散物防護対象設備としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を選定する。ただし、安全上重要な構築物、系統及び機器のうち、内部発生飛散物の発生要因となる機器と同室にあり、内部発生飛散物によって、当該施設の安全機能を損なうおそれがあるものを内部発生飛散物防護対象設備とする。</p> <p>c. 内部発生飛散物の発生防止設計</p> <p>(a) 重量物の落下による飛散物の発生防止設計</p> <p>イ. 重量物を積載して搬送する機器は、積載物の転倒及び逸走を防止するための機構を設ける設計とし、積載物の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>ロ. 重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器は、つりワイヤ等を二重化する設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>ハ. つり上げ用の把持具又はフックには、つり荷の脱落防止機構を設置する又はつかみ不良時のつり上げ防止機構を設ける設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>ニ. 重量物を搬送する機器は、逸走を防止するための機構を設ける設計とし、機器の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p>	

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>ホ. 重量物を搬送する機器は、搬送するための動力の供給が停止した場合に、取扱中の重量物の落下を防止する機構を設ける設計により、重量物の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>なお、MOX 粉末を取り扱うグローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により安全機能に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(b) 回転機器の損壊による飛散物の発生防止設計</p> <p>イ. 電力を駆動源とする回転機器は、過電流遮断器等を設置することに加えて、誘導電動機による回転数を制御する機構又はケーシングを有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>イ. 電力を駆動源とする回転機器は、過電流遮断器等を設置することに加えて、誘導電動機による回転数を制御する機構又はケーシングを有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>ロ. 電力を駆動源とせず、駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器は、调速器により回転数を監視し、回転数が上限を超えた場合は回転機器を停止する機構を有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>d. 内部発生飛散物に係るその他の事項</p> <p>通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ポンプを使用した作業を行う場合に、内部発生飛散物の発生により安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>
<p>(2) 共用</p> <p>安全機能を有する施設のうち、再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものは、共用によって MOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。また、公衆への放射線被ばくを防止するための安全機能が期待されている安全上重要な施設については、原則として他の原子力施設と共用しない設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設のうち、MOX 燃料加工施設内で共用するものは、MOX 燃料加工施設内の共用により安全性を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、MOX 燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p>	<p>(2) 共用</p> <p>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、MOX 燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p>
<p>(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電氣的な影響を含む。）等</p> <p>重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電氣的な影響を含む。）等</p> <p>重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)、内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>系統的な影響について、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする</p> <p>地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、また、地震起因により発生する火災又は溢水により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。常設重大事故等対処設備については耐震設計を行い、可搬型重大事故等対処設備については、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>その他、重大事故等対処設備に考慮すべき設備兼用時の容量に関する影響については、「8.1.4 個数及び容量」に示す。</p> <p>可搬型放水砲については、燃料加工建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>竜巻による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする、又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。風(台風)及び竜巻に対して健全性を確保するための設計方針については、「8.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p>	<p>他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)、内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>
<p>8.1.4 個数及び容量</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統又はこれらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p> <p>「容量」とは、消火剤量、蓄電池容量、タンク容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。</p>	<p>8.1.4 個数及び容量</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統又はこれらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p> <p>「容量」とは、消火剤量、蓄電池容量、タンク容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。</p>

基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用する常設重大事故等対処設備は、MOX 燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等への対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p>	
<p>(2) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p> <p>「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、計測器の計測範囲等とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、閉じ込める機能の喪失に対処する設備は、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を 1 セット確保する。ただし、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を 1 セット確保する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、MOX 燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等への対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p>	<p>(2) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p> <p>「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、計測器の計測範囲等とする。</p>
<p>8.1.5 環境条件等</p> <p>安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量、荷重、自然現象、人為事象及び周辺機器等からの悪影響の環境条件において、その安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して、重大事故等における条件として、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件としては、重大事故等における条件に加えて、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響、周辺機器等からの影響及び設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因を考慮する。</p> <p>荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。</p> <p>自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p>	<p>8.1.5 環境条件等</p> <p>重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して、重大事故等における条件として、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件としては、重大事故等における条件に加えて、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響、周辺機器等からの影響及び設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因を考慮する。</p> <p>荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。</p> <p>自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害を選定する。</p> <p>設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。</p> <p>周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>また、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による影響についても考慮する。</p>	<p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害を選定する。</p> <p>設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。</p> <p>周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>また、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による影響についても考慮する。</p>
<p>(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、自然現象、人為事象による影響、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件並びに荷重</p> <p>a. 安全機能を有する施設</p> <p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、通常時及び設計基準事故時における設備の設置場所の環境条件の変化(圧力、温度、放射線量及び湿度の変化)を考慮し、設備に期待される安全機能が発揮できるものとする。なお、必要に応じて運転条件の調整、作業時間の制限等の手段により、環境条件の変化に対応し、設備に期待される安全機能が発揮できるものとする。</p>	<p>(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、自然現象、人為事象による影響、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件並びに荷重</p> <p>a. 安全機能を有する施設</p> <p>(安全機能を有する施設の通常時及び設計基準事故時における設備の設置場所の環境条件の変化を考慮した設計については、安全機能を有する施設の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。)</p>
<p>b. 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。</p> <p>閉じ込める機能の喪失の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。</p> <p>自然現象のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</p> <p>設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>常設重大事故等対処設備の操作は、燃料加工建屋の中央監視室又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響のうち溢水に対して常設重大事故等対処設備は、想定する溢水量に対して、機能を損なわない高さへの設置、被水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とす</p>	<p>b. 常設重大事故等対処設備</p> <p>(環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、自然現象、人為事象による影響、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件並びに荷重に対する常設重大事故等対処設備の設計については、常設重大事故等対処設備の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。)</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>る。</p> <p>周辺機器等からの影響のうち火災に対して常設重大事故等対処設備は、「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とすることにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>自然現象のうち津波に対して常設重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置し、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>自然現象のうち風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。</p> <p>自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>自然現象のうち落雷に対して外部電源系統からの電気の供給の停止及び非常用所内電源設備からの電源の喪失(以下「全交流電源喪失」という。)を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。</p> <p>直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>間接雷に対して、雷サージによる影響を軽減することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>自然現象のうち生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>自然現象のうち森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車により事前に散水する</p>	

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>ことを保安規定に定めて延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。</p> <p>自然現象のうち塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系への除塩フィルタ及び粒子フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>人為事象のうち敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>人為事象のうち電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、火災による損傷及び内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。</p>	
<p>c. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。</p> <p>閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>自然現象のうち地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。また、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</p> <p>設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>また、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p>	<p>c. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>（環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、自然現象、人為事象による影響、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件並びに荷重に対する可搬型重大事故等対処設備の設計については、可搬型重大事故等対処設備の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。）</p>

基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>周辺機器等からの影響のうち溢水に対して可搬型重大事故等対処設備は、想定する溢水量に対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行う設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響のうち火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「8.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。</p> <p>自然現象のうち津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>自然現象のうち風（台風）及び竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じる、又は位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。</p> <p>位置的分散については、竜巻によって全数が損傷し、機能が損なわれることはないよう、同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と 100 m 以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することを防止する設計とする。</p> <p>また、竜巻が襲来して、個々の設備が損傷した場合の運用として、工程の停止を含めた対応を速やかにとることを MOX 燃料加工施設保安規定に定めて、管理する。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は、風(台風) 及び竜巻による風荷重を考慮し、浮き上がり又は横滑りによって、設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。</p> <p>悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。</p> <p>なお、固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、耐震設計に影響を与えることがないように、固縛装置の連結材に適切な余長を持たせた設計とする。</p> <p>自然現象のうち積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重を考慮し、外部からの損傷を防止できる建屋等内へ配備することで、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。または、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重に対して除雪及び除灰することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>自然現象のうち落雷に対して全交流電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計を行う。</p> <p>直撃雷に対して、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>自然現象のうち生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機</p>	

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>能を損なわない設計とする。</p> <p>自然現象のうち森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>自然現象のうち塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系への除塩フィルタ及び粒子フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>人為事象のうち敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>人為事象のうち電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。</p>	
<p>(2) 設置場所における放射線</p> <p>a. 安全機能を有する施設</p> <p>設計基準事故に対処するための機器を設計基準事故の発生を感知し、自動的に起動する設計とすることにより、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。また、安全機能を有する施設の設置場所は、通常時及び設計基準事故が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で設置場所から操作可能、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又は中央監視室若しくは制御室から操作可能な設計とする。</p>	<p>(2) 設置場所における放射線</p> <p>a. 安全機能を有する施設</p> <p>(設置場所における放射線に対する安全機能を有する施設の設計については、安全機能を有する施設の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。)</p>
<p>b. 重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。</p>	<p>b. 重大事故等対処設備</p> <p>(設置場所における放射線に対する常設重大事故等対処設備の設計については、常設重大事故等対処設備の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。)</p>
<p>c. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。</p>	<p>c. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>(設置場所における放射線に対する可搬型重大事故等対処設備の設計については、可搬型重大事故等対処設備の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。)</p>
<p>8.1.6 操作性及び試験・検査性</p> <p>(1) 操作性の確保</p>	<p>8.1.6 操作性及び試験・検査性</p> <p>(1) 操作性の確保</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、配管、弁、盤に対して系統による色分け、銘板取り付け、機器の状態や操作禁止を示すタグの取付け、操作器具の色、形状の視覚的要素による識別、警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行い、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置を行うとともに、計器表示、警報表示により MOX 燃料加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。また、設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。</p> <p>安全上重要な施設は、設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、容易に操作ができるよう、中央監視室、制御第1室及び制御第4室の監視制御盤や現場の機器、配管、弁、盤に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡潔な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業変更許可申請書「六 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ロで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、MOX 燃料加工施設保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業変更許可申請書「六 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ロで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、MOX 燃料加工施設保安規定に定めて、管理する。</p>
<p>a. 操作の確実性</p> <p>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。</p> <p>現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>現場の操作スイッチは、非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。</p> <p>現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央監視室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p>	<p>a. 操作の確実性</p> <p>（操作性及び試験・検査性に対する重大事故等対処設備の設計については、重大事故等対処設備の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。）</p>
<p>b. 系統の切替性</p> <p>重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等</p>	<p>b. 系統の切替性</p> <p>（操作性及び試験・検査性に対する重大事故等対処設備の設計については、重大事故等対処設備の申請に合わ</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能ないように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</p>	<p>せて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。）</p>
<p>c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また、同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。</p>	<p>c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性</p> <p>（操作性及び試験・検査性に対する重大事故等対処設備の設計については、重大事故等対処設備の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。）</p>
<p>d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保するとともに、アクセスルートは以下の設計とする。</p> <p>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含めて自然現象、人為事象、溢水、火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する設計とする。</p> <p>アクセスルートに対する自然現象について、洪水は立地的要因により影響を受けることがないこと、落雷によって道路面が直接影響を受けることがないこと、生物学的事象は阻害要因を容易に排除可能であることから、重⑬e アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、火山の影響及び森林火災を選定する。</p> <p>アクセスルートに対する人為事象について、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により影響を受けることがないこと、電磁的障害によって道路面が直接影響を受けることがないことから、重⑬e アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>屋外のアクセスルートに対する地震の影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）及び人為事象による影響（航空機落下、爆発）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して設ける設計とする。</p> <p>地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。</p> <p>敷地外水源の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>屋外のアクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を整備することで、通行性を</p>	<p>d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保</p> <p>（操作性及び試験・検査性に対する重大事故等対処設備の設計については、重大事故等対処設備の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。）</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>確保できる設計とする。</p> <p>また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールローダによる復旧を行うことで、通行性を確保できる設計とする。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、車両はタイヤチェーン等を装着することにより、通行性を確保できる設計とする。また、道路については、融雪剤を配備することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対しては、薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>屋内外のアクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止対策（可燃物を収納した容器の固縛による転倒防止）及び火災の拡大防止対策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定め、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートは、津波による影響を受けない建屋等に複数確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水に対してアクセスルートにおける非常時対策組織要員の安全を確保するため防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。</p> <p>また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備し、アクセス性を確保する設計とする。</p>	
<p>(3) 試験・検査性</p> <p>安全機能を有する施設は、通常時において、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験ができる設計とするとともに安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。</p> <p>試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。重④b</p> <p>また、保守及び修理は、維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。)、取替え、保修等が実施可能な設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、原則系統試験及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p>	<p>(2) 試験・検査性</p> <p>(試験・検査性に対する安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の設計については、安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。)</p>

基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p>	
<p>(3) 維持管理</p> <p>加工施設の維持管理にあつては、MOX 燃料加工施設保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。</p>	<p>(3) 維持管理</p> <p>(維持管理に対する安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の設計については、安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。)</p>
<p>8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</p> <p>(1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な設備については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の 1.2 倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</p> <p>a. 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を 1.2 倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を 1.2 倍した地震力に対して、露出した状態で MOX 粉末を取り扱い、さらには火災源を有するグローブボックスはパネルに亀裂や破損が生じないこと及び転倒しないこと、当該グローブボックスの内装機器の落下・転倒防止機能の確保にあつては、放射性物質(固体)の閉じ込めバウンダリを構成する容器や放射性物質そのものを保持する設備の破損により、容器、設備が落下又は転倒しないことにより、必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を 1.2 倍した地震力に対して、重大事故等に対処するための機能を有効に発揮するための火災の感知機能、消火機能や外部への放出経路の遮断等の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>また、a. 及び b. の設備を設置する建物・構築物は、基準地震動を 1.2 倍した地震力に対し、重大事故等に対する対処が成立することを確認することを目的として、重大事故等対処の実施に対して妨げにならないこと、重大事故等対処設備が倒壊等することなく MOX の過度の放出防止機能を確保する設計とする。</p> <p>具体的には、MOX 燃料加工施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのある MOX 粉末の特徴を踏まえ、建物・構築物自体が倒壊せず、壁、床、天井に多少のひびが発生したとしても、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、建物の構造が維持される設計とする。</p>	<p>8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</p> <p>(1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な設備については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の 1.2 倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</p> <p>a. 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を 1.2 倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を 1.2 倍した地震力に対して、露出した状態で MOX 粉末を取り扱い、さらには火災源を有するグローブボックスはパネルに亀裂や破損が生じないこと及び転倒しないこと、当該グローブボックスの内装機器の落下・転倒防止機能の確保にあつては、放射性物質(固体)の閉じ込めバウンダリを構成する容器や放射性物質そのものを保持する設備の破損により、容器、設備が落下又は転倒しないことにより、必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を 1.2 倍した地震力に対して、重大事故等に対処するための機能を有効に発揮するための火災の感知機能、消火機能や外部への放出経路の遮断等の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>また、a. 及び b. の設備を設置する建物・構築物は、基準地震動を 1.2 倍した地震力に対し、重大事故等に対する対処が成立することを確認することを目的として、重大事故等対処の実施に対して妨げにならないこと、重大事故等対処設備が倒壊等することなく MOX の過度の放出防止機能を確保する設計とする。</p> <p>具体的には、MOX 燃料加工施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのある MOX 粉末の特徴を踏まえ、建物・構築物自体が倒壊せず、壁、床、天井に多少のひびが発生したとしても、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、建物の構造が維持される設計とする。</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>(2) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれない設計とする。</p>	<p>(2) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないようまた、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれない設計とする。</p>
<p>8.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、事業許可基準規則の第二十七条第3項第六号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを求められている。</p> <p>MOX燃料加工施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。</p> <p>(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、発火源に対する対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。</p>	<p>8.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針</p> <p>(可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針に対する可搬型重大事故等対処設備の設計については、可搬型重大事故等対処設備の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。)</p>
<p>(2) 不燃性又は難燃性材料の使用</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p>	<p>(2) 不燃性又は難燃性材料の使用</p> <p>(不燃性又は難燃性材料の使用に対する可搬型重大事故等対処設備の設計については、可搬型重大事故等対処設備の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。)</p>
<p>(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p> <p>風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。</p> <p>津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。</p> <p>したがって、MOX燃料加工施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む)及び森林火災によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>(落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止に対する可搬型重大事故等対処設備の設計については、可搬型重大事故等対処設備の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。)</p>
<p>(4) 早期の火災感知及び消火</p> <p>火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせ設置する設計とする。</p>	<p>(4) 早期の火災感知及び消火</p> <p>(早期の火災感知及び消火に対する可搬型重大事故等対処設備の設計については、可搬型重大事故等対処設備の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。)</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。</p> <p>消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。</p> <p>重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。</p> <p>消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。</p>	
<p>(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。</p>	<p>(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮</p> <p>(火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮に対する可搬型重大事故等対処設備の設計については、可搬型重大事故等対処設備の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。)</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>8. 設備に対する要求</p> <p>8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備</p> <p>8.1.1 安全機能を有する施設, 安全上重要な施設及び重大事故等対処設備</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p>8. 設備に対する要求</p> <p>8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備</p> <p>8.1.1 安全機能を有する施設, 安全上重要な施設及び重大事故等対処設備</p> <p>MOX 燃料加工施設は, 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において, 重大事故の発生を防止するために, また, 重大事故が発生した場合においても, 重大事故の拡大を防止するため, 及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために, 必要な措置を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は, 想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また, 重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統(供給源から供給先まで, 経路を含む。)にて構成する。</p> <p>重大事故等対処設備は, 共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ, 同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し, かつ, MOX 燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には, 再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また, 同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p> <p>重大事故等対処設備は, 内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて, それぞれに常設のものと可搬型のものがあり, 以下のとおり分類する。</p> <p>常設重大事故等対処設備は, 重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また, 常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」, 常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は, 重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。</p>
<p>8.1.2 共通要因故障に対する考慮等</p> <p>(1) 共通要因故障に対する考慮</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p>8.1.2 共通要因故障に対する考慮等</p> <p>(1) 共通要因故障に対する考慮</p> <p>重大事故等対処設備は, 共通要因として, 重大事故等における条件, 再処理事業所敷地又はその周辺において想定される自然現象及び人為事象, 周辺機器等からの影響並びに設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象を考慮する。</p> <p>共通要因のうち重大事故等における条件として, 想定される重大事故等が発生した場合における温度, 圧力, 湿度, 放射線及び荷重を考慮する。</p> <p>共通要因のうち自然現象として, 地震, 津波, 風(台風), 竜巻, 凍結, 高温, 降水, 積雪, 落雷, 火山の影響, 生物学的事象, 森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては, 地震, 風(台風), 積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>人為事象として, 航空機落下, 有毒ガス, 敷地内における化学物質の漏えい, 電磁的障害, 近隣工場等の火災, 爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては, 可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。</p> <p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震, 溢水, 火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮す</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
	<p>る。</p> <p>共通要因のうち設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。</p> <p>建屋等については、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p>
<p>a. 常設重大事故等対処設備</p> <p>—</p>	<p>a. 常設重大事故等対処設備</p> <p>(共通要因故障に対する常設重大事故等対処設備の設計については、常設重大事故等対処設備の申請に合わせて説明する予定であり、次回以降の申請で示す。)</p>
<p>b. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>—</p>	<p>b. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>(共通要因故障に対する可搬型重大事故等対処設備の設計については、可搬型重大事故等対処設備の申請に合わせて説明する予定であり、次回以降の申請で示す。)</p>
<p>c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</p> <p>—</p>	<p>c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</p> <p>(可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口に係る設計については、重大事故等対処設備の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。)</p>
<p>8.1.3 悪影響防止</p> <p>(1) 内部発生飛散物による影響</p> <p>—</p>	<p>8.1.3 悪影響防止</p> <p>(1) 内部発生飛散物による影響</p> <p>重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>
<p>(2) 共用</p> <p>—</p>	<p>(2) 共用</p> <p>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p>
<p>(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)等</p> <p>—</p>	<p>(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)等</p> <p>重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)、内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>
<p>8.1.4 個数及び容量</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備</p> <p>—</p>	<p>8.1.4 個数及び容量</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統又はこれらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
	「容量」とは、消火剤量、蓄電池容量、タンク容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。
(2) 可搬型重大事故等対処設備 —	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。 「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、計測器の計測範囲等とする。
8.1.5 環境条件等 —	8.1.5 環境条件等 重大事故等対処設備は、内の事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して、重大事故等における条件として、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。 重大事故等時の環境条件としては、重大事故等における条件に加えて、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響、周辺機器等からの影響及び設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因を考慮する。 荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。 自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。 自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。 人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害を選定する。 設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。 周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。
(1)環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、自然現象、人為事象による影響、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件並びに荷重 a. 安全機能を有する施設 —	(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、自然現象、人為事象による影響、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件並びに荷重 a. 安全機能を有する施設 (安全機能を有する施設の通常時及び設計基準事故時における設備の設置場所の環境条件の変化を考慮した設計については、安全機能を有する施設の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。)
b. 常設重大事故等対処設備 —	b. 常設重大事故等対処設備 (環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、自然現象、人為事象による影響、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件並びに荷重に対する常設重大事故等対処設備の設計については、常設

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
	重大事故等対処設備の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。)
c. 可搬型重大事故等対処設備 —	c. 可搬型重大事故等対処設備 (環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、自然現象、人為事象による影響、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件並びに荷重に対する可搬型重大事故等対処設備の設計については、可搬型重大事故等対処設備の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。)
(2) 設置場所における放射線 a. 安全機能を有する施設 —	(2) 設置場所における放射線 a. 安全機能を有する施設 (設置場所における放射線に対する安全機能を有する施設の設計については、安全機能を有する施設の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。)
b. 重大事故等対処設備 —	b. 重大事故等対処設備 (設置場所における放射線に対する常設重大事故等対処設備の設計については、常設重大事故等対処設備の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。)
c. 可搬型重大事故等対処設備 —	c. 可搬型重大事故等対処設備 (設置場所における放射線に対する可搬型重大事故等対処設備の設計については、可搬型重大事故等対処設備の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。)
8.1.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 —	8.1.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業変更許可申請書「六 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ロで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、MOX 燃料加工施設保安規定に定めて、管理する。
(2) 試験・検査性 —	(2) 試験・検査性 (試験・検査性に対する安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の設計については、安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。)
(3) 維持管理 —	(3) 維持管理 (維持管理に対する安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の設計については、安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。)
8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 (1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針 —	8.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 (1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針 基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な設備については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の 1.2 倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。 a. 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を 1.2 倍した地震力を考慮する設備は、基準

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
	<p>地震動を 1.2 倍した地震力に対して、露出した状態で MOX 粉末を取り扱い、さらには火災源を有するグローブボックスはパネルに亀裂や破損が生じないこと及び転倒しないこと、当該グローブボックスの内装機器の落下・転倒防止機能の確保にあたっては、放射性物質（固体）の閉じ込めバウンダリを構成する容器や放射性物質そのものを保持する設備の破損により、容器、設備が落下又は転倒しないことにより、必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を 1.2 倍した地震力に対して、重大事故等に対処するための機能を有効に発揮するための火災の感知機能、消火機能や外部への放出経路の遮断等の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>また、a. 及び b. の設備を設置する建物・構築物は、基準地震動を 1.2 倍した地震力に対し、重大事故等に対する対処が成立することを確認することを目的として、重大事故等対処の実施に対して妨げにならないこと、重大事故等対処設備が倒壊等することなく MOX の過度の放出防止機能を確保する設計とする。</p> <p>具体的には、MOX 燃料加工施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのある MOX 粉末の特徴を踏まえ、建物・構築物自体が倒壊せず、壁、床、天井に多少のひびが発生したとしても、建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、建物の構造が維持される設計とする。</p> <p>(2) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を 1.2 倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれない設計とする。</p>
8.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 —	8.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 (可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針に対する可搬型重大事故等対処設備の設計については、可搬型重大事故等対処設備の申請に合わせて申請する予定であり、次回以降の申請で示す。)